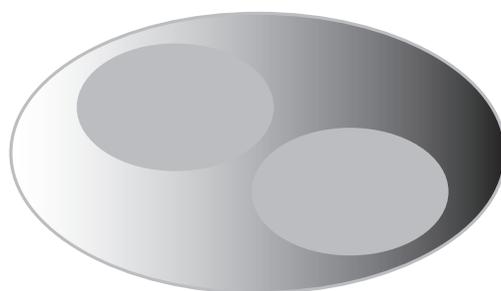


総合科学研究

Human Ecology, Literature and Education Research



第6号

NO.6

平成 24 年 5 月

May, 2012

名古屋女子大学 総合科学研究所

Nagoya Women's University

Research Institute of Human Ecology, Literature and Education

研究所の果たす地域貢献事業

総合科学研究所長

竹尾利夫

わが国では、大学の大衆化が進む中、近年の少子化とあいまって、大学教育のあり方が問われています。各大学では教育の質を確保するための教育課程の見直し、授業形態や教育方法の改善など、さまざまな改革が実施されている昨今です。大学へエリートだけが進学する時代は過去のものになりました。本学においても、さらなる教育力、研究力の向上が大きな課題であることは言うまでもありません。しかし、この15年間ほどの本学園の取り組みを振り返ってみますと、教育・研究のほかに、地域社会への貢献事業が充実の度を増してきたように思います。いわゆる開かれた大学への積極的な取り組みです。文部科学省が掲げた「わが国の文教施策」の、高度で体系的かつ継続的な学習機会の提供者として大学等の高等教育機関が果たす役割りが、地域社会から求められているからです。

既に本学では、これまで学部・学科単位で公開講座を継続的に開催するなど、開かれた大学づくりに取り組んできました。そして、総合科学研究所も「開かれた地域貢献事業」を推進して6年目になります。この間、名古屋市瑞穂児童館と瑞穂保健所との交流事業は、保育・教育・栄養・健康等の幅広い分野の講座内容を展開して、参加者から好評を得ています。殊に瑞穂児童館で毎年開催するクリスマスイベントは、学内教員のみならず学生も数多く参加して、地域の子どもたちから愛される講座になりました。また、瑞穂保健所との交流事業「若がえり教室」も、新たな領域が加わった6つの企画が実施され、高齢者の方々から、知的で個性ある講座内容との高い評価を受けることができました。これも皆様方のお蔭と感謝申し上げます。

ところで、日本そして世界は大きな変革の時期に直面しています。わが国では昨年3月11日に東日本大震災が起これ、未曾有の被害をもたらしました。おりしも「絆」という言葉が改めて注目されています。お互いに支え合って生きる社会の実現を目指そうとする気運が高まったのは、とても嬉しいことです。利益や効率を重視した20世紀の価値観が揺らぎ、人間社会の基本となる「こころ」の問題に人々の関心が向けられた結果と思われます。こころの絆は、一人ひとりの努力によって作られていくものと考えます。本研究所は機関研究、プロジェクト研究、教育と研究に関する種々の研究に加えて、地域社会に寄与する大学づくりを目指した地域貢献事業を今後も積極的におこなっていく所存です。本研究所の活動に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

機関研究論文

創立者越原春子および女子教育に関する研究（平成21年度～22年度）
Studies on Haruko Koshihara, the Founder of Nagoya Women's University
And Female Education (2009-2010)

羽澄直子・石倉瑞恵・氏原陽子・木原貴子・遠山佳治・依岡道子

・・・ 1

プロジェクト研究論文

教員養成課程における実技教科指導内容の検証
——小学校教育現場の卒業生からのフィードバックによる——
Examination of Curriculum Content in Music, Art, and Physical Education
Courses in a Teacher Education Program

—Through feed-back from graduates working in elementary schools—

小林田鶴子・伊藤充子・亀山有希・佐地多美・渋谷寿・和井田節子

・・・ 43

機関研究 中間報告

創立者越原春子および女子教育に関する研究（平成23年度～24年度）

羽澄直子・石倉瑞恵・氏原陽子・木原貴子・遠山佳治・依岡道子

・・・ 53

大学における効果的な授業法の研究 5

——多様な学習成果の評価方法の開発——

遠山佳治・石倉瑞恵・神山久美・白井靖敏・羽澄直子・原田妙子・幸順子

・・・ 59

プロジェクト研究 中間報告

教員養成課程における実技教科指導内容の検証（2）

——幼児教育現場の卒業生からのフィードバックによる——

小林田鶴子・荒井康夫・伊藤充子・佐地多美・渋谷寿・吉村智恵子

・・・ 61

実験を取り入れた参加型理科教育の推進に関する研究

市原千博・宇野民幸・吉川直志

・・・ 70

機関研究教育実践

幼児の才能開発に関する研究

遊びの中の学び I

（幼児保育研究グループ）

・・・ 75

中学生の学力向上に関する研究

主体的な学びを促す基本的指導技術の向上

（中学校学力向上研究グループ）

・・・ 83

| | |
|---|-----------|
| 高校生の学力向上に関する研究 思考力を高める授業のあり方 (高等学校学力向上研究グループ) | . . . 88 |
| 「開かれた地域貢献事業」報告 | |
| 開かれた地域貢献事業 (平成23年度) 名古屋市瑞穂保健所・瑞穂児童館との交流事業 原田妙子・渋谷 寿 | . . . 91 |
| 講演会報告 | |
| 大学講演会 | . . . 99 |
| 事業概要 | |
| I. 運営 | |
| 運営委員会 | . . . 105 |
| II. 研究助成 | |
| 1. 機関研究 | |
| 幼児の才能開発に関する研究 中学生の学力向上に関する研究 高校生の学力向上に関する研究 創立者越原春子および女子教育に関する研究 大学における効果的な授業法の研究 5 | . . . 107 |
| 2. プロジェクト研究 | |
| ① 教員養成課程における実技教科指導内容の検証 (2) ——幼児教育現場の卒業生からのフィードバックによる—— | . . . 112 |
| ② 実験を取り入れた参加型理科教育の推進に関する研究 | . . . 112 |
| III. 開かれた地域貢献事業 | |
| 名古屋市瑞穂児童館との共催事業 名古屋市瑞穂保健所との共催事業 | . . . 112 |
| IV. 講演会 | |
| 大学講演会 高等学校教育講演会 中学校教育講演会 | . . . 112 |
| 資料 | |
| 名古屋女子大学総合科学研究所規程 | . . . 113 |

機関研究論文

機関研究（平成21～22年度）

創立者越原春子および女子教育に関する研究

Studies on Haruko Koshihara, the Founder of Nagoya Women's University
And Female Education (2009–2010)

石倉瑞恵・氏原陽子・木原貴子・遠山佳治・羽澄直子・依岡道子
Mizue ISHIKURA, Yoko UJIHARA, Takako KIHARA, Yoshiharu TOHYAMA,
Naoko HAZUMI, Michiko YORIOKA

| | | |
|---|----------------------------|----|
| はじめに | 羽澄 直子 . . . | 2 |
| 1. 19世紀チェコにおける女子高等教育の成立と女性医師の誕生 —エリシュカ・クラスノホルスカの思想と活動を中心に— | 石倉 瑞恵 . . . | 4 |
| 2. 大正期の小学校女性教員論 | 氏原 陽子 . . . | 14 |
| 3. 近代イギリスにおける「最初の」女性医師 —エリザベス・ブラックウェルとエリザベス・ガレット— | 木原 貴子 . . . 依岡 道子 . . . | 22 |
| 4. 近代日本における職業人としての女子専門教育に関する一考察 —女医育成を中心に— | 遠山 佳治 . . . | 29 |
| 5. 19世紀アメリカ高等教育における女性の学問領域 —女性医師と医療教育機関— | 羽澄 直子 . . . | 36 |

はじめに

平成21年度～22年度の機関研究「創立者越原春子および女子教育に関する研究」は、平成17年度～18年度の第一期、平成19年度～20年度の第二期研究に続く第三期となる。研究メンバー6名のうち、木原、遠山、依岡、羽澄は平成17年度第一期からの継続、石倉は21年度第三期から、氏原は第三期途中の22年度からの参加である。

活動方針は第一期、第二期に倣っているが、共通テーマをより明確に設定することで、機関研究としての研究方向の統一性を図った。メンバーはこのテーマに沿って、各自の専門的見地から研究を進め、研究会議で論議をすることとなった。

1. 平成21年度の活動

この年の共通テーマは「19世紀～20世紀における女子教育の国際比較」と定められた。19世紀～20世紀としたのは、さまざまな国の歴史を見ると、女子教育への関心が高まり、学校制度の本格的な整備が始まったのが、およそこの時期であることが多いからである。国際比較としたのは、メンバーの研究対象の地域が異なる（日本、イギリス、アメリカ、チェコ）ため、各自の専門性を本研究に活かすには比較という手法が適当だと思われたからだ。また女子教育の始まりと変遷について、それぞれの地域の事情や歴史的背景をふまえて考察、討議することが、女子教育というものを総括的に捉える第一歩になると考えたからである。

各メンバーの発表は以下のとおりである。

(1) 石倉瑞恵

「チェコの文化と大学」（平成21年7月3日）

「19世紀チェコにおける女子高等教育の萌芽」

（平成22年3月9日）

(2) 木原貴子・依岡道子

「イギリスにおける初期女子高等教育—イギリスにおける女子の大学教育のはじまり」

（平成21年9月17日）

(3) 遠山佳治

「明治・大正・昭和前期における日本の女子教育の実情—日本女子大学女子教育研究所の研究成果を中心に」（平成21年9月17日）

(4) 羽澄直子

「アメリカにおける初期女子高等教育—家政学の始まり」（平成21年11月12日）

中産階級の台頭著しい19世紀のイギリスでは、いわゆる「余った女」となって職を求める女性たちが、より良い仕事を得るために、高等教育を渴望するようになった。アメリカの女子教育は、独立後の新しい国家を担う次世代を家庭で育てられる「共和国の母」を育成するために始められたが、やがて単なる良妻賢母教育に飽き足らず、より高度な学問を求める女性が増えてきた。しかし創設以来男性中心だった伝統的な大学の多くは、高等な学問は女性の領域ではないとして、女性の入学を拒んできた。19世紀のイギリスとアメリカの女子高等教育の歴史は、男女の教育の機会均等を求める運動の歴史であり、また女性の社会的地位向上を求める戦いの歴史でもある。

チェコの女子高等教育の成立はイギリスやアメリカよりやや遅く、19世紀末であった。ハプスブルク帝国の統治下という政治的事情もあり、チェコ唯一の総合大学カレル大学が女性を受け入れるまでは、高等教育の機会を得られない女性たちは国外で学ばざるを得なかった。

日本での女子に対する公教育は、19世紀後半、1872年（明治5年）の学校制度公布とともに始まった。1885年（明治18年）生まれの越原春子も当然ながら新しい学校制度の教育を受けている。1893年（明治26年）には「女子教育に関する訓令」が出され、良妻賢母主義に基づく女子教育が国策として定められた。しかし一方では教育を受け「職業婦人」として社会へ出る女性も増えていた。このような状況のなか、越原春子は1915年（大正4年）、新しい時代に合致した優れた女子職能人の育成をめざして名古屋女学校を開校し、日本の女子教育発展の一翼を担ったのである。

2. 平成22年度の活動

平成21年度の研究会議では、日本、アメリカ、イギリス、チェコの女子教育の始まりと変遷が検証され、各々の女子教育発展の過程には、歴史や地域の差を越えた共通点があることが確認された。その1つが教員養成や医学部といった実務的な分野における女子への専門教育であった。この前年度の研究結果を受け、この年の共通テーマは「職業人としての専門教育—教員養成と医学を中心に（19世紀後半～20世紀前半）」と定められた。

各メンバーの発表は以下のとおりである。

(1) 石倉瑞恵

「チェコにおける最初の女性医師アンナ・バイエロヴァー—その生涯と19世紀女性運動におけるインパクト」（平成22年11月26日）

(2) 氏原陽子

「隠れたカリキュラムによるジェンダー・メッセージの伝達」(平成22年6月25日)

「大正期の女性教員論と実態」(平成23年3月2日)

(3) 木原貴子・依岡道子

「イギリスにおける二人の『最初の』医師—エリザベス・ブラックウェルとエリザベス・ガレット・アンダースン」(平成22年9月13日)

(4) 遠山佳治

「日本における最初の女性医師たち～荻野吟子・生沢クノ・高橋瑞子・吉岡弥生を中心に」

(平成22年9月13日)

(5) 羽澄直子

「19世紀アメリカにおける医療と女性—女性が医学を学ぶ場所」(平成22年9月13日)

教職、特に初等教育の教員は、早い時期から女性向きとみなされた数少ない職業であった。これは学校でおこなわれる読み書きやしつけといった教育活動が、家庭で母親が担う役目の延長だと捉えられていたからである。しかし教育の現場では女性教師の資質に対する疑問や偏見、家庭と仕事への両立に関する批判も見受けられた。

一方医学に関しては、看護や治療は女性向きの一面があるとされ、医療現場でも女性が求められながらも、医学は伝統的に男性の領域とされてきた。その結果、今回発表されたチェコ、イギリス、アメリカ、日本のいずれの国でも医師をめざす女性に対し、医師養成機関は容易に門戸を開こうとはしなかった。研究会ではそれぞれの国の医学教育システムを確認し、厳しい状況のなかで「最初の」女性医師になった女性たちの業績とその位置づけについて討議した。

3. 21年度～22年度研究成果

2年間の研究のまとめが、次ページからの論文に示されている。概要は以下のとおりである。

(1) 石倉瑞恵

「19世紀チェコにおける女子高等教育の成立と女性医師の誕生—エリシュカ・クラスノホルスカの思想と活動を中心に」

エリシュカ・クラスノホルスカは、チェコにおける女子ギムナジウムの創設者にして、女性に大学と医師へ

の道を切り開いた女性指導者である。彼女の思想と活動の軌跡を分析することを通して、19世紀チェコの女性が高等教育機会と医師という専門職を勝ち得るプロセス、及びチェコ社会と女性運動にクラスノホルスカが果たした意義を明らかにしようとする。

(2) 氏原陽子

「大正期の小学校女性教員論」

帝国教育会の調査をめぐる小学校女性教員論を考察し、小学校女性教員が男性校長や教員からどのようにみられていたのか、小学校女性教員がどのように小学校女性教員論に対抗しえたのかを明らかにする。

(3) 木原貴子・依岡道子

「近代イギリスにおける『最初の』女性医師—エリザベス・ブラックウェルとエリザベス・ガレット」

先駆的な女性医師たちの活動を通して、女性医師の存在が制度的にも社会的にも認められなかった19世紀イギリスにおいて、彼女たちがどのように闘って医師の資格を取得していったかを検証する。

(4) 遠山佳治

「近代日本における職業人としての女子専門教育に関する一考察～女医育成を中心に」

明治時代における女医誕生の動向を説明し、女医の育成に先駆的な女医たちの努力があったことを述べるものである。その上で、明治時代・大正時代・昭和初期と時代を大きく時期区分して、当時の社会における女性の職業としての女医の位置づけおよび女医をめぐる職業意識を検討し、近代日本社会のなかで女医育成が果たした社会的意味を考える。

(5) 羽澄直子

「19世紀アメリカ高等教育における女性の学問領域—女性医師と医療教育機関」

女性にとっては未知の学問領域へ、多くの障害に直面しながらも果敢に踏み込む先駆者たちの軌跡と、アメリカの女子医療教育の歴史を考察する。

これらの論文はまだ研究成果の一部であり、第四期として継続している本機関研究でさらなる検証を重ね、女子教育の意味をより多角的に掘り下げて探求していく所存である。

(文責 羽澄直子)

19世紀チェコにおける女子高等教育の成立と女性医師の誕生

エリシュカ・クラスノホルスカの思想と活動を中心に

石倉瑞恵

1. はじめに——失われた民族性

本稿は、エリシュカ・クラスノホルスカ (Eliška Krásnohorská: 1847–1926) という一人の女性運動家—女子ギムナジウムの創設者にして、女性に大学と医師への道を切り開いた女性指導者、の思想及び活動の軌跡を分析することを通して、19世紀チェコの女性が高等教育機会と医師という専門職を勝ち得るプロセス、及びチェコ社会と女性運動にクラスノホルスカが果たした意義を明らかにすることを目的とする。

クラスノホルスカは、チェコの女性運動家であると同時に、オーストリアの、そして中欧の女性運動家として位置づけられている。それは、19世紀当時オーストリア・ハンガリー帝国（以降は、「ハプスブルク帝国」として示す）の一諸邦であったチェコでは、啓蒙君主ハプスブルク皇帝のお膝元であるウィーンよりも、帝国内のどの領土よりも早い時期に女性運動が開花したからである。なぜチェコという小国がハプスブルク大帝国の女性運動を主導することになったのか、本論に入る前にこの点に言及しておく。

チェコがハプスブルク帝国の一諸邦となったのは1526年である。ボヘミアとモラヴィアに象徴としての地方議会をおき、ハプスブルク皇帝が直接統治する政治形態が1917年まで続く。異民族による長い統治の間に、人口の大半をドイツ民族が占め、支配者階級はドイツ民族が独占するようになった。チェコ人は自らの祖国の政治に関わるのがなく、さらには、言語までも失うことになる。なぜなら、政治・文化の公用語はドイツ語であり、チェコ語が政治や文化を語ることはなくなったからである。チェコ人の教育の場においてですら、チェコ語は教授用語になりえなかった。チェコ語は、過去に取り残され、言語としての豊かな成長の中に置かれることがなかった。チェコ語は、田舎で農耕生活を送っているチェコ人の会話言語として生き延びてきた。

しかし皮肉なことに、帝国支配は自身の教育改革によってその力を弱めることになる。啓蒙君主マリア・テレジア及びヨゼフ二世は、近代国家を目指して教育改革を

行う。1774年、マリア・テレジアが発布した「普通学校規定」は帝国領土内における全ての6歳から12歳までの子どもの就学を義務付けた。この規定により、帝国下の初等教育は急速に発展した。そして、「すべての民に教育を」というこの初等教育改革こそが、生きるチェコ語を操るチェコ人農民を覚醒させ、彼らを民族復興運動へと駆り立てる契機になったのである。

19世紀チェコは、まさに民族復興運動の直中にある。

チェコ的女性運動は、民族復興運動の一端として19世紀初頭に萌芽期を迎える。それは、女性のチェコ民族意識覚醒を目的とした女性啓蒙活動としてスタートしたのである。女性運動の指導者は、チェコ語が生き残る農村に生まれた。何世紀にもわたってチェコ人指導者を頂いたことがなかったチェコ人は、リーダーシップを求めていたのであろう、チェコ人社会で女性指導者は男性にも容認されやすかった。失われた民族性は、女性運動の展開にとっては恰好の温床であったと言えよう。そのために、チェコはハプスブルク帝国における女性運動の発祥地となり、19世紀女性運動を導くことになったのである。

クラスノホルスカは、民族復興運動の最盛期にチェコに生まれた。執筆家であり、女性運動家であるが、自身医学を志したわけではない。しかし、何よりも女性が医師となる道を切り開くことにこだわり、医師を志す女性を支え続け、女性が大学で医学を修めて医師となる道を築き上げた人物である。女性医師の誕生を語る上では、避けて通ることはできない。

1900年に最初の女性医学部入学者を輩出するまでのクラスノホルスカの活動が19世紀チェコに及ぼした影響を明らかにするために、以下の点について順次明らかにしていく。最初に、民族復興運動の中で生まれた初期女性運動の特色を示し、次に、クラスノホルスカの生い立ちから青年期までの活動と思想形成のプロセスを明らかにする。初期女性運動と照らし合わせることで、彼女が女性運動の発展にいかに関与したかが明らかになるからである。最後に、女性医師への道を切り開く

活動の軌跡を追い、彼女がチェコ社会変容に及ぼした影響力を明らかにする。

2. チェコ民族復興運動と女性運動

(1) 保守的女性像に向けての女性の啓蒙

① 19世紀初頭の女性

ハプスブルク帝国における女性の地位は非常に低い。女性は結婚して夫の姓を名乗り、家と夫に従わなければならなかった。1811年一般住民法は、家庭で決定権をもつのは男性のみと定めていた¹⁾。子どもの教育に責任をもつのは父親で、母親の役割は子どもの世話をすることのみとされた。離婚の際、その子が男子なら4歳以上、女子なら7歳以上になっていれば、母親の同意を得ることなく、父親がひきとることができた。女性は、妻であれ、母であれ、家庭の中で決定権をもたない。したがって、女性には教育の必要性はないと考えられていた。

普通学校規定(1774年)が、男女の別なく6歳から12歳までの義務教育を定めてはいたものの、実際に義務教育を受けていたのは男子であり、女子の就学率は低かった。女性は教育を受けていないため、「自分の息子が10歳になるとその教育レベルについていくことができない²⁾」母親がほとんどだったようである。女子が主として通っていたのは、日曜学校であった。そこでは、15歳までの子どもが生活に必要な実践的教育を受けることができた。

② 女子教育の場の誕生

19世紀民族復興運動の高揚は、女性のチェコ民族としての誇りを育む女性教育者を誕生させる。1826年、マグダレーナ・ドロテア・レッティゴヴァ (Magdalena Dorotea Rettigová: 1786-1845) がリトミシュルという田舎で開催した無償の料理教室は、貧しい農村の女子を対象とした最初の教育の場であった³⁾。彼女は、若い女性が教育を受けて民族復興への意識を高めることになれば、民族復興運動の力は倍増すると考えていた。そこで、伝統的な料理や家事の教育を通して、チェコ語やチェコの歴史についての教育を行った。だれもが、チェコ語を読めるようになることを説き、チェコ人作家による小説を読むように勧めた。彼女自身、女性のために小説を書き、多数の短編小説を雑誌に投稿していた⁴⁾。豊かなチェコ語を身につけ、チェコの歴史を知っていれば、女性が母となった時、子どもに民族への愛と誇りを伝えることができると考えたからである。

レッティゴヴァには、女性の保守的、伝統的役割に対する批判的視点はなく、女性を権利の獲得へと駆り立て、

新たな女性の生き方を模索するという考えには至っていない。女性の伝統的役割を肯定した上での保守的啓蒙であるが、女性にも教育が必要であることを説いたという点でその後の女性運動への源流となったと考えられる。

チェコの片田舎で始まった女性啓蒙運動の影響は、プラハや各地に波及する。1851年には、プラハに「聖ルドミラ会」が設立され、女性の教育を担った。1863年には「チェコ生産協会」⁵⁾が設立され、女性の教育と女子学校の発展に貢献した。

(2) 女性の自立への覚醒

① アメリカの影響

19世紀中期、亡命先のアメリカから帰国した一人の男性がいた。ボイティエク・ナープルステク (Voitěch Náprstek: 1826-1894) である。彼は、思想犯として何度か拘束を余儀なくされ、警察の目を逃れるためにアメリカに渡り、法律を勉強してプラハに戻ったのである。彼の母アンナはビアホールと民宿を営みながら、密かに民族復興運動を支持していた。1848年のチェコ革命以降は、ビアホールと民宿を民族復興運動家の隠れ家として提供していたようである。1862年、ボイティエクは、母のビアホールを拠点として、約10年間のアメリカ生活で目にした女性運動、社会に目を見開いているアメリカ女性についての演説を行なった。その演説は人々に感銘を与えたと言う⁶⁾。

1865年、ボイティエクは「アメリカ女性クラブ」を結成した。ビアホールを講義室に、毎週日曜日の朝、女性に無料で講義を行なった。講義内容には、女性の解放についてのみならず、天文学、医学、生物学、哲学、文学、歴史学等の女性の意識向上に貢献すると思われる科目が含まれた。講義に参加できるのは女性のみで、男性は、離れたロビーから聞くことしかできなかった⁷⁾。又、クラブの会員はナープルステク家の図書室を利用することも許されていた⁸⁾。

アメリカ女性クラブは、その後の著名な女性達の出会いの場となる。クラスノホルスカ、最初のチェコ人女性医師アンナ・バイエロヴァ (Anna Bayerová: 1853-1924)、最初のチェコ人女性政治家カルラ・マーホヴァ (Karla Máchová: 1853-1920)、共和国初代大統領夫人シャルロット・マサリコヴァらが、アメリカ女性クラブに通い、交流を深めた。

このような女性の初期的な意識改革を目論むクラブの設立は、アメリカ女性クラブを発端として各地に広がる⁹⁾。アメリカ女性クラブの活動は20年間続いたが、その間に登録された聴講者は、総計で2万7千人にも上っ

た。

② 教育から活動へ

小説家のカロリナ・スヴィエトラ (Karolina Světlá: 1830-1899) は、アメリカ女性クラブの設立に貢献した女性である。しかし、それまでの民族復興をモチベーションとする女性の啓蒙には疑問をもち、女性運動の目的として女性の経済的自立に目を向けた。いわば、スヴィエトラによって、女性運動が民族復興運動から分岐するのである。

彼女が1871年に設立した「チェコ女性生産協会」は、女性運動の拠点として、また女子教育の拠点として、その後のチェコ社会、政治にまで最大の影響力を及ぼす組織へと発展する。そもそも、この協会を設立した当初の意図は、1866年のプロイセンとの戦争の後に寡婦となったり、父親を亡くしたりした女性の経済的自立を支えることにあった¹⁰⁾。そこで、会計や裁縫、刺繍、編み物、音楽、絵画、外国語等の講座を開いたが、これらの学びを通して、次第に、女性にも中等教育、高等教育が必要だとする思想を生み出した。そのような思想は社会変革への原動力に発展し、数多くの女性運動を支援することになる。

1872年には、チェコ女性生産協会が2千人以上の女性会員から寄付を集め、プラハ初となる「女子商業・実業学校」の設立を支援した。この学校は正規の初等・中等学校とみなされ、1887年には、民間事業所で勤務する上での公認の学歴として認められるようになる¹¹⁾。また、産婦人科には女性医師が必要であることを訴え、ボヘミア医学協会からの寄付を集めて、ハプスブルク帝国初となる看護学校の設立にも寄与した¹²⁾。

スヴィエトラは、クラスノホルスカの生涯の同志であった。スヴィエトラ32歳の時、舞踏会にデビューした15歳のクラスノホルスカと出会う。クラスノホルスカは、スヴィエトラの思想に感銘を受け、スヴィエトラは、女子高等教育の確立と女性医師の輩出に奔走するクラスノホルスカの活動を支持して行くのである。

3. エリシュカ・クラスノホルスカと女性運動

(1) クラスノホルスカの生きた時代

クラスノホルスカは1847年の生まれである。彼女の幼少期、青年期は、保守的女性像に向けた女性啓蒙期から経済的自立を掲げた女性啓蒙期への転換期にあたる。それでは、1847年から彼女が女子ギムナジウムを設立する1890年まで、チェコ社会及び女性をとり巻く教育状況はどのような変化を遂げたのであろうか。

① 民族復興運動とチェコ語の復権

民族復興運動は、1848年チェコ革命において一つの頂点を迎える。ボヘミアとモラビアの統一、チェコ人による自治を要求に掲げて、学生、労働者、農民が立ち上がった。多くの犠牲者を出した6月蜂起では女性の姿も見られた。「アマゾン」とあだ名された女性は、マスケット銃を片手に、大きなバリケードの上に座ったと言う¹³⁾。女性の犠牲者、そしてチェコ史上初めて女性政治犯を生み出した革命である。民族復興は確実に女性を歴史の表舞台に導き出していた。

1848年以降、言語、経済・政治におけるチェコ人の自治は徐々に成し遂げられていく。それは実質的にはハプスブルク帝国の弱体化を意味していたのであるが。1861年には、初めてのチェコ語による新聞『民族新聞』(Národní listy) が創刊される。1880年頃には、対外的な商業用語としてのチェコ語の使用が認められるようになり、チェコ人商工会が経済的自治を獲得する。次第にチェコ人は地方議会への権利をも得始めた¹⁴⁾。

チェコ語がメディアや経済界で復権を成し遂げると、学校教育における教授用語にもチェコ語が採用されるようになった。1866年教育法が教授用語としてのチェコ語を認めると、初等学校、中等学校、ギムナジウム等各学校段階において、ドイツ語を教授用語とするドイツ語学校とチェコ語を教授用語とするチェコ語学校が出現し始めた¹⁵⁾。

② 女子教育機関と女性の職業

教授用語としてのチェコ語の採用に加え、1869年には、8年制義務教育制度が施行された。制度上、チェコ人は男女を問わず、チェコ語を教授用語とする初等、中等学校に通うことができるようになったのである。しかし、女子の場合、義務教育後(15歳以降)の教育の道は存在しなかった。大学への進学コースとなるギムナジウムに通うことができるのは男子のみに限られていたのである。

1890年までに設立された15歳以上の女子のための学校はチェコ全土で3校のみであり¹⁶⁾、いずれも大学への進学は許されていない女子教育の最終課程であった。1865年設立の「プラハ高等女子学校」は、11歳から15歳までの良家の子女を対象とした保守的な学校であり、良妻賢母教育、社交界やサロンにおいて品格の際立つ女性の育成を目的としていた。

義務教育制度の確立に付随して、教員養成課程の整備も進んだ。女子の教育にあたる女性教員の需要も生じ、義務教育制度の施行と同年の1869年、「4年制女子教員

養成機関¹⁷⁾」が設立された。そして、3校目が1871年スヴィエトラら設立の女子商業・実用学校であった。

したがって、この頃から初等学校教員として働く女性が現れ始めた¹⁸⁾。初等学校教員は、女性が最初に手にした知的専門職であった。又、1875年には女性が郵便サービス職に就くことが認められた。ただし、教員であれ、郵便サービス職であれ、国家の職員となった女性は結婚することが許されていなかった¹⁹⁾。

これまで女性と男性は、チェコ語の復権という共通の目的に向かって共闘してきた。しかし、それが実現した時、女性は男性と比べて享受するものが少ないことに気づく。民族復興という鎧をはがれ、ようやく女性の問題が顕わになったのである。

(2) 作家から女性運動へ

① クラスノホルスカの生い立ち

クラスノホルスカは、このような激動のチェコ社会を背景に、豊かな中産階級の家庭に育った。

クラスノホルスカの父は商売に成功した経営者であった。母は、貧しい出自の使用人であったが、音楽や読書、絵画を好み、結婚後はたくさんの本を購入することに喜びを見出していたようである。クラスノホルスカ2歳の時に父が亡くなると、母は経営を先妻の息子に譲り、5人の子を連れてプラハの中心部に転居した。その後しばらくは、比較的豊かな生活を送っていた。母の影響を受けて、彼女の兄弟姉妹も、絵画やピアノを学んだ。しかし、何をやるにも男の兄弟が先であったと言う²⁰⁾。

彼女は8年制義務教育施行(1869年)以前に10代を過ぎたので、12歳まで私立学校に通い、主に外国語、手工等の教育を受けた。13歳で、初等学校のフランス語助手として働き始める。彼女は自分の稼ぎでフランス語、ドイツ語の辞書やラテン語文法の本を買った。音楽を学ぶために、音楽アカデミーの授業料にもあてた²¹⁾。学ぶことの好きな彼女は、縫い物をしながらもラテン語の動詞活用を暗記していたという²²⁾。フランス語助手の仕事は、些細な事件から1年でやめてしまうことになるのであるが²³⁾。

彼女が、知識への飽くことのない欲求をもつ女性として育ったこと、労働により職を得て、その欲求を満たすことに喜びを見出したという経験は、女性の経済的自立を促そうとする彼女の思想の基底を形成するものであったと考えられる。

② 『女性新聞』創刊へ

しばらくして、経済的困難を抱えたクラスノホルスカ家は、プラハを離れピルゼンに転居した。すでに、ス

ヴィエトラと出会い、その進歩的な考え方に感銘を受けていた彼女は、執筆活動を開始する。まずは、オペラのための物語の戯曲化にとりかかる。1860年代、チェコ・オペラはスメタナという巨匠を迎え、一つの黄金時代を築いていた。スメタナは、音楽における民族復興運動家であり、チェコの田園風景と民族音楽をモチーフとしたオペラを次々と作曲した。そのチェコ語で演じられるオペラの戯曲創作に、進歩的な彼女は虜となった。しかし、クラスノホルスカが学び続けることは、女性が進歩的になることを好ましく思っていなかった母にとっては苦々しいことでしかなく、度々口論となったようである。特にスヴィエトラに感化され「よからぬ」活動に巻き込まれることを懸念していた²⁴⁾。

1874年、クラスノホルスカは一人家族の元を離れて、プラハに出る。古いアパートの一室を4人で共有し、執筆業に専念した²⁵⁾。この頃、彼女が戯曲を提供したスメタナ・オペラは、「キス」、「秘密」、「悪魔の壁」、「ピオラ」である²⁶⁾。彼女の執筆への熱意はさらに高まり、その後、詩、童話、小説、文学批評、随筆等にまで及ぶ。

又、同年『女性新聞』(*Ženský list*)を創刊した。この新聞は、ハプスブルク帝国内の女性運動の動向や各国で活躍する女性の様子を伝え、当時唯一の女性のための情報紙となった。『女性新聞』は、チェコ国内の女性の意識向上に大きく貢献するとともに、クラスノホルスカ自身、女性の教育と経済的自立へと関心が移っていく契機となった。

(3) 女性の高等教育機会へ

① 『女性の疑問』における女子教育・職業論

1881年、クラスノホルスカが出版した『女性の疑問』(*Ženská otázka*)は、女性の経済的自立とそのための教育の必要性を説いているものである。そこには、彼女がどのような女性をターゲットに、どのような職業に向けて意識を高めようと考えているのかを伺い知ることができる。『女性の疑問』におけるクラスノホルスカの主張は次のとおりである²⁷⁾。

女性が家庭に入って果たす役割は重要であるが、それに甘んじていると辛い目に会うのは女性である。なぜなら、家族を養うのに精一杯の稼ぎしかなかったり、男性が先立ったら残された家族は収入がなくて困ったりするであろうことをよくよく承知しているのにも関わらず、男性は、女性運動や女性の社会進出に反対しているからである。したがって、女性は働いて経済力を身につける必要がある。

又、働く必要があるのは、中産階級の女性である。な

ぜなら、貧しい女性達は、農業であれ手工であれ、家計のためにすでに働いているからである。女性運動の視点からは、彼女達に見出す問題はない。裕福な女性は、どのようなことが起ころうとも決して働く必要はないであろう。ゆえに、対象外である。中産階級の女性は、貧困と富との狭間にあって、まさに女性運動によって救わなければならない人々である。彼女達には経済的自立の手段を与えなければならない。

そして、確かな所得を得るために、女性の雇用機会はより広い分野で開かれなければならない。その職業に就くために、より高度な教育を受ける機会が与えられなければならないと主張する。

中産階級の女性にホワイトカラー労働をというのがクラスノホルスカの論である。すべての女性の自立や権利を念頭に置いていないという視野の狭さに問題点があるにせよ²⁸⁾、彼女の関心が、確実な経済的自立をもたらすことになる女性の高等教育機会へと向かっていることを読みとることができる。又、クラスノホルスカは、様々な知的職業の中でも女性医師の実現に最も関心を抱いていた。後年、クラスノホルスカの教え子であり、女性にして最初のカレル大学医学部学生となったアンナ・ホンザーコヴァは、クラスノホルスカが女性医師にこだわったのは、それが様々な職業の中で、女性に最も困難な道のりを呈する職業だと考えたからではないかと述べている²⁹⁾。

② 大学と民族復興運動

それでは、クラスノホルスカが高等教育に目を向け始めたころ、チェコの大学はどのような状況にあったのか。

1348年に設立されたカレル大学は、ハプスブルク帝国領内最古の大学である。しかし、帝国下の大学教授用語は全てドイツ語となり、大学で任用される教授は全てドイツ人であった。大学名称そのものも、プラハ・カレル・フェルディナンド大学とドイツ風に改められていた。カレル大学は、チェコにありながらチェコの大学ではなかった。

19世紀民族復興運動は、カレル大学にも改革をもたらす。1860年代にチェコ人の教授が任用されるようになると、チェコ語での授業が行われることもあった。チェコ語ギムナジウムの増加を背景として、カレル大学における二言語制の採用を主張する政治家も現れた³⁰⁾。しかし、中等教育機関とは異なり、学問の最高府であり、ドイツ人学生も学ぶカレル大学でチェコ語を教授用語として採用することはなかなか認められなかった。

1882年、カレル大学は、とうとう解決策にたどりついた。それは、チェコ語を教授用語とするチェコ大学とドイツ語を教授用語とするドイツ大学とに分離することである³¹⁾。それぞれの大学は別の入り口を設け、講義室の使用を隔日にするなど、同一敷地内において完全な棲み分けを行っていた³²⁾。

クラスノホルスカは、チェコ大学の誕生を受けて、女性が大学に通うことができないことを嘆いた。そして、女性が大学に受け入れられるために、乗り越えなければならない課題を意識し始める。大学への入学資格、すなわち中等教育修了資格を得ることのできるギムナジウムを女性に開放することである。

4. エリシュカ・クラスノホルスカと女性医師養成

(1) 女性医師を求める声と阻む壁

スヴィエトラは、産婦人科の女性医師が必要であることを痛感していたが、看護学校の設立支援以上のことは成し遂げられなかった。

オーストリア帝国内に女性の産婦人科医、小児科医が存在しないことは、深刻な問題であった。ハプスブルク帝国の領土にはイスラム教徒が多かった。男性医師がムスリム女性を診察することは宗教上タブーとされていたため、多くのムスリム女性が治療を受けられないでいた³³⁾。又、ムスリム女性のみならず、若い女性には、医師の診察を拒む者も多かった。女性から医師を輩出することは、女性の教育機会、専門職、経済的自立を勝ち得ること以上に、女性の医療を受ける権利を保障することにも通じた。

ハプスブルク帝国の女性医師誕生は、欧米諸国の中ではひと際遅い。それは、女性に対して高等教育機会が開かれていなかったからであろうが、女性の高等教育機会を阻む要因は、ハプスブルク帝国ではなく、ウィーン議会と大学にあったと考えられる。医学部が頑として女性の受け入れに反対している1890年に、ハプスブルク皇帝はスイスで教育を受けたロシア生まれの女性がザルツブルクで医師として開業することをこともなげに許可しているのである。又、1895年には、チェコ生まれの著名なドイツ人医師が「女性は脳が小さい」として、女性に医学部を開放することに反対する論拠としている³⁴⁾。もちろん、女性が家庭において決定権をもたないとした1811年の一般住民法も一切の改定がないまま効力をもっていたのである。

このような保守的思考の蔓延るウィーン議会、医学部を相手に、女性への医学部開放を勝ちとることは非常に

困難な道のりであった。

(2) アンナ・バイエロヴァを支えて

① チェコ人女性初の医学博士

クラスノホルスカより6歳年下のアンナ・バイエロヴァは、女性がギムナジウムで学ぶことすら許されていない1870年代に医師になることを志した。

バイエロヴァは、幼い頃から学ぶことが好きで、初等学校でも優秀な成績を収めた。良き妻になるよう育てられ結婚した姉のようになるのを嫌い、15歳になると田舎から一人プラハに移り、独学で男子ギムナジウムの課程試験に挑んだ。19歳でギムナジウム5年課程の試験に合格したが、最終学年である6年課程の試験には不合格となった。又、チェコでは女性への高等教育機会が開かれていないので、1875年にスイスに渡り³⁵⁾、チューリッヒ大学、ベルン大学で医学を修めた。1881年に新生児の血液に関する研究で学位を得て、チェコ人女性として初の医学博士になった。チェコに戻り医師になろうとするが、チェコの大学医学部教授陣は、女性は医学を勉強すべきではないとして受け入れようとしないため、チェコで博士試験を受けることも、医師免許を取得することもできなかった。結局、1887年にスイスの医師免許を取得し、その後はベルンで医師として働く³⁶⁾。

② バイエロヴァとの交友

バイエロヴァは、15歳の時、アメリカ女性クラブでクラスノホルスカと出会った。以来、クラスノホルスカに支えられて医学の道を進んだ。ギムナジウム課程試験にとり組んでいる頃は、クラスノホルスカから「家族との絆を断ったとき、私も同じような心の痛みを感じました。……あなたのように女性の自立と女性の権利獲得に立ち向かう女性が現れるのを待ち望んでいました³⁷⁾」と書かれた手紙に励まされ、勉学に勤しんだ。又、バイエロヴァがスイスに渡った後は、クラスノホルスカ編集の『女性新聞』に医学生としての奮闘記を書き送った。チェコ人女性は『女性新聞』を通してバイエロヴァに啓発され、意識を高めた。

ベルンで医師として働いている1889年、クラスノホルスカとチェコ女性生産協会はバイエロヴァ支援団体を組織し、彼女を医師としてプラハに呼び戻そうとする運動を起こすが、自分の患者を捨てて行くわけにはいかないと、ベルンに残ることを望む。1891年には、ハプスブルク帝国からボスニアへ派遣され、ムスリム女性の診察に従事する。ほどなくベルンに戻り³⁸⁾、医師として、フェミニストとして充実した時期を送る³⁹⁾。彼女の指導力はスイス人女性の間でも有名であり、ベルンの女性教

師が男性教師と同じ賃金を獲得する活動を支援したり、看護学校創設委員としても活動したりした⁴⁰⁾。

しかし、晩年の彼女は、プラハに戻ることを望み⁴¹⁾、クラスノホルスカを頼りに、ドイツ語や健康科学、衛生学の教授として教育活動にあたることになる⁴²⁾。それは、彼女にとっては不本意なことであった。1910年、バイエロヴァがクラスノホルスカに宛てた手紙の中では、「長年夢見た故郷に帰ってきたのに行きつくところがドイツ語教師とは⁴³⁾」と嘆いている様子をうかがい知ることができる。

このようにクラスノホルスカは、女性にとって未開の道である医師を志したバイエロヴァを生涯支えたのであるが、実は、バイエロヴァこそ、クラスノホルスカがギムナジウムを創設し、医学部を女性に開放するモチベーションとなっていたのである。1896年、クラスノホルスカは、創設した女子ギムナジウムの第一期卒業生を送り出すにあたり、バイエロヴァの意志の力、偏見への苦悩、夢を目前とした絶望、貧困について語り、大学入学というさらなる困難の待ち受ける彼女たちへの饒の言葉とした⁴⁴⁾。バイエロヴァの照らした一縷の希望と彼女の無念は、クラスノホルスカが幾重もの壁を乗り越える上での原動力であったと言える。

(3) チェコにおける女子医学生と女性医師の輩出

それでは、女性医師の輩出に向けたクラスノホルスカの活動軌跡を追ってみることとする。バイエロヴァがベルンに留まる意思を示した後、チェコで大学入学資格をもった女性を育成すること、彼女達を医学部に送り出し、女性医師を輩出することに力を注ぐこととなる⁴⁵⁾。

① ウィーン議会との戦い

バイエロヴァが、クラスノホルスカの支援を辞退した翌1890年、クラスノホルスカは、ウィーン議会への請願書を執筆し、4810人の署名とともに、『女性新聞』に公表した。それは、女性の大学への入学許可、特に哲学部と医学部への入学許可を求めるものであった。この請願書に対する各新聞の反応はよく、チェコ人男性もクラスノホルスカの請願書を支持していることが見てとれた。ボヘミア議会代表は、この請願書をウィーン議会に提出した。

クラスノホルスカの請願書は、女性が高等教育の機会を得ること、職業をもつこと、特に女性が医師になることの必要性を次のように訴えた⁴⁶⁾。

まず、すべての女性が結婚するわけではない。又、結婚しても稼ぎ手となる必要がある場合もあり、女性が教育を受けて職業を得、経済的自立を成し遂げることは、

生きていくために必要なことである。

次に、女性の職業であるが、現在女性が就くことができる社会的職業のみでは十分とは言えない。女性には自由に職業を選択する権利が与えられなければならない。例えば、女性に良き母になる資質があるということは、若い世代を育み、病気の者を世話する資質に長けているということである。すなわち、教師と医師は女性に向いている仕事である。

女性の自由な職業選択を阻んでいるのは、教育機会の欠如である。他の西洋諸国では、すでに女性が大学で学んでいるが、わが帝国では女性のためのギムナジウムすら存在しない。女性を、人類の生み出した知識から遠ざけようとするのは過ちである。知識を求める欲求を満たし、内に秘めた精神、知的才能を發揮させることができるような、まさに人間的な権利が与えられなければならない。

そして女性医師の必要性である。若い女性や妻は男性医師の診察を受けるのをためらって病気を隠し、手遅れとなることも多い。女性医師がいれば、そのような事態は避けられるはずである。女性医師不在という現在の状況は、モラルに反することですらある。身近な例では、露土戦争、パリの軍事病院、イタリアでコレラが大発生した折にも、アジア・アフリカ植民地においても、女性医師はすでに活躍している。アジア諸国、すなわちインドや中国、日本にさえも女性医師が存在する。この進んだ西洋において女性医師がいないとは、世界各国にわが帝国のモラルの低さを晒し出しているようなものである。

したがって、女性が、哲学部、医学部において正規学生として男性と同じ条件で学ぶことを許可し、大学を修了した暁には、ギムナジウム等の中等教育教員、医師になることを認めてもらいたい、という内容であった。

しかし、この真実と熱意にあふれる請願書は、ウィーン議会では検討に値しないものであった⁴⁷⁾。

② ミネルヴァ・ギムナジウムの設立

請願書が却下されたのを知り、クラスノホルスカは、まずはプラハ市の決定を得ることで実現可能なこと、すなわち女性ギムナジウム設立から着手すべきだと考えた。請願書の提出と同年、プラハ市評議会に彼女の意向を伝え、支持を願い出た。評議会からの承認を得るのは容易であり、無償で貸し出された建物を校舎としてミネルヴァ・ギムナジウムをスタートさせることとなった。14歳以上の女子を受け入れる学校としてボヘミア学校委員会にも承認された⁴⁸⁾。

1890年7月の『女性新聞』で女子ミネルヴァ・ギムナジウムの誕生が告げられた。ミネルヴァは、チェコにおける女子ギムナジウムとして最初のものであるが、それは同時に、中欧における最初の女子ギムナジウムであった。その年の秋には、53人の女子がミネルヴァに入学した。カレル大学医学部への女性初の入学者となるホンザーコヴァもその一人である⁴⁹⁾。

ミネルヴァ・ギムナジウムのスタートは比較的順調であったが、それは単に新たな女子学校を設立したにすぎない。ミネルヴァ・ギムナジウムを進学校とするためには、二つの難解な問題を解決しなければならなかった。一点目は、ミネルヴァ・ギムナジウムの卒業資格を正規ギムナジウムの卒業資格とする認可を得ることであった。すなわち、大学進学資格を得るための中等教育修了試験を実施する許可を得なければならなかった。そしてもう一点は、卒業生を大学に送り出すため、大学への道を切り開くことであった。この二点が実現して初めて、ミネルヴァ・ギムナジウムは大学への進学を前提とする真のギムナジウムとなり、卒業生から医師を輩出する可能性も生まれるのである。

③ 卒業生をカレル大学へ

1895年、ミネルヴァの第一期生が6年間の教育を終える。クラスノホルスカは、ミネルヴァ・ギムナジウムの卒業資格を正規ギムナジウムの卒業資格として認可させるという第一の問題を乗り越えなければならなかった。

ウィーン議会でのミネルヴァ・ギムナジウムをめぐる意見は賛否様々であった。しかし、賛成派の意見ですら、クラスノホルスカの女子ギムナジウムに対する思いとはほど遠いものであった。賛成派の意見は、教育を受けた女性は良き母になるという程度のものであった⁵⁰⁾。又、女性が教員や医師になってもよいが、女性の主たる仕事はやはり子どもを育てることであるという意見も賛成派に含まれていた。反対派も多く、教育を受けた女性は家庭にとっては脅威であり、自然の摂理に反する危機であると意見する者もいた⁵¹⁾。結局のところ、ミネルヴァ・ギムナジウムでは、大学入学資格を授与する正規ギムナジウムとしての承認を得られないまま第一期生の卒業式を迎えることになる。

しかし、16人の卒業生に対する中等教育修了試験が、男子ギムナジウムであるチェコ・アカデミー・ギムナジウムでとりおこなわれた。ミネルヴァ・ギムナジウムが正規ギムナジウムとして認可されていないという問題は残されたが⁵²⁾、女性が初めてチェコ国内での中等教育修

了資格、すなわち大学入学資格を得ることができた。

第二の問題、卒業生を大学に送り出すことには、さらなる困難を極める。女性が大学に入学することに反対しているのは、教授陣と多数の男子学生であった。1895年には医学部学生会が女子学生の入学に反対する声明を出した。その要旨は、一人の女性が職業を得れば、一人の男性が職業を失うことになる、というものである。そうすると男性は結婚ができない、仕事のない女性を養うこともできないではないか。又、そもそも女性が医学を学びたいというのは不自然である。女性は母になるのが最も幸せなのだからと⁵³⁾。若い男子学生の保守的思想は、最終的な壁としてクラスノホルスカを遮ることになった。

1895年の卒業生は、カレル大学の聴講生として受け入れられるのが精一杯であった。しかも、受講できるのは哲学部のみで、医学部は聴講すら認めなかった⁵⁴⁾。

1896年、教育省は、国外で取得した医学学位がハプスブルク帝国領土内の大学で試験を受ければ有効となるという規定を定めた。これを知ったクラスノホルスカは、ウィーン議会に再度赴き、女性の大学入学許可を求める請願書を教育大臣に直に提出した。ついに1897年、女性の正規学生としての大学入学が認められた。しかし、それは哲学部に限ってであった。この年、ミネルヴァ・ギムナジウム卒業生の中から10人が哲学部に正規学生として入学した⁵⁵⁾。

医学部の入学許可を得るまでには、クラスノホルスカはさらに何度もウィーンに足を運ばなければならなかった。ホンザーコヴァらクラスノホルスカの3人の教え子も独自にウィーンに赴いている。その時、彼女達が出会った教育省役人は、若い3人の女性が医学を学びたいと言ってプラハから訪れたことに驚き、「外国に行つて学びなさい」と助言したと言う⁵⁶⁾。

1900年、ついにミネルヴァ・ギムナジウムは医学部への入学許可、正規学生として男子学生と同じ教育を受ける機会を勝ち得た。それは、かつてのミネルヴァ・ギムナジウムの教授が教育大臣になったという好機をとらえてのことであった⁵⁷⁾。

最初の正規医学生ホンザーコヴァは、産婦人科を専攻とした。それは実に女性医師の需要がある分野であると同時に、産婦人科を訪れる多くの若い女性に、教育を受けた女性、すなわちホンザーコヴァ自身が接することで、彼女たちに教育の必要性を認識させることができ、女性意識改革の一助になると考えたからである。1902年、ホンザーコヴァは、ハプスブルク帝国で初のオーストリ

アの医学学位を取得した女性となった⁵⁸⁾。クラスノホルスカは、ようやく女性医師を生み出すという夢をかえしたのである。

もちろん、クラスノホルスカの奮闘はこれによって終わったわけではない。中等教育修了試験を実施する正規ギムナジウムとしての認可、さらには法学部への女子学生受け入れをめぐり、20世紀初頭に入ってもさらなる試練を乗り越えなければならなかった。

5. おわりに

1826年、レッティゴヴァの料理教室を皮切りとするチェコ女性運動は、1世紀を経ないうちに女性医師の誕生をその歴史に刻むことになった。クラスノホルスカが女子高等教育と女性医師への道を切り開いたことの意義はすこぶる大きい。最後に、彼女の意義と影響力について、19世紀女性運動の視点から、及び20世紀以降の女性運動とチェコ社会変容の視点からからまとめることとする。

民族復興運動により開花した女性運動は、チェコ語学校の実現等、チェコ民族復興が徐々に達成される中で、女性固有の問題を顕在化させる。知識をこよなく好み、自身の経験から、労働によって所得を得ること、その所得をさらなる教育に費やすこと、自ら知を創造することの素晴らしさを心得ていたクラスノホルスカは、時を逃すことなく、民族復興から露見した女性の問題を教育という観点から暴くことができた。彼女自身、民族復興への熱意にあふれていたことは、チェコ・オペラへの貢献に見てとることができるのであるが、ウィーン議会に対して、ハプスブルク帝国を背負って女性医師の必要性を説く国際的視野には、民族を超えて女性の教育と職業への権利を訴える真の女性運動の精神が現れていると感ぜられるのである。

又、彼女の視点には、労働者階級の女性の権利が欠如しているという問題点があるものの、教養ある中産階級の女性が、彼女の比較的豊かな経験と視野に基づいて思考を巡らせ、問題の所在を明らかにするというプロセスは、保守的啓蒙の段階から女性運動を飛躍させる上で、なくてはならなかったであろうと考えられる。クラスノホルスカなくしては、女性の問題を高等教育機会という次元に結び付けることはできなかったであろう。

クラスノホルスカの思想は、20世紀になると社会主義思想と結びつき、全ての女性の権利及び参政権を獲得する運動を生み出すことになる。後に、女性初の政治家となるカルラ・マーホヴァは、クラスノホルスカの

思想に傾倒した労働者であり、女性労働者の権利獲得に向けて、20世紀初頭を闘うのであるが、1888年に渡米した時、アメリカ人女性を目にして初めてチェコ人女性のなんたるかがわかったとして、このように言っている。「チェコ人女性は自立以前に問題がある。自分自身に自信がもてないのだ。だから、チェコ人女性は労働の報酬を受け取っても、それが正しい結果なのかどうなのかを考えようともしない⁵⁹⁾。」すなわち、19世紀の多くのチェコ人女性は、女性の抱えている問題が何であるかを認識できない状態であったのである。

このような状況であるから、女性がギムナジウムから医学部へと進むことについて女性の理解を得ることも難しいことであった。おそらく、マーホヴァは圧倒的多数の女性労働者から多くの支持者を得たであろうが、クラスノホルスカの周囲には、彼女を支持する女性よりも、反対を唱える上層・中産階級の女性、無関心な労働者階級の女性の方が多かった。女性が医師となる必要性を正当化する論理的思考力と多くの困難を乗り越えることをわが使命とする意志の力をもちあわせたクラスノホルスカが、女性を医師へと導くリーダーシップを握ったからこそ、女性ギムナジウムの創設、大学・医学部の開放という制度そのものを覆す偉業にたどり着いたのである。そして、クラスノホルスカの思想と偉業は、直接的に、又ホンザーコヴァらの教え子を通して、多くの女性の意識向上に貢献した。それは、彼女の思想と活動が女性運動の次世代、すなわちマーホヴァら労働者階級の指導者を育む土台となったことから明らかである。

ミネルヴァ・ギムナジウムは、1917年、市立クラスノホルスカ女子実科ギムナジウムへと改名した。1918年、独立国家チェコスロバキア成立の年には、卒業生を法学部に送り出すことに成功し、その翌年、クラスノホルスカはチェコ科学アカデミーの最初の女性会員に任命された。20世紀以降のクラスノホルスカは、「政治」に関わっていくのであるが、その後の彼女の思想と活動の軌跡については、別の機会に検討したい。

現在チェコの大学では、医学部における女子学生の割合が驚くほど高く、女性医師の割合も非常に高い⁶⁰⁾。毎年、医学部を卒業する女子学生は、医学部卒業生総数の約7割、女性医師は医師全体の5割を占めている。特に小児科、産婦人科分野で活躍しているのは、圧倒的に女性である。何よりもクラスノホルスカが、女性医師への道の開拓を通して女性の意識改革を担ったからこそではないか、と思われるのである。

注

- 1) Uhrová, Eva, *České ženy známé a neznámé*, KOSMAS, Horoměřice, (2008), s 11.
さらにこの法律は、「公証人になれないのは、精神病患者、盲・聾啞者、犯罪者、そして女性」と続く。
- 2) スタンレイ・Z・ペフ、山下貞雄 訳、『チェコ革命1848年』、牧歌舎、(2011)、301頁。
- 3) Uhrová, Eva, *op.cit.*, ss. 165-169.
- 4) 彼女は、1826年に出版した料理本『ボヘミア、モラビアの若い女性のための家庭料理の本：肉料理及び断食料理』によっても有名である。この著書は、非常に長い間唯一チェコ語で書かれた料理本のベストセラーであり続けた。
- 5) チェコ生産協会は、1865年に女子のための学校として初の試みとなる女子専門学校をプラハに設立した。洗濯、掃除、アイロンがけ等実践的な教育、リトグラフ、ガラスや陶器への絵付け、木版画等芸術志向性の高い教育を行っていた。
- 6) 又、1864年、アメリカ・ミシン展を開催し、チェコにミシンを初めて紹介した。女性も多く訪れた。効率よく家事をこなすための新しい技術を教えることに関心をもっていた。
- 7) 男性の参加は有料であった。
- 8) Pánková, Markéta (uspořádala), *Vzdělávání dívek v Čechách*, Pedagogické muzeum J. A. Komenského, Praha, (2008), ss. 11-12.
- 9) 女性の意識向上を掲げた初期女性クラブは19世紀末に衰退し、19世紀末から20世紀初頭にかけて、女性労働者の権利や参政権の獲得を掲げた女性クラブが現れる。
- 10) Kotlandová, Dagmar, “Moderate and sensible higher education and the Czech womans rights movement”, *Cnetral European Review* Vol. 1 No. 14, (1999), p. 4.
- 11) Pánková, Markéta (uspořádala), *op.cit.*, s. 28.
- 12) Uhrová, Eva, *op.cit.*, s. 173.
- 13) スタンレイ・Z・ペフ、山下貞雄 訳、前掲書、296頁。
- 14) Pánek, Jaroslav, Tůma, Oldřich et al., *A history of the Czech lands*, Karloolinum Press, Prague, (2009), pp. 331-339.
- 15) Kotlandová, Dagmar, *op.cit.*, s. 11.
- 16) Freeze, Karen J., “Medical education for women in Austria: A study in the politics of the Czech women’s movement in the 1890s”, in Wolchik, Sharon L., Meyer, Alfred G. (ed), *Women, state, and party in Eastern Europe*, Duke University Press, Durham, (1985), p. 52.
- 17) 義務教育教員となるためには男女ともに4年間の養成機関で学ぶと定められた。女性教員養成課程では、女子生徒の「後見人」となる訓練が含まれていた。
- 18) 1869年にはチェコ初の幼稚園が設立され、幼稚園教諭となる女性も現れ始めた。
- 19) Kotlandová, Dagmar, *op.cit.*, s. 11.
- 20) Vytlačilová, Lenka, *Eliška Krásnohorská*, <http://www.pinn.net/~sunshine/czech/ek.html>, (1998).
- 21) 音楽アカデミーにおいても女子は上級課程に進むことはできなかった。そのため初級課程で学んでいたようである。

- 22) 主に自分用の洋服を仕立てていた。新しい流行の洋服をまとい周囲から注目されるのが好きであった。
- 23) Vytlačilová, Lenka, *op.cit.*
- 24) *Ibid.*
- 25) 彼女は社交的で、多くの友人をアパートに招いたが、決して男性は招かなかった。
- 26) スメタナを訪れ、あなたのチェコ語はあまり良くないと批判したという話も残されている。
- 27) Vytlačilová, Lenka, *op.cit.*
- 28) 例えば女工が健康に生きる権利、女性労働者の母性の保護等、すべての女性の権利を掲げた女性運動の展開は、クラスノホルスカの言う「貧しい女性」から指導者が出るのを待たねばならない。例えば1903年、労働者女性のために「チェコ女性クラブ」を設立したカルラ・マーホヴァ。
- 29) Freeze, Karen J., *op.cit.*, p. 375.
- 30) Štemberková, Marie, *Universitas Carolina Pragensis, Carolinum, Prague*, (1996), p. 43.
- 31) チェコ領土内にあるその他の大学もチェコ大学とドイツ大学とに分離した。プラハ技術大学からチェコ大学が分離したのは1868年、カレル大学よりも早かった。
- 32) Štemberková, Marie, *op.cit.*, p. 44.
- 33) Nedvěďová, Anna, *150 let od narození MUDr. Anny Bayerové první české lékařky*, <http://www.feminismus.cz/fulltext.shtml?x=152982>, (2003).
- 34) Freeze, Karen J., *op.cit.*, p. 60.
- 35) この時、ボフスラバ・ケツコヴァという女性も医学を学ぶためにスイスに渡った。ケツコヴァもバイエロヴァと同じく1881年にスイスの医学学位を取得した。したがって、「チェコ人女性としての初の医学博士」は二人である。
- 36) Nedvěďová, Anna, *op.cit.*
- 37) Vytlačilová, Lenka, *Dr. Anna Bayerová*, <http://www.pinn.net/~sunshine/czech/ek.html>, (2000).
- 38) ボスニアでのバイエロヴァの後任はケツコヴァだった。彼女は、長期間ボスニアで医療活動にあたった。
- 39) Nedvěďová, Anna, *op.cit.*
- 40) *Ibid.*
- 41) 彼女は姉の家族を養わなければならなかった。
- 42) ベルンで医師として、フェミニストとして活躍している1896年、国外で取得した医学学位は、ハプスブルク帝国領土内の大学で試験を受ければ有効となるという規定ができる。バイエロヴァは、チェコ国内での医療行為ができるように帝国内の大学で試験を受けるべきだとのアドバイスを受ける。しかし、大学進学条件となるハプスブルク帝国のギムナジウム修了資格がないために、ためらい続けた。又、実際に国内で試験を向けて医療行為ができるようになったとしても、医師として雇われることには困難が伴った。病院経営者はまだ女性医師を信用していなかったからである。
- 43) Nedvěďová, Anna, *op.cit.*
- 44) Freeze, Karen J., *op.cit.*, p. 59.
- 45) クラスノホルスカは、ミネルヴァ・ギムナジウムの設立後もバイエロヴァをチェコに医師として迎え入れることをあきらめなかった。
- 46) Freeze, Karen J., *op.cit.*, pp. 56-57.
- 47) クラスノホルスカが請願書を提出した後、同じような請願書がウィーン議会に届けられた。一つはチェコの学生団体「ユングマン」からで、もう一通はピルゼンから723名の著名を添えたものだった。やや遅れてウィーンの女性クラブ6団体が、3500人の会員を背景として協同の請願書を提出した。いずれもウィーン議会の学校評議会で止められた。
- 48) 古典ギムナジウムとして、ギリシャ語、ラテン語の教育も行った。当初の教員は、もちろん男性である。女子ギムナジウムに女性教育を迎え入れることになるのは、ミネルヴァ・ギムナジウム卒業生がギムナジウム教授となる国家試験に合格した1900年である。数学と物理学を専攻する女性とチェコ語とドイツ語を専攻する女性の二人が国家試験に合格した。
- 49) ホンザーコヴァの家族(父、兄)は医師であった。彼女は、外国で医学を学ぶ決意を固めていたが、父親の死によってそれをあきらめざるを得なかった。ミネルヴァは彼女にとっての絶好のチャンスとなった。
- 50) そのような考え方でクラスノホルスカを擁護した人物の一人が後の共和国第一代大統領トマシュ・G・マサリクである。彼の妻、娘も女性運動家であり、彼自身フェミニストであった。後には、女性の参政権運動にも加担する。彼のおかげで、ミネルヴァ・ギムナジウムは軌道に乗ったと言える。
- 51) Freeze, Karen J., *op.cit.*, p. 58.
- 52) ミネルヴァ・ギムナジウムで中等教育修了試験を実施できるようになったのは1907年である。1907年には、二番目の女子ギムナジウムも設立された。
- 53) Freeze, Karen J., *op.cit.*, pp. 59-60.
- 54) ドイツ大学には、かつてスイスで女性医学学生と働いたことのある教授がいた。彼の好意的姿勢のおかげで、ドイツ大学医学部での聴講が一時的に認められた。しかし、チェコ人とドイツ人との民族的対立があり、長くは認められなかった。
- 55) カレル大学哲学部に入学した女子学生は数学と物理学を専攻する学生が最も多かった。なお、1918年(共和国成立)以前で女子の入学が認められたのはカレル大学のみであった。
- 56) Freeze, Karen J., *op.cit.*, p. 376.
- 57) *Ibid.*, p. 61.
- 58) その過程において、インターンシップや実習等で非常な困難を乗り越えなければならなかった。男子学生からの嫌がらせも多かった。卒業後は、国の医療機関で働こうとして志願書を出すのであるが、3年たっても雇用の返事がなかった。ようやく女性医師が誕生したと言っても、医師社会において直ちに女性医師が認められるわけではなかった。ホンザーコヴァは、プラハで産婦人科医院を開院した。
- 59) Uhrová, Eva, *op.cit.*, s. 107.
- 60) このような女性の割合の高さには、チェコが第二次世界大戦後に経験した社会主義女性運動の影響があることも否定することはできない。

大正期の小学校女性教員論

氏原陽子

1. 問題の所在

女性教員の草分けとして、寺子屋の女師匠から小学校教員になった茨城県の黒沢登幾、長野県の河内山寅が挙げられるように¹⁾、女性教員は、男性教員と同じく、江戸時代の寺子屋の女師匠、あるいは御針屋の女師匠を源流として発生した。

明治7年、文部少輔田中不二麿の太政官宛建白書「人民ヲシテ漸次開明ノ域ニ臻ラシメント欲スル、女子師範学校ヲ設クルヲ以テ一大要務トス。蓋シ女子ノ性質婉静啻ニ能ク其ノ教科ヲ講ズルヲ得ルノミナラズ尚来幼穉ヲ扶養スルノ任アレバナリ。」を受けて、女子師範学校設立の布達が出され、翌年東京女子師範学校が設立されたことにより、近代的な女性教員の養成が開始された。しかし、生徒100名の募集に対し、応募者193名、合格者は追再試験を合わせて74名という定員割れの状態で、卒業した者は15名だった²⁾。地方の女子師範学校の実情はさらにひどかった。明治8年設立された石川県女子師範学校では、生徒80名の募集に対し、受験者7名、卒業生2名であった³⁾。明治11年設立された青森、茨城、千葉、高知、山梨、松江、鳥取県の女子師範学校、12年設立された岐阜県などの女子師範学校の生徒数は、10名から20名であった⁴⁾。

そもそも明治初年、女子の小学校就学率は、明治6年15.1%、7年17.2%、8年18.7%、9年21.0%、10年22.5%と低く、男子の小学校就学率、明治6年39.9%、7年46.2%、8年50.8%、9年54.2%、10年56.0%と比較すると、24ポイントから33ポイント低い。明治5年、学制において「女子をふくめてすべての人が学ぶ必要がある」とされたものの、学制の理念と民衆の教育意識とは大きく乖離しており、女子に学問は無用とされ、有害とすら考えられた。

そのため、明治初年女子師範学校に入学した女性は、「学問好きの娘を家から出したことは家門の恥」という理由から、母方の祖父の養女とし、母方の姓を名乗って入学する、近隣や友達に女子師範学校に入学したと告げる訳にはいかないため、奉公に出ることにしたと告げ、ひそかに入学するというありさまだった⁵⁾。

明治10年代までの小学校教員に占める女性教員の割

合は、明治8年1.3%、明治18年4.8%と低かった。無資格者も多かった。明治16年末、東京府小学校の資格別男女教員数は、有資格者⁶⁾785名に対し、無資格者⁷⁾963名と無資格者が多く、男性教員747名(52.5%)に対し、女性教員216名(66.5%)と女性教員の無資格者の割合が10ポイント以上高い。地方はさらに高く、同じ頃の大阪府小学校では、男性教員1404名のうち無資格者1228名、女性教員31名のうち無資格者31名と、女性教員はすべて無資格者である⁸⁾。

不振だった小学校女性教員は、明治38年20.1%、大正4年28.1%、大正期9年には32%を超えるようになる。特に、大正期の女性教員の割合の増加の背景には、経済の好況下商工業方面の人的需要により、将来の生活に見込みがない以上に、現在薄給であるため食べることができない⁹⁾という悩みを抱えていた男性教員が大量に転職したことがある¹⁰⁾。すなわち、他に良い職業機会があった男性が教職を離れていった穴埋めに、女性教員が増加したのである。増加する女性教員に対して投げかけられたのが、小学校女性教員論である。

小学校女性教員論は、明治40年代初めに遡ることができる。木戸は、当時の代表的な見解として、「一男教員二名に対する俸給額を以て女教員三名を採用することを得。一女教員の数は現在全国を通じて総数の一割に充たず。一女子の職業として教員程適当なものなし。一幼年児童に対しては女教員の方適当なり。一妻となり母となった際に女教員としての経験は貴重。」¹¹⁾があったことを述べる。

大正期の小学校女性教員論は、明治40年代初めに続く2回目のブームにあたる。本論文は、大正期の小学校女性教員論を分析し、小学校女性教員がどのように見られてきたのかを明らかにすることを目的とする。大正期の小学校女性教員論に焦点を当てる理由は、大きく二点ある。

第一点は、帝国教育会¹²⁾の主催で、1917(大正6)10月20日から22日、第1回全国小学校女教員大会が開催、翌年には名古屋市、横須賀市で女教員会が結成されるなど、女性教員の会合が持たれる契機になったことである。

第二点は、女性が小学校女性教員論に参入しているか

らである。女性は「語られる客体」としてだけでなく「語る主体」ともなったのである。女性が語る大正期の小学校女性教員論は男性が語るそれをどのような共通点を持つのか、あるいは差異を持つのだろうか。

2. 帝国教育会の調査

深谷昌志・深谷和子によると、大正期、小学校女性教員問題がジャーナリズムの関心を集めるきっかけになった記事は、大正5年8月『帝国教育』第409号に掲載された「女教員問題に関する調査」（以下、調査と略記）である。

調査の背景には、文部省の女性教員増加の奨励により、女子師範学校の設立が進み、女性教員の割合が増加する一方、女性教員が不適當であるとする声や女子師範学校の廃止や縮小が議せられるなか、「男女教員の割合に就て其標準を定めるの必要があると思ふ」ことがあった。また、男性教員1に対し、女性教員3と女性教員が圧倒的に多いアメリカ、女性教員数の制限により、女性教員割合が日本より少ないドイツの実情が報告されるなど、欧米の小学校女性教員割合が明らかにされたことがあった。

調査の結果は、「現今にありては凡そ男3分の2、女3分の1を以て適當と認むれども将来益々優良なる女教員の養成に努め漸次其の数を増加して結局男女教員相半ばするに至るを以て理想」というものであった。その理由として、父母の力が必要な家庭教育と密接なつながりがある小学校で、「男女教員の力略均等に活動し互に相助け相補ひて始めて堅實圓滿なる國民教育を完成し得るものとなる」こと、女性教員の俸給は男性よりも低くてよいという小学経費上の利点を挙げる。小学経費上の利点について、帝国教育会長澤柳政太郎¹³⁾は、欧米諸国においても女性教員の俸給が低いことを指摘し、改姓教員の俸給が男性に比して低い現状を支持する理由¹⁴⁾として、女子は将来主婦となったとしても、一家を維持するために多くの収入を得る必要がないことを挙げる。

調査では、一般女教員、有夫女教員、独身女教員の長所・短所が報告されている¹⁵⁾。従順さ、愛情の豊かさ、きめ細かさ、家庭技能といった「女性的」性格や「女性的」役割が長所とされる一方、研究心、応用力、管理能力といった教師の資質のなさ、児童への愛情偏重、家庭役割から生じる公務への専念の欠如が短所とされている。

短所のうち、児童への愛情偏重は愛情に富むこと、家庭役割から生じる公務への専念の欠如は技能的教科目、具体的には家事に関する教授に適することを裏返したも

表1 一般女教員の長所（上位）

| | 師範学校長 | 小学校長 |
|--------------|-----------|-----------|
| 忠実に命令に服する | 27 (67.5) | 45 (63.4) |
| 愛情に富む | 23 (57.5) | 32 (45) |
| 細かい事に注意が行く | 21 (52.5) | 44 (62) |
| 技能的教科目の教授に堪能 | 21 (52.5) | 34 (47.9) |
| 機械的な仕事によく服する | 20 (50) | 27 (38) |

数値は回答数、カッコは割合（以下同）

表2 一般女教員の短所（上位）

| | 師範学校長 | 小学校長 |
|----------|-----------|-----------|
| 研究心が乏しい | 31 (77.5) | 44 (62) |
| 愛情が偏りがち | 24 (60) | 29 (40.8) |
| 応用力に欠ける | 20 (50) | 35 (49.3) |
| 管理能力が乏しい | 14 (35) | 19 (26.8) |
| 勤続年数が短い | 11 (27.5) | 19 (26.8) |

表3 有夫女教員の長所¹⁶⁾

| | |
|--------------|-----------|
| 児童の性情に通じる | 40 (36) |
| 児童を愛する | 34 (30.6) |
| 着実、堅実な教育をする | 28 (25.2) |
| 家事に関する教授に適する | 18 (16.2) |

表4 独身女教員の長所

| | |
|------------------|-----------|
| 家事を思い煩わず公務に力を尽くす | 81 (73) |
| 研究の余裕がある | 27 (24.3) |

表5 有夫女教員の短所

| | |
|-----------------|-----------|
| 家事に思い煩い勤務上支障が多い | 81 (73) |
| 研究心が乏しい | 47 (42.3) |

表6 独身女教員の短所

| | |
|-----------|-----------|
| 操行問題・風紀問題 | 38 (34.2) |
| 寛容の精神が乏しい | 31 (27.9) |

のといえる。長所とみなされる事項が時には短所とみなされていることがわかる。

有夫女教員としてイメージされているのは、長所に、児童の性情に通じる、児童を愛するが挙げられることから、子どもを持つ女性教員であるといえる。しかし、子どもを持つゆえに、欠勤、遅刻、早退等、勤務上支障が多いとみなされている。これと関係して、家庭役割の負担が大きいため、研究心が乏しいとみなされている。

独身女教員は有夫女教員の短所を裏返したものが長所

とみなされている。短所も、寛容の精神が乏しいは、有夫女教員の長所とされる、児童を愛するを裏返したものとみることができる。それ以上に、操行問題・風紀問題、特に、男女教員間の恋愛問題¹⁷⁾が短所とされている。

次に、女性教員に担当させるに適当な学級として、単式編成の女児学級尋常第四学年以下、単式編成の男児学級第二学年、単式編成の男女混合学級第二学年以下とされ、二学年の女子複式編成学級を受け持つことはできないとされる。その上で、女性教員の割合3分の1が現実論、2分の1が理想論であると結論づける。

調査で挙げられた小学校女性教員の長所・短所は、大正3年、『日本之小學教師』第188号に掲載された女性教員論でも指摘された点であった。同雑誌には、それ以前にも女性教員論が散見される。

第171号では大正2年、東京府女子師範学校長鈴木光愛は「女教員に対する希望」と題して、女性教員が採用されるようになった背景として、「女子は天然の教育者で、児童の躰方の上にも親切であり、且細密な点までも注意が行届¹⁸⁾」ていること、男性教員に比べて俸給が低いという経済上の事情、さらには女子の立場からみても他の職業に比べて品位があり、地位が安全であることを挙げ、男性教員に対して、女性教員に欠点があっても「寛恕して長所を伸さしめる¹⁹⁾」ことを提起する。その上で、女性教員に対し、服装が華美になること、公私を混同することを警告する。

第181号では、文部省督学官槇山榮次が欧米の小学校女性教員論を概観した後、女子の教育は女性教員が重きをなすべきと主張し、女子教員の長所として、同性であるため模倣になることを挙げる。そして、生徒に対して、母が子どもに対する態度に関わるよう求める。また、女子生徒が女性教員に親しまず男性教員に親しむ傾向があることを指摘し、その原因を女子教員が女らしさという長所を欠くことに求める。最後に、結婚に関して、女子の本分として良妻賢母となった人が女子の教育に従事する場合、そのために公務に十分に尽くすことができないまでも尊いとして、既婚女性教員が家庭の事情のために欠勤することなどを補う方法を講ずることを提案する。

第188号は、巻頭言の後、「女教員の缺點」と題して、①向上心のなさ、②機械的に仕事をすること、③教育会・講演会等で発表しないこと、④特に、進退を決するとき思慮が浅く、勤続年数が短いこと、⑤家事が得意でないこと、⑥裁縫が得意でないこと、⑦児童に対し冷淡であることが挙げられている。他にも、小学校女性教員の短所、あるいは長所・短所を挙げる論は多い。それらの論

をまとめると、細事に注意が行き届く、親切である、女児に裁縫・家事科を教えること、幼年児童の取り扱いに適すること、機械的な任務に適すること、愛情に富むこと、児童の病気の看護をすることといった長所、学校の発展に貢献しない、読書しないなど、研究心・向上心がないこと、社会に応用がきかないこと、感情に流されやすく、愛情に偏りがあること、陰険であること、高学年の児童の取り扱いに適さないこと、宿直できないこと、欠勤が多いことといった短所が指摘されている。

小学校女性教員の可否について、東京音楽学校長湯原元一は、「良妻賢母をとるのは当然²⁰⁾」であるから、外に出て働くことを止めた方が望ましいが、生計に困るなら、夫が死んで生活に困るなら、働いた方がよいとして、良妻賢母として自己実現するのに最も適切な職業として、教師を挙げる。長く勤務できないことを欠点とする一方、「男教員に比べては要求も低いから便利なところもある²¹⁾」と述べ、下級の修身教授は女性教員が担うべきであると主張する。

東京女子高等師範学校附属小学校主事藤井利譽は、幼年児童の教授に適する、裁縫・家事の教授に適するという女性教員特有の性格から、女性教員の意義を認め、既婚女性教員の可否について、「既婚者にて初めて女子の女子たるゆえんを全うする²²⁾」と述べ、勤務時間の縮小を提起する。勤務時間の縮小を具体的に提起したのが愛知県女子師範学校長郷野基厚である。理想の女教員を「普通の家庭に主婦として妻母の實務を執りつ、教職に在りて忠勤する者²³⁾」とし、家事に係累ある女性教員に半日勤務の制度を作ることを提起する。

小学校女性教員の養成の方法が問題であるとして、①教育を職業とする考えを明らかにすること、②男性教員にはできない女性教員の長所を伸ばすこと、③家庭役割と公務とを両立する余裕を持つことを指摘する論もある。

小学校長による女性教員論も7編収められている。女性教員に男性教員と同等の要求をするのではなく、特別の要求をすべきだとする論がある一方、職務に対して男女を区別しないべきだとする論、指導により欠点は改善されるとする論、主婦役割遂行のために職務上の責任が過重にならないようにする、研究の時間がないために綿密な指導をするなどが必要だとする論がある。既婚者か独身者かについて言及する論は3編あるが、いずれも家庭の係累が少ないという理由から独身者を良しとする。

これらの論をみると、調査の回答は偏った回答ではなく、一般的な回答であったといえる。女子への模範、女

性性の発揮といった積極的な理由だけでなく、管理的な立場からみた女性教員の使いやすさや俸給の低さといった消極的な理由から、小学校女性教員はその意義を認められる一方、女性性あるいは女性性にまつわる役割負担ゆえに非難される存在であった。

3. 調査後の小学校女性教員論

これまで述べてきた小学校女性教員へのまなざしは、当然のことながら、小学校女性教員を養成する女子師範学校教員を突き動かした。上沼八郎が監修した『明治・大正 教師論文集成』には、2つの女性教員論が編纂されている²⁴⁾。

大阪女子師範学校教諭三橋節は、小学校女性教員の短所として、①「感情的發作的で推理思考の力が弱くて所謂理性的でない」と云ふ性能上の缺陷から生じる短所²⁵⁾として、部分的なことに囚われ大局を逸すること、②「公人生活」をするようになってから日が浅いことから生じる公務上の責任を重んずる念慮が乏しいこと、③浮華虚飾に流されること、④女子教育や社会が女性の解放を許さなかったことから実社会の事情に疎いことを指摘する。逆に長所として、①細事に注意が行き届くこと、②慣例的な事務に適すること、③温情に富み、児童が懐くこと、④家事裁縫作法唱歌といった特技があること、⑤感受性、模倣性に富む高学年女児の訓練に適すること、⑥直観力が鋭敏である等、低学年児童の取り扱いに適すること、⑦処女会婦人会等の指導に適することを挙げる。そして、賢母の功績を見習うこと、無駄を避け精力を集中させること、読書、計画—結果の評価といった経験、思索焦慮といった修養を説き、具体的な教授・訓練法を詳述する。

調査では女性教員の担当として、単式編成の女児学級尋常第四学年以下が適当とされているため、高学年の女児を対象とした教授・訓練法に焦点を当てると、羞恥心を善い方向に導くこと、適切な名誉心を発達させること、所有性を適切に指導すること、児童の交友関係をよく観察すること、情操の陶冶に努めること、自制心を養うこと、といった道徳的訓練が挙げられ、①質素を旨とするべく自らの服装を反省すること、②礼儀を重んじ、重厚嫺雅敬愛等の精神陶冶を念とすること、③親切にし、博愛慈善の徳を実行させること、④思慮分別を練って正義の念を涵養させることを中心的な目標とすることが論じられる。

香川県女子師範学校教諭後藤静香は、女性教員に対し、本領を自覚することを説く。主要な本領は、村で教鞭を

取らない教育者となることである。学校では、学校を家とすれば女教員は主婦であり、火の用心、戸締り、整頓、来客の接待が仕事である。その他、女児の髪の毛が乱れているときに梳いてやること、男児の衣のほころびを直してやることも女性教員の役割である。

何より大切な本領は「精神的方面」である。そのため、校長に対して、「男女同様の取扱をして女教員の無能呼ばりをするには餘りに残酷ではあるまいか。役に立たぬのも悪いが、役に立つ様に用ひないのも同様に悪いでは無いか²⁶⁾と、女性教員を「女」として取り扱うように主張する。

「女教員は教員であり、そして普通の子でなければなら²⁷⁾ない。女性教員が男のようにしていたら、女子の模範となることはできない。そのため、どっちつかずの平凡な女性教員となってしまうと述べる。また、女性教員の学力の低さの原因を遺伝的な男女の頭脳の差、家庭教育方法、学校教育方法の男女の差に求める。

前奈良女子高等師範学校訓導石田利作も、理想的教師像を提示する著書のなかで、一部女性教員論を展開している。生理的欠陥があるため、女性教員に教育家としての信念を一層強くするよう説く。次に、裁縫手芸等以外で女性教師の数が減少していることについて、女性教師が「學校に事ある時には間に合は²⁸⁾ないこと、「先天的に其活動は男子に比して劣る事²⁹⁾、女性教師が三人以上いると、けんか、派閥等が生じやすいことを指摘する。これを受けて、「婦人は如何に努力しても男子に劣る點が多いと共に男子の企て及ばない所が少なくない³⁰⁾ため、「女子の特色に於て男子と競争する³¹⁾ことを提起する。すなわち、「女教師は女として娘として、妻として、主婦として、母として立派な人³²⁾となることである。具体的には、裁縫家事手芸等の専門的技術及びこれらに対する識見を身に付けることである。「女教師は女らしい女であるべきは云ふまでもない³³⁾としながらも、伝統的な婦徳だけでなく、快活であることを提起し、ヒステリックに怒りやすくなること、口にすることが執拗になることに警鐘を鳴らす。そして、女性教員の校務として、応接係、救護係があること、前者では「小使いではない」と客にお茶も出さない女性教員に小使いの役をして自己の価値を失う以上に、女としての価値を失うと批判し、後者では救護の担当を当然のものとする。最後に、女性教師に婦徳の修養を行うと同時に、学問の修養を行うことを説く。

3人の論者の著作から垣間見える女性教員像は以下のとおりである。

- ①女性教員は欠点がある。欠点には生理的理由、社会的理由によるものがある。
- ②女性教員は女性性を発揮すべき、あるいは良妻賢母を目指すべきである。
- ③女性教員の役割は主婦役割の延長であり、男性教員の役割とは異なる。

女性教員にあるとされる欠点のうち、生理的欠点は「男は陽、女は陰」という男女の陰陽思想と重なるところが大きい。男性の陽は清明の陽気を表し、生まれながら正しい性とされるのに対し、女性の陰は濁暗の陰気を表し、生まれながら僻める性とされる。社会的欠点は女性の職業進出から日が浅いことが主な理由とされるため、女性の職業進出が進めば社会的欠点は取り除けるようにみえる。しかし、良妻賢母が理想的女性像として提示されることにみられるように、女性の職業進出と結婚後の家庭内役割負担は両立するものとはされず、後者が優先されるものとされる。

女性教員は男性教員にはない欠点を持つため、男性教員と同等に競争することはできなるとされ、女性性の発揮や良妻賢母の体現が望ましいとされる。教員という職業人としての評価は性に中立ではなく男性中心であるなかで、職業人としての成功よりも良妻賢母としての自己実現が重視される。

『教育時論』にも小学校女性教員論が掲載されている。茨城県師範学校教諭檜山善五郎は、女性教員論を概観し、教員としての活動力が男子に及ばないことを認める一方、女性教員にはその短所を補うだけの長所があるとして、性質が細密親切であり愛情に富むこと、忍耐溫柔で学校の規則に服することを挙げ、さらには俸給が安いことを指摘する。そして、生活難が進むと結婚できなくなることを言及し、女性の職業として教員が適当であるとし、女性教員排斥論、女子師範学校廃止論・縮小論を批判する。栃木県女子師範学校教諭森本樺作は、女性教師は男性教師に劣らないとして、既存の女性教員論が因習的道德上の女性に立って女性を軽蔑、束縛していること、男唱婦随という境遇をなぞらえていることを指摘する。そして、女性教員の能力の指標として、県で開催された女性教員の会合で、女性教員が意見を述べたこと、校長が講習で不在の間、主席として校務を処理した女性教員、家事科の研究をした教員などを指摘する一方、これらを「男性的活動」とし、女性教員に期待すべき領域ではないとし、女子としての天賦に適応した点で活動すること

を主張する。

ここでも、小学校女性教員には欠点があるとされ、男性教員と同じ活動することよりも、女性性を発揮した活動することが期待されている。

4. 女性教員の抵抗

大正7年、『教育研究』第181号で、伊藤寒水の呼びかけにより、小学校女性教員が女性教員論に対して寄せた意見が掲載されている。

女性教員の長所・短所について、男性の長所・短所と裏返しの関係であること、女性教員の児童に対する不公平が男性教員と比較して著しいとは言えないことなど、小学校長、師範学校長側から挙げられた女性教員の短所が否定されている。しかし、女性教員が男性教員に劣るか否かについては、劣るとする意見、校長・首席・主事に就けることはできないもののある程度女性教員に信任すべきとする意見、劣らないとする意見に分かれる。劣らないとする意見では、男女が異なる長所を持っているため、「男と同一の標準によりて女教員の短所のみを挙ぐるといふ態度は、偏見といはねばなりませんまい」³⁴⁾とあるように、小学校女性教員を男性の尺度から評価するのではなく、女性の尺度から評価する必要性が示唆されている。

また、有夫女教員問題について、妻となり母となることで、児童に愛情を注ぎ、婦人としての道を尽くす生活ができることとされている。職業に従事することで子どもの躰ができないとする批判に対して、中産階級以下の家庭で、主婦であり母である女性が毎日子どもとともに家庭にいて、家事・子育てに専念できているのかとする疑問も投げかけられている。「何とか工面して努力奮闘、家庭の取りまとめも子女の教養もやつてのけるといふところに、婦人の眞價を發揮して居る」³⁵⁾と主張されている。一方、家庭の用事で欠勤するという指摘は事実と認め、臨時教員の採用が提言されている。

伊藤寒水の呼びかけにより、20～30名の小学校女性教員が意見を表明したことを踏まえると、研究会・講演会等で意見を表明しないといった批判は的を射ていないようにみえる。大正10年、志垣民子が著した『女教員物語』に登場する小学校女性教員の姿から、なぜ女性教員が意見を発表しなかったのか垣間見ることができる。

郡の視学から、体操の研究会に教員を出席させるように指示された校長は、男性教員が3名欠員であることを指摘し、「女教員でも好いんですか？」³⁶⁾と確認する。視

学は20～30秒考え³⁷⁾、「え、それはかまいません」と答える。やりとりを聞いていた小学校女性教員が「餘りに女教師を蔑視した云い草ではあるまいか³⁸⁾と腹を立てたように、二人のやりとりには、研究会に出席するのは男性教員であるとする前提がみられる。

研究会に出席した女性教員は、研究授業を行った高田先生³⁹⁾に、体操科の目的を質問する。すると、

「驚異の眼が等しく彼女の上に注がれたのもほんの瞬間、次の瞬間には、『ナンダ女のくせに！』『生意気だね』などのさ、やきが彼女の耳にすらき、なれる程、あちこちに起つた⁴⁰⁾。

高田先生は鼻で笑って小学校令施行規則の説明をするのか尋ね、施行規則に書かれている目的を説明する。そして研究授業で、どの点に力点を置いたのかとする女性教員の質問に、見たとおりだと回答する高田先生に、彼女はわからなかったと答える。すると、「和製モンテッソリー⁴¹⁾という声が後ろから上がる。批評しようとする

『「オヤオヤ、まだかい。えらいもんだね。』『ありや君、雷鳥第二世だよ』『見給へ、あの眼付きを！』半ば拍外的な喧騒が起こったが、彌次的に面白がつて肩ずをのんでる者もあった⁴²⁾

身体の均整のとれた発達に力点を置いたと説明する高田先生に対して、女性教員は規律の訓練に力点を置いたようにみえたことを指摘し、男女に同様の運動を課しながら、男児とのみ相互作用し、女兒を軽視したと批判する。

『「オヤ、脱線したな』『女権擴張論さ』『凄じい勢だね』『あれで来られた日にや、たまらんね、君など胸倉をつかまれてヤイノヤイノのをきめ込まれたら、一生頭は上りこなしだよ』『然しまア痛快な女だね⁴³⁾』

女性教員が論ずれば論ずるほど、場は騒がしくなり、最後には女性教員は黙ってしまう。

研究会での小学校女性教員の質問、批評をめぐる相互作用をみると、女性教員が質問、批評することは男性教員から「女らしくない」こととして中傷される危険性を抱えていたといえる。だからこそ、研究会に出席していた他の小学校女性教員が中傷されても、演説したり議論したりする方がよいのかと問うのに対し、雄弁家の沈黙、謙虚を理想とするという答えがなされる⁴⁴⁾。

小学校女性教員が「無能者になりきつて長年、日陰で働いてきました⁴⁵⁾と告白するように、小学校女性教員は生理学的に無能でも社会的に無能でもなく、無能者と

して振る舞うしかなかった。なぜなら、彼女らは、教務の上では能力が低い者、会議の上では無言の参加者であることがよしとされてきたから、上席の男性教員から、批評しすぎる、俸給が上がりすぎる、重要な仕事を命じられすぎるという理由で叱られてきたからである。志垣は、昇進が望めないなか、自分の理想とする教育を実現することはできないとして、小学校女性教員は「自我を殺し、胸を押さへ愛嬌を振り巻き、男の方の御機嫌をとるべく、時には冗談の一つも言うて色艶を出せる様な女が慰み半分にされる位の仕事⁴⁶⁾だと位置付ける。

5. 結論

儒教的な男女の陰陽思想、男尊女卑観から、小学校女性教員は小学校男性教員にない欠点を持つ者、小学校男性教員に比して劣った者であるとみなされてきた。小学校女性教員を養成する師範学校の男性教員は小学校女性教員に、男性と競争することではなく、女性性を発揮して活動することを求めた。具体的には、裁縫家事手芸等の教授、児童の看護・救護、来客の接待、整頓などである。女性教員を使う男性小学校校長は、それらに加え夫に従順な妻という良妻の延長上にある上長への従順さや俸給の安さという経済的理由に、小学校女性教員の存在意義を認めた。

儒教的な男女の陰陽思想は、「男と女は異なる」とする性別二元論を基盤とする。「男と女は異なる」ゆえに女兒を真に理解できるのは女性教員であるとされる。また、同性を同一化のモデルとするという性役割の社会化の過程が自明視されるため、女子の道徳的感化を担う存在として、女性教員が位置づけられる。その延長線上として、地方の処女会の指導者、ひいては地方の教育者としての(元)女性教員が挙げられる。高学年女子⁴⁷⁾が女性教員になじまず、男性教員になじむ傾向も指摘されているが、その原因は女性性の欠如や、女性性ゆえの偏狭さに求められている。

小学校女性教員も、男性校長・師範学校長が挙げる長所・短所に対抗する一方、女性という尺度での評価を求めることにみられるように、女性性を発揮することを前提としている。男尊女卑が浸透する社会のなかで、多くの小学校女性教員は無能者として振る舞うことを余儀なくされ、男性教員より劣った「二流」の教員として社会化されてきた。小学校女性教員に同情する男性教員も存在したが、彼女らの男性教員への批評は非難された。平塚らいてふなどの「新しい女」と同類の存在とみなされ、中傷を受けた。同性の女性教員も彼女らを支持するので

はなく、むしろ抑制していた⁴⁸⁾。このことは、男性校長から非難されるという点で、小学校女性教員と小学校男性教員とは協働しえたが、小学校女性教員から男性教員に対する非難は、男性教員だけでなく他の女性教員にとっても許容されなかったことを意味する。

男性校長が殆どである大正期、小学校女性教員は女性教員としてサバイバルするために、男性校長が期待する女性教員を演じると同時に、他の女性教員とうまくやるために、目立たないようにするしかなかった。男性校長が期待する校務のなかには、他の女性教員から男性校長に媚びているように見える校務もあったと考えられる。両者の葛藤をどのように調整するのか、小学校女性教員は先輩や同年輩の女性教員がとる調整方法をなぞるしかなかった。

小学校女性教員は小学校という学校段階ゆえに、大学、中学校女性教員⁴⁹⁾よりも低くみなされていたこと、一方、地方の人々からは変わった人間、特に師範学校⁵⁰⁾出身の女性教員がそのようにみなされていたことも、小学校女性教員への批判を容易にした。さらには、小学校教員が経済的に困窮したことにより、教員が男女を問わず、教職という職業への自尊心を失い、人々も小学校教員を蔑視するようになったこと⁵¹⁾、すなわち、小学校教員全体が批判される存在であったことも大きな要因である。

良妻賢母像と結びついた女性性の発揮は、担当学年として、母親的な役割をより必要とする低学年を適当とした。低学年を適当とする論は、学習内容の平易さと結びつくことで、研究心のなさ、応用力のなさといった小学校女性教員の欠点を生み出す土壌ともなっていた。

これらのことを踏まえると、大正期の小学校女性教員論は、男女の陰陽思想、男尊女卑観という、それまでの女性の捉え方を踏襲しながら、働く女性を良しとする新しい良妻賢母観を構築しつつ、「新しい女」を批判するといった、女性をめぐる言説であるとともに、小学校教員をめぐる言説、都市と地方の格差をめぐる言説であったといえる。

注

- 1) 木戸若雄『婦人教師の百年』明治図書出版(1968)
- 2) 唐澤富太郎『唐澤富太郎著作集第5巻 教師の歴史—教師の生活と倫理—典型的教師群像』ぎょうせい(1989)
- 3) 望月宗明『日本の婦人教師—その変革のあゆみ』労働旬報社(1968)
- 4) 森川進『女教師の歴史』明教組教育研究書(1980)
- 5) 唐澤前掲書
- 6) 師範学校卒の正教員、教員検定を経た准教員を指す。

- 7) 助教、言い換えれば、代用教員を指す。
- 8) 木戸前掲書
- 9) 「此声を聞け」(『教育時論』1204号)には、栃木県の小学校校長の家計簿が載っている。それによると、家族7人で、収入は臨時増棒含め29円。支出は主食費23円13銭、副食費4円43銭、石油67銭5厘、薪1円50銭、木炭70銭、新聞80銭、計31円23銭5厘で、2円23銭5厘の赤字である。大正元年と7年の物価指数は7倍、9年の物価指数は3.2倍という物価高騰のなか、教員の俸給は上がらなかった。
- 10) 海原徹『大正教員史の研究』ミネルヴァ書房(1977)
- 11) 木戸前掲書、p. 32
- 12) 明治16(1883)年から昭和19(1944)年まで活動した、日本初の全国規模をもつ教育団体。
- 13) 澤柳は第6回全国小学校教育会義理事会(大正5年2月16日)で、女教員問題に関し、調査の必要を説き、続く評議員会(大正5年2月24日)で、女教員問題調査等に関する報告を行っている。『帝国教育』第405号を参照。
- 14) 男尊女卑観によるものではないことが明言されている。
- 15) 師範学校長、小学校長の回答は同一ではない。挙げられている長所・短所から共通する回答を整理した。
- 16) 表3以降は、師範学校長、小学校長の回答の上位をまとめて整理した。
- 17) 回答に「操行上批評誤解を招き易し」とあるように、実際に恋愛関係にある男女教員の恋愛問題だけでなく、恋愛関係にあるとみなされることも含まれる。男女の教員が入り混じって、宿直室で茶話会、送別会を行うことも、地方の人々から批判の目で見られていた。『帝国教育』第394号を参照。
- 18) 鈴木光愛「女教員に対する希望」『日本之小學教師』第171號、p. 8(1913)
- 19) 鈴木前掲書、p. 8
- 20) 湯原元一「女子教育と女教育」『日本之小學教師』第188號、p. 8
- 21) 湯原前掲書、p. 8
- 22) 藤井利譽「女教員問題」『日本之小學教師』第188號、p. 11(1914)
- 23) 郷野基厚「半日勤務と希望」『日本之小學教師』第188號、p. 19(1914)
- 24) 今日の教育史においても評価されている著作であるといえる。
- 25) 三橋節『女教師のために』(上沼八郎『明治大正「教師論」文献集成』第32巻、ゆまに書房)、p. 3(1918=1991)
- 26) 後藤静香『女教員の真相及其本領』(上沼八郎『明治大正「教師論」文献集成』第30巻、ゆまに書房)p. 76(1918=1991)
- 27) 後藤前掲書、p. 115
- 28) 石田利作「訓導論」(上沼八郎『明治大正「教師論」文献集成』第37巻、ゆまに書房)p. 279(1921)
- 29) 石田前掲書、p. 279
- 30) 石田前掲書、p. 279
- 31) 石田前掲書、p. 280
- 32) 石田前掲書、p. 280

- 33) 石田前掲書、p. 281
- 34) 伊藤寒水「男女教師観」『教育研究』第181号、p. 68 (1918)
- 35) 伊藤前掲書、p. 66
- 36) 本文中には「でも」に傍点がふつてある。
- 37) 研究会への小学校女性教員への出席の可否を即答できていない。
- 38) 志垣民子『女教員物語』弘道館、p. 96 (1921)
- 39) 明記されていないが、体育の教授者であること、尋常小学校五・六年生男女を対象に研究授業を行ったことから、男性教員であると考えられる。
- 40) 志垣前掲書、p. 98
- 41) 徳島県女子師範学校訓導佐澤波弦は、小学校女性教員論を展開するなかで、モンテッソリーは世界の女丈夫として、「日本の第二、モンテリーなる人は誰れ。有りや、無しや。」(佐澤 1914, p. 79) と述べるが、小学校男性教員の間ではモンテッソリーは小学校女性教員の目指す姿とは考えられていないといえる。
- 42) 志垣前掲書、p. 100
- 43) 志垣前掲書、p. 102
- 44) 『教育研究』第181号に掲載された小学校女性教員の意見はすべて匿名である。小学校女性教員が実名で意見を表明することは難しかったことを示しているのではないだろうか。
- 45) 志垣前掲書、p. 117
- 46) 志垣前掲書、p. 111
- 47) 後に述べるように、女性教員が高学年女子を教えるべきだとする論は多くない。
- 48) 志垣民子『女教員物語』に登場した、研究会で質問、批評する小学校女性教員は、隣席の女性教員から袖を引っ張られている。
- 49) 神戸女学院出身の河合謙子が大正7年、岡山県立中学校教諭に任ぜられたことが嚆矢とされる。
- 50) 本論文の趣旨とは異なるが、大正期は地方教育費の削減により、師範学校が批判され、廃校や縮小などの措置がとられた。
- 51) 唐澤前掲書
- 188号、pp. 45-46 (1914)
- 檜山善五郎「女教員問題に就いて」『教育時論』1156号、pp. 8-10 (1917)
- 本會調査委員「女教員問題に関する調査」『帝国教育』第409号、pp. 7-23 (1916)
- 石黒あさ『自覚主義の教育』開發社 (1919)
- 岩崎なみ「本校就任以来の所感」『日本之小學教師』第188号、pp. 63-64 (1914)
- 近藤直太「女教員問題について」『日本之小學教師』第190号、pp. 74-78 (1914)
- 黒崎悦子「我國現代の女教員について」『日本之小學教師』第188号、pp. 58-60 (1914)
- 槇山榮次「女教員に就て」『日本之小學教師』第181号、pp. 22-24 (1914)
- 森本撫作「女教師の能力」『教育時論』1212号、pp. 10-11 (1919)
- 中島半次郎「問題は其の養成法にある」『日本之小學教師』第188号、pp. 20-21 (1914)
- 並河榮次郎「予の視たる女教員」『日本之小學教師』第188号、pp. 28-30 (1914)
- 小川正行「女教員の長所と短所」『日本之小學教師』第188号、pp. 16-18 (1914)
- 大瀬甚太郎「女教員の立脚點」『日本之小學教師』第188号、pp. 9-10 (1914)
- 澤柳政太郎「小學校の女教員」『帝国教育』第409号、pp. 1-6 (1916)
- 佐澤波弦「女教員観」『日本之小學教師』第190号、pp. 79-80 (1914)
- 戸野みちゑ「小學校の女教師諸君に呈す」『日本之小學教師』第188号、pp. 25-26 (1914)
- 戸野美智恵子「女教員に就きて」『教育時論』1134号、pp. 6-7 (1916)
- 土川五郎「小學校長より視たる女教員」『日本之小學教師』第188号、p. 50 (1914)
- 上原みつ「こゝにも女教員の領分」『日本之小學教師』第188号、pp. 60-61 (1914)
- 拙稿「明治期における理想的女性像—小学校女子用修身教科書のジェンダー論的分析」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』第42巻、第1号、pp. 93-102 (1995)
- 湯澤直藏「小學校長より視たる女教員」『日本之小學教師』第188号、pp. 46-48 (1914)

参考文献

- 深谷昌志・深谷和子『女教師問題の研究』黎明書房 (1971)
- 濱田國松「小學校長より視たる女教員」『日本之小學教師』第

近代イギリスにおける「最初の」女性医師

——エリザベス・ブラックウェルとエリザベス・ガレット——

木原貴子・依岡道子

1. はじめに

近代イギリスにおける最初の女性医師の誕生は19世紀後半のことであった。それ以前にも女性の医者が存在しなかったわけではないが、医師の資格を得て、職業として女性が医師と認知されたのは、ヨーロッパでも早い方ではなかった。女性医師が誕生するまでには医師になることを決意し、多くの障害に立ち向かう女性たちの並々ならない闘いがあったのである。

また、女性が医師になる資格を得ることと大学教育を確保することとは深く関わっている。この2つの闘いは同時に進行し、影響しあっていた。さらに、女性が医師になることへの道には、単に大学入学許可を達成することとは異なる困難があった。

本論では、女性が医師であることが制度的にも社会的にも認められなかった19世紀にあって、医師になる希望を持つ女性たちがどのようにして医師の資格を確保したかについて考察した。そこには、制度上の問題とともに、イギリス独特の社会的風土（優秀な女性が社会的に認知されていくことへの懸念など）があり、それが女性たちの社会進出を阻む要因となっている。一般に女性医師が社会的に認知されたのは、19世紀末まで待たなくてはならないが、そこに至る女性たちの闘いを探った。

2. イギリスにおける女性医師の歴史

イギリスでは伝統的に女性が医学に関わってきた歴史がある。というよりも、むしろ、病人や怪我人には女性が携わることが多かった。

先史時代には、病気や超自然的な出来事に対処するにあたって、女性が医療行為に通じる魔術的儀式を行い、薬草を煎じ、また、燻蒸、患者の触診、マッサージを施すなど、指導的な役割を演じていた。また、初期のキリスト教伝道師に同行していた女性補佐役は、宗教的義務として病人宅を訪問し、あるいは、病院で患者の世話をしていた。看護と医療行為との境界はあいまいであった。

中世において最も有名な病院は、テムズ河畔にある尼僧院であった。また、一般女性による医療行為も知られ

ており、男性医師の方がむしろ珍しかったと考えられている (Manton 56)。

14世紀の終わりまでは、数名の女性が1389年に設立された「外科医ギルド」(the Guild of Surgeons) からそのメンバーと認められていた。しかし、15世紀になると、このギルドも他のギルドと同様に勢力を持ち始め、それに伴い排他的になっていった。女性はアウトサイダーであり、ライバルとして攻撃を受けることになったのである。事実、1421年「外科医ギルド」は英国議会に請願し、「大学の医学部」を卒業していない者は医療行為を禁じるという法律を成立させた。こうして女性医師に法的地位を与えていたヘンリー5世の法が廃止されたのである。

16、17世紀に入ると、新しい学問は「大学」が中心となり、そこには女性の場所はなかった。新たに設立された医科大学の管理のもとに医療活動が行われ、女性は排除されていったのである。とはいえ、アマチュアとしてもプロとしても女性の医療の訓練は続いていた。例えば、主教の中には、彼らの支配力が及ぶ範囲内で医薬と外科に関わる行為が可能な資格を発行していた。少なくとも7か所の教区で66人の女性に資格を与えられていたのである (Manton 58)。また、ロンドンのセント・バーソロミュー病院では、医学スタッフの正式メンバーとして女性を雇用していた。彼女たちは皮膚病の患者の治療を任されており、1635年には報酬として125ポンドが支払われたという記録も残されている (Manton 58)。

18世紀後半になると、女性開業医への信頼も急激に低下していった。いくつかの歴史的状況が女性に不利に作用したのである。陸海の戦争は、軍隊で「外科と薬学」の急場の訓練を受けた多くの男性医師を生み出し、この世紀の終わり頃には英国の開業医の半数は軍医の資格を持つ人だったと言われている (Manton 60)。

1760年代から英国は産業革命に入り、世界の富が英国に集まっていた。中産階級の女性は上流階級の女性の生き方にあこがれ、淑女にふさわしく何もせず無為であることを理想にしていた。しかし、それが快活なヴィク

トリア朝の女性にとって命取りになったともいえるのである。18世紀末までに上流社会における医療行為は女性には完全に閉ざされてしまい、助産婦も認められていた地位を失うことになった。

伝統的には助産術は女性によって行われる医療行為であった。中世から助産所を持つ賢く控えめな女性は、出産場面の女性を見る資格が主教によって与えられていたこともあり、医師からも認められる存在であった。そのため、一時、助産婦は婦人科医と同列であったこともある。しかし、18世紀末、国が豊かになるに従って、上流階級の婦人が出産時には医師にかかるようになると、それが中産階級の妻たちにも広がり、助産婦の地位は下がったのである。

ヴィクトリア朝の長い期間には、開業医という職業に変化があった。女性を医師という職業から完全に排除したのである。かつては、社会風土により女性は自然な形で病人の治療に当たってきたが、19世紀の半ばには学者であり紳士であることが理想的医師像とみなされるようになり、そのいずれも女性が望めないことであった。

Nature might have assigned to them[men] the treatment of sick: education, controlled by society, now gave it exclusively to men. By the mid-nineteenth century, the figure of the ideal physician was clearly drawn as a scholar and a gentleman, a status to which, on both counts, no woman could aspire. (Manton 64)

1858年に注目すべき「医師法」(Medical Act)が制定される。それは「医師の報酬を要求するためには医師免許の有資格者と無資格の医者とを区別するべきだ」というものであった。この審査は医師審議会(General Medical Council)によってなされることになり、医師の最小限の訓練基準を確立した。しかし、この法律には大学と医学校への女性の入学、あるいは、資格試験を認めることは規定されていなかった。また、女性の有資格者を禁じてはいないが、女性に大学や医学校への入学許可を与える義務や資格試験を受ける許可に関して何も記していなかったのである。

On paper the Medical Act of 1858 constituted no bar to the practice of medicine by women since it imposed no restrictions on candidates for registration other than having received a proper

training. It had, however, failed to provide for the compulsory admission of women to universities, medical schools or qualifying examinations. (Manton 64)

大学入学を希望していた一人の女性が、ロンドン大学の理事会に医学の資格免許を得る可能性の有無を問い合わせたが、不可能との返事を得て女性医師になる希望をあきらめざるをえなかったのである。

1858年以降、「試験委員会」(Examining Boards)が女性医師の資格を許可・拒絶する権利を持つことになったが、この委員会は、強固な男性独占社会の代表者である医師たちで構成されていた。彼らの判断には明らかに偏見があった。とは言え、女性の資格試験の受験については賛否両論があり、少数派ではあるが、女性医師に好意的な医師もいた。しかし、多くは女性医師を好まず、女性に教育の自由を認めるという原則は、女性に競争の機会を与えるものだと考えていた。

19世紀半ばまで、医学教育は女性の頭上を通り過ぎていった。男性医師が既得権利の保持のため、また、女性への社会的偏見や慣習の潜在的意識がいまわって、女性を医師という職業から締め出したのである。数世紀にわたって失われてきた女性医師の権利を再び獲得するには、女性が知力や技能を持つだけでは不十分であった。

このような状況にあって、19世後半ようやく女性医師の先駆けとなる人たちが出現した。彼女たちが強固な男性社会の医師という職業にいかにかに挑戦したかを見ていきたい。

3. 近代イギリスにおける「最初」の女性医師

近代イギリスにおける「最初」の女性医師は、エリザベス・ブラックウェル(Elizabeth Blackwell, 1821-1910)とエリザベス・ガレット(Elizabeth Garrett, 1836-1917)であろう。前者は英国医師会名簿へ最初に登録された女性であり、後者はイギリス国内で取得した資格で医師として登録された最初の女性である。二人が女性に極めて厳しい環境にある近代イギリスで「医師」として登録されるに至った過程や後進への影響に関して考察した。

(1) エリザベス・ブラックウェル

先述した1858年発布の「医師法」によって、イギリスで医師として正式に活動をするためには、英国医師会名簿への登録が必要であった。そこに最初に登録された女性がエリザベス・ブラックウェルである。

ブラックウェルは1821年にイギリスのブリストルで生まれるが、11歳の時に家族とともにアメリカへ移住する。1849年にアメリカで女性として初めてニューヨークのジュネーヴァ医科大学を卒業し、アメリカ最初の女性医師となった。そして、1859年1月1日付けで英国医師会名簿に登録され、イギリス最初の有資格の女性医師となったのである。すなわち、ブラックウェルは、アメリカとイギリス両国において「最初」の女性医師である。医学のための専門教育に関して言えば、ブラックウェル自身はイギリス本土でそれを受けたわけではない。しかし、教育という視点から特筆すべきは、正式に認められた同国最初の女性医師として、女性の医師を養成するために女性たちへ活発な啓蒙活動を行なったことである。とりわけ、1859年から1年間、イギリス各地で行なった講演は、当時の向上心をもつ若い女性たちに大きな影響を与えた。

1858年創刊された月刊誌『イングリッシュウーマンズ・ジャーナル』(*The Englishwoman's Journal*)はイギリスにおける女性の組織的な活動の始まりとされるが、エリザベス・ブラックウェルは、その第2号(1858年4月1日号)の中で、フローレンス・ナイティンゲールに続き、著名な女性の一人として取り上げられている。そこには、ニューヨークでの診療、女性の健康に関する講演(1852年)、女子教育に関する本の出版(1853年)など、様々な活動が妹アンナによって紹介されている。さらに、当時の厳しい社会環境や現在に至るまでの多大な苦勞、それにもかかわらず彼女が続けてきた努力、その成果としての成功が記されている。また、実際に男性を持ち上げてエリザベスが腕力を示したという話や、医学の学位のためのプレゼンテーション当日の話など、家族ならでの逸話も含まれている(*EJ* 82, 91)。特に、女性に初めて学位が与えられるその瞬間を是非見たいと多くの女性が駆けつけ、会場となった教会が「窒息しそうなほど」混み合っていたという話は、当時の女性たちの「女性医師」に対する関心の深さを示すエピソードである。また、1860年にはブラックウェル自身も同誌に「医学を勉強しようとする若い女性へ」(*Young Ladies Desirous of Studying Medicine*)という記事を寄稿しており、こうした記事を読んで医学の分野に興味を持ち、歩み始めた女性が生まれる。その一人が英国医師会名簿へ登録された二人目の女性エリザベス・ガレットであった。

しかし、ブラックウェルが医師を目指す女性に対して述べた言葉は決して甘いものではなかった。次の引用は

その環境の過酷さを如実に語っている言葉である。

Consider how women stand in this matter; how alone, how unsupported; no libraries, museums, hospitals, dispensaries, clinics; no endowments, scholarships, professorships, prizes, to stimulate and reward study; no time-honored institutions and customs, no recognized position; no societies, meetings, and professional companionship; all these things men have, none of them are open to women. One can hardly conceive a more complete isolation. (Blackwell, *Address* 8)

医学を志す女性は、全く整っていない社会環境の中、孤立無援で闘っていかなくてはいけなかったのである。

1859年ブラックウェルは、イギリスの大都市であるロンドン、マンチェスター、バーミンガム、リヴァプールで「女性のための職業としての医学」(*Medicine as a Profession for Ladies*)と題した講演を行なう。手はずを整えたのは、バーバラ・ボディソン(後のケンブリッジ大学ガートン・カレッジの創設者)であった。最初の講演は、同年3月2日、ロンドンのメルルボン・ホールで行なわれた。その様子について、彼女自身が自伝の中で次のように描写している。

The Mary-lebone[sic] Hall was secured. Our young friends brought up primroses and other lovely flowers and green wreaths from Hastings to ornament the reading-desk, and warmly supported me by their ardent sympathy. On March 2, 1859, the first lecture was given to a very intelligent and appreciative audience, whose interest was warmly enlisted. (Blackwell, *PW* 114)

桜草をはじめとする草花が飾られ、温かな雰囲気の中で講演は行なわれた。この講演では、衛生学に関する知識を一般に普及させること、(おそらく婦人科を念頭にしての)分科別病院を設立することの重要性(Blackwell, *PW* 114)、また、女性患者に対する女性医師の必要性とその価値、日常の食生活や育児などにおける妻や母親の教育の必要性、それに対する女性医師の貢献(Manton 51)などが語られた。この会場にはガレットも参加しており、ブラックウェルも彼女のことを「最も重要な聴衆」と記している。こうした相互認識とそこから始まる助け

合いは、上述したように女性を巡る厳しい環境の中ではとりわけ重要であった。

その後、1874年にはロンドン女子医科大学の共同創設者となり、後に婦人科の教授も勤めるなど、アメリカとイギリスを往復しながら、診療活動とともに、両国における女性医師の誕生に貢献したのである。

(2) エリザベス・ガレット

エリザベス・ブラックウェルに次いで、イギリスで医療活動に従事し、医学教育に専心したのが、エリザベス・ガレットであった。彼女は1836年、ロンドンに生まれ、12人の子どもの裕福な家庭で育った。学校を出て、生活のために働くことのない「淑女」、そして「貞淑な妻であり母」となることが期待されていたが、彼女自身は職業に就くことを希望していた。

1854年ガレットは教育をすべて男女平等にすべきだと考える女性教育改革運動の主導者エミリー・デイヴィス (Emily Davies, 1830-1921) と初めて出会う。その後、二人は何度か会って話すことになり、若い女性は何も期待されておらず、自ら興味が持てることを何も追求できないでいるというデイヴィスの言葉にガレットは共感を覚えた。さらに、1856年再会し、爾来、二人の友情は長く続くことになる。デイヴィスとの出会いがガレットの考え方に影響を及ぼし、女性の高等教育の必要性や将来なすべき仕事について考え始めることになる。

女性が職業につくことに関心を持っていたガレットは、「女性雇用促進協会」(The Society for the Promoting Employment of Women) のオフィスを訪問している。この協会は働きたいと願う女性に仕事を斡旋したり、職に就くために必要な技術訓練の場を提供するなどの活動をしていた。そこでガレットが気付いたことがあった。それは医師や弁護士などの知的職業に就くための教育が女性に欠落しているということであった (Manton 50)。女性雇用促進協会に集まった女性の中で、ガレットは誰よりも知性があり、活動的で意志が強く、魅力的であった。彼女は女性福祉の活動に引かれ、自らの使命は女性を助けることにあると考えていた。

ガレットはこの協会に参加し、1859年ブラックウェルの講義を聴くことになった。ブラックウェルはガレットの熱意を感じ、彼女を自分の後続く人物と捉えていたが、ガレット自身は医師になることを躊躇していた。全く未知の分野であり、余りに荷が重すぎると感じていたからである。しかし、彼女と行動を共にしていたデイヴィスは、ガレットに知力、気力などあらゆる面で女性の理想像を見出していた。デイヴィスを信頼していたガ

レットは、医師になるという冒険への決意をしたのである。しかしながら、この二人の女性は共に医学教育の詳細については無知に近く、目的達成にどのくらいの年月を要するかさえ分かっていなかった。そんな時、1860年の『イングリッシュウーマンズ・ジャーナル』の中に、ブラックウェルが投稿した「医学を勉強しようとする若い女性へ」という記事を見つけた。そこにはアメリカとパリの大学の医学部のこと、特に授業内容、学費などが書かれていたのであった。

1859年まで外国で取得した学位を持つ者は英国医師登録簿に登録されることが可能であった。しかし、翌年1860年には外国で取得した学位を持つ者すべてを除外する権限が医師会に与えられ、法的に認められる開業医は英国の学位を持つ者に限られることになった。資格を有する医師になるために、イギリスの医学校で勉強し、学位をとる道しかなかったのである。彼女は国内のすべての医学校、病院に願書を出したが、そのすべてから拒否された。そこには医師会の新たな法的権限の重圧が存在していたからである。しかし、ガレットは失望したり断念することなく、医師免許獲得の方策を考えた。

1860年、先ずミドルセックスの病院に看護婦として入った。そこで長く不快な仕事に耐え、看護婦の勉強と実習を続けながら、自分の能力を示していったのである。また、彼女自身は心ならずもではあるが、「女性らしい巧みなやり方」で次第に講義に出ることが可能になり、個人的に解剖室に入ることを許されていく。

... in 1860 she went to the Middlesex Hospital as a nurse, hoping both to learn a little, and to prove to the many who doubted her that she could stand the sustained and unpleasant work.

The authorities of the hospital were inclined to treat her request for teaching with amused contempt, but they let her come and do what she could. "I feel so mean trying to come over the doctors by all kinds of feminine doges," she wrote to Emily Davies, but in a good cause perhaps it was lawful; and at any rate the "doges," or her quiet perseverance, succeeded, so that she gradually won a way to the lectures, and even to the dissecting-room. (Strachey 171)

彼女の熱心な勉強により重要な試験において最高点をとることになったが、それが男子学生の反感を買い、彼女

は講義に出ることを禁じられるという結果になる。こうして彼女は別の方法を考えることになった。

彼女が採った方法は、医師免許を与えてくれる審査機関を見つけることであった。それが薬剤師協会(Society of Apothecaries)である。この協会は、1815年に勅許を得た、医師免許資格の授与権を有する唯一の非大学組織であった。ここでは、5年間の医師としての徒弟教育、6つの講義コースの受講、公的病院や施薬所、診療所での6か月間の実習が規定されていた。すなわち、医師に必要な最低限の技能教育を受けることができたのである。協会は王立の医学校から独立した法的に認められた試験機関でもあった。薬剤師協会は、それ以後も免許のために必要に応じてカリキュラムの改善を図り、1827年には助産婦の免許を与えることも可能になった。さらに1850年には3年間の講義、公開実技、病院実習の義務化などを追加している。

ガレットが目にしたのは、この規定が医学の実習を希望する人には誰でも(志願者の性の区別なく)当てはまるということであった。

Moreover, the Apothecaries Act of 1815 referred to 'all persons', desirous of practicing medicine, without specifying the sex of the candidate. It was worth considering this humbles of medical qualification. (Manton 116)

ガレットにとって薬剤師協会は医学という職業に就くための最低限を満たす手段であるが、その資格を取得しようと決心した。その一方、同時に医学博士のための受験資格が得られるようにロンドン大学などに入学を求めたが、彼女が女性ということですべて拒否された。1865年ガレットは薬剤師試験を受験し合格した。

For the first time in British history a woman had passed through a recognized course of medical training and secured a modern legal qualification in her own country. It was a unique achievement and she knew it. (Manton 163)

英国の最初の女性医師であるブラックウェルは外国の医師資格を有していた。一方、ガレットはイギリス国内で医学の訓練を受けて、薬剤師協会の資格試験団体アポセカリーズ・ホール(Apothecaries' Hall)が行う医師資格試験に合格し、法的資格を獲得したのであった。

しかし、医師としての人生は最初楽なものでなかった。病院、陸軍、海軍からの求人はなく、田舎での医師というのも難しかった。男性患者を診る意志はあったが、スキャンダルを恐れて断念した。そこで、1866年ロンドンでセント・メリーズ診療所を開き、貧しい女性と子どものための専門医となる。この診療所が後に、新しい女性病院へと発展し、ガレットはそこで20年以上診療にあたったのである。

ガレットは1862年にブラックウェルへ宛てた手紙の中で、「たとえ外国の大学の学位であっても、気持ちは学位を持つことに向かっている。薬剤師協会の医師免許よりもその方が尊重されると思う」と書いている(Manton 186)。それは彼女の10年間抱いていた夢であった。様々の手続きを経て、1869年パリに行きソルボンヌ大学から医学博士号取得の試験を受験することを許可されたのである。第1次から第4次試験までの試験に合格し、論文「偏頭痛の生理学」も認められ、医学博士号を獲得したのである。

Elizabeth Garrett succeeded in the third and fourth examinations and her thesis was approved, so that by 1869 she had qualified for and had received the Paris M.D. degree, and, in virtue not of this but of her Apothecaries' license, had put her name upon the British Medical Register. (Strachey173)

しかし、英国医師登録簿に彼女の名前が記載されたのは、パリ大学の医師資格免許によるものではなく、薬学師免許によるものであった。

学位取得後、彼女の医師としての公的生活と私的生活は変化を受けることになる。新聞『タイムズ』(1870年、3月22日号)には、「ミス・ガレット、正医師に認められる」('Miss Garrett admitted on a Regular Medical Staff.' Manton 193)と報ぜられ、彼女の医療活動は広がりを見せている。1872年ロンドンに新しい女性病院を設立した。そこではガレットの指導者であり、顧問であるブラックウェルに婦人科の教授を依頼し、医師、薬剤師、看護婦などすべての仕事が女性のスタッフにより行なわれた。

ガレットはまた、ブラックウェルと共に医療教育にも専念した。1872年に女子学生のために解剖学、生理学などの講義コースを始めた。そして、1874年彼女は女性のための医学校「ロンドン女子医学校」(London School of Medicine for Women)を創設し、その学校

長に就任した。しかし、医師という職業に就いたガレットの活動の中心は、常に患者と彼女の診療所にあった。

女性医師として医師名簿に登録されるまでには大きな壁があった。ガレットは不屈の努力と医師への強い情熱により、教育の場での女性排除や受講妨害を乗り越えていった。様々な障害においてガレットは軽率なマナーをとることの危険を知り、淑女らしい控えめな態度をとることを心がけていたが、それが彼女の目的達成に繋がったのである。ガレットの医師への道は、独自の医学研究をするのではなく、開業医、臨床医として患者に向き合うことであった。彼女は医師として必要な特質である勇氣、義務感、正しい判断力、人間性などを揃えた人物であった。

4. 医師資格を巡る闘い

エリザベス・ブラックウェルが1859年という年にイギリスで講演旅行を行なったのは、医師会名簿へ申請をするためであった。そして、弁護士から登録された旨の連絡を受けたブラックウェルは「これは、イギリスにおける女性医師の将来に計り知れない価値あることになるでしょう」(Blackwell, PW 118) と妹のエミリーに書き送っている。

しかし、現実とは全く逆の方向に進んでいった。法改正によって1858年10月1日以降に海外の大学で学位を取得した者は登録から排除する権利が医師会に与えられた。これは極めて大きな意味をもっていた。というのは、この当時、イギリスにおいて女性が大学に進学し、学位を取得することが認められていなかったからである。すなわち、イギリスで女性が医師になる道は閉ざされたのである。残された唯一の方法は、先述したガレットのように、薬剤師免許によって医師登録簿に登録されることであった。しかし、それも再度規約が改定されてしまう。

英国において女性の医師資格取得が全面的に不可能になり、国外での学位取得者が英国内で認定されることもなくなった状況において、法的に認められる開業医は英国の学位を持つ男性に限られた。ブラックウェルに倣って、国外で学位取得を考えていた女性たちには医師資格を得る可能性はなかったが、フランス、ドイツ、イタリア、スイスなどで学位を取得し、英国に戻り医師免許を要求した女性もいた。

産科専門の女子医学校で女性を医師として訓練して資格を与えようとする運動、エジンバラ大学で学位を取得しようという懸命な試みなどが行なわれたが、いずれも成功しなかった。そこで、国会へ働きかけをするという

方法も考えられた。すなわち、女子学生の入学を許可する決定権を大学に与える法案、また、国外で取得した医師免許を認定するという法案を通過させるべく運動を始めたのである。また一方、女子学生のための医科大学を設立するとともに、学位を授与する審査機関を探すことも行なった。こうした様々な試行錯誤がなされ、ついに1875年女子学生の入学を許可する決定権を大学に与える法案が政府に承認され、国会を通過したのである。そして、アイルランドのキングス医科大学、及び、クィーンズ医科大学が、女子医学生を審査して学位を授与することに同意し、こうして女性が医師の資格を取得するための闘いは終わったのである。

この間も、ブラックウェルとガレットの二人の女性が医師としての能力を証明し、女性の医学教育の権利と医師免許獲得への活動を続けていたが、やがて二人に次ぐ新たな資格取得の闘いが再開していた。この闘いに立ち上がったのは、ソフィア・ジェックスブレイク (Sophia Jex-Blake, 1840-1912) であった。

ジェックスブレイクは1840年イングランドのサセックスで生まれた。父親は元法廷弁護士で家庭は裕福であった。両親の厳しい躰のもと私立学校を卒業したが、知識欲の強い彼女は満足できず、1858年当時唯一女性を受け入れていたロンドン大学のクィーンズ・カレッジに入学した。成績優秀で、1859年から1861年まで学生でありながら大学で数学の教員のポストを与えられていた。しかし、彼女の両親は娘が生活費を得ることなどを認めず、彼女は無報酬で勤めた。

ロンドン大学卒業後も、エディンバラ大学で教えながら勉強を続けていたが、彼女には自ら大学を開設するという夢があった。そのため、1862年ドイツに行き、その教育制度を学び、さらに、女子教育について学ぶためアメリカに行き、多くの学校を訪れ、男女共学の発展に強く影響を受けた。そして、ボストンの女性と子どもの専門病院で、アメリカの女性医師のパイオニアであるルーシー・ソーエル (Lucy Sewell) に会う。その病院で簿記係と薬剤師として働いたが、その間に医師になるという決意を固め、その訓練を受けようと考えた。1867年ハーバード大学に応募したが拒否され、1868年ブラックウェルらによって設立されたニューヨークにある新しい医学校に入学しようとした。しかし、英国にいる父親が亡くなり、帰国を余儀なくされた。

ジェックスブレイクは英国内で女子学生を受け入れる医学校を探し、1869年エディンバラ大学の入学許可を得たが、その後大学はその決定を覆した。彼女は入学

を得るための長く粘り強い運動を続け、1870年他の4人の女性と共に入学許可を得た。しかし、女子学生の一人が定期試験で（男子学生を凌ぐ）優秀な成績を取ってしまい、それが原因で彼女たちは解剖学の授業や病棟実習から締め出されることになった。また、講師や男子学生から屈辱的な嫌がらせを受け、様々な問題に見舞われた。問題解決のために大学側を訴えることもあったが、1872年第1期生に病棟実習が認められた。

第1期生の卒業試験が近づき、学位授与の正式な請願書を大学評議会に提出したが、評議会は「修了証書」は与えるが、学位を与える権限はないと拒否した。1873年資格取得のための学位を求める訴訟は、エディンバラ大学が勝利し、女性たちの訴えは認められなかった。

1875年大学が承認すれば、女子学生の受け入れができるという法案が政府に承認されたのであるが、エディンバラ大学は女子学生の受け入れは認めなかった。ジェックスブレイク自身は1877年スイスのベルンで学位を取得し、同年、アイルランドのダブリンの大学に進み再度試験を受け合格。彼女の名前が英国医師登録簿に載せられたのである。そして、彼女の長い闘いは終結した。

彼女の医療活動として、既に1874年にガレットと共にロンドンに女子医学校を設立したが、1878年エディンバラに移り、そこで個人的に医療活動を行ない、女性と子どもの病院を開いた。また、女子医学生の支援にも積極的であった。当時、エディンバラ大学では依然として女子学生は男子学生とは別の授業に出席することを求められていた。そこで、彼女の支援はロンドンの女子医学校と同様の医学校をスコットランドにも創設することに及んだ。その後、エディンバラ大学が女性に医学試験を認めたのはようやく1894年のことであった。

5. おわりに

19世紀後半のイギリスにおける女性医師の恒常的誕

生を巡る闘いは、極めて厳しいものであった。医師を志す多くの女性たちが、知恵と時間とエネルギーを費やし、ほぼ半世紀に渡る闘いに挑み、勝利を手にしたのである。しかし、女性のプロフェッショナリズムを巡る問題は、医学の分野だけの問題ではない。先にも述べたが、男性の既得権利への執着、また、女性に対する社会的偏見や慣習の潜在的意識がいまって、既存の職業から女性を締め出し、また、新たな職業に就くことを妨げたのである。しかし同時に、「職業」から排除された女性たちはそれに甘んじることなく、自ら行動し、扉を開くことに挑戦をした、新たな時代でもあったのである。

参考文献

- Blackwell, Elizabeth and Emily Blackwell. *Address on the Medical Education of Women*. New York: Baptist & Taylor, Book and Job Printers, 1864.
- . *Pioneer Work in Opening the Medical Profession to Women*. 1895. Memphis: General Books LLC, 2009.
- “Elizabeth Blackwell, M. D.” *The Englishwoman’s Journal*. Vol. 1 (1858) 80–100. National American Woman Suffrage Association Collection. n.d.
- Jex-Blake, Sophia. “The Medical Education of Women.” *Nineteenth-century British Women’s Education, 1840–1900*. IV. Ed. Susan Hamilton et al. Oxon: Routledge, 2007. 117–125.
- Manton, Jo. *Elizabeth Garrett Anderson*. London: Methuen, 1987.
- Strachey, Ray. *The Cause: A Short History of the Women’s Movement in Great Britain*. London: Virago, 1988. (出淵敬子他訳『イギリス女性運動史 1792–1928』みすず書房(2008))
- 滝内大三『女性・仕事・教育—イギリス女性教育の近現代史』晃洋書房(2008)
- 『イングランド女子教育史研究』法律文化社(1994)

近代日本における職業人としての女子専門教育に関する一考察

——女医育成を中心に——

遠山佳治

1. はじめに

「……昨年（昭和13年）12月内閣直属の教育審議会委員に吉岡弥生女史の任命を始めとして、商工省の中央物価委員に、大蔵省の国民貯蓄奨励委員に、厚生省の中央社会事業委員に、国民精神総動員中央連盟の理事並に委員、また内閣新設の国民精神総動員幹部等に各府県もこれに従ひ婦人の著しい活躍が見えて参りました。……」と、本学の創設者越原春子は「事変と女性の地位」（『會誌（名古屋高等女学校校友会）』12号、昭和14年）の中で、戦争に突入していく日本ではあるが、その政治・行政において女性が活躍していることに注目し、その影響力を地方の高等女学校教育へと反映させている。その始めに登場する吉岡弥生は、日本近代における女性医師（女医）育成の牽引者であり、近代日本社会において女子の専門教育進展に大きな役割を果たした人物といえる。

そこで、本研究では明治時代から昭和初期に限定して、医学つまり女医育成を中心に捉え、「職業人としての女子専門教育」全般に与えた影響力について考察を進めるものとする。

2. 明治時代における女医誕生の動向

吉岡弥生が明治33年（1900）に東京女医学校（現在の東京女子医科大学）を創設する社会的背景には、それ以前に女医を決意して悪戦苦闘して来た女性たちの軌跡が大きな礎になっている。

歴史を振り返れば、『日本女医史』で登場する野中婉（1661～1728）、伊勢神宮の神官度会氏の娘で眼科医の度会園（1664～1726）、「産科指南」を著わした森崎保佑（？～1820～？）から始まり、京都東寺侍の娘で種痘を行った匹田千益、播州の漢方医松岡小鶴、福岡の漢方眼科医高場乱子、シーボルトを父に持って明治6年に宮内庁御用掛女医になったシーボルト（楠本）イネ（1827～1903）など幕末の女医たちの活躍を知ることができる。また、明治16年（1883）から同18年にかけて、函館の女学校（現遺愛学園）にてアメリカ人宣教師で校医のフロレンス・エン・ハミスマーが、一般人の診療を行っ

ていたことが知られている。これらを前史と捉え、本項では明治時代の日本において、西洋医学の浸透に伴って近代的な医学制度が整備されていく中で、日本人女医の先駆者として活躍した女性たちの生きざまを確認していきたい。

（1）荻野吟子

嘉永4年（1851）、武蔵国大里郡（埼玉県熊谷市）の代々庄屋の家柄に生まれる。上京し漢学者松本万年の止敬塾門人となる。16歳で結婚するが、2年後の明治3年に夫（のち熊谷銀行頭取就任）から当時不治の病とされた淋病を患い鬱病も併発して離婚することとなる。その後の2年間、東京の順天堂病院で療養する間に、女医になる決意を固める。

明治6年（1873）、上京して皇学医で国学者の井上頼圀に師事するが、その後井上から求婚されて拒否する。そして、明治8年には、女子師範学校（現お茶の水女子大学、教務主任中村正直、教師棚橋絢子）に入学する。

明治12年（1879）、東京女子師範を首席で卒業し、幹事永井久一郎教授から陸軍医監石黒忠恵を紹介される。その石黒の口添えて、唯一の私立医学校（院長高階経徳）の好寿医院に特別入学する。明治15年に好寿医院を卒業し、明治16年に医学試験受験を請願するが却下される。

明治17年に実業家高島嘉右衛門の紹介で、衛生局長長と専齋（医制の草案者）に医術開業試験受験を懇願する。国学者井上頼圀の協力を得て、「令義解」による古代の女医の存在を提示し、医術開業試験が女性にも開かれるようになる。前期試験に4人が受験（他は岡田みす、成医会の木村秀・松浦さと）するものの、荻野吟子のみ合格となる。明治18年（1885）、医術開業試験（後期）に合格した35歳の荻野は、東京湯島（のち下谷黒門町）で診療所を開業し、日本で最初の公許女医（産科医）になる。

明治19年（1886）、廃娼運動に心を動かされた荻野は、矢島楯子が設立した婦人矯風会に参加して活動する。や

がて、熱心なキリスト教徒になり、その後、青年牧師志方之善との恋愛・結婚へと進展する。明治27年(1894)、政府提供の北海道後志国の原野開墾と伝道のため、北海道へ移住するが、開墾に失敗する。

明治38年の夫の病死を経て、明治41年に東京へ戻り、本所で荻野医院を開業する。大正2年(1913)、波乱万丈の人生を終える。享年63歳であった。

(2) 生沢クノ

元治元年(1864)、武蔵国榛沢郡(埼玉県深谷市)の蘭方医生沢良安の娘に生まれる。上京し漢学者松本万年の止敬塾門人となる。その後、東京府病院産婦人科医(院長岩佐純)の見習生になる。

明治15年(1882)、神田駿河台で開校された東亜医学校(校長榎村清徳)に特別入学する。しかし、荻野同様に、明治16年の医学試験の請願書は却下される。

明治17年に東亜医学校は廃校となり、済生学舎に転学する。済生学舎とは、明治9年に大学東校(東大医学部)の教授長谷川泰が自宅を改造し設置した医師養成機関である。その後、東京慈恵医院医学校付属慈恵会病院・東京病院にて、臨床を高木兼寛より指導を受ける。

明治17年の女性初の医術開業試験制度(前期)に、体調を崩して辞退するものの、明治19年には医術開業試験(後期)に合格し、23歳で女医2人目になる。その後、郷里の埼玉県で実家の医業を継ぐ。のち、川越で開業しながら、実家をも手伝い、「女赤ひげ」と評判になる。

大正10年(1921)に医院を閉鎖し、その後68歳まで、栃木県足利市の岩根病院の産婦人科医を務め、地域医療に貢献する。昭和20年(1945)に死去、享年82歳であった。

(3) 高橋瑞子

嘉永5年(1852)、三河国幡豆郡西尾(愛知県西尾市)の下級西尾藩士の娘に生まれる。幼い頃に、父・母と死別したため、長兄夫婦に養われたものの、養家を飛び出して上京する。その後、女中奉公、車夫との同棲・結婚・離婚をする。下仁田の産婆津久井磯子の内弟子になったことが転機となり、津久井の支援で、東京浅草の紅杏塾(桜井郁二郎経営の産婆学校)に通う。

明治15年(1882)、産婆の資格を取得するとともに、大阪病院(院長高橋正純)で産婦人科・内科・外科の勉強を行い、前橋で産婆学校を設置する。

明治17年(1884)に済生学舎(校長長谷川泰)へ特別入学をし、翌明治18年(1885)には医術開業試験(前期)に合格する。そして、お茶の水順天堂病院(院長佐

藤進)で、女子初の医学実地研究生として臨床の演習を受ける。

明治20年(1887)には医術開業試験(後期)も合格し、36歳にて全国3人目の女医が誕生する。

明治21年(1888)に、日本橋で医院を開業するものの、ドイツ留学を志すようになる。明治23年(1890)、横浜からドイツ留学のため出航する。しかし、ドイツのベルリン大学では女性の医学校入学を拒否され、失意の中で自殺未遂騒動を起こす。そのため、特別聴講生として認められるが、咯血して帰国の途をたどる。

明治24年(1891)には、日本橋の医院に戻り、「ドイツ帰りの男装女医」として評判になる。約20年医師を務め、大正3年(1914)に日本橋の医院を閉院し、60歳で女医を引退する。その後は、吉岡弥生の相談役として活躍する。

昭和2年(1927)76歳で死去し、遺言により遺体は解剖され、骨格は吉岡の東京女子医学専門学校(東京女子医科大学)に移され、後輩たちの参考資料となる。

(4) 本多銚子

元治元年(1864)に、江戸の旗本本多晋(のち上野寛永寺僧侶)の娘として生まれる。母は、代官江川太郎左衛門の江戸詰家老雨宮氏の娘である。

幼少期にイギリス人ツルースに英語を学ぶ。その後、竹橋女学校(のち東京女学校)に通学する。そして、全権公使川瀬真孝夫人(江川太郎左衛門の娘)の通弁を勤める。

海軍軍医監・成医会会長の高木兼寛は、竹橋女学校の本多銚子・松浦さつを見込んで、成医会医学校に入学させる。明治21年(1888)には医術開業試験(後期)合格し、25歳にて全国女医4人目になる。

明治22年(1889)、本多静六(のち東京農業大学教授「日本公園の父」)と結婚する。女医としての人生は歩まずに、大正11年(1922)に死去、享年58歳であった。

(5) 吉岡弥生

明治4年(1871)、遠江国城東郡(静岡県掛川市)の漢方医鷺山養斎の娘に生まれる。

成長して、結婚のお見合いを何度か断ったのち、親を説得して東京への遊学の許可をもらう。明治19年(1886)に、19歳で上京し、済生学舎に入学(男子400人、女子20人)し、女医学生懇談会を発足させる。明治25年(1892)に、全国女医27人目として医術開業試験(後期)を合格する。順天堂で臨床の勉強を行ったのち、帰郷して、

実家医院の分院の医者になる。周りが漢方医ばかりで、その意味でも弥生は珍しい存在であった。

明治28年(1895)、ドイツ留学のために上京し、夜間診療の医院を開業する。昼間はドイツ語私塾の東京至誠学院(院長吉岡荒太)・跡見女学校に通学する。そこで知り合った吉岡荒太は医学を断念した経緯があり、弥生を積極的に支援する。やがて、弥生は25歳で吉岡荒太と結婚する。

明治29年(1896)、父の経済的支援で、至誠学院を飯田町に移転し、そこに至誠医院を併設させる。しかし、夫の吉岡荒太が健康を害し、明治32年(1899)に至誠学院は閉鎖する。

明治33年(1900)に、済生学舎の女子学生が入学を拒否される事件が起こり、それを見かねた吉岡弥生29歳の若さで、東京女医学校(現東京女子医科大学)を設立する(前期・後期各2年、卒業後に文部省試験)。さらに、翌明治34年(1901)には、済生学舎が在学の女子学生を閉出したため、東京女医学校は済生学舎から追い出された女子学生を受け入れ、牛込区市ケ谷へ移転する。済生学舎の先生らが設立した女子医学研修所(校長石川清忠)と一時(明治37年に東京医学校に改称されるまで)競合することになる。

明治35年(1902)には、自分の出産を教材にする。明治36年(1903)には、学校設備を整えるため、東京女医学校を牛込区の獣医学校跡に移転させる。

日露戦争後の明治39年(1906)には、志願者が急増する。明治41年(1908)には、最初の卒業生竹内茂代を輩出するが(のち四谷新宿の井出病院開業)、卒業式で「女医亡国論」の騒ぎが起こる。東京至誠医院を東京女医学校から切り離して飯田町に移転させ、病院経営も併せて行う。なお、明治44年には、日本医学校が医専(医学専門学校)昇格のために、女子入学を拒絶したため、ますます東京女医学校へ女医希望者の需要が高まる。

大正元年(1912)、東京女医学校が東京女子医学専門学校に昇格した。最初の書類提出から2年9か月もかかっており、弥生にとって、自分の医師試験合格とともに人生で一番嬉しかったことに挙げている。翌大正2年には『日本女医会雑誌』が創刊されるものの、大正8年に開設された慶応大学医学部においても女子入学を拒絶するなど、女医への道にはまだ険しい風潮があった。

大正5年6月16日の「婦女新聞」で、吉岡は「医学上より見たる婦人の職業問題」として、「婦人が職業に従事する事は当然である」「婦人が家事に尽くし子女を教養する天職はおろそかには出来ませんが、職業に対す

る真面目な思想を普及して、婦人の職業が社会一般普通の事であるのを誰も考へるやうにしたいと思ひます」と述べ、女医育成を思いに置きながらも、幅広く女性の職業観を語っている。

さらに転機になったのが、大正9年(1920)である。東京女子医学専門学校が文部省指定校となり、卒業と同時に無試験で開業資格を得られるようになった。皇后代理の視察も受けた。そして、生活改善中央会幹事(のち理事)や日本女医会長に就任し、吉岡弥生自身も多方面での活躍の場が開かれていった。反面、夫吉岡荒太は、大正11(1922)年に死去している。大正12(1923)年には、東京連合婦人会に、日本女医会代表として参加している。但し、関東大震災で東京至誠病院が焼失したため、牛込区に移転している。

大正14年(1925)には帝国女子医学専門学校が、昭和3年(1928)には大阪女子高等医学専門学校が設立されるなど、ようやく女医育成の気運が全国的に広がっていった。

吉岡は、昭和2年(1927)に大日本連合女子青年団常任理事に、同11年には同団理事長に就任する。さらに、昭和14年(1939)には、国民精神総動員中央連盟理事に就任し、ドイツのナチス婦人会招聘で渡欧する。本論冒頭で紹介した、越原春子が目を留めたものは、国家組織内で大活躍していた、当時の吉岡の姿であった。

しかし、昭和20年(1945)の東京空襲により、東京女子医学専門学校・東京至誠病院とも焼失してしまう。敗戦後の昭和22年(1947)には、吉岡弥生は教職追放を受け、さらに東京女子医学専門学校の労働組合が待遇改善を要求に争議する事件を起こしている。このような混乱の中、東京女子医学専門学校は東京女子医科大学に昇格の認可を得ている。

昭和26年(1951)に、吉岡弥生の教職追放は解除される。昭和34年(1959)に激動の人生の幕を下ろす。享年89歳であった。

3. 女性の職業としての女医

前項において、女医の育成には先駆的な女医たちの努力があったことを見てきたが、その女医が当時の社会における女性の職業として、どのように認識されていたのかは女医育成を考える上で、大きな意味を持つ。そこで、時代を追っていくつかの資料を挙げながら、女医をめぐる職業意識を比較検討していきたい。

(1) 明治時代の女医をめぐる職業意識

明治20年以前において、一般に女性の職業として教員・看護婦・助産婦・医師・電信電話交換手・速記者などが挙げられているが、女性が農商業等以外の職業に従事することに理解が示されない時期であり、女性の職業として女医は成り立たなかったと考えられている。表1は、村上信彦『明治女性史』による女性の職業である。

表1 『明治女性史』による明治時代の女性の職業

| | |
|----|--|
| 初期 | *内職・行商・出稼ぎ・賃機・さまざまな筋肉雑労働、夫名義による妻の営業活動(非職業とされた金銭労働) *旧産婆、髪結、女中、鉱山労働(従来からの職業) *小学校教員、印刷工、官営工場女工(新しく誕生した職業) |
| 中期 | 新産婆、製糸・紡績・織物・その他一般工場労働、電信技手、女医、速記者、看護婦、電話交換手、女囚看守、勸工場・展示場などの看視人、婦人記者 |
| 後期 | 事務員、電報調査委員、モデル、鉄道出札係、郵便局員、店員、薬剤師、研究所勤務、監獄教誨師 |

吉岡弥生が東京女医学校を創設した明治33年(1900)頃になると、日清戦争後の国内状況や国際関係の変化もあり、女子初等教育の就学率が急上昇して、女性の職業の課題等が問われるようになって来た。

明治36年(1903)に、万朝報の記者であった落合浪雄が著わした『女子職業案内』(東京大学館発行)によると、家庭内に止める女子教育と実社会の定離に着目し、女子が経済力を持って男子とともに職業人となることを主張している。婦人の性質を、1. 温順親切な事、2. 綿密丁寧な事、3. 美的感情に富む事と認識し、それぞれの特質に適した職業を、表2のように、第1類・第2類・第3類と区分して紹介している。

表2 『女子職業案内』にみる職業区分

| | |
|-----|---|
| 第1類 | 看護婦、産婆、女医、保母、小学校及び幼稚園教員、中等教員、高等女学校合科及び専科教員 |
| 第2類 | 官庁事務員、電話交換手(通信の事務員)、女子計算員(金銭出納員も含)、商品販売員、速記者 |
| 第3類 | 裁縫師、刺繍師、編物師、写真技師、押花師匠、茶道師匠、洋楽家、琴曲師匠、洋画家、日本画家、新聞雑誌記者、文学家 |

第1類に属した女医については、欧米諸国の先進的な状況を示しているものの、1892年にコロンビア大学医学部卒業して軍医として活躍したアメリカのエニタ・ニューコム・マクジーを事例として挙げるなど、著者およ

び当時の社会が持つ軍国主義的な雰囲気を感じさせる。そして、日本の養成機関として、済生学舎と東京女医学校を紹介している。また、職業としての女医については、医師として必要な器具類を一通り揃えて開業するには相当な資産がかかり、実家が医者または資産階級出身等という出自に限られた職業であると暗にいつているようなものの、産婦人科・小児科としての女医の役割は高く評価している。女医一号になった荻野吟子のように、性病の女性患者にとって、患者やその夫にとっても安心して受診でき、また婦人のヒステリー症も最も女医が得意とするものと述べられている。

明治20年(1887)『女学雑誌』49号にて、進歩的な考えをもつ女性教育家の巖本善治が、女医荻原吟子・生沢クノを紹介している。さらに、明治27年には大阪の緒方病院で女医福井繁子を、続いて4人の女医を採用している。明治32年には結核診療所で神奈川県茅ヶ崎の南湖院が多くの女医を迎えた。明治34年には、今村ケイが清国浙江省日文学学校校医に、前田園子(明治24年に国家試験合格、12人目女医)が韓国漢城病院に赴任している。その日本女子大学校医前田園子の提唱により、明治35年に日本女医学会が設立され、初代会長に前田が就任した。明治37年には井上友子が実践女学校校医として、同38年には藤田みつが清国浙江省南潯鎮済生病院に勤務する。さらに、明治39年には女医として初めて、北村シヅが東大整形科教室介補、同41年には東大小児科介補となる。このように、女医の活躍は年々活発となり、その実力は社会的にも認められるようになっていった。名古屋においても、明治42年に伊藤照子が西区に医院を開業した。

しかしながら、明治41年(1908)に東京女子医学専門学校第1回卒業式で「女医亡国論」(1. 女性の晩婚傾向による子供人口減少、2. 殺伐な女性増加、3. 月経で穢れる神聖な手術室、4. 妊娠による休業)の騒ぎが起こることを考えると、まだ社会一般的にみれば女医の存在が認められていないことがわかる。日本女医会創立の主要目的の一つには、女医が病院内で看護師・助産師同様に扱われていた状況のみを、女医の社会的地位向上と研鑽がある。

女性史研究の村上信彦は「明治が生んだ女の職業」(『大正期の職業婦人』)にて、明治時代の女性職業について、産婆・女教師・看護婦・電話交換手を例に挙げ、「原則として女が要求したものではなく、国家・社会が要求した」と規定しており、女医については速記者・婦人記者とともに「自分の意志で新しい道を切り開こうとする分

野」で、まだ極めて限られた一部であったと記している。

(2) 大正時代の女医をめぐる職業意識

日本の産業構造が大きく変化した大正時代には、第二次・第三次産業分野に生まれた新しい職業や、それまで男性の仕事とされていた職域に雇用され働く女性が注目を浴び、「職業婦人」と呼ばれるようになった。「職業婦人」の中には農林漁業・鉱山労働者さらに女性工場労働者はあまり含まれず、従来からある教師・産婆・看護婦・保母（現在の保育士）の他に、とくにバスや電車の車掌やデパート店員などサービス業が持てはやされた。なお、「職業婦人」の定義には諸説あり、女性史研究の村上信彦によれば、①当事者が自分の意志でその職業に就いていること、②自由意志で転業も廃業も出来ること、③就業時間とそれ以外の時間との公私の区別が明らかであることの3つの条件が必要であると述べている。その意味で、女医は十分に「職業婦人」として捉えられるものの、サービス業等で代表される被傭婦人である「職業婦人」とは一線を画していると考えられる。

大正2年(1913)『婦人の友』には、タイピスト、婦人速記者、婦人歯科医、女子薬剤師、女子事務員及び簿記係、電話交換手、女子電信係、為替貯金局の判任官、小学校教員及び音楽教師、女医が挙がっている。大正元年における全国の女医175名のうち東京女子医学専門学校出身が約34%の60名を占め、女医になるには吉岡の東京女子医学専門学校で学び、卒業後に医師試験に合格することが記されている。産科・婦人科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科が多いが、難点として学資・開業費など資金が多くかかることが指摘されている。ちなみに、東京女子医学専門学校の第2回卒業生の三輪田繁子は、卒業後に母校付属病院に勤め、産科婦人科部長になる。大正14年(1925)、三輪田女学校創立者三輪田眞左子の養子三輪田元道と結婚し、高等女学校の教育に尽力することになる。

女医になる道が転機を迎えたのが、大正9年(1920)である。東京女子医学専門学校(東京市牛込区市ヶ谷河田町)が文部省指定校となり、予科1年と本科4年(3年目から臨床)を行い、卒業と同時に無試験で開業資格を得られるようになった。このことは、女医育成にとって大きな意味を持つ。その結果、大正9～15年の7年間にて、681名の女医を誕生させている。なお、大正14年(1925)には、額田豊・晋兄弟が東京の大森に、第2番目の女子医専である帝国女子医学専門学校(現東邦大学)を設立させたが、東京女子医学専門学校とは違い、

卒業後の試験が必要であった。

なぜ、大正時代に女医育成について、国家が比較的協力的な姿勢になったのであろうか。その背景には、女医が社会的な活動を積極的に行うことによる社会への働きかけと女医を必要とする社会状況がみえる。

前者としては女医会の動向がある。大正2年に『日本女医会雑誌』が創刊され、翌大正3年には第1回日本女医会総会が上野精養軒で開催された。大正8年には万国女医会発足と同時に日本女医会が加盟をし、大正9年の女医会会員は600人を数えた。同年には第一次世界大戦で敗戦国となったドイツへ救済金を贈るとともに、シベリアにおけるドイツ人捕虜の流感蔓延に対し治療薬を贈っている。また、大正13年には関東大震災罹災者救護のため、深川に施設を設置し診療を行っている。

後者としては、女性のさまざまな劣悪な生活環境から発生する病気がみえ、その対応としての女医の存在がみえてくる。その代表例の一つが女工の結核であった。明治36年(1903)の農商務省がまとめた「職事情」より続く状況ではあるが、大正2年(1913)、農商務省嘱託石原修が国家医学会例会の講演「女工と結核」によると、平均約1.8%の死亡率であり、重病人を含めると日露戦争奉天会戦の戦死負傷者よりも率が高いと述べている。次に、娼妓の性病について触れたい。内務省警保局の統計によると、大正13年(1924)末の全国の娼妓数は5万2256人であった。大正の始めより、徴兵検査で性病に罹患している青年の急増が社会問題となっていたため、娼妓の検査制度が強化されていた程である。また、大正10年代には産児制限運動が展開しており、吉岡弥生は国力の発展を阻害する傾向として反対の立場を取っている。また、「女を知るものは女なり。女の病気を知悉し得るものは、女の医師なり。女と交わり、婦人病者の友となり、精神的に、肉体的に女の友となり得ることを感謝いたし居り候」(「吉岡弥生語録」より)と述べている。

(3) 昭和初期の女医をめぐる職業意識

昭和6年(1931)の東京市統計課『婦人職業戦線の展望』によると、智能的業務(事務員・外交員・婦人記者・女医)、技術的業務(タイピスト・電話交換手・製函手)、肉体的労働業務(女工・車掌・劇場案内人・掃除婦・給仕・エレベーターガール)に三区区分している。若干の違いはあるものの、当時の各種出版物にみる職業区分はほぼ同じもので、表3には増尾辰政『婦人の職業』(昭和3年、中央職業研究所)、表4には河崎ナツ『職業婦人

を志す人のために』(昭和7年、現人社)に掲載されている職業区分を紹介する。

表3 『婦人の職業』にみる職業区分

| | |
|----------|--|
| 知的職業 | 女医、婦人薬剤師、中等教員、小学校教員、幼稚園保母、家庭教師、女店員、女事務員、貯金局事務員、郵便局事務員、停車場出札係、婦人記者、婦人図書館員、婦人外務員、婦人探偵、婦人ガイド、婦人看守、女工世話係、社会事業従事員、婦人伝道師、救世軍女士官 |
| 技術的職業 | 歯科医、助産婦、看護婦、タイピスト、美容師、美髪師、速記者、女子電話局員、電信技術員、和服裁縫師、洋服裁縫師、製糸教婦、製図師、図案師、婦人写真師 |
| 知的・技術的職業 | 音楽家、画家、琴の師匠、生花・茶の湯の師匠、琵琶師、遊芸師匠、女優(映画女優) |
| 労力的職業 | 婦人車掌、女子ガソリン販売人、自動車運転士、家政婦、女中、女工(印刷局女子工具・造幣局女子工具・専売局従業員・陸海軍工廠従業員・紡績織布工場女工・製菓工場従業員・製薬工場従業員・化粧品工場従業員・印刷所女工)、劇場活動の案内係、モデル、美装員、旅館料理店女中、女給 |

増尾辰政『婦人の職業』は、大阪内之島の中央職業研究所の職業叢書第一編に当たり、婦人の職業的自立を援助する目的で、具体的な職業を紹介している。

女医については、当時全国で約1000名が活躍しており、収入も比較的多く、社会的地位の高い職業であると記している。産科・婦人科・小児科に加え、女性の緻密的天分により眼科・耳鼻咽喉科も適しているという。また、女子医専(女子医学専門学校)の卒業生が病院等の申込みに応じ切れない状況で、女医の需要の高さと将来性を示唆している。そして、学力とともに不規則な生活にも適応できる健康体が求められるとあり、明治～大正時代に必要とされた資金面が消えており、女医への道が幅広く諸階層にも広がって来たことを物語っていよう。

昭和3年(1928)、大阪府北河内郡牧野村(枚方)に全国3番目の女子医専として大阪女子高等医学専門学校(現関西医科大学)が設立され、昭和5年には帝国女子医学専門学校・大阪女子高等医学専門学校ともに、東京女子医学専門学校に次いで、文部省の認可を得た。しかし、東京女子医学専門学校のように、卒業と同時に無試験で開業資格を得られるまでには至らなかった。

昭和5年には、東京女子医学専門学校を母体として、東京女医学会(昭和18年に日本女子医学研究会と改称)が設立され、翌年より『東京女医学会雑誌』(のち「日

本女子医学研究」と改称、「母性と保健(女医界)」を合併)が刊行された。また、日本女医会の動向をみると、昭和2年の婦人参政権運動で街頭アピールをし、昭和3年の第1回汎太平洋婦人会議に代表を派遣、昭和10年には選挙粛正運動や公娼廃止運動の参加をはじめ、癩者の自由療養施設建設、優性結婚の普及、結核予防の普及等、吉岡弥生・竹内茂代・井上友子・多川澄等を中心として、社会的活動にも積極的に参加している。

昭和6年の東京市役所『婦人職業戦線の展望』によると、昭和4年における東京市内の女医数は243名(医師総数4258名)とあり、全国女医数の約25%を占めているが、医師総数からみれば約6%しか達していなく、男医との差は大きく、まだまだ女医が一般的な存在でなかったことがわかる。

当時は、百貨店、生命保険会社、銀行等の医務室に勤務する女医や、社会事業団体赤十字・賛育会および市の衛生課などで働く人もいたようで、現在の保健師の役割も兼ねていたように思われる。そのことにより、開業にかかる莫大な資金面という障壁が免れていたであろう。また、公共団体の病院等が、男医よりも給料が安い女医を使いたがる傾向にあること、男性の医学専門学校が無くなって男性の勤務医が減少したことが指摘されている。

表4 『職業婦人を志す人のために』にみる職業区分

| | |
|-------|--|
| 知能的職業 | 作家、音楽家、美術家、女医、歯科医、婦人薬剤師、中等女教員、小学校女教員、幼稚園保母、家庭教師、図書館員(司書)、婦人記者、外交員、婦人ガイド、事務員、店員、セールス・ガール、官吏(貯金局・郵便局・鉄道局の女事務員) |
| 技能的職業 | タイピスト、速記者、婦人製図手、電話交換手、製糸教婦、看護婦、産婆、美容師・美髪師、婦人写真師、婦人諸芸の師匠、婦人子供服裁縫師、按摩・マッサージ師 |
| 肉体的職業 | 婦人車掌、エレベーター・ガール、派出婦、給仕、女給、映画館・劇場案内人、モデル、掃除婦 |

文化学院教授の河崎ナツ著『職業婦人を志す人のために』(昭和7年、現人社)によると、女医は「最も明晰で科学的な頭脳と、それに劣らぬ技術とを兼ね供へなければならぬ」とし、「婦人の職業中社会的地位も高く、収入も多くて今のところ海外植民地からの需要もある様で、将来ある婦人の職業」と述べている。また、市町村など地方公共団体の病院等、婦人が多く働く工場等では婦人専門医など女医の設置希望が高く、需要は高い。

経済知識社編『現代女子職業読本』においても、「女

医にまつ仕事も多いし、女子として独立して行く上に最も恵まれてゐる職業」「女医の仕事は有意義なことで将来大いに発展するもの」と評価は高い。3校の女医専のうち、とくに東京女子医学専門学校を詳細に記している。入学者の中には、支那（中国）の留学生や朝鮮・台湾からの学生がいる。また、卒業生の活躍には目を見張るものがあり、竹内茂代や三輪田繁子に始まり菅志津勢・蛭田満、ビルマの病院で働く福島松野・志村美代等を列挙している。ビルマ以外でも、支那・アメリカなど外国でも活躍している卒業生、ドイツ・アメリカ・フランスなどに留学している卒業生、帝大で研究を続けている卒業生もあり、卒業生の団体である至誠会では東京近郊山川に結核療養所を建てて無料で診察を行っていたり、郷里に戻って開業した卒業生は婦人会処女会などの活動など地方の指導者になったりしている。吉岡は女医の視点から栄養と女子体育、社会衛生などにも興味を示していたが、国民精神総動員中央連盟など皇国主義的組織の中に引き込まれていき、身動きが次第に取れなくなっていったものと推測される。

昭和12年、日中戦争が始まると、ますます戦地へ従軍する男性軍医の必要性があり、国内での医者が減少し、ますます女医の社会的必要性が高まっていく。命を奪う戦争と命を助ける医師および医療活動という表裏の側面を持つ社会現象に女医育成も巻き込まれていったと考えられる。その意味において、明治・大正時代においては「自分の意志でその職業に就いている」女医の職業であったが、「国家・社会が要求した」職業へと次第に変貌していったものといえるだろう。

4. おわりに（今後の課題）

近代日本社会の女子専門教育において女医育成の経緯が先駆的な意味を持ったこと、女医の活躍が女性職業感の意識を高めたことは、ある程度の検証ができたと思う。しかしながら、女医の特殊性ゆえに、一般的な女子専門教育との繋がり、その他の女性職業との連帯感を感じることは少なかった。

今後は、女医を含め、もう少し幅広く近代日本社会の女子専門教育を捉え、その中に女医育成の位置づけを行っていく必要がある。今後の研究課題としたい。

最後に、掛川市吉岡彌生記念館および本学越原記念館にお世話になり、感謝の意を表したい。

参考文献

- 南部弘『越原春子伝 もえのぼる』（学校法人越原学園・名古屋女子大学、平成7年）
『春嵐』（学校法人越原学園・名古屋女子大学、昭和60年）
木原貴子・依岡道子「明治・大正期の新聞、雑誌に見られる女性の職業教育について」（『創立者越原春子および女子教育に関する研究（平成17～18年度）』『総合科学研究』2号、平成20年）
秋山龍三『日本女医史』（日本女医史編纂委員会、1962年）
村上信彦『明治女性史 中巻後編』（理論社、1971年）
村上信彦『大正期の職業婦人』（ドメス出版、1971年）
近代女性文献資料叢書25「女と職業」第1巻「女子職業案内」（大空社、1993年）
近代女性文献資料叢書31「女と職業」第7巻「婦人の職業」（大空社、1993年）
近代女性文献資料叢書32「女と職業」第8巻「職業婦人物語」（大空社、1993年）
近代女性文献資料叢書34「女と職業」第10巻「職業婦人を志す人のために」（大空社、1993年）
近代女性文献資料叢書35「女と職業」第11巻「新女性自活の道」（大空社、1993年）
近代女性文献資料叢書37「女と職業」第13巻「婦人職業戦線の展望」（大空社、1994年）
近代女性文献資料叢書38「女と職業」第14巻「現代女子職業読本」（大空社、1994年）
近代女性文献資料叢書39「女と職業」第15巻「東京女子就職案内」（大空社、1994年）
福島四郎編『婦女新聞』（不二出版、1983年）
中島那『近代日本における女と職業～「女と職業」シリーズの復刻によせて』（近代女性文献資料叢書「女と職業」別冊、大空社、1994年）
杉浦明平「楠本イネ」（『図説人物日本の女性史9 維新期の才女たち』、小学館、1980年）
広池秋子「荻野吟子」（『女の一生 人物近代女性史7 明治女性の知的情熱』講談社、1981年）
神崎清「吉岡弥生伝」〈1941年の復刻〉（『伝記叢書57 吉岡弥生伝』、大空社、1989年）
吉岡弥生女史伝記編纂委員会『吉岡弥生 吉岡弥生伝（人間の記録 第63巻）』（日本図書センター、1998年）
松田誠「高木兼寛の医学」（『医学校・病院の設立』、2007年）
『三輪田眞左子（人間の記録 第167巻）』（日本図書センター、2005年）
『愛知近代女性史年表1871～1945』（愛知女性史研究会、2010年）
岡野幸江・北田幸恵・長谷川啓・渡邊澄子編『わたしの戦争責任』（東京堂出版、2004年）
歴史教育者協議会編『学びあう男と女の歴史』（青木書店、2001年）
小松裕『「いのち」と帝国日本（日本の歴史14）』（小学館、2009年）

19世紀アメリカ高等教育における女性の学問領域

——女性医師と医療教育機関——

羽澄直子

1. はじめに

19世紀半ばになり、より高等な教育を受ける機会を徐々に得られるようになったアメリカの女性たちが直面したのは、どんな内容の学問ができるのかという問題であった。本論では、自分たちにとっては未知の学問分野へ切り込んでいった女性たちの軌跡とその意義を検証する。

2. 女性向きの学問

1776年にイギリスからの独立を果たしたアメリカでは、白人の中産階級の女性には家庭のなかでよき妻よき母になることが求められていた。新しい国家体制で始められた公的な女子教育の目的は、健全な家庭を営み優れた市民を産み育てることのできる「共和国の母」の育成であり、読み書き教養を身につけることが重視された。1790年から1830年の間に、女子アカデミーやセミナーと呼ばれる女性対象の学校が400校近く設立された (Clinton 41)。

教育の機会を得た女性たちは、やがて読み書き程度の初等教育や基礎的な教養教育には満足しきれず、さらに高度な教育を渴望するようになる。1821年にエマ・ハート・ウィラード (Emma Hart Willard) が設立したトロイ女子アカデミー (Troy Female Academy) は、女性に本格的な科学や数学、社会科学など「男の学問」を教えた初めての女子教育機関であった。1837年にはメアリ・ライオン (Mary Lyon) が、男子の大学に匹敵するカリキュラムを備えたマウント・ホリヨーク・セミナー (Mount Holyoke Seminary) を創設し、これがアメリカ初の女性のための大学とみなされている。1833年にはオハイオ州のオーバーリン大学 (Oberlin College) が誰にでも門戸を開くという方針のもと、白人以外の人種の学生とともに女子学生も受け入れ、初めての共学の高等教育機関となった。1860年代には中部、西部の州立大学が共学化された。1850年代から1880年代には、現在セブンシスターズとして知られる東部の名門私立女子大学が相次いで開校した。

1890年代に入ると、大学生のうち女子の占める割合は3分の1に達したとされ、キャンパスの中ではもはや女子学生の姿は珍しいものではなくなった (坂本 19)。しかし現実には、高等教育機関におけるすべての機会が女性に開かれていたわけではなかった。例えば共学とはいうもののオーバーリン大学では初期のカリキュラムは男女別であり、女子学生には古典語や数学の代わりに、フランス語や美術の授業があてがわれた (Wayne 75, 坂本 12)。他の共学校でも、女子学生の受講を拒む学科や授業があった (Clinton 45)。主に中西部の高等教育機関がいち早く女子学生を受け入れたのは、経営に必要な学生数を確保するためだったという (坂本 11-12)。必ずしも女性の能力を男性と同等と認めての入学許可ではなかったのである。

女性が学ぶことのできる分野は限られていたため、学生の多くは女性向きとされる分野を選ぶこととなる。その一つが教職であった。教師は女性が家庭の外で持つことが許容されていた数少ない職業であった。初等教育機関や女子教育機関が増えるにつれ、女性教師の需要は拡大する。そのため、トロイのような教員養成を主とする女子アカデミーやセミナーが数多く設立された。

教員になるための勉強が早い時期から女性向きの分野と認知されていたのに対し、新たな女性向きの学問領域として誕生し発展したのが、女性の天職とみなされてきた家事労働に結びつく家政学である。家事や育児についての知識や技術は元来、家族やコミュニティの女性たちのなかで伝統的に受け継がれてきたもので、書物や学校で学ぶものではなかったであろう。しかし独立後、人々が成功の機会を求めて国内外で頻繁に移住し、昔ながらのコミュニティが崩れて核家族化が進むと、家庭で孤立しがちな主婦に向けた家事や育児に関するマニュアル記事や本の出版が盛んになる。

多くのマニュアル本のなかで影響力が大きかったのは、アメリカ家政学の先駆的存在といわれるキャサリン・ビーチャー (Catharine Beecher) の提唱した「科学的な家事」であった。ビーチャーは、家事労働が軽視

されがちなのは、専門的な訓練がなされていないからだとして主張した。主婦業を男性の弁護士や医師と同じような「専門的な仕事」とみなし、科学的な技術の訓練や実習が必要であると考えた (Tonkovich xi)。ピーチャーが1823年に設立したハートフォード女子セミナー (Hartford Female Seminary) で使用した自家製テキストは、『家政経済論』 (*Treatise on Domestic Economy, for the Use of Young Ladies at Home and at School*) として1841年に出版され、1856年までに15版を重ねるほどよく売れた。

ピーチャーが妹のハリエット (Harriet Beecher Stowe) と共著で出版した『アメリカ女性の家庭』 (*The American Woman's Home*, 1869) には、家事労働や家庭経営、家族の健康管理の方法が、化学や生理学などに基づく科学的知識や技術を使って紹介されている。例えば体を清潔に保つといった衛生の重要性については、皮膚の断面図を添えて説明される (Beecher 116)。適切な服装に関するアドバイスには骨の構造の図が用いられ、身体に害をもたらすようなデザインの服を着る若い女性たちへの警鐘を鳴らす (Beecher 123)。家事労働を科学的に学ぶことは、主婦業の地位向上をもたらし、ひいては女性全体の地位向上につながると考えられていた (梶原 16, 武田 69)。

家政学が学問として確立し始めるのは、南北戦争後のことである。近代工業化の促進とともに、学校には古典的な教養を主体とするカリキュラムよりも、産業資本主義社会に役立つ実践的なカリキュラムが要求されるようになる (ステイジ 27)。家政学は女子学生に対する専門的な実践教育と位置づけられた。1871年にはアイオワ州立大学で初めて学部水準の家政学の専門課程が置かれ、その後1892年までに14の大学で家政学のコースが設立された (ステイジ 364)。しかしコースの目的や専門性の度合いはさまざまであった。家庭生活向上に役立つホームメイキングの技術習得に重点を置くもの、家庭や社会の問題について創造的に考えるリベラルアーツ教育の一貫とみなすもの、女性版の科学教育の場とするもの、ピーチャーが力を入れた家政学の教員、指導者、施設管理者養成という職業教育を目的とするものなどがあった。

家政学がはらむ多様性は、この「学問」の英語の名称に反映される。女性で初めてMIT (Massachusetts Institute of Technology) で学位 (理学士) を取り、女性初のMITの教員になったエレン・リチャーズ (Ellen Richards) の指揮のもと、家政学に携わる指導者たちの

初の会議が1899年にレイク・プラシッドで開催された。この会議で最初の議題となったのは、家政学の正式名称をどうするかであった。“Home Science,” “Domestic Economy,” “Domestic Science,” “Household Arts” など、いくつかの候補のなかから選ばれたのは、政治的、社会的改革を視野に入れた名称 “Home Economics” であった。この名は必ずしも皆の賛同を得られたわけではなく、なおも異論が続いた (ステイジ 24-25)。1909年には家政学の全米組織『全米家政学協会』 (American Home Economics Association) が設立された。

家政学に対しては、女性を特定の分野に押し込めて「伝統的な」女性の役割に縛りつけ、男性の学問領域から排除する口実にも利用されてきたとの批判がある。一方では、家政学は男性主体の専門職への道を閉ざされた女性が進出できる新たな専門職であった。学問としては新しい分野なので、女性が主流となってアカデミックな発展を推し進められる可能性を持っていた。また家政学は職業教育の場でもあり、女性の社会進出促進にも大いに貢献した。

3. 女性を排除する学問

知的成長を望む女性たちが、家政学を新たな女性向き学問領域として開拓する一方、男性主体の学問分野への挑戦も始まっていた。しかしアカデミックな学問は女性には不向きという既成概念の壁は大きかった。オーバーリン大学では1847年、神学部で学ぶことを希望する女子大生に対して、受講は認めたが学位の授与はおこなわなかった (Clinton 44)。法律の分野も女性の排除が根強かった。女性が初めて法学の学位を得たのは1870年だったが、19世紀の終わりになっても、女性の入学を認めないロースクールは多かった (Wayne 90)。

伝統的に男性向きとみなされてきた領域のなかで、女性の進出がことさら切望されたのが、医学の世界であろう。元来欧米では、家庭での看護、出産や女性特有の病気のケアは女性の領域とされており、女性の医療に関しては助産婦が重要な役割を果たしていた。特に出産については、キリスト教社会では男性医師が関わることは医師としての品位をおとしめるものと考えられていたため、分娩や婦人病の治療、薬に関する知識や経験は女性の手によって共有、蓄積されてきた (Rich 138-139)。

ところが16世紀後半に鉗子が開発されると、男性医師がこの「鉄の手」を使って出産を取り扱うことが容易になり、産科治療への男性医師の介入が始まった (Rich 142)。さらに19世紀半ばに麻酔を使った無痛分娩が普

及すると、産科治療はますます男性医師の権威の下に置かれることとなる (Rich 167-168)。こうして助産婦は徐々に出産やその他の女性の病に係る医療行為の現場から排除されていった。ただし分娩介助の技術は女性の独壇場であったため、男性による産科の学術的研究は遅れており、初期の男子産科医は女性の身体について十分な知識を備えていなかった。そのため17世紀には産褥熱が増え、出産後の母親の死亡率が高くなった。出産時の感染症を防ぐための消毒が徹底されるのは19世紀に入ってからである (Rich 154-155)。

アメリカでは植民地時代の17世紀にはまだ組織的な医療が確立しておらず、出産においては助産婦の主導が続いていた。しかし独立戦争が始まる18世紀半ばになりヨーロッパで医療を学ぶことが盛んになると、助産婦はヨーロッパと同じように医学の現場から切り捨てられていった (Jacobi 139)。ヨーロッパでは、女性には知的能力が欠けているという理由で医学を志す女性は拒まれた。アメリカでは女性の知性に関する疑問はヨーロッパほどあからさまに言われることは少なかったが、男性に混じって女性が解剖などの実習をおこなうのは不自然であるという理由で、医療の世界は女性を入れることに難色を示した (Jacobi 139-141)。しかし19世紀に入って女性の高等教育が普及し、専門職への意欲が芽生えると、女性の医療を女性の手に取り戻したいとの思いから医師の道に挑む女性が現われ始める。女性の身体や精神状態を考慮しない男性医師の無神経な診察に対して、女性患者は恥ずかしさや不信感を持っていた。治療をためらって病状を悪化させるケースもあり、女性医師を求める声は高まっていた。医療現場には女性の伝統的な仕事とされる看護職に就いている女性は多かったが、医療改革のためにはより主体的に医療に関わることのできる女性医師の存在が必要だった。家庭の外で自分の能力を活かして社会貢献をしたいと考える女性たちにとって、医師への挑戦は社会的意義が大きく、また男女の機会均等を訴える手段でもあった。

4. 女性医師の先駆者たち

アメリカで初めて医学の学位を得た女性は、1849年にニューヨーク州のジュネーヴァ医科大学 (Geneva Medical College) を卒業したエリザベス・ブラックウェル (Elizabeth Blackwell) である。ブラックウェルはイギリス生まれで、11歳だった1832年に一家でアメリカへ移住した。彼女が医者を目指したのは、病気に苦しみ亡くなった友人の女性が、もし女性の医者に診てもら

っていれば痛みも和らいだはずだと言い、勉強好きなブラックウェルに医者への道を勧めたことがきっかけだった (Blackwell 27)。医学は自分に向いてないと思ったが、誰に尋ねても女性が医者になることは不可能だと諫められたため、逆に医者になる決心を固めたという (Blackwell 29)。1845年から医学校へ進む準備を始めたものの、周囲の忠告通り女性の入学を許可する大学は皆無で、1847年にジュネーヴァ医科大学に特例で受け入れられるまで、多くの大学から拒絶された。卒業して正規のメディカルドクターの資格を得た後も女性医師を採用する病院が見つからなかったため、1851年にニューヨーク市の自宅で診療所を始めた。

ブラックウェルはイギリスでも医療活動に携わり、1859年にイギリスの医師会名簿に登録されることで、イギリスにおける「最初」の女性医師にもなった。彼女の存在は、医者になるという新しい可能性が女性の人生にあることを示し、知的関心の高い意欲的なイギリス人女性たちへの刺激となった。

ブラックウェルの妹のエミリー (Emily Blackwell) も医師をめざし、姉の卒業したジュネーヴァ医科大に願書を出したが、エリザベスの入学はあくまでも特例だったとの理由で断られた。さらに10校近い大学から拒絶された後、1852年にシカゴのルース医科大学 (Ruth Medical College) に入学する。しかし1年通ったところで、やはり女性の入学は認められないとして、以後の修学を拒否されてしまう (Clinton 152)。幸いオハイオ州のウェスタン・リザーブ大学 (Western Reserve College) に入学を認められ、エミリーは1854年に医師の学位を取得する。

ブラックウェル姉妹はポーランド人の女性医師、マリ・ザクシェフスカ (Marie Zakrewska) とともに、ニューヨーク婦人小児科救貧病院 (New York Infirmary for Indigent Women and Children) を1857年に開設し、貧しい女性と子どもに対する地域医療に貢献した。ザクシェフスカはエミリーと同じウェスタン・リザーブ大学で学位を得ていた。

独学で医療行為をおこなっていたハリエット・ハント (Harriet Hunt) は、1847年に女性で初めてハーバード大学医学部 (Harvard Medical School) の受講を申請したが却下された。ブラックウェルが医師の学位を得たことに勇気づけられ1850年に再びハーバード大医学部へ願書を出し、一時は受け入れられかけたのだが、結局入学はかなわなかった。その後ハントは正規の学位を持たないまま医療経験を重ね、成功を取めた (Jacobi

148)。ハーバード大学医学部へはブラックウェルも願書を出した経験があった。のちに母国イギリスで女性医師育成の確立に尽力したソフィア・ジェックスブレイク (Sophia Jex-Blake) も仲間とともに1867年と1868年にハーバードの医学部へ入学許可を求めたが、ハーバード大学はいかなる学部も女性の入学は認めないとの理由で却下された (Roberts 65-66)。

5. 女性医師の養成機関

さまざまな障害を乗り越えて医者になった先駆者たちは、女性にも医学を学ぶのに十分な知的能力があることを証明した。しかしアメリカの医療の世界の男性が問題にしたのは、女性の能力の有無ではなく、神聖な男性の領域に女性が侵入してくることへの屈辱感、嫌悪感であった。解決策として取られた措置が「分離するが平等」(separate but equal) という方策、すなわち女子医科大学の設置だった。

アメリカ初の女性のための医療養成機関は、サミュエル・グレゴリー (Samuel Gregory) が1848年に開校したボストン女子医学校 (Boston Female Medical School) とされる。これは医学校といっても助産婦の訓練のための講座で、三か月コースで授業料は25ドル。遠方からの受講者のために週2ドルの下宿先も用意されていた。グレゴリーは、産科の仕事に男性が侵入することに反対し、専門的な助産婦教育を女性たちに与えるために学校を作ったのであった。

ブラックウェルがアメリカで初めての女性医師になった翌年の1850年、アメリカ初の女子医科大学とされるペンシルバニア女子医科大学 (Female Medical College of Pennsylvania, 1867年に Women's Medical College of Pennsylvania と改名) が創立された。1871年にパリの医科大学 (École de Médecine) で女性としては二番目、アメリカ人女性としては初めて学位を授与されたメアリ・パトナム・ジャコービ (Mary Putnam Jacobi) は1864年の卒業生、初のネイティブ・アメリカンの女性医師となったスーザン・ラ・フレッチェ (Susan La Flesche) は、1889年の卒業生である。

グレゴリーが設立したボストン女子医学校は1856年にニューイングランド女子医科大学 (New England Female Medical College) となり、医学全般を学ぶことができるようになった。南北戦争時と戦後の南部で奴隷から解放されたアフリカ系の人々を支援したエスター・ヒル・ホークス (Esther Hill Hawks) は1857年の卒業生、初のアフリカ系女性医師となったレベッカ・リ

ー・クランプラー (Rebecca Lee Crumpler) は1864年の卒業生である。クランプラーは元看護師だった。この女子医大ではザクシェフスカが教鞭を取っていたが、グレゴリーとの意見の相違で辞職し、1862年にニューイングランド婦人小児科病院 (New England Hospital for Women and Children) をボストンで開いた (Roberts 50)。ここは働きながら医学を実践的に学ぶことができるティーチングホスピタルであった。

ブラックウェル姉妹は1868年に病院付属のニューヨーク女子医科大学 (New York Infirmary Women's Medical College) を開校した。姉のエリザベスは開校翌年の1869年にイギリスへ移ったので、大学の実質的経営と指導は妹のエミリーに委ねられた。入学試験を実施し、病院実習や厳しい卒業試験をおこなうという質の高い教育を誇った教育機関であった (Clinton 152)。エリザベスはイギリスで、1874年のロンドン女子医科大学 (London School of Medicine for Women) 設立にも貢献した。

1870年には、シカゴ女子医科大学 (Woman's Hospital Medical College, 1877年に Woman's Medical College of Chicago と改名) が設立された。この学校は1892年にノースウェスタン大学の女子医学部 (Northwestern University Woman's Medical School) となった。1882年にはメリーランド州のボルティモアにボルティモア女子医科大学 (The Woman's Medical College of Baltimore) が創設された。

1850年から1895年までの間にアメリカで設立された女子医科大学や女性のための医療者養成機関は19校に達した (Wayne 94)。女性が医学を学ぶ環境は半世紀の間に格段に整ったといえるだろう。しかし女子医療教育機関の増加は、既存の大学が女性の入学を拒み続けていることの表れでもある。女性の医学部入学を初めて正式に認めた州立大学はミシガン大学 (University of Michigan) で、1870年のことだった。1893年になっても105校のうち37校、およそ30%の医学部しか女性の入学を認めていなかった (Morantz-Sanchez 65)。女子医科大学の存在が、女性にはもう教育機会が与えられているとして、かえって共学化を拒む口実に使われたこともあっただろう。

女子医科大学には設備や教育内容の不十分さに対する不満もあった。法的に認められた正規の医師の資格は得られたが、予算が少ないため設備や人材に乏しく、最新の高度な医療を学ぶことが難しかった。また教科内容が産婦人科や小児科といったいわゆる「女子ども」の診療

に限られているところもあった。エリザベス・ブラックウェルは、女性はヨーロッパへ行かなければ、本格的なよい医療を学ぶことができないと言い、アメリカ国内の教育の貧困さを嘆いた (Morantz-Sanchez 64)。ブラックウェル姉妹が学位を得たのは共学の大学だったが、男性と違い卒業後に女性医師がさらなる研鑽を積む教育の場はアメリカにはなかった。姉妹とも卒業するとすぐにパリへ行き、麻酔などの高度な医療を学び、実践を積む機会を得ている。パリで医学の学位を取り、帰国後はニューヨーク女子医科大学で教えていたジャコービは、女性医師が成果を収めるためには教育環境の整った共学の大学で学ぶことが不可欠だと明言し、教育の機会均等の必要性を訴えた (176)。女性医師の先駆者たちは、「分離するが平等」は現実にはありえず、不平等を生むだけだということを実感してきたのである。

6. 新しい可能性と機会の拡大

不十分な施設であったとしても、それでも女子医科大学が女性の医学への門戸を広げたことは確かである。2011年8月に開催された全米医学協会 (American Medical Association) 女性医師会議の資料によると、ブラックウェルが医師になってから11年後の1860年には、女性医師の数は約200人に増えていた。さらに20年後の1880年には、医師登録をしている女性の数は2432人にのぼった (Jacobi 197)。1876年にはサラ・ハケット・ステューブソン (Sarah Hackett Stevenson) が女性医師として初めて全米医学協会の会員になった。ニューイングランド女子医科大学を1874年に吸収したボストン大学医学部 (Boston University School of Medicine) では半数近くが女子学生で、1884年のように女子学生数が男子学生数を上回った年もあった (坂本 176)。もはや医学部は、女性にとっては進学不可能な分野ではなくなった。

1891年に出版された『アメリカの女性の仕事』 (*Women's Work in America*) という本には、さまざまな分野への女性の著しい進出の様子が紹介されている。「医療分野の女性」 (“Woman in Medicine”) の章は、現役の医師であるジャコービの執筆で、アメリカの女性医師の歴史と現状が、女子医大以外の医学部に在籍する女子学生数や女性医師が執刀した手術数などの具体的なデータを交えて67ページに渡って記されている。まだ発展途上であるが、1890年代にはすでにアメリカの女性医師には歴史を積み重ねてきた確かな業績があることを、ジャコービの論文は示している。

医者をめざす少女は小説のなかにも現われる。ルイザ・メイ・オルコット (Louisa May Alcott) がベストセラー小説『若草物語』 (*Little Women*, 1868) の第三部として出版した『リトル・メン』 (*Little Men*, 1871) には、医者になりたいという反逆心旺盛な10歳の少女ナンが登場する。怪我人の手当てが好きなナンは、将来は夫や子どものいる家よりも診察室が欲しいと宣言する。注目すべきは、周囲の大人たちが彼女の望みを全面的に支持する点である。ボストンに住むオルコットは、医者をめざす女性たちを間近で見ており、少女の夢が現実可能であることをよく知っていた。医療の原点が人を慈しんで治癒することにあるのなら、医者はいわゆる「女性らしい」特性を十分発揮できる、女性とは相性のよい仕事といえるだろう。同級生の男の子を凌ぐ学力と知性を持ち、弱くて苦しんでいるものへの愛情や同情心にあふれるナンにとって医者は天職だった。『若草物語』第四部にあたる『ジョーの息子たち』 (*Jo's Boys*, 1886) には、初志貫徹して医学部へ通う20歳のナンの姿がある。医者という職業を選んだおかげで、ナンは「有益で幸福で自活のできる独身女性でいられることがたまらなく幸せ」 (818) だと実感し、苦しむ女性や子どものために一生を捧げる。このように1880年代には、医療の道は女性に人生の充実と幸福をもたらす価値あるものだというメッセージを読者の少女たちに送ることが可能になったのである。

20世紀の初めには、アメリカの女性医師の数は7000人以上となったが、医師全体での割合でみると、1905年の時点で女性医師は4%に過ぎなかった。それでも医者は女性の仕事として社会に浸透しつつあった。1910年に発行された、高等教育を受けた女性向けの職業を紹介するガイドブック『教育のある女性のための職業』 (*Vocations for the Trained Woman: Opportunities Other Than Teaching*) では、医療の分野は「女性の専門職としてすでに知られている」 (Perkins v) ため、ガイドの項目から省略されている。

1890年代に19校あった女子医療教育機関の数は、10年もたたないうちに8校へと激減した (Wayne 94)。医学の進歩に対応できずに閉校したり、他の教育機関に吸収されたところもあるが、女性を受け入れる医学部が徐々に増えたことも閉校の要因だった。共学の増加とともに、女子医科大学の役目は終わりつつあった。364名の卒業生を送り出したブラックウェルのニューヨーク女子医科大学は、同じ市内にあるコーネル大学 (Cornell University) が医学部への女性の入学を認めた1899年

に幕を閉じた。1904年には160の医学部のうち、61%にあたる97校が女性に門戸を開いた。1920年には75%が共学になった (Washington University School of Medicine HP)。ハーバード大学医学部は1945年に初めて女子学生を12名受け入れた。

女子医科大数の減少の影響か、女性医師の割合は20世紀の前半はほとんど横ばい状態だったが、1970年代に入ると急増した。これは1970年代に台頭したフェミニズムの影響ではないかと思われる。1965年には7%だった女性医師の割合は、2009年には30%となった。数でいえば1960年代から6倍以上の増加で、287683人 (全米医学協会女性医師会議資料)。100年前のおよそ40倍である。

7. おわりに

知性と意欲のある女性たちが望んだのは、自分たちの可能性を広げ、その力を社会で活用することだった。そのために新たな高等教育の場に挑み、二流扱いを受け周縁に追いやられることに反論し、能力を認めて機会を平等に与えて欲しいと訴えた。彼女たちの地道だがあきらめない戦いが社会を変えていく。家政学の発展は、豊かで良質な家庭生活をもたらし、女性と家庭のあり方を再考させた。女性医師の多くは恵まれない女性や子どものために働き、社会的弱者の援助に力を注いだ。彼女たちの軌跡は次世代の女性たちをより開かれた世界へと導くものだ。今日では女性が男性と同様に医者に必要な資質を備えていることをあからさまに疑う者はいないだろう。

参考文献

- Alcott, Louisa May. *Little Women, Little Women Part Second, Little Men, Jo's Boys*. 1868, 1869, 1871, 1886. New York: Literary Classics of the United States, 2005.
- Beecher, Catharine A., and Harriet Beecher Stowe. *The American Woman's Home*. 1869. New York: Brunswick: Rutgers UP, 2002.
- Blackwell, Elizabeth. *Pioneer Work in Opening the Medical Profession to Women: Autobiographical Sketches*. 1895. Charleston: Bibliolife, 2011.
- Clinton, Catherine, and Christine Lunardini, eds. *The Columbia Guide to American Women in the Nineteenth Century*. New York: Columbia UP, 2000.
- Gordon, Lynn D. "Education and the Professions." *A Companion to American Women's History*. Ed. Nancy A. Hewitt. Oxford: Blackwell, 2002. 227-249.
- Jacobi, Mary Putnam. "Woman in Medicine." *Woman's Work in America*. Ed. Annie Nathan Meyer. 1891. Tokyo: Athena Press, 2006. 139-205.
- Morantz-Sanchez, Regina. *Sympathy and Science: Woman Physicians in American Medicine*. Chapel Hill: U of North Carolina P, 2000.
- Perkins, Agnes F., ed. *Vocations for the Trained Woman: Opportunities Other Than Teaching*. 1910. La Vergne: Kessinger, 2009.
- Rich, Adrienne. *Of Woman Born*. New York: W. W. Norton & Co, 1976.
- Roberts, Shirley. *Sophia Jex-Blake: A Woman Pioneer in the Nineteenth-century Medical Reform*. New York: Routledge, 1993.
- Schwartz, Gerald, ed. *A Woman Doctor's Civil War: Esther Hill Hawks' Diary*. Columbia: U of South Carolina P, 1984.
- Tonkovich, Nicole. Introduction. Beecher and Stowe ix-xxxvi. Washington University School of Medicine. "The Path to Medical Coeducation in the United States." (<http://beckerexhibits.wustl.edu/mowihsp/health/medcoedus.htm>) アクセス日 2012年1月30日
- Wayne, Tiffany K. *Women's Roles in Nineteenth-century America*. Westport: Greenwood, 2007.
- Women Physicians Congress. "A Profile & History of Women in Medicine." American Medical Association, August 2011.
- 梶原公子『女が甘ったれるわけ：「女的美徳」という神話』長崎出版 (2010)
- 坂本辰朗『アメリカ大学史とジェンダー』東信社 (2002)
- ステイジ、セイラ、ヴァージニア・B・ヴィンセンティ編著『家政学再考—アメリカ合衆国における女性と専門職の歴史』倉元綾子監訳 近代文芸社 (2002)
- 武田貴子、緒方房子、岩本裕子『アメリカ・フェミニズムのパイオニアたち』彩流社 (2001)

プロジェクト研究論文

プロジェクト研究

教員養成課程における実技教科指導内容の検証

——小学校教育現場の卒業生からのフィードバックによる——

Examination of Curriculum Content in Music, Art, and Physical Education Courses in a Teacher Education Program

—Through feed-back from graduates working in elementary schools—

小林田鶴子・伊藤充子・佐地多美・渋谷寿・亀山有希・和井田節子

研究の目的

本研究は、昭和46年に児童教育学科が設置されてから、40年以上の小学校教員養成の歴史を持つ名古屋女子大学の特徴を生かす意味で、小学校教育現場で教職に就いている卒業生に追跡調査を行うことによって、大学での授業を検証することを試みたものである。特に、教科面では、教育現場ですぐに技能が要求されるにも関わらず、それを習得するためには多くの時間を要するという理由から、実技教科に焦点を絞った。本研究ではこうした音楽、図画工作、体育について、現場での各教科特有の問題や実技教科全般に共通する問題について調査を行い、そこから大学での授業改善につなげようとするものである。

中間報告でも触れたが、まず児童教育学専攻の実技教育カリキュラムの概要を再度示し、他の大学の教員養成課程のカリキュラム例と比較することによって、名古屋女子大学の実技教科教育の特徴について述べる。

1. 実技教科カリキュラムについて

名古屋女子大学の児童教育学科児童教育学専攻の実技教科カリキュラムは毎年少しずつ変化しているが、ここでは本研究の対象となる、平成21年度から5年以内に

卒業した学生が受講してきた平成13年度以降のカリキュラムを教科別に示す。また、教員養成課程の実技教科カリキュラムの他の例として、音楽関係科目のみ、私立K大学教育学部（小学校教諭と幼稚園教諭を養成）の平成23年度のカリキュラムも示す。

(1) 音楽カリキュラム

授業時間数が変わった平成13年度からのカリキュラムが下の〈表1〉である。小学校免許必修科目として「音楽演習1」の2単位、「音楽演習2」の2単位があるが、免許必修は2単位であるので、どちらかを履修すれば良い。また教科教育法として音楽科教育法の2単位が設定されている。

なお、名古屋女子大学の週時間数は、45分を1時間としているので、全てその表記に統一した。

2つの表で1年次に履修する内容を比較してみると、〈表1〉では、「音楽演習1」が通年で開講しているのに対して、〈表2〉では、初等音楽Ⅰは半期の開講となっている。同様に「音楽演習2」と「初等音楽Ⅱ」も通年と半期の違いがある。さらに「音楽科教育法」が演習科目として通年開講であるのに対して、「教科教育法（音楽）」は講義科目になり、半期開講となっていることがわかる。勿論、免許法での単位数は〈表2〉の開講数で

〈表1〉文学部児童教育学科（平成13年度入学生）児童教育学専攻

*は、免許必修

| 系列 | 科目名 | 単位数 | | 週時間数 | | | | | | | | |
|--------|------------|----------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|--|
| | | | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | |
| | | 必 | 選 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 専門教育科目 | 教科に関する専門科目 | 音楽演習1 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | |
| | | 音楽演習2 | 2 | | | 2 | 2 | | | | | |
| | 教職に関する専門科目 | 各教科の指導法 | 2* | | | | | | 2 | 2 | | |
| | | 保育内容の指導法 | 2* | | | | | | 2 | 2 | | |

〈表2〉教員養成課程に多く見られるカリキュラム（K大学の例）（系列等は名古屋女子大学の表に対応させた）

*は、免許必修

| 系列 | | 科目名 | 単位数 | 週時間数 | | | | | | | |
|-------------|------------|----------|-------------|------|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | |
| | | | 必修 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 専門教育科目 | 教科に関する専門科目 | 初等音楽Ⅰ | 2* | 2 | | | | | | | |
| | | 初等音楽Ⅱ | | | 2 | | | | | | |
| | 教職に関する専門科目 | 各教科の指導法 | 教科教育法（音楽） | 2* | | | | 2 | | | |
| | | 保育内容の指導法 | 保育内容（表現Ⅰ－1） | 2* | | | 2 | | | | |
| 保育内容（表現Ⅰ－2） | | | | | 2 | | | | | | |

それを満たしているもので、それで十分であるが、名古屋女子大学では、選択の幅があり、ほとんどの学生が両方の科目をとっている現状を考えると、ちょうど倍の履修時間となっていることがわかる。また、幼稚園免許必修科目については、名古屋女子大学の「幼児の音楽」が通年科目であり、「保育内容（表現Ⅰ－1）」と「保育内容（表現Ⅰ－2）」が半年科目であるので、全体的には同じになっている。ただし、〈表2〉の場合は1～2年に履修がまとまっているので、3～4年ではカリキュラム上で音楽は履修しないことになる。

また、授業内容も「音楽演習1」では、ピアノ奏法、弾き歌いの個人（グループ）レッスンに加えて、前期には「音楽理論」、後期には「声楽」のクラス授業があるのに対して、「初等音楽Ⅰ」では、基本的にクラス授業のみで、弾き歌いを中心とした内容の中に音楽理論や声楽の内容を織り込むといった形になっている。弾き歌いの課題曲については、「音楽演習1」では幼児歌曲を中心とし、「音楽演習2」で小学校の歌唱共通教材を扱うのに対して、「初等音楽」では基本的に小学校共通教材を中心としていて、幼児歌曲は「保育内容」に委ねる形となっている。また「音楽演習2」でもピアノ奏法、弾き歌いの個人（グループ）レッスンと、合奏・声楽を独

立した形で行っているのに対して、「初等音楽Ⅱ」はⅠと同様に基本的にクラス授業のみになっていて、合奏も弾き歌いやピアノ奏法と並行しながら実施することになる。

前述した、〈表1〉でのカリキュラムの時間的余裕から、後期の選択コースでは、課題修了者に、弾き歌い・声楽（自由曲）・ピアノ（バイエルを中心に）・ピアノ（自由曲）の4コースから希望をとって応用力や、採用試験を意識した課題を実施することが可能になっている。

下に示す〈表3〉は、1年次の「音楽演習1」と2年次の「音楽演習2」の内容をまとめたものである。

（2）図画工作カリキュラム

図画工作のカリキュラムは、次ページの〈表4〉に示すものである。

まず、基本的な造形技術を学ぶ「基礎造形1」「基礎造形2」が2単位ずつ設定されており、免許必修は2単位なので、このどちらかを履修すれば良いが、実際には音楽と同様に両方を履修する学生が多くなっている。また、子どもの造形教育を前提とした小学校教科教育として3年次に1名の教員が担当する「図画工作科教育法」が2単位設定されている。幼稚園免許関係では「幼児の造形（指導法）」が2単位ある。美術関係教員は2名い

〈表3〉平成13年度入学生

| 専攻 | 1年 | | 2年 | |
|-------|---|-----------------------|---|----------------------------|
| | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 児童教育学 | クラス授業（45分） | | クラス授業（45分） | |
| | : 音楽理論 | : 声楽 (幼稚園・小学校歌唱教材) | : 声楽 (コールユーブンゲン・合唱曲) | : 器楽合奏（編曲を含む） (小学校合奏教材) |
| | ピアノ個人レッスン（45分） | | ピアノ個人レッスン（45分） | |
| | : 基礎的ピアノ奏法（「ピアノ練習曲集1」） : 弾き歌い（「こどものうた200」） | | : 自由曲（「ロマンティックレパートリー初級編1」） : 弾き歌い（小学校歌唱教材） | : 選択コース |

〈表4〉文学部児童教育学科（平成13年度入学生）児童教育学専攻

*は、免許必修

| 系列 | 科目名 | 単位数 | | 週時間数 | | | | | | | | | |
|--------|------------|----------|---|------|----|----|----|----|----|----|----|--|--|
| | | | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | | |
| | | 必 | 選 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 専門教育科目 | 教科に関する専門科目 | 基礎造形1 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | 基礎造形2 | 2 | | | 2 | 2 | | | | | | |
| | 教職に関する専門科目 | 各教科の指導法 | | 2* | | | | | 2 | 2 | | | |
| | | 保育内容の指導法 | | 2* | | | 2 | 2 | | | | | |

るので、その教員の専門性を考え、主として「立体」と「平面」という造形的な視点でも授業内容を分担し、それぞれの授業内容の重複を避けるようにしている。

昨年度はアンケート内容を参考に、「図画工作科教育法」のより教育現場の現状に即した授業内容の検討と、「基礎造形1」「基礎造形2」におけるアートの視点と造形技術的視点を維持しながら、現場の教育に即した教育内容を検討した。今回は新しいデータが増えたことによって、実技教科教育全体に対する課題も見えてきた。

（3）体育カリキュラム

下の〈表5〉に示すものが体育科のカリキュラムであり、「体育」の2単位、「体育演習」の2単位が設定されている。選択必修ではあるが、ほとんどの学生は4単位を履修している。他に免許必修科目として、スポーツ1・2があるが、音楽や図画工作と違って、全学共通科目が教職のカリキュラムに含まれているため、1年次と2年次に同時開講されている。また、体育科教育法は全学共通科目の開講年次との関係で履修が4年次になっている。

2. 追跡調査について

（1）対象者と調査方法

本学卒業生（卒業後5年未満と10年以上）の現職教員にアンケート及び聞き取り調査を行った。

アンケートの実施方法は、5年未満は郵送、10年以上は教員免許更新講習に参加した本学卒業生に手渡しした。

アンケート実施期間：平成22年6月～11月

平成23年8月

聞き取り調査実施期間：平成22年7月

～平成23年10月

平成22年度に実施したものは、次のような質問項目を設け、1教科1枚ずつのアンケートにした。

- ・専科教員の有無と専科教員担当学年
- ・音楽・図画工作・体育を担当しているかどうか
- ・各教科について、大学の授業で役に立っている内容(記述式)
- ・現在、指導等で困っていること（記述式）
- ・大学で、もっとやって欲しい授業について（記述式）
- ・その他、他教科や総合的な学習との関連や部活について（記述式）

〈表5〉文学部児童教育学科（平成13年度入学生）児童教育学専攻

*は、免許必修

| 系列 | 科目名 | 単位数 | | 週時間数 | | | | | | | | | |
|--------|------------|---------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|---|---|
| | | | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | | |
| | | 必 | 選 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 専門教育科目 | 教科に関する専門科目 | 体育 | 2 | | | | | 2 | | | | | |
| | | 体育演習 | 2 | | | | | 2 | 2 | | | | |
| | 教職に関する専門科目 | 各教科の指導法 | | 2* | | | | | | | | 2 | 2 |
| 全学共通科目 | 健康科目 | 健康科学 | 2* | | 2 | 2 | | | | | | | |
| | | スポーツ1 | 1* | | 2 | 2 | | | | | | | |
| | | スポーツ2 | 1* | | | 2 | 2 | | | | | | |

週時間数欄の  の付いているものは、1、2年同時開講。

- ・授業内容の領域別比率
 (例) 歌唱：器楽：創作：鑑賞
- ・学校行事での役割

げるように3教科をA4判1枚にまとめた。また、記述式部分も、回答しやすいように平成22年度の結果に現れた回答例を示すことにした。

平成22年度の実施後の反省点で、アンケートの回答方法で記述式が多いため、回答に時間がかかることが挙げられた。その点を改良し、設問を少なくして、下に掲

3. 調査結果

基本データは以下のようなものである。
 アンケート配布数58 回収48 (うち5年未満22人、10

| | |
|---|------------------------|
| 卒業年 (西暦 年 3月) (児教・幼保) 名前 () | メルアド () |
| 現在の勤務先名称 () | 現在の担当クラス () (学年・年齢など) |
| ●次の質問にお答えください。 | |
| 1. 現在のあなたの状況について | |
| (1) 現在までの教職経験は？・幼稚園 () 年・小学校 () 年・保育園 () 年・他 () 年 | |
| (2) 現在の勤務先は今年で何年目になりますか。() 年目 | |
| (3) 現在の勤務先では、次の領域での外部講師 (幼稚園等)、専科教員 (小学校) がいらっしゃいますか。 いらっしゃる分野に○を記入してください。() 音楽 () 美術 () 体育 | |
| 2. 表現領域の現状について | |
| 教育・保育現場で現在困っていることはどういうことでしょうか。例を参考にしてお答え下さい。 | |
| (1) 自分自身の技能面 | |
| 〈音楽〉(例) 楽譜が読めない、子どもたちの様子を見ながら歌うことができない | () |
| () | () |
| 〈美術〉(例) 道具類の使い方がわからない | () |
| () | () |
| 〈体育〉(例) 模範演技ができない | () |
| () | () |
| (2) 子どもへの指導面 | |
| 〈音楽〉(例) 子どもたちが怒鳴らないような歌唱指導の仕方がわからない | () |
| () | () |
| 〈美術〉(例) 概念画をくずす方法がわからない | () |
| () | () |
| 〈体育〉(例) 安全指導が難しい、行進・隊列の教え方がわからない | () |
| () | () |
| (3) 評価・設備・その他 (分野を明記してご自由にお書きください) | () |
| () | () |
| (4) 行事等表現領域全般について | |
| 現在困っていることは何でしょうか。音楽会・展覧会・運動会などの行事も含めてお書き下さい。 | |
| (例) 運動会の企画方法がわからない、ミュージカルの指導法がわからない | () |
| () | () |
| 3. 大学での実技教育について | |
| (1) 大学の授業で役に立ったことはどういうことでしょうか。 | |
| 〈音楽〉() | () |
| 〈美術〉() | () |
| 〈体育〉() | () |
| 〈その他〉() | () |
| (2) 大学の授業でもっとこういう内容があればいいと思うことがあれば、ご自由にお書きください。 | |
| 〈音楽〉() | () |
| 〈美術〉() | () |
| 〈体育〉() | () |
| 〈その他〉() | () |
| ご協力ありがとうございました。 | |

年以上26人)

聞き取り調査実施人数：10人（5年未満のみ）

回答者の勤務地域：愛知38・三重2・岐阜1・静岡1・大阪1・東京2・神奈川2・新潟1

次に記述（口述）回答内容について教科別に、①現場で困っていること、②大学の授業で役に立ったこと、③大学の授業に望むことのそれぞれに【指導面】、【評価面】等に分けて列挙する。

なお、昨年度のアナケート結果には②と③の項目は、卒業後10年以上の回答については現在とカリキュラムが違っていたという理由で掲載しなかったが、今年度のアナケート結果は、参考のために掲載する。

（1）音楽

① 現場で困っていること

【技能面】〈5年未満〉ピアノが弾けない・教材研究が十分にできない

〈10年以上〉ピアノを弾きながら子どもの顔が見られない・学習発表会などで組曲などの伴奏になると不安・伴奏に子どもの歌がのりにくそう

【指導面】〈5年未満〉リコーダーの指導法（4人）・鍵盤ハーモニカの指導法（5人）・幼稚園と保育園で差がありすぎる・どのように子どもにわかりやすく説明するか・合唱指導・歌の指導（声の出し方、音程のとり方、口を全く開かない子への対応）・合奏する時の楽器の選ばせ方・リトミックの方法

〈10年以上〉発声法や合唱の指導法・音がはずれる子への歌唱指導の仕方・歌唱指導（声の出し方）が難しい・歌の指導などで子どもたちの歌をさらによくするために適切な指導がうまくできない・合唱指導・合唱の導入から順序だてた指導法・グループで器楽演奏・指が不器用な子の鍵盤ハーモニカの指導の仕方・鑑賞の授業で曲を聴いて感想を書かせることしかしていないのでどのような授業の工夫があるか・手作り楽器について・音楽嫌いな子を育ててしまっている

【評価面】〈5年未満〉評価（歌のテストとかをテストっぽくなくやり評価をつけたい）

〈10年以上〉鑑賞の評価の方法・評価が難しい・感受や工夫の評価・音楽の評価全部

【設備面】〈5年未満〉CDが学年で1つしかない・ラジカセがこわれていた・指導書が学年に1冊しかない

【その他・行事全般について】〈10年以上〉今、普通の小学校に車いす児も増えている、少しでも関連あ

ることを情報として知っていると思えます・学習内容を「成果展」に出せるよう、教材に関連する発表（組曲、劇、図工作品）の題材がほしい・劇の時の動機づけ（学芸会）

② 大学の授業で役に立ったこと

【技能面】〈5年未満〉読譜（楽譜が読めるようになった）・発声練習・ピアノの練習・童謡等の弾き歌い（2人）・基本的なピアノの伴奏・リトミックの授業

〈10年以上〉簡易伴奏が楽譜を見ればできるようになったこと・ピアノや声楽など一応基礎的なことを知ったこと・音楽リズム的なこと・楽典

【指導面】〈5年未満〉音楽科教育法の模擬授業（7人）・共通教材の研究・指導案作成・友達の意見が参考になった・子どもたちの表情を見ながら楽しく歌える力がついた

③ 大学の授業に望むこと

【指導面】〈5年未満〉教科書の内容でこう指導すると伸びるとか盛り上がるなど具体的な指導法・歌唱指導・小学校で使用する楽器の指導（2人）・楽器の使い方や保管の仕方（留意点など）・鑑賞の授業のやり方・手話の歌・リズム遊びなど子供が楽しんで取り組むことができる活動

〈10年以上〉演奏技術に加え聴く耳も大切・全校児童への歌の指導方法・授業の中での合唱指導（教科書の曲を使つての指導法）合唱の指導法（系統的、積み重ね式・段階的に）・合唱曲、合奏曲の練習・40人の児童の合唱指導・鑑賞授業の組み立て・リコーダーの指導の仕方・金管バンドの指導方法・日本の楽器の授業

【その他】〈5年未満〉合唱コンクール等に向けての譜面おこし・歌声集会の対応

（2）図画工作

① 現場で困っていること

【技能面】〈5年未満〉基本的な技能をもっとつけておくべき

〈10年以上〉造形（工作）の道具の使い方に自信がない・壁面制作が苦手・粘土、絵の具やクレパス等の効果的（特性を生かした）使い方が難しい

【指導面】〈5年未満〉個人差があり一人一人指導する時間がない・絵の描き方の指導方法・絵も工作も決して得意でないのである程度以上の指導がわからない・道具使用の安全指導・図工室でのルールづくり・写生会の指導方法・発達障害のある子どもの指

導・緑内障で肌色がつくれない子どもの指導

〈10年以上〉自分で考えることができない子どもへの声かけ・発想することが苦手な子への働きかけの仕方・すぐに取りかかれない子どもの指導・技術発想が伴わない子どもの手助け方法・早く完成させてしまう子どもの指導・具体的な方法を押し付けてしまい子どもが考える時間を奪っている・子どもたちの固定概念をくずそうと細かく色の塗り方や下書きの説明をすると同じような作品になってしまう・教えたくない（強制したくない）という気持ちで動けなくなる・子どもの道具の経験値の違いが大きいのでその一斉指導法・絵の指導、鑑賞指導法・描画指導がうまくできない・カッターなどの危険性のある道具の使用法

【評価面】〈5年未満〉絵の評価方法

〈10年以上〉どういう作品が素晴らしいのか（評価について）・評価が難しい・美術の鑑賞の評価

【設備面】〈5年未満〉図工室がなく周りに迷惑がかかった（安全面を含む）

〈10年以上〉図工室がなかなか使えない・道具が人数分ない

② 大学の授業で役に立ったこと

【技能面】〈5年未満〉紙工作や版画など・実際に自分でつくって指導法を学んだ（指導面を含む）・道具の使い方・鋸の使用法・造形遊び・デッサンの仕方

〈10年以上〉実習全部・実際に板金レリーフを作ったり油絵を描いたりしたこと・油絵や彫塑などなかなかできないことが経験できた・色の塗り方、道具の使い方・いろいろ作らせていただいたこと→楽しさを味わった、道具もいろいろ使った・木工・はりこ作り

【指導面】〈5年未満〉図工が楽しいと気づいた・自然物を使った指導・指導案をつくって模擬授業をやった

③ 大学の授業に望むこと

【指導面】〈5年未満〉絵の指導方法・絵の具や色使いの指導方法・人物画の描き方・形の整え方・単元の扱い方

〈10年以上〉各道具の使い方、新しい道具の使い方・絵画を使った鑑賞教育の方法・木工の技法、絵の具の技法・描画の指導方法・カラー版画・版画多色刷り・厚紙工作・風景画やポスターの描き方の指導法・水彩画、クレパスを使った表現方法の指導・基

礎的な道具の使い方をふまえた作品作り→すぐに現場で使える様に・粘土、クレヨン画、紙版画・絵の描き方（教えるのか教えないのか）・実技して楽しむこと、色々な素材や道具を知っておくこと

【評価面】〈5年未満〉評価方法

〈10年以上〉絵の評価方法

【その他】〈5年未満〉低学年向けに1～2時間で完成し見栄えがあり教室に飾れる題材・簡単な題材のアイデアやネタ

(3) 体育

① 現場で困っていること

【技能面】〈5年未満〉自分がすごい技ができない（高学年）

〈10年以上〉とび箱、水泳、陸上など模範演技ができない・種目によって模範を示すことができない

【指導面】〈5年未満〉子どもへの指示の出し方・行進や隊形の教え方・それぞれの運動（投、跳、走）のコツやポイントをうまく伝えられない（知らないことも含め）・授業の組み立て・指導法（指導のポイント、声掛けがわからない）・鉄棒などの指導法・できない子をできるようにさせることが難しい・基礎ができない子につきっきりになってしまっている・体力づくり・表現の分野をどのように指導するかわからない

〈10年以上〉1時間の授業づくり、能力差、個々人の運動量の確保、集団行動、ボール運動、飛び箱の指導、高学年の技能を上達させることができない（走り幅とび、ハードル、高とび等）・評価カードのうまい使い方がわからない

【安全面】〈5年未満〉安全管理など全てにおいて、マット運動で難しい技をさせたいが怪我がこわくてなかなか思い切れない

〈10年以上〉けがをする児童が増えてきたこと（前転しただけで鎖骨骨折、ボールを受け取っただけでつき指）

【その他】〈5年未満〉準備体操に時間がかかる、校庭のトラックに沿って曲がれない、倒れる時に手につけない

〈10年以上〉子どもたちの体力が落ちてきたこと

② 大学の授業で役に立ったこと

【技能面】〈5年未満〉マット、高跳び、とび箱、ラジオ体操

〈10年以上〉身体についての基礎と動き（運動）のコツやポイント・具体的な動き→この運動に有効な

動きにはこんなものがあるなど・表現、運動・音楽に合わせて体の動きを考える授業・逆上がりや前まわりを再度やれるようになったこと・とび箱やマット運動の基礎・体力作り

【指導面】〈5年未満〉体育実技での鉄棒の指導法、補助の仕方を学んだこと、安全指導・ダンス指導
〈10年以上〉水泳指導（泳げない子の）・審判の仕方・鉄棒の教え方の勉強

【その他】〈5年未満〉鬼ごっことかさまざまなゲームをやったので体育以外にも休み時間や学級会で活用・体づくりの体操

③ 大学の授業に望むこと

〈10年以上〉身体についての基礎と動き（運動）のコツやポイント・器械運動の指導の仕方・バスケットボールなど指導内容に出てくる球技のルールなど・バスケ、サッカーの競技会の練習方法や審判・オフィシャルの講習が受きたい

*芸術教科全般にわたって

〈10年以上〉芸術科目は技能面も大切だが 実際の現場では指導していくうえで気を付けていくことが大切だと思うので実技だけでなく指導のポイントについてもしっかり教えてほしい

4. アンケート結果について

(1) 音楽

今回、平成23年度の教員免許更新講習に参加された卒業生からのアンケートで、10年以上の教員の意見をより詳しく知ることができた。

技能面においては、5年未満の教員には本人の基礎的な技能不足が授業に影響していると捉えているものが多いが、10年以上になると指導面と関連した細かい技能にも視点がいくようになっていく。たとえば、ピアノ伴奏にしても、単にピアノが弾けないということではなく、子どもの顔を見ることや伴奏に子どもをのせることなどに触れた自己評価を行っている。

指導上困ることについても、前回のアンケートでは全体的に鍵盤ハーモニカ等の器楽指導を中心とした基礎的な指導の段階での児童の能力差の問題が多数を占めていたが、10年以上の回答では、歌唱指導に関しての細かい内容が示されている。たとえば、発声や音程を正しくするための指導に加えて「歌の指導などで子どもたちの歌をさらによくするために適切な指導」「合唱の導入から順序だてた指導法」など、発展的な内容や指導過程の

細かい点に言及していることがわかる。

昨年の報告で触れた、平成22年度全日本音楽教育研究会大学部会での小・中・高等学校の音楽担当教員に行ったアンケート結果からも、技能面の指導に課題があると回答している教員が多く見受けられていた。しかし、指導経験を重ねた教員の回答からは、児童の特質をわきままえ、児童による範唱や模範演奏などを取り入れることで、児童の技能差に対応していることがうかがえ、逆に「感受」についての評価など、音楽の本質的な部分への対応が課題となっていることがわかった。今年度を実施した10年以上の教員の、「音楽嫌いな子を育ててしまっている」という回答は、自分の指導が本当に音楽を好きにさせることができているのか、という自問から生まれたものであると、やはり、音楽教育の本質的な部分に目が向けられていることがわかる。

大学の授業について、昨年度の報告では、「音楽の基礎技能習得と現場に即した児童への指導法がより重要であると考えられ、鑑賞教育の評価についてなど、音楽で何を教えるのか等の音楽の本質的な部分についての指導もおろそかにすることができないと推測される。」と述べたが、今回のアンケート結果を踏まえると、大学時代から、授業の中で音楽の本質的な部分に触れることの重要性が確認されたといえる。

また、「大学の授業に望むこと」の中に、「金管バンドの指導方法・日本の楽器の授業」という回答があったが、金管バンドについては、大学の授業では時間が限られているので、基本的な内容のみに触れて、あとは個々で調べる（体験する）方法をとることになるが、日本の楽器の授業に関しては、平成16年度から、「音楽演習2」の「合奏」の中に和太鼓や箏を取り入れているので、この点是对応できていると考える。

(2) 図画工作

昨年度のアンケート結果からは、最近の小学生の図画工作科の授業の実態および、子ども自身の問題の一端も浮き彫りになった。すなわち、図画工作に関する基礎的な学力が低下している子どもたちが増えており、彼らに対する具体的な指導方法が現場の教師から求められていることがわかった。

卒業5年未満では、図工指導の教育現場における自分自身の技能面、指導方法、評価方法など教科指導に関わる全般にわたり難しさや戸惑いを感じている様子が見られる。卒業10年以上では、評価面に関する困難さに関する記述はなく、より具体的な描画指導方法などに関する知識と具体的な解決策を求めている。中でも、教育経

験の有無に関係なく、絵の指導方法に関する困難が多くあげられており、特に平面の絵の指導法に関して困惑している内容が多かった。このことを踏まえ、大学生なら自らの経験をとおして当然知っていると思われる造形に関する基礎的知識や初歩的技術も、指導法を意識した上で改めて確認して身につけることを重視した内容が求められることを述べた。

また、発達障害などのある子どもたちへの指導法も現場では個別に要求される状況もあることがわかった。そこまでの指導方法を身につけている教員は専科教員を除いてほとんど皆無であろうが、教員としての指導力の資質を向上させることにより対応せざるを得ないであろう。加えて、これとよく似たケースで、はさみが使えない・絵の具を筆で塗ったことがないという小学1年生や、小学生で「頭足人（頭から直接手足が出ている人物画）」を描く子どもがいることも聞き取り調査から明らかになったが、それに対応する方法として、大学での小学校児童を対象とした「図画工作科教育法」と幼児を対象とした「幼児の造形（指導法）」の授業は、連続的に連携した内容として授業内容を構築することの必要性も述べた。

卒業10年以上の教員からの回答で、指導面において「発想することが苦手な子への働きかけの仕方」や「技術発想が伴わない子どもの手助け方法」が挙げられているが、この対策としては、色々な素材に触れ、様々な表現技法を使って子どもたちの視野を広げることが重要である。そして、子どもにそのような体験をさせるためには、まず、教師自身がいわゆる「手持ち」を多く持っていなければならず、これらは現在の大学の授業でも工夫を凝らしている点である。

また、評価面で、「評価が難しい」とあることについては、子どもの制作過程をよく見て、自分なりの表現ができているかどうか、総合的に判断することで、適切な評価が可能になる。また、教員自らが「本物」を知ることが重要である。その為には、実際に芸術作品に触れたり、創作体験をすることも貴重である。

(3) 体育

体育の領域では、平成22年度の調査結果から「授業づくり」「教材研究」「指導法」「安全管理」「子どもたちの運動技能問題」など、課題意識が分散傾向にあることが明らかとなった。平成23年度の調査においても、「模範演技」や「評価カードの活用方法」「言葉がけ、運動方法のポイント・コツの指導」等に対する課題意識が出され、昨年度同様、「授業づくり」「教材研究」「指導法」

「安全管理」「子どもたちの運動技能問題」など多方面において課題意識が分散傾向にあるといえよう。これらの課題については継続的な調査と縦断的な分析をすることで、さらに体育教科特有の課題に対する理解が深まると考えられる。また、本年度調査で新しく課題として抽出された項目としては、「スポーツ競技会に対する練習方法」「審判」「オフィシャル講習会参加への希望」が挙げられる。これらの項目からは体育の授業にとどまらず、体育・スポーツ領域の専門的な資格や指導能力が求められることがわかる。

大学の授業で役立つ内容については、「自分自身の技術習得（例：逆上がりができるようになったなど）」や「実践的な運動指導」が挙げられると同時に、大学の授業へのリクエストについては、「実践的な運動指導」や「ルールに対する認識・理解」「運動が不得意な児童に対する指導方法」が挙げられたことから、現職教員にとって「体育領域の基礎基本を押さえた授業構成」や「授業内容が実践的である」こと、「児童理解（運動が不得意な児童も含む）」が求められている。

以上を踏まえ、大学での授業課題については次のようなことが考えられる。

1. 自らが自身の経験を通じて運動・スポーツの基本的知識と初歩的な技術を習得する
2. 単元に応じた総合的な授業デザインを実践的に育む
3. 運動が得意・不得意とする児童・生徒理解の方法を深める

5. 実技教科全般における問題や今後の課題

(1) 各教科の特徴

前項で実技教科ごとにアンケート結果を示したことにより、その教科の特徴を見て取ることができたが、全科教員にとっては専科教員がいるかどうかで、実技にかかる比重も変わってくる。

昨年度のアンケートに現れた各小学校の専科教員の有無についての割合は〈表6〉のようになる。

〈表6〉

| | 専科教員がいる | 専科教員がいない |
|------|---------|----------|
| 音楽 | 53.3% | 46.7% |
| 図画工作 | 15.4% | 84.6% |
| 体育 | 0% | 100% |

この表によると、音楽科は半数以上の学校で専科教員が在籍していることがわかる。逆に体育はこの調査範囲では専科教員が不在であることがわかった。このことか

ら、音楽では技術的にはある程度専科教員に任せられる部分があるが、全科教員との連携の問題や、専科教員の有無による学校間での違いが他の実技教科より大きいと考えられる。逆に体育は全科教員にとって、「何としても学級担任が教えなければいけない教科」であり、比重のかかる実技教科であるといえる。体育の場合、得意・不得意に加えて、加齢など授業者の身体的変化への対応という課題も挙げられることから、教員の経験年数における指導法の開発にも検討の余地があると考えられる。

一方、平成23年度に本プロジェクト研究の別テーマで、幼稚園教諭を対象にして実施した追跡調査¹⁾では、外部講師の来ている幼稚園数は、音楽が6園、美術が3園、体育が12園となっていて、体育が一番多いことがわかった。これは、回答した園が私立であり、課外時間にスポーツ教室などが開催されていることと関係があると考えられ、公立小学校の状況とは違っていることがうかがえた。

(2) 実技教科の共通課題

冒頭の音楽科のカリキュラムのところで教員養成課程を持つ他の大学の例を示したが、この例は図画工作や体育についても同様のことがいえる。つまり、教員養成課程を持つ大学の実技教科カリキュラムは、免許必修の単位ぎりぎりの時間数しか開講していないところが多くみられるということである。その点、名古屋女子大学での実技教科のカリキュラムは、選択の余地を含めた、学生にとっては丁寧なカリキュラムとなっている。また、ほとんどの学生が最低単位ではなく、選択で多くの実技教科をとっているため、技能面に於いてはかなりの成果が期待される。特に女子大学という点で、女性には不得意だといわれる分野についても、授業数の充実はメリットとなっている。たとえば、平成23年度の美術系の授業で実施したアンケートによると、図工や造形は入学時に比べて「好きになった」と答えている学生が7～8割にのぼっている。このことは、“ピアノも弾けるが、のこぎりも挽ける女子学生を育てる”という造形の教員が掲げるスローガンに通じ、「好き」にさせることで、不得意とすることを乗り越えさせられる事実を物語っている。

実技3教科に共通する課題については、昨年度の調査では、名古屋女子大学の授業における今の子どもたちの現状に即した具体的指導方法を身につけさせるという方向を重視しながら、基礎的な技術・技能もしっかりと身につける授業内容を展開するという考え方ではないか、とした。今回は、その基礎的な技術・技能に加えて、息

の長い教員を育てるために、芸術教科の本質的なこと、「なぜこの教科をするのか」「子どもにとって、芸術教科はどういう意味をもつのか」などについて、学生が考える時間を十分もつことが必要だと思われる。

昨年度の調査で、子どもたちの現状については、図画工作の考察に示されていたように、本来幼児期の発達段階で表れる行動が小学校低学年では見受けられるケースが多くなっているということが示された。音楽においても同様に「リコーダーの穴がふさげない」「鍵盤ハーモニカのケースから楽器を取り出せない」などの現象が報告されていた²⁾。また、体育では校庭のトラックに沿って曲がれない、倒れる時に手がつかない、などの身体的発達における課題も指摘されている。こうした現状から、小学校教員の養成に於いても、それ以前の幼児の発達段階等を踏まえた幼児教育の知識や体験が重要であることを指摘した。

このような経緯から、平成23年度は幼稚園教諭を中心に追跡調査をしたが、発達障害児等に起きる問題はほとんど出てこなかった。この理由として今回の調査対象となった幼稚園では、入園の段階で発達障害児等が少なくなっていることがわかったので、その影響があると考えられる。しかし、私立幼稚園でも積極的に障害児を受け入れる動きが出ているので、前述した問題は小学校教育現場と同様に存在すると捉えた方が良いであろう。このことから、本学のように、小学校教諭免許だけでなく幼稚園教諭免許が取得できる大学に於いては、幼児の発達の知識を得たり、幼稚園実習などの体験をしたりすることが今後益々重要性を帯びてくることは間違いない。

実技教科は、算数や国語などのいわゆる「座学」に比べて「感性」に関する教科である。近年、子どものコミュニケーション力や、人間関係に関する問題が指摘されているが、こうした問題は子どもと共に教員も感動体験を共有することに解決の糸口が見つかるのではないかと考えられる。そのためには「感性」を豊かにすることが必要である。そして「感性」を豊かにするには、日常から「本物」に触れる機会を多く持つことが肝要であり、授業に於いても、その重要性を意識した内容にすることが望ましい。

冒頭で述べたように、名古屋女子大学が実技教科を充実させている点は、大変重要なことであり、今後の教員養成課程のカリキュラムを考える上に於いても多くの示唆を含んでいると思われる。

今後も今回のような調査を続け、教員養成課程における実技教育の重要性を踏まえた検証を進めていきたい。

注

- 1) 「教員養成課程における実技教科指導内容の検証(2)―幼稚園教育現場の卒業生からのフィードバックによる―」伊藤充子・小林田鶴子・佐地多美・渋谷寿・荒井康夫・吉村智恵子
- 2) 平成22年度全日本音楽教育研究会大学部会での本研究発表会時のフロアーからの意見に出されていた

参考文献

- 「教員養成課程を持つ大学における音楽教育の一考察(その5)」、伊藤充子・小林田鶴子・佐地多美、名古屋女子大学研究紀要 第56号 人文・社会編、名古屋女子大学、2010
- 「教員養成に期待する―音楽担当教員のアンケート結果から―」、平成22年度全日本音楽教育研究会大学部会配布資料、全日本音楽教育研究会大学部会、2010

機関研究 中間報告

機関研究 中間報告（平成23年度～24年度）

創業者越原春子および女子教育に関する研究

羽澄直子・石倉瑞恵・氏原陽子・木原貴子・遠山佳治・依岡道子

本研究は本学創業者越原春子の建学の精神、教育理念および国内外の女子教育について、メンバーが各自の専門分野から多角的に検証することを目的とする。平成23年度から第四期2カ年の研究活動が始められた。

第一回研究会議（平成23年5月13日）

研究メンバーは第三期（平成21年度～22年度）と同じである。今期の研究方針について、過去6年間の研究活動をふまえて検討した結果「女性をめぐる教育と政治の相互関係（19世紀～20世紀前半）」を共通の研究テーマに定めた。

女子への公的教育は、国策に利用されるなど政治的意図に翻弄されることが多く、必ずしも女性の能力を男性と同等に評価した上で始まったわけではない。しかし一方では、教育を受ける機会を得たからこそ女性たちは自分たちの能力を自覚し、社会改革運動や参政権獲得運動などで政治への関わりを持てるようになった。政治は教育を変えるが、教育もまた政治を変える力を持っていることに女性たちは気づき、行動を起こしたのである。

研究方法としては前年度同様、メンバーが個々の専門地域の事情や歴史的背景をふまえた考察、発表をおこない、研究会で討議を進めていくこととした。

第二回研究会議（平成23年8月11日）

日程変更のため、第二回研究会議は第三回と同じ日の開催となった。

「政治家越原春子の軌跡～政治家としての越原春子の位置づけ」 遠山佳治

越原春子が日本初の女性衆議院議員になるまでの軌跡が(1)生活改良運動と婦人問題研究に取り組む「政治家への序走」、(2)尾崎行雄の支援等、地域の政治家とのネットワーク作りに関わる「政治家への布石」、(3)昭和21年の選挙で当選する「政治家としての活躍」の3つのステップにまとめられた。発表後は主に議員在任中に春子が審議に加わった教育問題について意見が交わされた。

第三回研究会議（平成23年8月11日）

1. 「イギリス女性参政権運動の展開」 木原貴子・依岡道子
2. 「大正期の女性教員論にみる政治」 氏原陽子
3. 「19世紀アメリカにみる女性の政治参加への道～参政権を目指して」 羽澄直子

イギリスとアメリカの女性参政権運動はほぼ同時期に進められ、19世紀半ばに本格化する。イギリスでは中産階級主体の穏健派が運動の中心だったが、労働者階級の多い闘争派の過激な活動もあった。アメリカでは奴隷制廃止運動の中で、女性たちが自分たちも不平等な立場に置かれていることを認識し、権利の獲得に向けて闘争した。このような英米の女性たちの社会改革運動は、大正期の女性教員論の中でも言及されており、諸外国の動静が当時の日本で意識されていたことがわかる。大正期の女性教員は平塚らいてうたちの「新しい女」の思想を視野に入れ、女性教員による集会を開き、教師としての在り方について自らの言葉で発信するようになった。

第四回研究会議（平成23年12月23日）

「全女性の権利に生涯を捧げたカルラ・マーホヴァ～20世紀チェコスロバキアの女性参政権における位置づけ」 石倉瑞恵

チェコ初の女性政治家と称されるマーホヴァは、特に労働者階級の女性たちが人間らしく生きることのできる権利を求めて、女性参政権運動を促進した。質疑応答では、前回の会議で発表された英米の女性の政治活動との比較、チェコとその主権国オーストリアとの関係、階級闘争と社会主義思想について討議がなされた。

第五回研究会議（平成24年2月13日）

「名古屋のまちの移り変わり」と女子教育の諸相」 遠山佳治

越原記念館の資料をもとに、都市の近代化のなかで発展する日本の女子教育の諸相が論じられた。

（文責 羽澄直子）

チェコにおける最初の女性政治家カルラ・マーホヴァの意義

石倉瑞恵

1. 研究の目的

本研究は、チェコにおける最初の女性政治家カルラ・マーホヴァ (Karla Máchová: 1853-1920) の思想及び活動の軌跡をたどることにより、20世紀チェコ女性運動の一端を明らかにすることを目的とした。

2. 労働者からリーダーへ

カルラ・マーホヴァは、貧しい家庭に育ち、幼い頃から日雇いで家計を支えていた。両親を亡くしてからは、小さな売店を所有して働いた。23歳になって、初めてエリシュカ・クラスノホルスカ編集の『女性新聞』を読み、女性の自立について共感を覚えた。しかし、多くの労働者と同じように社会主義思想に傾倒していたため、彼女は、クラスノホルスカが言うように女性が職業をもって自立するのみならず、女性も国家建設に携わるべきであるとの考えに至った。

24歳で女子教員養成機関に入学し、教師になる。40歳でアメリカに渡る機会を得る。その時、アメリカ人女性を見て、チェコ人女性には自分に与えられた報酬や権利が正当か否かについて全く疑いをささないという問題点があると気付く。

3. プロレタリア編集者としての女性新聞の創刊

1901年(48歳)、マーホヴァは『女性新聞』を創刊する。その名称は、クラスノホルスカの創刊した新聞と同じであるが、創刊の目的やターゲットとする読者層は異なっていた。彼女が目指していたのは、下級階層の女性の意識改革である。したがって、マーホヴァの掲載した記事は、マルクス主義原理の紹介、労働者の疾病統計、繊維・織物業での健康被害、女工の低賃金問題等であった。又、これらの記事を通して社会に働きかけ、法律をして女性を市民と認めさせようと考えていたのである。

4. チェコ女性クラブから労働者連盟へ

1903年(50歳)、チェコ女性クラブを創立した。読書会や教育を行うという点ではそれまでの様々な女性クラブと同様であるが、中産階級に限らず全ての女性を対象としたクラブという点で初めての試みであった。ここでは、様々な階層の女性が交流をもつことができた。1905

年には、女性労働者連盟を結成した。ミシン工、掃除婦、洗濯女等、あらゆる職種の女性からなる連盟であった。勉強会を開催するのみならず、会員から会費を徴収し、会員が病気になると見舞金を支払った。週に一回、医師による無料の診察も行った。

5. 選挙へ

マーホヴァは、『女性新聞』やチェコ女性クラブ、女性労働者連盟での活動を通し、多くの支持者を得ていた。女性労働者連盟の結成以降、女性参政権を求める集会には必ず参加し、スピーチを行った。彼女の支持者に後押しされて社会民主党からチェコ議会代表に立候補したのは、1908年、マーホヴァ55歳の時であった。彼女は、女性参政権、労働者階級の未亡人、孤児に対する補助金制度、無償の女子中等教育、母性の保護等を政策として掲げていた。対立候補の男性と限りなく近い票を獲得するものの、マーホヴァは選出されなかった。

6. チェコ女性運動におけるカルラ・マーホヴァの位置づけ

19世紀後半の女性運動は、教養ある中産階級の女性がリーダーとして活躍しており、女性の高等教育や知的職業への道を開くなど、中産階級の女性を対象としてとらえていた。

20世紀初頭、都市部の労働者が増加し、過酷な労働条件から彼らの生活が荒み始めた。マーホヴァは、自身労働者として社会主義思想に感化し、一方でアメリカの進歩的な女性運動に触れて、女性の権利に関心を抱いた。労働者、下級階層の女性という立場から女性の権利をとらえたからこそ、健康に生きること、働くこと以外においての権利を得ること、人間らしく生きることへの権利の獲得という考え方に行きついた。マーホヴァは、女性運動をさらに進んだ次元へと導いた女性であった。

マーホヴァの考える権利は、旧態依然とした法律の変革と新しい制度の実現が前提となる。そのためには、国の代表者を自由に選ぶことのできる参政権を得ることが必要であることを訴え、多くの女性の意識改革を担った。チェコ議会代表に選ばれなかったものの、このような点からチェコにおける初の女性政治家として位置づけられているのである。

大正期の全国小学校女教員大会にみる政治

氏原陽子

1. 政治とは

本報告では、政治を人間の権力関係と捉え、大正期の全国小学校女教員大会に着目し、そこにみる政治を明らかにする。全国小学校女教員大会に着目する理由は、小学校女性教員が女性の地位向上に関する議論をたたかわせたこと、これにより地方の小学校女教員会が組織されたことによる。

2. 全国小学校女教員大会の背景

全国小学校女教員大会（以下、大会）が帝国教育会の主催により開催されたのは1917年である。その背景は、女性教員の割合が高まったことにより、女性教員に関する議論が高まったことによる¹⁾。議論の高まりに火をつけたのは、1916年の帝国教育会の調査結果である。大会開催にあたり、会長澤柳政太郎は調査が男性によるものであったため、調査結果が的を射ているか否かわからないこと、小学校職員会議や職合会議に女性教員の出席がないことを指摘し、小学校女性教員の声を聞くために開催したことを強調した。

3. 議題としての有夫女教員

本報告は、調査が特に、有夫女教員を問題視していたことを受け、有夫女教員に関する議題を取り上げる。

まず、有夫女教員の仕事と家庭の両立を取り上げる。第1回大会（1917）は「有夫女教員の為に…勤務時間を減少する（以下略）」が否決され、第2回大会（1920）では、「有夫女教員が主婦としての任務と女教員としての任務を如何に調和せしむか」について、有夫女教員は女性教員の約半数であるから、議題としてふさわしくないとする意見が出て喝采を浴びながら²⁾、有夫女教員の家庭の境遇に、男性校長、男性教員が理解すべきであると決議された。

続く第3回大会（1922）、澤柳は再度、両立の方法を議題に取り上げる理由として、男性校長、男性教員による理解だけでは解決できないことを挙げる。そして、勤務時間の短縮、それに応じた俸給の削減を提案し、そうすることにより、女性教員が教員の半数になることを目指した³⁾。そのときは可決されず、第6回（1925）、第7回（1927）の審議を経てやっと可決された。

次に、産休を取り上げる。第1回大会から「産前産後の休養は凡そ何週間を適当とするか」が取り上げられたものの審議未了。続く第2回大会では、期間及びその方法が取り上げられ、補充教員をおくこと、そのための予算計上をすることが可決された。これを受けて、1922年、文部省訓令第18号で、女性教師の産前休養2週間、産後休養6週間が規定された。しかし、補充教員がいない等の理由から、訓令どおりの休養をとる者は殆どいなかった。

4. 結論

有夫女教員の生活実態は、雑誌も読む暇もなかった⁴⁾。にもかかわらず、当事者から両立に困らないとする意見が出るなど、勤務時間の短縮に反対の声が大きかった背景には、勤務時間の短縮が俸給の削減と結び付けられることで、男性教員との差別的な俸給の格差をさらに拡大するものとして受け止められたこと、家庭の係累が多いとして有夫女教員を問題視する男性校長からさらに問題視される危険性があったこと、女性教員が男性教員より劣った存在とみられていたこと、さらには議案の提出が殆ど帝国教育会という男性中心的な会によりなされたことなど、何重もの政治が存在していたと考えられる。

産休は第2回大会で可決されたが、第1回大会で審議未了になったこと、訓令どおりの休養をとる者は殆どいなかったことを考えると、出産という理由ですら、女性教員が休養をとれなかったことが指摘できる。そこには補充教員がいないだけでなく、先に述べたような有夫女教員をめぐる政治が働いていたと考えられる。

注

- 1) 新井淑子「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について—全国小学校女教員大会を中心に—」『教育学研究』第49巻、第3号、33-42頁（1982）
- 2) 「教育的精神の缺如」『教育時論』1276號、p. 45（1920）
- 3) 澤柳政太郎「有夫女教員が主婦としての任務を全うすべき適切なる方法如何」、国民教育奨励会編『婦人文化講演集』371-388頁、民友社（1922）
- 4) 望月宗明『日本の婦人教師—その変革のあゆみ』労働旬報社（1968）

イギリス女性参政権運動の展開

木原貴子・依岡道子

1. 目的

今期の研究テーマは、国際比較を踏まえ、「女性をめぐる教育と政治の相互関係」（19世紀～20世紀前半）である。本稿では、イギリスに焦点を当て、同国特有の階級制度を背景にした女性参政権運動の過程を追うとともに、代表的な二人の女性運動家、ミリスント・フォーセット（Millicent Garrett Fawcett, 1847-1929）とエメリン・パンクハースト（Emmeline Pankhurst, 1858-1928）について考察する。

2. 結果および考察

（1）イギリス近現代女性参政権運動概観

イギリスにおける女性参政権運動（サフラジズム）は、フェミニズムの先駆者とされるメアリー・ウルストンクラフトが1792年に『女性の権利の擁護』を出版したことに始まる。そして、すべての女性が参政権を手にするには、それからおよそ140年の時間が必要であった。その間の最も重要な出来事を3つ挙げるならば、まず、1867年イギリス議会で初めて女性参政権に関する議論が行われ、また、同年に女性参政権全国協会（National Society for Women's Suffrage）が創設されたこと。次に、1918年第一次世界大戦の終結前に「国民代表法」が成立し、21歳以上のすべての男子とともに、一部の女性（30歳以上、世帯主であるか、あるいは地方政府の選挙人の妻）に参政権が与えられたこと。そして、それから10年後の1928年、「平等参政権法」が制定され、21歳以上のすべての女性に選挙権が与えられることになったことである。

（2）イギリスのサフラジズムにおける二つの流れ

イギリス近現代女性参政権運動における大きな特徴は、階級制度を背景とした二つの運動母体の存在である。すなわち、中流階級以上の女性を中心とした「穏健派サフラジスト（suffragist）」と労働者階級の女性を中心とした「闘争派サフラジエット（suffragette）」である。そして、それぞれの団体における代表的な女性運動家が、ミリスント・フォーセットとエメリン・パンクハーストの二人である。

（3）ミリスント・フォーセットと全国女性参政権協会（National Union of Women's Suffrage Societies）

フォーセットは、闘争派サフラジエットとは一線を画し、「穏健派サフラジスト」として終始活動が続けた。思想的には、女性に対する投票権を公約の中に入れた政

治家ジョン・スチュアート・ミルの影響が大きい。当初、彼女の活動は女性の高等教育の機会を求めることに集中しており、1871年にケンブリッジ大学初の女性学寮ニューナム・カレッジを共同創設するなどの実績がある。

彼女の政治的活動は、1866年ロンドン女性参政権協会の秘書官となることから始まる。その後、22歳の時、ロンドンで開かれた女性参政権の会合で初めて人々の前で演説をする。1868年ロンドン参政権委員会に加わる。その後、夫ヘンリーの死により一時的に活動から身を引くが、1885年再度政治に力を注ぎ始める。そして、1897年、政治のリーダーとして認められていたフォーセットは全国女性参政権協会の会長となる。1890年から1919年までのおよそ30年間、活動を続けた。

彼女は女性の参政権を願っていたが、それを得るために、男女両性間での戦いを宣言することは拒否していた。（‘For my part’, she maintained, ‘I think that the spirit of generosity in men and of enterprise in women, is the spirit that brings progress.’）実際、サフラジストたちは、中流階級以上の階級に属する、裕福で教養のある女性たちであり、女性だけでなく、（男性の）政治家に理解を求め、議会での働きかけも必要であると考え、行動したのである。

（4）エメリン・パンクハーストと女性社会政治同盟（Women's Social and Political Union）

一方、パンクハーストは、フォーセットをはじめとするサフラジストたちの節度ある活動では満足できず、1903年過激な活動で有名になる女性社会政治同盟を娘や労働者階級の支持者とともに結成する。彼女たちの戦術は、郵便ポストやビルの放火、商店への投石、議会の妨害、ハンガー・ストライキなど、極めて過激なものであった。そのため数千人ものサフラジエットが投獄された。しかし、こうした過激な活動は当時のメディアの話題となり、活動を世に知らしめるという大きな役割を果たしたのである。

3. おわりに

イギリスにおける女性参政権運動は、階級制度を背景に、上からは政界への働きかけを行ない、また、下からは大衆の関心を集めるなど、二つの大きな流れの中で成し遂げられていくのである。

創立者越原春子の政治家としての軌跡

遠山佳治

1. 目的

今年度、本機関研究のテーマ「女性をめぐる教育と政治の相互関係」を進めるに当たり、本研究会ではまず始めに創立者である越原春子の政治家としての位置づけを概観したので、本稿ではそのことを中間報告とさせていただきます。

2. 結果および考察

越原春子の政治家としての側面をみると、(1) 大正10年以前の時期、(2) 大正13年～昭和前期、(3) 戦後の昭和20年代という3つの時期に分けて、検討を進めていくことができる。なお、『越原春子伝 もえのぼる』(1995年)を基本とし、昭和前期までは拙稿「名古屋女学校・名古屋高等女学校時期における建学の精神および教育理念の一考察(2)」(『総合科学研究』4号、2010年)を参考にした。

(1) 大正10年以前の時期／政治家への序走

この時期は、婦人問題の研究から端を発して生活改良運動へ傾倒した時期であり、直接政治家として活動した訳ではないが、将来の政治家になるための思想や立場等について、基礎を固めた時期といえよう。

大正5年(1916)には、女性の文化向上の目的で、婦人対象の講演会を開催する組織として、婦人問題研究会が結成された。その発起人として、愛知淑徳高等女学校長小林清作、著述業の橋本越南、共立名古屋病院を創立した医師森田資孝、女医瀬木せき子とともに、越原春子も名を連ね、諸活動を推進した。そこでは、婦人の職業、女子教育、婦人参政権などが扱われている。そして、翌大正6年には、春子にとって初の講演となる岐阜県今渡町の婦人会発会の総会で講演を行い、大正7年には愛知県会議事堂にて軍国婦人講演会の講師を務めた。

その考えは、『新愛知』新聞にて、大正8年(1919)に「家庭生活の改良」として掲載された。日常生活における煩雑性を見直しおよび女性が職業に従事して経済的に自活することが唱えられている。

(2) 大正13年～昭和前期／政治家への布石

尾崎行雄は、犬養毅らと憲政護憲運動を展開し、大正3～5年の第二次大隈内閣の司法大臣を務め、軍縮論を唱え、普通選挙・婦人参政権運動を支持した。その尾崎

を支えた組織が各地の罌堂会であり、大正13年(1915)に名古屋罌堂会が設立された。越原春子はその名古屋罌堂会幹事を務めた関係で、同会に所属していた貴族院議員・衆議院議員・県会議長・名古屋市長や名古屋織物組合長・理事など名古屋における政財界と交流を深め、人脈を広げていったものと思われる。

昭和11年(1936)には、尾崎行雄を名古屋高等女学校に招聘し、講演「最も大切なもの」を開いた。『會誌(名古屋高等女学校校友会)』8号(昭和10年)によると、「……男だけに政治参与権があるが女にはない。これは男には好都合であるが、女は命と財産を持ってゐないと云ふことになる。故に女子の選挙権並に政治参与権と云ふものが必要となるのである。女の知識が進んで、男と同等の域に達するならば、選挙権も政治参与権も持たすべきで、男女同権と奈すべきである。……十二分に『命』は如何なるものであるかと考へて、校長先生始め諸先生の御教をよくお受けになれば事足るのもあります。」とあり、婦人参政権に触れている。尾崎行雄との交流を通じて、自らの思想を深めたものと思われる。

(3) 戦後の昭和20年代／政治家としての活躍

昭和21年(1946)、幣原内閣のもと婦人参政権を得て戦後初の衆議院選挙が行われた。緑ヶ丘女子学園理事長小川善三郎の勧めにより、弁護士田島好文とともに「新生公民党」を結成して出馬することとなった。当選して代議士春子(同21年4月～同22年3月)が誕生し、女性代議士39名の1人として、新憲法制定、幼保一体化、私立学校振興、(新学制)等の審議において活躍した。但し、田島好文は落選したため、雑誌『改造』の山本実彦を中心とした中道政党である「協同民主党」(1947年に国民協同党と改称)に入党した。のちに、総理大臣となった三木武夫も同党に所属している。なお、田島は自由党等に属し、次期から3期当選している。

3. おわりに(今後の課題)

越原春子に限らず、全国で女子教育を推進した女性教育家が、どのような形態で、どのような内容の政治活動に、どのように関わっていったのか、また彼女等の諸活動における共通性を探求することが今後の課題である。

19世紀アメリカにみる女性の政治参加への道

羽澄直子

1. 目的

平成23年度の本機関研究のテーマは「女性をめぐる教育と政治の相互関係（19世紀～20世紀前半）」である。本稿では、19世紀半ばから本格化するアメリカにおける女性参政権獲得運動について調査、考察をおこなう。

2. 結果および考察

（1）奴隷制廃止運動と女性の権利

19世紀アメリカにおける女性の権利獲得と政治参加を目指す運動の原動力は「奴隷制」であった。1820年代から活発化する奴隷制廃止運動には、道徳的観点から賛同する女性も多かったが、彼女たちは男性の活動組織からは排除されていた。女性たちは奴隷と同じように、自分たちも不平等な立場に置かれ、様々な権利を認められていない現実を意識し始める。アメリカ反奴隷制協会（AAS）が女性の会員を認めたのは1833年であった。

1840年にロンドンで開かれた世界奴隷制反対会議に、ルクレシア・モットがAASの代表の一人として派遣された。しかし彼女は女性だという理由で大会への参加を拒否され、カーテンの陰で傍聴することを余儀なくされた。この屈辱から、モットたちは女性の権利のために闘うことを決意する。

1840年7月19日～20日に、モットはエリザベス・ケイディ・スタントンらとともに、ニューヨーク州セネカ・フォールズで女性の権利大会を開催した。300人近い女性が集まり、意見宣言を採択した。これはアメリカ独立宣言を模したもので、序文の“all men are created equal”を“all men and women are created equal”（下線は筆者による）と書き換え、参政権や財産権を含む女性の公的権利を主張した。中でも参政権は「譲り渡すことのできない、市民として一番大きな権利」として位置づけられた。

（2）奴隷制廃止と憲法修正

1865年に南北戦争が終結すると、元奴隷の権利を確保する3つの憲法修正が批准された。1865年の修正第13条（奴隷制廃止）、1868年の修正第14条（アメリカ合衆国市民の定義）、1870年の修正第15条（肌の色や人種による投票権の制限を禁止）である。しかし修正第14

条で「市民」と定義されたのはまたもや男性のみであった。参政権は21歳以上の男性に限られ、女性の存在は事実上無視されたままだった。つまり元奴隷の黒人男性は市民権も参政権も与えられたが、白人の女性にはどちらの権利も保障されなかったのだ。

（3）本格化する女性参政権運動

女性は政治に関わるべきでないという風潮は根強く、性差の問題が人種問題より劣位であるという政府の見解が明らかになった直後の1869年、2つの参政権協会が発足する。1つはスタントン、スーザン・B・アンソニーたちが設立した全国女性参政権協会（NWSA）。会員は女性限定で連邦憲法の修正を求めた。もう1つはアメリカ女性参政権協会で、男性会員も認めており、州憲法の修正を求めるといってやや穏健な組織であった。

そもそも参政権は元来アメリカ憲法ですべての人に保障されているはずであり、市民としての当然の権利である。従って女性参政権運動とは権利の獲得ではなく、奪われた権利を回復するためのものである。参政権は女性が完全に市民になるための最低条件だった。参政権はまた、重要な意思決定をする力を手にする権利でもある。禁酒運動といった社会改革運動をする中で、女性たちは自分たちには法に訴える力がないため活動に限界があることを実感していた。改革を推進する最も効果的な方法は、政治的影響力を行使して、法や制度を変えることである。そのためには参政権が必要であった。

1872年の大統領選挙では、NWSAのメンバーたちが投票を試み、アンソニーが逮捕され、罰金を科せられた。しかし郡や州レベルの参政権は、投票権に限定されることもあったが徐々に認められるようになる。1893年にニュージーランドが初めて完全な女性参政権を認めたことは、アメリカでの運動を勇気づけたであろう。1916年にはジャネット・ピカリング・ランキンがアメリカ初の女性下院議員に当選する。

そしてついで1920年に憲法修正19条が批准され、アメリカにおける完全な女性参政権が実現する。「合衆国市民の投票権は性別を理由として拒否又は制限されてはならない」（下線は筆者による）と宣言したこの条文は、別名アンソニー法と呼ばれている。

大学における効果的な授業法の研究5

——多様な学習成果の評価方法の開発——

石倉瑞恵・神山久美・白井靖敏・遠山佳治（代表）・羽澄直子・原田妙子・幸 順子

1. 目的

本機関研究は、平成13年度から進められている総合科学研究所機関研究の授業改善プロジェクトの一環であり、情報教育・語学教育・教養教育・初年次教育に続く「大学における効果的な授業法の研究5」（平成21～23年度）に位置する。特に、「大学における効果的な授業法の研究4 初年次教育についての授業法の開発」の中で議論された評価の難しさについて、その解決策として本研究に引き継がれたという経過がある。

平成20年12月に、中央教育審議会大学分科会より「学士課程教育の構築に向けて」の答申がなされた。この答申においては、グローバル化する学習社会や高等教育のユニバーサル段階という状況を踏まえ、学生の単位認定・成績評価の厳格化が求められ、学生の成長という観点で教育課程を見直す必要性が説かれている。

多様な学習活動の成果（とくにジェネリックスキルズ）を評価するには、主に知識・理解を問うだけの方法標では測定が難しいという状況があり、学生の学習履歴などの記録と自己管理のためのシステムを開発することが重要となっている。そこで、本研究では、本学学生を対象とした多様な評価方法の開発を検討し、本学の授業改善に応用可能で有用性のある実践的研究を行うことを目的とした。

本研究における具体的な研究課題は、本学の教育課程全体におけるカリキュラムポリシーの確認、教育課程における各授業の位置付けを明らかにすること、学生のニーズおよび学力を正確に把握すること、教養教育・初年次教育・キャリア教育等の教育効果を測定すること、上記の研究課題をもとに、具体的授業改善の方略を提示すること、学習ポートフォリオをはじめ本学学生用の評価手法を具体化し、評価方法マニュアルづくりを行うことである。

これらのことを進め、本学学生における多様な学習成果が有効に評価されるための方法を探り、将来的に大学全体の教育改善を推進していく際の確固たる土台を提供

したいと考えている。

2. 方法

今年度は本研究の3年目にあたり、過去2年間の研究を進展させつつまとめる時期となる。しかしながら、学習成果の評価方法については様々な考えが混在しており、上手くまとめきれていないのが現状である。そこで、来年度総括（最終報告作成）を目指し、本研究が出来る研究課題の見直しの再検討に迫られている。

その中で、今年度の成果としては、全学教員（非常勤講師を含む）対象とした学習成果の評価方法に関するアンケート調査「それぞれの担当科目における評価について」を、平成23年1～2月に実施し、まとめたことであろう。

また、例年通り、教員における本研究課題の諸問題についての認識を高め共有するため、各種学会・シンポジウムにて先進的な取り組みの事例等、多様な学習成果の評価方法に関わる各種資料の収集を行った。以下の通りである（平成23年1～12月）。①「質の高い大学教育の展開」（大学教育改革プログラム合同フォーラム、秋葉原コンベンションホール）、②「PBL教育における多面的評価～PBLは社会で役に立つか」（同志社大学）、③「組織的FDの取り組み」（京都FDフォーラム、京都外国語大学）、④「学生の学びを支援する大学改革」（大学教育改革フォーラム in 東海2011、名古屋大学）、⑤「大学の教育力向上を考える～データから見る学生の成長過程」（ベネッセ大学支援フォーラム、グランコート名古屋）、⑥「学生のやる気を引き出すPBL～実践的な学習をサポートする支援としかけ」（PBL教育フォーラム2011、同志社大学）、⑦「社会で活躍する人材輩出のために「産」「学」でやるべきことは何か」（産学協同就業力育成シンポジウム、東京日経ホール）。

但し、参加予定であったシンポジウム「大学の授業を改善する」（3月15日、横浜情報文化センター）は、東日本大震災直後のために中止となり、その代りにシンポ

ジウムの柱であった「DVD 授業ライブラリー」を入手し、研究会教員の参考資料として活用した（平成24年2月に同シンポジウムが開催され参加）。また、同じく参加予定であったシンポジウム「今、大学教育に求められるジェネリックスキル」（9月3日、福岡市電気ビル）も台風上陸のため、残念ながら出席できなかった。

3. 結果および考察

（1）「それぞれの担当科目における評価について」アンケート調査の中間報告より

先項で示したアンケート調査については、集計してまとめているものの、分析は現在進めているところである。そこで、本報告では、プロセス評価の導入面を中心に紹介する。

学生の成績評価全体のなかで、プロセス評価（ある基準まで到達しようとする学生の努力と熱意、および授業態度）を取り入れているかについての回答結果について示す。回答なしの場合を、プロセス評価を取り入れているとすると、講義科目の場合は約7割の先生がプロセス評価をなんらかの形で取り入れているが、演習や実験、実技の場合は、成果物が評価のなかでは大きな割合になるためか、プロセス評価を取り入れている割合は小さい。実験の結果や作品の成果を求められる場合が多く、成績評価全体に占める割合では、その3割から4割としているケースが多い。但し、各先生によるプロセス評価には、具体的に多様な状況が見られる。

なお、講義・実験・実習・実技の授業形態に関わらず、大学進学率の増加にともない、多様な学生を受け入れている、あるいは、受け入れざるをえない状況にあっては、プロダクトのみの評価では、単位の修得ができない学生があることも懸念される。

また、研究会で推奨している「学習ポートフォリオ」に関しても、ポートフォリオの概念や形態等について、多様な捉え方が混在しており、大学における評価の方法として定まったものではないと感じている。

今後は諸状況を慎重に分析し、来年度の最終報告に結び付けていきたい。

（2）ジェネリックスキルの測定ツールについて

先項で記したように、シンポジウム「今、大学教育に求められるジェネリックスキル」には参加できなかったが、その発表資料を入手できたので、それに基づいて記述したい。

「学士力」や「社会人基礎力」として表現されるジェ

ネリックスキルを測定するために、シンポジウムを主催した河合塾・㈱リアセックが、ペーパーテストを開発している。それはPROG（Progress Report On Generic Skills）テストと呼ばれ、現実の場面を想定して問題が作られており、実際に知識を活用して問題を解決することができるか（リテラシー領域）、実際にどのように行動するのか（コンピテシー領域）という2つの側面からジェネリックスキルを測定することができるという。

リテラシーテストについては、①情報収集力 ②情報分析力 ③課題発見力 ④構想力の各項目について、大学入試センター・荘島宏二郎氏が言う「ニューラルテスト理論」（順序尺度を仮定したテスト理論）を用いて評価を示したものである。コンピテシーテストについては、①両側選択形式 ②場面想定式（短文） ③場面想定式（長文）について、社会人リーダー群をモデルとして比較採点している。確かに、今まで測定が難しいとされていたジェネリックスキルの数値化は、画期的な試みと思える。しかし、同じ回答を用意した学生であっても、状況の遠い、相手や周囲へのコミュニケーションの差により、プラス効果になる場合もあり、逆にマイナス効果になる場合だってあり得る。残念ながら、ペーパーテストにおける評価の限界を強く感じざるを得ない。あくまで、ペーパーテストは一つの指標であり、それを含めた総合評価が必要であろう。

また、シンポジウムにおいても、科目の成績評価とジェネリックスキルの評価を上手く融合できていない状況が指摘されている。他大学の事例を合わせて、本研究会でもさら検討を深めていきたい。

4. おわりに（今後の課題）

来年度の最終報告に向けて、まず「それぞれの担当科目における評価について」アンケート調査について、さらなる分析を進める。また、本研究会所属の先生方による、各授業におけるさまざまな評価方法の工夫の事例を比較し、各授業の評価方法の有り方を検討して、本学学生用の評価方法モデルを提示できればよいと考えている。その上で、各学部・学科・専攻の教育課程における総合評価、言葉をかえれば卒業段階もしくは学位授与（教育目標）に係る評価をどのように考えていくのか、「学士力」などジェネリックスキルの評価を含みながら考察を加えていきたいと考えている。

（文責 遠山佳治）

プロジェクト研究 中間報告

プロジェクト研究 中間報告

教員養成課程における実技教科指導内容の検証（2）

——幼児教育現場の卒業生からのフィードバックによる——

Examination of Curriculum Content in Music, Art, and Physical Education Courses in a Teacher Education Program (2)

—Through feed-back from graduates working in the field of early childhood education—

小林田鶴子・伊藤充子・佐地多美・渋谷寿・荒井康夫・吉村智恵子

はじめに

平成23年度に「教員養成課程における実技教科指導内容—小学校教育現場の卒業生からのフィードバックによる—」と題して卒業生の現職小学校教員への追跡調査を行うことにより、大学での小学校教員養成の授業についての検証を行った。技能に関する実技教科に焦点を絞り、音楽、図画工作、体育について、各教科特有の現場での問題や実技教科全般に共通する問題点について調査を行った。本研究はその続編ともいえるもので、教員養成の中でも、幼稚園教諭を中心とした調査を行った。昨年度と同様に、児童教育学科での実技教育カリキュラムの概要に触れ、追跡調査の結果を示し、そこから今後の実技教育に関する課題を提示する。

1. 本学の幼稚園教諭養成のカリキュラムについて

幼稚園教諭免許は児童教育学科の児童教育学専攻と幼児保育学専攻の双方で取得できるが、昨年度は、児童教育学専攻の実技教科のカリキュラムに触れたので、ここでは、幼児保育学専攻の実技教科カリキュラムについて触れる。また、本研究の追跡調査対象となる5年以内に卒業した学生が受講してきた平成13年度改訂のカリキュラムを教科別に示す。

（1）音楽カリキュラム

音楽カリキュラムは次の〈表1〉に示すように「基礎技能1（音楽）」2単位、「基礎技能2（音楽）」2単位が設定されている。選択科目ではあるが、保育士資格取得の場合には4単位とも必修である。そのため、ほとんどの学生は双方の科目を履修している。また、幼稚園免許取得に必修であるものは3年次の「保育内容（表現）1」2単位であるが、4年次には選択の「音楽演習」2単位が設けられている。

児童教育学専攻では、「幼児の音楽（指導法）」2単位が幼稚園免許取得に必修となっている。

1年次に履修する「基礎技能1（音楽）」では、音楽の基礎的能力を習得すると共に人前で表現する積極性を養い、教育現場で役に立つ能力を培うことを目標に掲げ、2年次で履修する「基礎技能2（音楽）」では、「基礎技能1（音楽）」で習得したことをさらに実践的な活動に役立てることを目標としている。授業方法は、1クラスを2つのグループに分け、45分ずつ、毎時間クラス授業と個人レッスンの両方を受ける形になっている。

次ページに示す〈表2〉のようにクラス授業の内容は、1年次の前期には「音楽理論」、後期には「声楽」、2年次の前期は「創造的表現」、後期は「声楽」を行った。

〈表1〉 児童教育学科幼児保育学専攻 音楽カリキュラム（平成13年度入学生）

*は、免許・資格必修

| 系列 | 科目名 | 単位数 | | 週時間数 | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|---|--|
| | | | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | | |
| | | 必 | 選 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 専門教育科目 | 基礎技能 | 基礎技能1（音楽） | 2* | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | 基礎技能2（音楽） | 2* | | | 2 | 2 | | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 保育内容の指導法 | 2* | | | | | | 2 | 2 | | | |
| | 教科に関する科目 | 音楽演習 | 2 | | | | | | | | 2 | 2 | |

〈表2〉 幼児保育学専攻「基礎技能」の内容（平成13年度入学生）

| 専攻 | 1年 | | 2年 | |
|-------|---|------------------|---|------------------|
| | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 幼児保育学 | クラス授業（45分） | | クラス授業（45分） | |
| | : 音楽理論 | : 声楽 (幼児歌唱教材) | : 器楽合奏 (編曲を含む) | : 声楽 (重唱・合唱曲) |
| | ピアノ個人レッスン（45分） | | ピアノ個人レッスン（45分） | |
| | : 基礎的ピアノ奏法（「ピアノ練習曲集1」） : 弾き歌い（「こどものうた200」） | | : 自由曲（「ロマンティックレパートリー初級編1」） : マーチ : 弾き歌い（幼児歌唱教材） | |

個人レッスン（45分で3人程度）は、1年次では音楽理論で学んだ内容を鍵盤上で実践することを軸に、基礎的ピアノ奏法、歌唱、弾き歌い、伴奏付けを行ってきている。2年次は、子どもの歌の弾き歌いや、ピアノ奏法の能力を生かして、実習・就職試験に対応できる楽曲を準備する。また、ピアノ奏法の課題には自由曲以外に「マーチ」を課し、幼稚園や保育所で活用すると共に、移調奏を行うことによって、子どもの声の高さに対応できる力をつけることも視野に入れている。後期の選択コースでは、課題修了者に、①弾き歌い②声楽（自由曲）③ピアノ（バイエルを中心に）④ピアノ（自由曲）の4コースから希望をとって、応用力や公務員試験を意識した課題を実施してきている。3年次の「保育内容1（表現）」は、音楽表現を中心とした科目である。ワークショップ形式で授業が行われ、たとえば、出席をとる段階から、普通に名前を呼んで確認するのではなく、リズムを取り入れた活動（普段使わない5拍子や7拍子を使用）を行うなど、日常生活の中で工夫することによってできる表現活動を意識している。

4年次の「音楽演習」では、前期は就職試験対策、後期は、保育現場での実践、応用力をつける。具体的には、公務員採用試験課題曲を中心としたレッスンをグループで実施したり、創作オペレッタなどを行ったりしている。また、就職対策として「おためしライブ」を実施してい

る。これは、採用試験の課題曲などを、クラス全員の前で演奏し、見ている教員や学生全員から評価表をもらうものである。

なお、昨年度に掲載した児童教育学専攻の場合も1年次に履修する「音楽演習1」と、4年次の「幼児の音楽（指導法）」は幼稚園免許取得に関する科目であり¹⁾、「音楽演習1」は「基礎技能1（音楽）」と同様の内容で、ピアノ奏法と子どもの歌の弾き歌いを行っている。

（2）美術カリキュラム

美術関係の授業は、次の〈表3〉に示すものである。

幼稚園免許取得のために必修の科目は「幼児の造形（指導法）」であり、これは「図画工作科教育法」とともに教科教育法の観点も含んでいる。また、子どもの造形教育を前提として基本的な造形技術を学ぶ「基礎造形1」「基礎造形2」が選択必修になっている。これは、2名の教員の専門性により、主として「立体」と「平面」という造形的な視点でも授業内容を分担し、それぞれの授業内容の重複を避けてきた。

昨年度の研究では、アンケート内容を参考に教科教育法としての「幼児の造形（指導法）」のより教育現場の現状に即した授業内容の検討を行ったが、今回は幼児教育の視点からこの教科の内容を考え、「基礎造形1」「基礎造形2」についても、アートの視点と造形技術的視点を維持しながら、幼児現場に即した教育内容を検討し

〈表3〉 幼児保育学「基礎技能（図画工作）」の内容（平成13年度入学生）

| 系列 | 科目名 | 単位数 | 週時間数 | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------------|------|----|----|----|----|----|----|----|---|--|--|
| | | | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | | | |
| | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | | |
| 専門教育科目 | 基礎技能 | 基礎技能1 (図画工作) | | 2* | 2 | 2 | | | | | | | |
| | | 基礎技能2 (図画工作) | | 2* | | | 2 | 2 | | | | | |
| | 教職に関する科目 | 保育内容の指導法 | 基礎造形 | | 2* | | | | | 2 | 2 | | |

*は、免許・資格必修

たいと考えている。

(3) 体育カリキュラム

体育のカリキュラムで幼稚園免許関係は児童教育学専攻では、「体育」の2単位、「体育演習」の2単位が選択必修として設定されている。幼児保育学では「体育」2単位が選択必修であり、開講学年は3年次である。また、「基礎技能1(体育)」は、幼稚園免許には必要ないが、保育士資格取得には必修であるため、ほとんどの学生が履修している。

2. 追跡調査について

(1) 対象者と調査方法

本学卒業生(卒業後5年未満を中心に)の現職幼稚園

教諭にアンケート及び聞き取り調査を行った。

アンケートの実施方法は主に郵送である。(一部平成23年度教員免許更新講習に参加した本学卒業生には手渡しした。)

アンケート実施期間：平成23年6月～12月

聞き取り調査期間：平成23年9月～平成24年2月

また、本調査とは別に、平成23年度に在籍する幼児保育学専攻4年生に、前期の最後に音楽授業に関する〈図1〉のようなアンケートも実施したので、その集計結果とともに下記に示す。集計結果から、大学の授業で役に立った内容は、ピアノや弾き歌いのレッスン、おためしライブであることがわかる。

〈図1〉

音楽授業に関するアンケート (授業改善に向けてのアンケートです。ご協力をお願いします。)

幼保4年 A・B 番号 () 名前 ()

次の質問にお答えください

(1) 採用試験では次のどれを受験しました(する予定です)か?(複数回答可)

1. 公立保育職 2. 私立保育園 3. 私立幼稚園 4. その他 ()

(2) 音楽の試験は何を受験しました(する予定)ですか?(複数回答可)

1. ピアノ(バイエル) 2. ピアノ(子どもの歌) 3. ピアノ(自由曲) 4. 弾き歌い
5. 初見(ピアノ) 6. 初見(歌・弾き歌い) 7. その他 () 8. 音楽は無し

(3) 大学の授業内容で役に立ったことは次のどれでしょうか。採用試験で役に立ったものに○を付け、その中で一番役に立ったものは◎にしてください。また実習(幼稚園・保育園)で一番役に立ったことに☆印を付けてください。(重複可)

1. 理論(主に読譜) () 2. ピアノレッスン () 3. 声楽(発声・合唱) ()
4. 弾き歌いのレッスン () 5. 伴奏の付け方 () 6. 初見の練習 ()
7. 創造的表現 () 8. リトミック () 9. おためしライブ ()
10. その他 () ←内容をお書きください。

(4) 大学の音楽授業でもっとこういう内容があればいいと思うものがあればお書きください。
()

〈集計結果〉(数字は人数を表す)

(1) 1…53、2…8、3…6、4…3 (学校事務、厚生事業、一般企業)

(2) 1…15、2…8、3…7、4…24、5…1、6…13、7…6 (歌唱指導)、8…10

(3) 下表参照(網掛けはその項目での最大数)

| 設問番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|------|---|----|----|----|----|----|---|----|----|
| ◎ | 1 | 7 | | 21 | | 1 | | | 21 |
| ○ | 8 | 27 | 21 | 15 | 4 | 14 | 2 | 4 | 11 |
| ☆ | | 9 | 7 | 34 | 11 | | 9 | 11 | 5 |

(4) (自由記述) これまでの授業は役に立った、満足、リトミックをもっとやってほしい、声楽や合唱・合奏をもっとしたい、最近の子どもの歌の課題がほしい、人前での演奏の機会がもっとほしい

(2) 質問項目

昨年度は教科別に項目を設けたが、煩雑になった反省点を踏まえ、今回は、実技3教科をA4判1ページにまとめたものにし、質問項目も簡単にした。〈図2〉に示すものが実際の質問紙である。

3. 調査結果

基本データは以下のようなものである。

・アンケート配布数29通、うち26回収

(1) 回答者の勤務の状況

①公立幼稚園2園、私立幼稚園17園（同じ幼稚園での回答者がいるため回答合計人数と異なっている）

②教職経験年数 1年目…4名、2年目…5名、3年目…3名、4年目…4名、5年以上…13名

聞き取り調査実施人数：9人（5年未満のみ）

回答者の勤務地域：愛知・三重・岐阜・静岡

次に記述（口述）回答内容について教科別に【指導面】、【評価面】等に分けて列挙する。

*①と③は前項のカリキュラムで受講した卒業5年未満のみの回答を示す。

(1) 音楽

① 大学の授業で役に立ったこと

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】ピアノ演奏（3件）・音楽リズムの授業での手遊び等・発表会ではピアノがついてまわるのでコードネームを見て伴奏を弾く方法を学んだこと・リトミックに使えるピアノ奏法を学んだこと・童謡の弾き歌い試験、日々のレッスン・リトミックで体を動かすこと・合奏をしたこと・年少から年長までどの年齢でも歌うような有名な季節の歌を一通り習ったこと・すぐに思い出して弾けるので助かっています・皆の前での弾き歌い・初見で弾けるようになった・童謡をたくさん覚えたこと・4年間の中でピアノレッスンが大半あったことは本当に良かった

【指導面】リトミックは実際に子どもたちも喜んで行っている（普段の保育に活かせる）・リトミックなどの音楽表現・弾き歌いしたこと（3件）

② 困っていること

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】発表会での楽器アレンジがワンパターンになってしまう・初見では弾くことができない・難しい曲になるとすぐに弾けない・鼓隊練習の時、楽器の名称がわからない・なかなか歌詞の区切り（言葉の区切り）で歌え

ていない・アカペラだと正しい音程で歌えない

【指導面】より楽しく歌えるにはどうすれば良いかわからない・音程のとれない子どもが多い・声量がキープできない・声の出し方がわからない・怒鳴ってしまう・歌う前のウォーミングアップの仕方がわからない・歌詞をまちがわずに覚え、早く習得する方法がわからない・特に音楽指導がないので、怒鳴ってしまうし、楽器指導に疑問がある・歌詞の教え方が難しい（文字を読めない子がいるので）

③ 大学の授業に望むこと

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】実用的な曲や楽譜の紹介・ピアノ以外の楽器の演奏法・難しい曲の授業・ピアノの授業（レッスン）をもっと長期にわたってしてほしい（3年次4年次の途中までも）・打楽器のなまえを教えてほしい・合奏をもう少し時間を取ってほしい・わらべうた（最近知っている曲も限られてきているので）・太鼓などを触ることが多いので「エフ」などの読み方を教える機会があるとよい・もっと童謡をたくさん知ることができたらよかった

【指導面】子ども（年中、年長）くらいでもできそうな器楽演奏の指導・子どもたちへの楽器指導法があると良いと思います・劇ごっこ（自分たちで話を作り表現する）があるので、創作オペレッタなどがあれば良い

【その他】合唱コンクール等に向けての譜面おこし・歌声集会の対応

(2) 美術

① 大学の授業で役に立ったこと

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】いろいろな素材や物を使った作る授業・さまざまな技法（マブソングやデカルコマニーなど）を体験したこと（3件）・新聞を使って表現すること・折り紙製作・子どもでもできる工作をたくさん知ることができたこと・4年生での内容は（デカルゴ・版画・ランプづくり等）良い経験となっている

【指導面】ポップアップの技法は子供たちの指導に役立っている・自分で考えて製作することが多かったので、考える力がつき、自由あそびの時廃材等で作るおもちゃを子どもたちにアドバイスできる

② 困っていること

〈卒業後5年未満の教員〉

【技能面】いろいろな技法があるがそれが何歳児にできしているのかわからない時がある

【指導面】ハサミの指導方法（慣れるまで毎回あぶなく一人ずつついて教えている・画用紙に小さくしか絵を描

けない子、特定の色しか使わない子への指導の仕方が分からない・色の識別などを教える方法・絵画の指導方法（技術面・声掛けなど）が分からない・製作で一人ですべての子を教えるのが難しい（個人差があり、出来ない子を個人的に指導していると他の早く出来てしまった子が飽きてしまう）

【評価面】 絵の評価方法

【設備面】 図工室がなく周りに迷惑がかかった（安全面を含む）

〈卒業10年以上の回答より〉

【指導面】 自分で考えることができない子どもへの声かけ・すぐに取りかかれない子どもの指導・技術発想が伴わない子どもの手助け方法・早く完成させてしまう子どもの指導・具体的な方法を押し付けてしまい子どもが考える時間を奪っている・子どもの道具の経験値の違いが大きくその一斉指導法・絵の指導、鑑賞指導法・カッターなどの危険性のある道具の使用法

【評価面】 記載なし

【設備面】 図工室がなかなか使えない・道具が人数分ない

③ 大学の授業に望むこと

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】 季節に合った製作活動（現場でやるようなもの）を取り入れてほしい・子どもへの指導法だけでなく壁画や作品展で使えるような作品づくり・大きな作品を協同で作る張りぼてなど・廃材を利用した作品づくり（2件）・行事や季節の製作（七夕なら飾りをいくつか作り、レパートリーを増やす。こいのぼりやあじさいなど季節のものを作り製作のレパートリーを増やす）

【指導面】 子どもの描画指導・年齢に合わせた教材や指導の仕方を学べるとよい・子どもたちへの絵画指導法は具体的にしてほしい

〈卒業10年以上の回答より〉

【指導面】 各道具の使い方、新しい道具の使い方・絵画を使った鑑賞教育の方法・木工の技法、絵の具の技法・描画の指導方法・カラー版画・版画多色刷り・厚紙工作

【評価面】 絵の評価方法

(3) 体育

① 大学の授業で役に立ったこと

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】 鉄棒、マットの器具を使ったこと

【指導面】 教師役と子ども役に分かれて体を動かす遊びを行ったこと

② 困っていること

〈卒業5年未満の回答より〉

【技能面】 鉄棒等の補助の仕方等

【指導面】 月齢で差もあり、同じことを一斉指導するのは難しい・走り方についての指導の仕方が分からない。きちんとした走り方の指導ができない。

*講師がいるので特に困っていることはない 3

③ 大学の授業に望むこと

【指導面】 伝承遊びやゲーム遊び、すぐ実技ができそうなものの指導・子どもの走り方の指導・運動会等で取り入れられる遊戯の振り付け、手具の取り入れ方

4. アンケート結果について

(1) 音楽

現場で困っていることについては、自分自身の技能面ではピアノ技能や楽器名称などの知識面、アレンジ能力が挙げられたことに対して、指導面では歌唱に関する内容が多かった。これは、幼稚園では生活の中で歌う場面が多いことと、幼児の場合は声そのものが発達途上にある為だと考えられる。その他については、障害児への対応が上記の1件だけしか無かった。また、最後の表現領域全体に関係する内容は遊戯だけであった。

大学の授業で役立ったことについては、実技レッスンやリトミックが挙げられている。また、人前での演奏が良かったという意見も多い。〈図1〉に示す、現4年の学生への授業アンケートでも「おためしライブ」が採用試験に役立ったものとして最多の人数になっている。

授業への要望からは、曲のレパートリーを広げることや楽器の指導法を充実することの必要性が窺われる。

これらのことから、大学の授業では、昨年の考察にも述べられていたが、音楽の基礎技能習得と現場に即した子どもへの対応がより重要であると考えられる。これは、「大学の授業で役に立ったこと」の項目ではピアノや弾き歌いのレッスンがほとんどの回答に挙げられていることや、人前での演奏が役に立ったとの回答が多いことから裏付けされる。そして、それだけではなく、自分自身で工夫したり、他人の表現を見て、そこから良いところを見つけ出せる能力なども必要であると考えられる。

たとえば「基礎技能2」の中の「創造的表現」では、授業後のアンケートで『「この授業を受けて、一人ひとりの音の捉え方やイメージの仕方が違っているところが面白いな」と思った。』『自分の発表が他の人から認められたり、他のグループのいいところを発見できたりする発表会は、表現力を高めることができる活動だと思っ

た。」というような回答がみられる²⁾。

また、「授業が終わったら自分の中に必ず変化が生まれていた」ことに気付くことによって、子どもたちに生まれる変化にも気付き、子どもたちの価値観を拡大することにもつながる。つまり、「音楽を通した活動は自然と友達と友達の距離を縮める活動」であり、「表現は無限に」あり、「一つのことを一方向から見のではなく、様々な方向から見ることで色々な表現ができる。」ことにも気がつき、色々な物事の見方につながっている。これが、幼児教育現場で、「音楽を通して自分の気持ちを表現し、安定した気持ちできちんと自己を表現できるようになる」ことにつながっていることが確認できる。

このような、表現活動を通して、お互いを認めたり、新しい発見をすることは、特に幼児教育に携わる者には必要な能力ではないかと考えられる。

(2) 美術

美術領域における自分の技術については、壁面制作が苦手、描画指導がうまくできないことがあがっている。子どもへの指導面では缺の指導方法、いろいろな技法が何歳児に適しているかわからない、画用紙に小さな絵しか描けない子、特定の色しか使わない子への指導法が分からない、製作で一人で全ての子を教えるのが難しい。個人差があり、できない子を個人的に指導していると他の早くできてしまった子が飽きてしまう。展覧会用の飾りの方法、大きな共同製作の方法等があがっている。

これらは、幼児教育の現場で教諭が切実に感じた事項であると思われるが、大きく見ると描画等指導方法、具体的な壁面製作の方法、共同製作の方法等を知りたいという要望が大きいようである。まず、幼児は、当然技術面での個人差が大きく、造形活動に興味を示さない、飽きっぽい場合もある。ただ、全ての幼児の描画の発達段階は必ず同じパターンを経ていき、ここに時間的な個人差が生じることを知っておく必用がある。描画の発達段階については、大学の授業でも重要なテーマとして資料を用いて指導を行っているが、ここをしっかりと押さえておけば、現場でも、一人一人の幼児の現在の発達段階を理解した上でどこに問題があるかわかり、その対処法も分かるはずである。この意味で、大学での理解しやすい授業のあり方は検討されなくてはならない。

ここで、幼児の本質に立ち返りたい。本来健全に成長している幼児は、造形活動はたいてい好きである。嫌いになったり飽きたりしやすいのは、どこか保育自体、家庭での生活にその原因があるように思われる。外で遊ばないなどの、コンピュータゲームの弊害が叫ばれて久し

いが、やはり、幼児のうちに行っておかねばならない実体験、廃材や自然素材による造形遊びをしっかりと保育として実践しておくことが重要であろう。何故なら、造形遊びは、成果を比較して評価する必要はなく一人一人の幼児が伸び伸びと試行錯誤し自由に自己表現が可能な活動だからである。

壁面製作、共同製作の方法については、大学での授業のどこかに取り込んでおくことは検討したいと考える。本来、大学等で様々な造形課題をこなす経験を積んでおくと、それを応用して、また簡単な参考書があれば、大きな製作や共同製作のやり方も創造的に展開できるはずである。そのようなヒントを授業の中でも提供することを検討したい。

大学の授業で役立ったこととしては、様々な絵の技法、いろいろな素材や物を使った作る授業、様々な技法を体験したこと、自分で考えて製作することが多かったので考える力がつき、自由遊びの時、廃材等でおもちゃをつくる子どもたちにアドバイスができること等があがっている。特に授業では、思いつきでやらず、考える内容を課してきたので、一定の創造的な成果は上がってきていると思われる。

大学の授業でもっとこういう内容があればいいと思うことは、子どもの描画指導、子どもへの指導だけでなく壁面や作品展で使えるような作品づくり、大きな作品を協同でつくる張りぼてなど、行事や季節の製作等があがっている。幼児の描画の発達段階とその指導法の授業は行っているが更なる充実は重要であろう。その他の内容も幼児教育の現場では求められることも多いと思われるので、教材として取り入れることも検討したい。

造形教育では、幼児も大学生にとっても、様々な自然素材を中心とした造形素材を実際に扱う実体験が何より重要と考える。それらの実体験を通し、自らの創造的思考が培われることを切に願っている。(渋谷寿)

(3) 体育

体育の領域では、中間報告にもあるように、今回も同様「指導方法と展開」「教材研究」「安全教育」「子どものスキル」などの課題に分散されていた。その論点は、指導方法と展開が分からない、ということよりも、指導者自身が動作として表現出来ないことにある。子どもたちの視線として、視覚からの情報が無いために導入段階の楽しさが伝わらなく、運動効果が上がらない。ここに、多くの先生方が現場で苦悩している課題と言える。

今回のアンケートによる調査内容を・自分の技能面・子どもの指導面・大学の指導面で分類した。その全て

の指導方における共通点は、以下のようなことが考えられる。

- 1) 歩行動作と呼吸方法及び三半規管の関連性について。
- 2) 体幹（体の軸）について。
- 3) 股関節の稼動範囲を拡大することについて。
- 4) 棘上筋/棘下筋（肩甲骨）の回旋と前後左右運動について。
- 5) 各筋肉の働きと柔軟性について。
- 6) リズム感覚、特に8拍子について。
- 7) 成長期に関する生理学的理論について。

指導者が上記内容を実際に検証し、指導者自身が身体に記憶させることが課題解決と運動成果に大きく左右すると考える。また、指導力でもある、独創性、創造性に繋がる。私たち、大学の指導面としては、上記の内容を更に検討し、学生指導を充実させる必要があることを再確認した。

体育は、身体活動（大筋活動）を通しての教育である。運動要素としては、走る・跳ぶ・投げる、を基本動作とし、他にすべる・止まる・泳ぐ・転がる・ねじる・ける・受ける・交わす・リズム・バランスなどが考えられる。それらの運動に内在する大切な要因は、規則（ルール）・志気・道徳（モラル）・集団活動・人間関係・リーダーシップ、などが挙げられる。特に、体育の領域では、指導者と子どもとの人間関係、信頼関係が大切である。また、安全性の問題が必ず取り上げられる。施設設備の点検、管理、運営、食事の栄養のバランス、睡眠時間のとり方などを考慮することも求められる。

また、子どもは勿論、運動の危険度が増せば増すほど、精神は集中し安定する。小さな殻に閉じこもることなく、行動力、勇気、本能などの神経系に刺激を与えるようなダイナミックなカリキュラム計画を立案していきたいと考える。（荒井康夫）

5. 実技教科全般における問題や今後の課題

(1) 各教科の特徴

昨年度の調査で、小学校の専科教員に関する集計を行ったが、ここでもまず、外部講師の状況について、各教科（分野）ごとに示す。

アンケートに現れた外部講師の有無については以下のようなになる。

- ・音楽：外部講師がいる…8園
- ・美術：外部講師がいる…3園
- ・体育：外部講師がいる…15園

小学校では、専科教員が多いのは音楽科であったが、幼稚園では、専科というより、課外活動での外部講師が多いことがわかった。科目別では、体育が一番多く、ついで音楽、そして、英語が入っている。アンケートの「困っていること」で体育では「専科教員がいるので、特に困っていない」という回答があったが、この実情を反映しているものである。専科教員が不在であった小学校とは大きな違いである。

全般的に、技能面では求められるレベルが小学校のそれに比べてそんなに高くないので、自分自身の技能がついていかないという回答は少なかった。特に体育では、小学校の場合、模範演技をしなければならないので、高学年の内容ができないという回答が見られたが、今回はそういった回答はなかった。

(2) 実技教科の共通課題

昨年度の調査における、大学の授業での実技3教科に共通する課題は、子どもたちの現状に即した具体的指導方法を身につけさせる方向を重視しながら、基礎的な技術・技能もしっかりと身につける授業内容を展開することであったが、今回の幼稚園教諭に対する調査でも同様のことがいえる。

ただ、昨年度と大きく相違しているのは、小学校は公立が多く、今回調査した幼稚園はそのほとんどが私立だということである。本学の卒業生が就職するのは、公立より私立の幼稚園が多いので、そういう結果が出たと思われる。

その為、昨年度の課題の一つであった、「本来幼児期の発達段階で表れる行動が小学校低学年では見受けられるケースが多くなっている」という子どもの発達についての問題は今回はそんなに見受けられなかった。この理由としては、前項でも述べたが、私立の入園時に、ある程度選抜が行われている現状が考えられる。

こうした発達面については、昨年度にも述べたが、むしろ小学校教員を養成するために、幼児の発達段階等を知り、実体験することが重要だと考えられる。

そして、幼児教育現場では、大学で学んだことを、現場の状況に合わせて、柔軟に対応する能力が必要であると考えられる。特に年間行事の多い幼稚園では、実技教科はその核ともなるもので、音楽・美術・体育がそれぞれ連携を保って緊密なつながりを持って、それらの行事を進めていくことが重要である。

実技教科は、「感性」に関する教科であり、とりわけ、その身体的特性が直接指導内容に影響する教科であるので、幼少期の子どもたちに大きな影響を与えるものであ

る。大学ではそうした実技教科の特性を踏まえながら、与えられたものを習得するだけに留まらず、それをもとに自ら応用し、現場に実情に合わせて変えていく力を身に付けることが望まれる。今後もこうしたことについての検証をさらに行っていきたい。

【謝辞】

本学は多くの卒業生が幼児教育現場で働き、今回このような調査ができたのも、卒業生の協力があったのお陰である。この本学の児童教育の伝統にのっとり、昨年度からの調査に協力してくださいました、卒業生の皆様に熱く御礼申し上げます。

注

1) 免許取得科目としては「音楽演習1」だけでもいいが、ほと

んどの学生は「音楽演習2」と2科目履修している。

2) 「幼児教育者養成における表現教育の一考察」本多峰・小林田鶴子、『学校音楽教育研究』、日本学校音楽教育実践学会紀要2010 Vol. 14、p. 187より

参考文献

「教員養成課程における実技教科指導内容の検証—小学校教育現場の卒業生からのフィードバックによる—」小林田鶴子、伊藤充子・佐地多美・渋谷寿・亀山有希・和井田節子、『総合科学研究』第5号、2010

「教員養成課程を持つ大学における音楽教育の一考察（その5）」、伊藤充子・小林田鶴子・佐地多美『名古屋女子大学研究紀要人文・社会編』第56号、名古屋女子大学、2010

「教員養成に期待する—音楽担当教員のアンケート結果から—」、平成22年度全日本音楽教育研究会大学部会配布資料、全日本音楽教育研究会大学部会、2010

実験を取り入れた参加型理科教育の推進に関する研究

市原千博・宇野民幸・吉川直志

1. 理科系一般教養科目のさみしい現実

日本人の理科離れが言われて久しい。小学生の理科の成績は、1995年には世界第2位だったものが、2003年3位、2007年4位と低下傾向が続いている（国際数学・理科教育調査：TIMSS）。また、「理科の勉強は楽しい」と思う生徒の割合は、回答中19%と、世界平均の44%を大幅に下回っている（同）。このような傾向が技術立国を任じる日本にとってきわめて深刻であることは言うまでもない。本学にきた学生も、科学に興味を持っている者はそれほど多くないのであろう。

申請者（市原）は、幼い頃から身の回りに起こるいろいろなことがおもしろく、中学時代の自転車いじりに始まる機械ものへの興味と相まって半生を自然科学とともに歩むことになった。その経験から言えば、科学は本来無条件におもしろいものであることを確信している。ただし実際に触れてみなくてはなおもしろさが実感できないということも事実である。

本学では家政学部の一般教養として「生活の物理」が開講されている。一般教養という位置づけから、あまり期待せずに卒業要件を満たすだけの科目と見られていることは容易に想像できる。実際、かつての授業評価をみれば学生の期待のなさが如実に表れていると感じざるを得ない。

表-1 かつての授業評価の一例
19・20年度の平均（回収数37/24名）

| 質問項目 | 評価値 (肯定的評価のパーセンテージ) |
|--------------------|------------------------|
| 授業の内容は分かりやすいものでしたか | 48 |
| 授業内容に興味や関心が持てましたか | 43 |
| 授業を総合的に見た時の満足度 | 45 |
| この授業にまじめに取り組みましたか | 62 |

2. 「生活の物理」でめざしたこと・行ったこと

本プロジェクトの実践以前、21年度から「生活の物理」を前任者より引き継いだ。当時のこの科目については上に述べたとおりであり、せっかく受講してもただただ眠

気と闘いつつ（早々と闘争を放棄する者もあるが）時間を過ごすだけでは、二度と帰らない貴重な時間の無駄という他はない。何より申請者としては、物理や科学の面白さを実感することなしに大学を終えさせることが残念でたまらない。何としても物理や科学の面白さを伝える授業を展開したいと考えた。そのためには講義形式で行われてきた授業から、できるだけ学生に実験を自ら行ってもらい、可能な限り参加型の授業にすることを第一義的な目標にした。

「生活の物理」としてはこれまで3年度にわたって表-2に示すような実験を用意した。

(1) いくつかの実験の概要

ほとんどの実験は申請者が行ったが、いくつかの実験は学生自身に行わせた。最初の実験は、不思議な現象への誘いとして、全員にゴム風船を使った実験（表-2 実験番号1）を行わせた。ゴム風船を皮膚につけて急激に伸ばすと温度が高くなり、逆に縮めれば温度が低下することを体感してもらい、身近な現象の中から原因や理由を見いだすことが科学のアプローチであることを理解してもらえたと思う。

トーキングテープを使った実験（表-2 実験番号10）も全員に行わせたが、ただの赤いひもから人の声が聞こえてくるのが大変に不思議であったようで、きわめて好評であった。

合力と分力について、バネばかりを使って実験（表-2 実験番号5）を行ってもらったが、意図したような測定にならず、現象から法則を演繹することにはならなかった。正確な実験をさせるには、それなりの準備と体制が必要であることが分かった。このことは、銅板とアルミフォイルを使ったボルタの電池のようなものの実験（表-2 実験番号12）でも同様であった。申請者が行ったと同じ手順で実験を行っても大きく結果が異なるグループが多く、期待通りの結果がなかなか得られなかった。

毎回授業の最後にアンケートを実施して感想を述べてもらったが、どこまで理解できたかは別として、物理の実験にほとんど初めて触れて興味を持ってくれたことは

表-2 行った実験

実験単位の欄で「提示」とは、申請者が行い学生に見せた実験を意味する。

| 実験番号 | 実験内容 | 備考 | 実験単位 |
|------|----------------------|----------------------------------|-------|
| 1 | ゴム風船の温度が変わる不思議体験 | 科学へのいざない | 全員 |
| 2 | おもりの重さを変えずにしつけ糸を切る | 力学の基本 | グループ毎 |
| 3 | バネばかりを引張り合って作用反作用 | 力学の第2法則 | グループ毎 |
| 4 | 扇風機の反作用 | 飛行機の推進力 | 提示 |
| 5 | 合力・分力 | 角度-力の関係を Excel で解析 | 全員 |
| 6 | 大気圧で1斗缶つぶし | ボイル=シャルルの法則を合わせて理解 | 提示 |
| 7 | 木綿針で銅板に穴を開ける | 力と圧力 | 提示 |
| 8 | ペットボトル・アルミ缶つぶし | 〃 | グループ毎 |
| 9 | 高温水蒸気（水は100°Cを越えるか？） | 物質の三態様 | 提示 |
| 10 | トーキングテープ | 音と波 | 全員 |
| 11 | 周波数と音の高さ | 低周波共振器からの波をオシロスコープで観察しながら音を聞いてみる | 提示 |
| 12 | ボルタの電池 | 10円玉と1円玉で | グループ毎 |



図-1 ゴム風船で温度の上昇・下降を体感

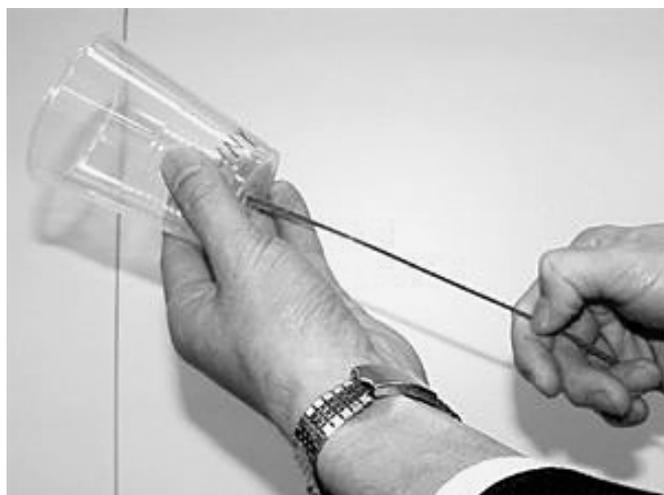


図-2 トーキングテープ

確かなことと思っている。

(2) 簡単な考察

「生活の物理」は、授業としては講義であるため人数も多く（約60名）、実験を受講者全員で行わせるには手が行き届かなかった。そのため、学生に実施させても測定が不適切であったり、微妙な調整ができなかったりなど結果に問題が生じ、教育的には好ましいことばかりでない。

人数が多い時に行わせる実験を選ぶことと、手順を明確にして、結果に問題が生じないように配慮して授業計画を立てることが必要である。

このような改善点はいくつか考えられるものの、21年度の授業評価では表-2のように学生の興味を引き、満足度を上げる点ではまずまずの成功を取ることができた。「自由記述」欄にも全員が「実験が楽しかった、おもしろかった」と回答しており、当初の意図は十分に伝わったと考えている。別に授業のつどとったアンケートでも実験の印象が強いことを示していた。もちろんこれが物理的な知識や考え方の習得に直結するものとはいえないが、理科系一般教養科目の目指す方向のひとつと考えてもよいのではないだろうか。

表-3 21年度の授業評価（回収数26名）

| 質問項目 | 評価値 (肯定的評価の パーセンテージ) |
|--------------------|----------------------------|
| 授業の内容は分かりやすいものでしたか | 100 |
| 授業内容に興味や関心が持てましたか | 100 |
| 授業を総合的に見た時の満足度 | 100 |
| この授業にまじめに取り組みましたか | 100 |

3. 「現代科学の様相」で行ったことと課題

23年度後期には文学部の「現代科学の様相」後半を担当した。この内容は以下の通りである。

1. はじめに…授業の概要
2. 地震と福島第一原子力発電所の事故
3. 音と波
4. じしゃくであそぼ
5. でんきであそぼ
6. でんきであそぼ（2）
7. 地球であそぼ？
8. 放射線ふたたび

人類史上かつてない規模の原子力事故が起きてしまったことを受けて、申請者のかつての専門分野でもあるのでこの関連の講義を二度にわたって行った。学生の関心も高く熱心に聞いている学生が目立った。これらの講義（および第7回目「地球であそぼ？」）はPowerPointで作成した資料を配付するとともに大型スクリーンにスライドを提示することで実施した。

他の4回の授業は、PowerPointでスライドを提示すること、教材を作成して配布することについては上記と同様であるが、できる限り実験を見せることを心がけた。問題はこの科目については受講者が約100名もあり、また、講義室の制約（コンピュータと大型スクリーンが使用できる部屋は机が固定されている）からも、グループに分かれた実験が実施できないという問題があった。

したがって、実験はほとんどが提示であった。大きな教室でちまちました実験を受講者が直接観察することは不可能であるため、実験をなるべく詳細に示すことができるようにビデオカメラをセットして片側のスクリーンで実験を、もう一方でPowePointを表示するようにした。

全員が行う実験もできる限り用意した。今回は「生活の物理」で行った「実験番号1」ゴム風船で温度変化を

体感、「実験番号10」トーキングテープに加えて、静電気および磁石について以下のようないくつかの実験（体験）を行わせた。

- ① PPひも（荷造り用）を割いて作った「浮遊体」を塩化ビニル棒で発生する静電気で浮かす（いわゆる電気くらげ）
- ② ネオジム磁石（世界最強の永久磁石）の磁力の体感
- ③ ネオジム磁石とアルミ箔で渦電流の実験
- ④ 市販の虫除け高電圧ラケット（「ナイス蚊っち」）で高電圧放電

最終日にアンケートをとったが、この中で「印象に残ったテーマ」を以下に示す。

- ・原子力発電所の事故・放射線の実験
- ・音（トーキングテープ）
- ・磁石
- ・静電気の実験（ナイス蚊っち）
- ・ゴム風船で温度が変わる実験
- ・超音波

他に

- ・先生がいろんな実験をしたり、私たちが参加できる授業を行ってくれたりしたことがとてもよかった
- ・先生がほんとに科学を好きなんだということが伝わってきました
- ・初めての電話を先生が作って見せてくれた。すごい。
- ・「“科学”をやっている!!」という感じがして楽しかった
- ・トーキングテープは大事にとってある。小さい子にやってあげたい
- ・原子力発電所の事故は自分でも考えていたので、考え方が整理できてとてもよかった。学びの多い授業だった。

など、肯定的な意見が多かった。しかし、多人数でグループ実験ができない条件下でなんとか工夫したものの、当初考えていたような実験をきっかけとして、定性的な理解、定量的な理解へと進む授業とはほど遠い状態であることは否めない。

4. 今後の課題

これまでの「生活の物理」および「現代科学の様相」の経験からは、受講者にできるだけ実験を行わせる参加

型の授業がこの分野への垣根を低くして、興味を持たせる点では大きな成果があったことが明らかになった。今後はさらに積極的な参加を増やしていくこと、体験の域を出ない所から、定性的・定量的な理解へ以下に進めていくかを検討する必要がある。そのための具体的な課題を以下にあげる。

- ・多数の受講者が満足できるような実験テーマの検討
 - ・多人数の講義形式で行えるか否かの検討
 - ・実施体制の検討（TAの配置など）
 - ・見せる実験と学生に実施させる実験との切り分け
- （文責 市原千博）

機関研究教育実践

幼児の才能開発に関する研究

遊びの中の学び I

伊藤規子・井上智賀・小菊永吏子・白木律子・関戸紀久子
皆川奈津美・森岡とき子・湯浅智子・渡邊和代

(幼児保育研究グループ)

1. ねらい

今年度は、学校教育の基礎となる幼稚園教育における「学び」について考える。その中で、幼児期の特性である、自分の中の感じ方、考え方を独自性と体験を通して学び吸収していくことを踏まえて、「遊びの中の学び」に焦点化して3年計画で研究を進める。

遊びの中の学びは、幼児の情動的な側面、認知的側面から見出すことができると考えられる。また、育まれる学びの芽は、知的な好奇心、問題を解決する力、環境と主体的に関わろうとする力などに密接に関連していることが予想される。さらにそれらを支えるものとして、環境の構成および教師の働きかけについて検討することが必要である。

初年度は、「学び」がどのように芽生え、育まれていくのかを、幼稚園での生活や遊びの中で、幼児の実態を読みとることを中心に取り組んでいく。さらに、そこから、「学びの芽」を育むための方策を探る端緒を見出すことを目的とする。

2. 方法

(1) 公開研究保育・研究会

①第1回研究会

日時：5月25日(水)

午後3時30分～午後4時30分

- ・研究計画について(屋内外のあそび)
- ・現時点でのクラスの遊びの実態、様子など紹介。
- ・園児の様子や研究への提案などの意見交換。

②第2回

日時：10月18日(火)

公開研究保育：午前9時～10時30分

【屋内外のあそび】

午後1時～午後1時30分

【屋外のあそび】

研究会：午後3時30分～午後4時30分

- ・研究経過について(屋内外のあそび～これまでの流れ～)
- ・保育実践について、各クラスの遊びの実態把握、抽出児の遊びの観察、反省と課題について発表。
- ・クラスの遊び、抽出児の様子について報告、今後の研究方向について提案、課題など意見交換。

③第3回

日時：2月28日(火)

公開研究保育：午前9時～10時30分

【屋内外のあそび】

午後1時～午後1時30分

【屋外のあそび】

研究会：午後3時30分～午後4時30分

- ・研究経過について(屋内外のあそび～これまでの流れ～)
- ・保育実践について、遊びの実態把握、各クラスのあそびの様子、一年の成長について発表。
- ・遊びの様子、一年の振り返り、今後の課題、研究への提案など、意見交換。

3. 結果と考察

実践記録から幼児の学びの実態を読みとった結果次のようにまとめることができた。

(1) 自然からの学び

①「虫取りを通して」(5歳児・5月)

5月頃より、園庭に出ると虫に興味のある子が虫取りに夢中になっていく。カップや箱を手にして、園庭のいたる所を探検していく。4月に「冒険山」も出来、そこにも登り、土や木の幹、葉の裏を丹念に探し回る。また、園庭の溝のふた、人工芝を持ち上げては中を覗き捕まえる。花壇の中に入り花々の根元をそっと分け入っては注意深く探して捕まえる。捕まえたものを虫かごに入

れたり、箱で作った手作り虫箱に入れたりしては大切にしていた。また、捕まえることだけが面白くて箱に入れたままにしている子もいた。こうした様子は虫に興味のある年中・少の子どもたちの心を動かし、年長児がやることを模倣し、同じような場所を探してみたり、葉のどこを見るとよいのか、そしてそれは何の虫なのかも年長児に教えてもらう姿が見られた。さらに、どんな容器に入れるとよいかも教えてもらっていた。このような毎日の中、捕まえに行く際は「どこにいるかな？」ということがまず、考えることである。すでにたくさん捕まえている子に場所を尋ねては、行ってみている。この状況を見て「どんな虫がどこにいるか？」を記入出来る「ふぞくようちえんまっぷ」を教師が作成したところ、子どもたちの中には面白がって園庭を歩き回って記入して行く子もいた。また、虫取りに夢中な子は記録している子にどんな虫がどこにいるかを教えていた。あまり虫に興味のない子も見つけた時には書き込むという行動が見られた。そのマップはクラスのドアの低い所に貼り、いつでも書き込めるようにしておいた。最初は集中してやっていたが、いつの間にか季節は変わり、しかし、子どもたちは気が付くと、そこに書き込んでいっていた。マップがあることで多くの子が心に留め、見かけた虫を互いに確認し合い記入することを楽しんでいった。

(参考)「冒険山」：園内のわずかなスペースではあるが、少しでも自然を感じられるように整備していた山である。(実のある木。遊びやすい草花。柔らかい土。斜面。手ごたえを感じる階段等配慮して整えた。)

〈考察とまとめ〉

虫の居場所を求める子どもたちの声をヒントにさきやかに用意したマップではあるが、虫や木の実に興味を持ち、場所に関心を持ち、園全体を見回す客観的視野に立って、四季を通じての自然の変化を実感的に受け取っていけるものになったと思われる。また、虫の取り方や生態の知識も年長の子から年少の子へと伝えていける良い交流の機会になっているとも思われる。他の教師が来るとマップを紹介したり、記入してあるのを見てそこに行こうとする子がいたり、クラス全体に興味を持続していることが感じられる。以上のことから、子どもたちが、より自主的に活動していける為に、自分たちからマップ作りが思い立てる様に子どもたちの興味の湧いて来る状況を良く観察し、時期を見逃さないように行われるよう配慮をしていきたい。

〈今後の課題〉

今回は子どもたちの姿から虫のマップを作るようになっていったのであるが、その中で以下の事が課題となってきた。虫探し、虫取りに注目し、その後、虫をどうしていくのか、取った事によりそれを各自の中にどう生かしていくのかが充分、検討されていなかった。よって、今後は、もう一歩進めて子どもの中に、より実感として残っていくような展開を日常の様子を見ながら考えていく必要があると思われる。方法として、捕まえた虫をそのままにしておいてよいのか、どうして行けばよいのかと言うことを話し合い、虫に命があるということを実感的に考えていけるように配慮すること。虫取り後、飼育につなげ、その生態を観察することにつなげること。虫のみではなく、植物、木の実などにも範囲を広げ興味を持てるようにすること。見つけた虫や植物の事を調べられる様に多様な種類の図鑑や本を細やかに整えておくこと等が考えられる。一つのマップからのスタートではあるが多様な自然に目が向けられて行くことがよく解った。これからも、子どもたちの様子を良く観察し自然からの学びを見逃さないように捉えていきたいと考える。

②冒険山のお餅屋さんごっこ(3歳児・10月)

冒険山で遊んでいた2～3人の子どもたちが地面に空いている穴を見つけ、スコップで深く掘ったり、中の砂をかき混ぜて砂場の砂とは違うさらさらの感触を楽しんでいた。そのうちに一人の子が水を持ってきて中の砂と混ぜたところ、とろとろとした感触になったため、それを「きなこもち」に見立て、スコップですくったり、へらで表面を平らに整えたりする遊びが始まった。近くにいた数人が合流し、さらに水や砂を追加しようということになり、それぞれで水や砂を混ぜたことによる感触の変化を確かめたり、「もっととろとろになった」など、感想を口々に言い合う姿が見られた。水や砂を追加して混ぜること自体を楽しみたい子と、自分の好みのお餅の感触を目指す子との間で、「もっと水を入れる」「もういい」と口論になる場面もあったが、手で形を作ったり、模様をつけるのにちょうどよい硬さになったことから、しばらくして水や砂を追加することは終わりになった。

次に、一人の子が手のひらでおだんごを作るように丸め、砂をかけて固めてお皿に載せたり穴の周りに並べたりしたことから「お餅屋さん」ごっこが始まり、さらに近くにいる子も加わり、そばにある小石や落ち葉などを載せて友だちとは違うアレンジを加えたりすることで遊びがさらに盛り上がっていった。また、引き続き穴の中をスコップでかき混ぜていた子たちも、周りの子に影響

を受け、穴の中の大きなお餅にへらで模様をつけたり、同様に小石や落ち葉で飾り付けをする様子も見られた。好みのお餅が出来上がると、教師や友だちに、「お餅です。食べますか？」と聞いたり、「これはチョコレートが付いています。」など、種類を説明しようとする姿があった。

お餅屋さんを楽しんだ後、乾いて水分がなくなり固まった砂を見て、「何かのタマゴかもしれない」「握るとつぶれるよ」などと感触の違うものを発見したことを友だち同士で伝え合う姿も見られた。

〈考察とまとめ〉

砂場での砂遊びは入園当初から行っていたものの、幼稚園生活に慣れるに従って行動範囲が広がり、冒険山に登り遊ぶ姿が多く見られるようになっていった。初めは斜面を登り下りすることを楽しんでいて、徐々に周りに目が向いて行って、地面に空いている穴を見つけ、それを遊びに取り入れていったものと思われる。よく遊んでいる砂場の砂との感触の違いも遊びが盛り上がった要因であると考えられる。

また、最初に一人の子がスコップやへらで触れていた砂と水を混ぜたものを手に取り、丸め始めたのを見て、一緒にいた子も同じようにやり始めたことから、複数で遊ぶことで友だちに刺激を受け、さらに遊びが盛り上がっていったものと思われる。

これらのことから、冒険山での遊びを通し、水と砂をどれくらい混ぜ合わせるとどのような感触になるかということを通して学んだり、意見の食い違いを友だちとのやりとりで解決していったことから、言葉の深まりにつながっていったと考える。

〈今後の課題〉

今回のお餅屋さんごっこは自由な遊びの時間に自然発生的に始まったものであるが、それにはこれまで砂場での泥んこ遊びやボディペインティングを経験し、いろいろな感触を味わってきたため、新たなものへの興味が高まり、触れてみようという気持ちが起こってきたからだと考える。そのため、感受性が強く、多くのことを吸収する3歳児の時期にこそ友だちと関わりを多く持ち、様々なものに触れ、実体験を大切にしていきたい。

（2）創造活動からの学び

①和久積み木のおそびを通して（5歳児・2月）

クラスの活動で和久積み木を経験したことで室内遊びの中でドミノを使い、同じように積み木を組み合わせる遊びが見られた。しかし、和久積み木とドミノの大きさの違いや限りある数のせいで子どもたちが表現しようとしていることが十分に発揮できていないことに教師

が気づいた。そのため、保育室に和久積み木を設定することで初めは経験してきた内容をそのまま保育室で表現する様子が見られた。また、教師だけの考えや思いで積み木を選ぶのではなく、子どもたちの声を聞きながら大きさや形を選んで運ぶようにした。そうすることで、子どもたち自身の作りたいものがイメージしやすく、期待をもって遊ぶことができていた。

今までの活動経験を生かし初めは1グループが積み木5箱分（約320個）を使用できるよう設定したが興味をもつ子が多く、積み木の数と表現するのに必要な数とが異なりそれぞれのグループが自分たちの遊びたいものを十分に表現することができていないように感じた。それからは、子どもたちの様子や遊び方に合わせて積み木を8箱、10箱、12箱と数を調節することで各グループごとイメージするものを十分に表現したり、遊びを楽しむ様子が見られるようになった。また、箱の数が増えていくことで、子どもたち同士で相談しそれぞれのグループが納得いくよう積み木を分け合うこともできていた。

仲良しグループや共通のイメージを持つグループなど、いくつかのグループに分かれて遊ぶ。同じ積み木を使ってもイメージするものはそれぞれ異なり、高く積み上げていくスリルを楽しむ様子、恐竜や魚などの生き物をいろいろな形の積み木を組み合わせる様子、また自分たちの世界を広げ、ごっこ遊ぶを加えて遊ぶ様子などが見られた。高く積み上げていくグループでは、様々な形を工夫して組み合わせたり、倒れないようにバランスをとりながら細かに積み木の位置を調整していくなどの様子が見られた。生き物を表現するグループでは、積み木の大きさで体の部位を上手く表現したり、積み木をずらして置くことで手やしっぽが動くようにする工夫も見られた。ごっこ遊びのグループは、友だちとイメージを共有し、和久積み木とドミノを組み合わせ思い描くものを立体的に表現することを楽しむ様子が見られた。

〈使用した和久積み木について〉

幼稚園の創始者フレーベルの恩物を発展し、和久洋三氏が考案。30mm 基尺と45mm 基尺でできている積み木と、立方体を基本とした対角や水平、垂直に二等分、四等分に分解した部分を組み合わせで作った7種の形による60mm 基尺の積み木。

〈考察とまとめ〉

年長組になり特に保育中、また自宅で経験したことを遊びに生かして楽しむ様子が見られるようになり、すでにある環境では物足りなかったり、工夫が必要であることが感じられた。今回の積み木遊びでは、クラスの活動

で行った集団積み木遊びの経験が楽しく、自由遊びの際にもやりたいという子どもたちの思いがドミノを工夫しながら遊ぶという様子として伝わってきた。そのため、子どもたちと和久積み木の大きさや形を選び、保育室に設定することで表現に限界があった遊びを自分たちの思い通りにダイナミックに遊ぶ姿へと変わっていった。またその都度、子どもの表現したいものに必要な積み木の数を調節していくことで、どのグループの子どもたちも十分に遊びきる姿が見られるようになったと感じる。積み木の扱い方が慣れてきたり、友だち同士で考えて積み木を分け合うことができるようになってからは、教師が環境を設定したり、数を調節しなくても子どもたち同士で楽しく遊べる様子が見られるようになった。

今回の和久積み木での遊びでは、自分たちが表現したいことを工夫しながら組み立てていくことから始まり、積み木を割り当てるという数の概念、倒れないよう細かな調整をしていくバランス感覚、そして教師の援助や助言がなくても子どもたち同士でお互いに見合い、刺激し合うというコミュニケーション能力など様々な観点からの学びを得ることができていると考えられる。

〈今後の課題〉

この事例から、創造活動の遊びの中には、数の概念、バランス感覚、コミュニケーション能力など様々な観点からの学びを得ることができたことが分かった。しかし、子どもたちだけでこの学びを得ることができたと考え、そうではない。子どもたちが持つ力と、教師が子どもの姿に気づき環境を整えていくという両者があってこそその学びであると考え。また、今回は5歳児が経験からどのようなことを学び得るかを知ることができたが、今後は3歳児、4歳児など成長に合わせて知育玩具を取り入れ、子どもたちが常に発信してくることに對して教師が敏感に気づき、環境を整えていくことが大切であると考える。

（3）異年齢児からの学び

①お店屋さんごっこ（4歳児・10月）

10月初旬ごろ、年長児のあいだで自分たちで作った作品を品物に見立てお店屋さんごっこをする遊びが見られ始めた。すみれ組の部屋にも年長児が作ったカップケーキを、出張販売にやってきた。それをもらったことがきっかけで、「どうやって作ったんだろう?」「私たちも作って売ってみたい!」という意見が上がった。そこで、教師も一緒に考え材料を用意し、真似をして作ってみることにした。この日から、継続して遊びの時間にカップケーキ作りをする姿が見られるようになり、徐々に『真

似して作る』からそこに自分の工夫を加え『考えて作る』に変わっていった。さらに、遊びが発展していけばという教師の思いもあり、緩衝材など、色々な素材を用意しておくことにした。そうしたところ、今度は寿司やハンバーガー、ポテト、アイスクリーム、たこ焼き、ジュースなどさまざまな品物を作る姿が見られるようになった。特にハンバーガーとポテトはテレビで工場の裏側を見せる番組を見た子が数名おり、イメージを共有しながらそれを作品に生かしていた。品物作りがひと段落すると、「メニュー表や看板もいるんじゃない?」と作り出す子が増えていった。字を書いて本物のように仕上げたいという気持ちが強いものの、まだしっかりと字を書けないため様子に合わせて教師が援助していった。準備がだんだん整っていき、10月下旬、保育室にお店屋さんのように品物を並べ、年少児を部屋に招待しお店屋さんごっこに発展していった。

〈考察とまとめ〉

年長児の遊びが刺激となり、まずは真似をして作ってみることから始まったお店屋さんごっこであったが、その中でどのように作ってあるか仕組みを考えたり、それを自分で実際にやってみたりすることで自分のものにし、さらにそこへ自分で考えたことに工夫を加えるなど、学びの多い遊びであった。また、イメージを共有する一つ的手段として今回テレビ番組を視聴した経験も大きかったと思われる。自分たちがテレビで見たこと、驚いたこと、知ったことを何とか形にしてみようと試行錯誤する姿から、視覚的に学ぶことの大切さも感じられた。メニュー表作りでは、今まで文字に興味や関心が無かった子も、書いてみたいと思うきっかけになり、その後も字に対する興味がさらに深まっていった。このようにこの事例で、一つの遊びの中にも色々な学びがあることを再確認し、それを教師が見逃さず、状況に応じて環境を整えたり、援助したりすることが大切だと考える。

〈今後の課題〉

20~22年度、異年齢児同士の関わりの中での学び合いについて研究をし、その重要性についてこれまでも認識してきた。その中で、園全体で園外に出かけたり、特に3歳児と5歳児、3歳児と4歳児の関わりを主に多く設けてきたりしたが、4歳児と5歳児の関わりはあまり多くは設けていなかった。しかし、今回の事例を通して、4歳児にとって同年齢の子ども同士で受ける刺激に比べ、憧れや興味関心を発信してくれる存在となる年長者である5歳児から受ける刺激が大変大きいということが改めてわかった。今後は、こういったことを教師が理

解した上で、お互いが育ち合える時期を見計らい、さらに関わりを深めていけるような場を設けることを意識していきたい。

(4) ごっこ遊びからの学び

①家族ごっこ(4歳児・2月)

室内遊びの時間、1ヶ月間家族ごっこをしていた数名の女児たちが、男児がブロック遊びで広く保育室を使うようになってからは、家族ごっこをすることなく飛び出すカード作りやアクセサリー作りなどの製作遊びを楽しむようになった。

そこで教師が、敷物を敷いたり、テーブルを用意したりしておいたところ、「わー、もうおうちができてる!!」と登園しそれに気付いたK児がさっそく食べ物を並べるなど、家族ごっこの準備をはじめ、女児数名でこれまでのような家族ごっこが始まった。次に、教師が大きなダンボール箱を「ピンポン。宅急便です。お風呂はいかかですか?」と言って持っていったところ、「は〜い!! います〜!!」とその場にいる全員が興味を示し、お風呂として敷物の横に設置し遊び始めた。その後、「お母さん」役のK児がおもちゃの空き箱を洗濯機に見立てスカートなどを洗濯しては、「お姉ちゃん」役の女児が棚に干したり、空き箱を食器洗濯機に見立てて「食洗機にかけといて」とやりとりしたりするなどより具体的な遊びが展開されるようになった。

またダンボールの他に、古紙を利用してつくった小さなノートを製作コーナーに置いておいた。すると、それに気付いたK児がお姉ちゃんの勉強用にと、机とイスを移動し家にくっつけたため、「お姉ちゃん」役の女児が鉛筆や消しゴムを持って遊び始めた。

その後お姉ちゃんたちの勉強が終わると、次は夜のパーティー用に机をもう一つつなげ、食べ物を準備して、十数名でのパーティーが始まった。

〈考察とまとめ〉

続いていた家族ごっこが中断してしまった時に、教師が家族ごっこをさらに深め継続してほしいという願いを持って、あえて家族ごっこの場所を広めに設定したところ、今回のような遊びが展開された。そこから、自分からはどう遊び始めたらよいかわからない女児たちも環境が整っていることがきっかけとなり遊び始めやすいのだと感じる事ができた。また教師がお風呂やノートを用意したことで、よりイメージが広がるきっかけとなり、子どもたちからの経験に基づくアイデアを引き出すこともできたように思う。そして、今回教師が用意したのはお風呂とノートだけであったが、その後子どもたちは自

分たちで工夫し身近にあるものを様々なものに見立てて遊びを繰り広げていった。机なども子どもたち自身で動かせる状態にしておくことで、工夫の幅も広がったように思う。

またこの事例で遊びがどんどん展開されていったのは、K児の存在が大きかったように思われる。今回の場合、K児が「お母さん」役、他児は「お姉ちゃん」役や「お手伝いお姉ちゃん」役をやる事が決まっていた。家族ごっこの場合、言い出した者が一番に好きな役を選べるというのが、子どもたちの中で自然と決められたルールである。それでも、役を巡ってトラブルになってしまうことも少なくない。しかし、他の役の女児たちから不平、不満が出ずに、遊びがどんどん展開されていくのは、K児の発するイメージを他児も共有することができ、かつそれがとても魅力的で、表現しやすいものであるからこそだと思われる。また、「お手伝いお姉ちゃん」役をつくることで、「お母さん」役にはなれない子もお母さんと同じように料理や洗濯などすることができ、その中でK児も周りの女児に「お姉ちゃんは洗濯手伝って」「宿題をやりなさい」など自然と仕事を割り振ることで、どの女児もそれぞれの役になりきって遊ぶことができていたのだとわかった。

このように家族ごっこを楽しむ子どもたちの様子から、家庭での経験や学びが大きく反映されること、役になりきってのやりとりの中で互いに刺激し合い、言葉やコミュニケーション能力を高め、学んでいるということを感じ取ることができた。

〈今後の課題〉

今回は教師が一方的に「お風呂」「ノート」と決めて材料を提供したことで、遊びのきっかけとなり、発展していく様子が見られた。もしもっと早い時期に、そのような環境を提供することができていたなら、今回は子どもたちからの発想を形にするという展開が見られたかもしれない。その時期の子どもの実態を把握した上で環境を構成していくこと、すべてを教師が決め導くのではなく子どもたちの発想を大切にすることを心がけて今後の研究を進めていきたい。そして、今後も子どもたちが役決めの場面でどのように設定し、譲り合い、学んでいくのかを見ていきたいと考える。

また今回、家庭での経験を家族ごっこの中で表現することで、それぞれが日常生活の中から獲得している知識に興味を持ち、共有し、その中で様々なことを学んでいるということがわかってきた。今後の課題として、引き続きごっこ遊びの中から子どもたちが何を感じ、学びと

っているのか注目していきたいと考える。

②お店屋さんごっこ（3歳児）

1年間を通してお店屋さんごっこをする子どもたちの姿が見られた。

入園当初は遊び始めやすいように、教師が教室の遊びの環境設定を行い、ままごとのコーナーを設置していた（キッチン、テーブル、ウレタン積み木の椅子、ぬいぐるみ、エプロン、スカート、布、食べ物、フライパン、皿、鍋など）。あらかじめ設定してあるコーナー遊びとして、子どもが個々で気になるおもちゃを使ったり身につけたりして遊ぶ姿が見られた。

園生活に慣れ、友だち関係が少しずつできてきてから、友だちと一緒に会話をしながらままごとを行うようになっていった。

仲の良い友だちとの関係が深まっていくなかで、友だちとイメージを共有してレストランごっこを行う姿が見られるようになっていった。会話があり、役割分担もある（作る人、客）。「○○お願いします」「おまたせしました」など、話し方も役割に合わせた表現を楽しんでいる姿が見られた。また、遊びが広がっていく中で、ウレタン積み木を使って囲いを作ったり、ブロックを食べ物に見立てたりということもK児が行う姿が見られるようになっていった。K児は、ごっこ遊びの中でイメージを膨らませて、「これはここに使う」「これは○○だよ」と物の見立てを行ったり遊ぶ場所を作ったりしていた。また教師のほうでコック帽、メニュー、ベルを用意することも行った。それを見て、子どもたちが真似てそれらの小道具を自分で作る姿も見られた。また、園庭でも冒険とりでの下やジムエース、木の家の中などで、コーヒー屋さん、団子屋さん、ケーキ屋さんなど様々なごっこ遊びを展開していく様子も見られた。

生活発表会ではレストランの話を行った。練習を行い始めてから、そして発表会終了後も、発表会の衣装をつけ、小道具を持って、発表会で歌った歌を歌いながらレストランごっこを朝の自由遊びの時間にも行う姿が見られた。

〈考察とまとめ〉

入園当初は、並行遊びだったままごとから始まったごっこ遊びであるが、友だちや教師と関わりが増えるなかで、遊びを通して、同じ役割を行うことでさらに親しみを深めているようであった。

また、ごっこ遊びのなかで、お店の人・客・親・子どもなど、それぞれの役割を演じる教師や友だちの口調から、それを真似て自分も発するというように、新たな言

葉や言い回しを学んでいた子どもたちの姿が見られた。

遊びの中では、イメージを膨らませて遊びを発展させていくK児が中心となり、ごっこ遊びを行う姿が見られるようになっていった。K児は、どの配置でどのおもちゃを使うかを率先して考え、あるものを様々なものに見立てていくので、その姿に他児も、おもしろさや魅力を感じて、その姿を真似たり、遊びが盛り上がっていったりしたように感じられる。ごっこ遊びが行われる際に、教師が子どもに誘われ遊びに入ることもあったが、教師自身がどのように遊びが行われているのかを知りたいという思いから、仲間に加わることもあった。その中で、より楽しく遊びが行われるようにというねらいから、小道具の提供を行うことがあった。その後、模倣をして小道具を作る子どもの姿が見られることもあった。子どものなかで、ごっこ遊びにそのようなものを取り入れるという選択肢が生まれたということが考えられる。

このように、1年間ずっと親しんできたため、子どもたちが楽しく参加していけるであろうという思いから、ごっこ遊びを発表会のテーマとして取り入れた。約1か月にわたり、発表会の練習にも取り組んでいったため、自然に発表会の内容も遊びの中に反映されていったと思われる。発表会後も、発表中に歌った歌を口ずさんだり、衣装を身につけたりしてごっこ遊びを行うなど、余韻を楽しむ様子が見られたが、発表会で行った表現が、新たにごっこ遊びに加わったと考えられる。友だちの新しい遊び方の発想や、教師の環境設定によって、刺激を受けて、遊び方や使う道具、場所など、さらにごっこ遊びが展開していく様子が見られたように感じる。

以上のことより、ごっこ遊びを通して、遊びながら周りの人と親しみを深め、関係を築くという人間関係的な学び、会話からの言語的な学び、そして友だちや教師の行うことを模倣することで、それを自分自身の新たな遊びにしていくという表現力の深まりがあったのではないかと考えられる。

〈今後の課題〉

年少児ということもあって、始めのころは特に、遊びが展開していくように、ごっこ遊びのコーナーを環境設定したり、教師が遊びのなかに入って声掛けを行ったりするように、教師の物的または人的環境設定が多かったといえる。そしてそれらが子どもたちの遊びへ与える影響も強かったと感じられる。子どもたちの遊びに対してのイメージが膨らむように、子どもたち同士の関わりがより豊かなものとなるように、子どもたちの様子に応じたさらなる物的・人的環境設定を考えていく。そして、

それが子どもたちの発想力・想像力を遮ることのないものとなるように配慮していくことが今後の課題であると考える。

(5) 運動あそびからの学び

①なわとび遊びを通して(3歳児・10月以降～)

1学期より4、5歳児の子どもたちが戸外遊びで長なわとびを楽しんでいた。10月頃より3歳児も長なわとびの列に並び、興味を示す子が出てきた。教師がなわをまわし、リズムに合わせてジャンプすることを助言すると数名の女児はタイミングが合い、すぐに数回跳ぶことができた。しかしある女児は励ましながらタイミングが取れるよう援助するが2回うまくいかないと涙目になり、「できないからやめる」と言う。跳びやすい、へびジャンプを行い、両足でのジャンプが上手にできていることを伝え、友だちからも「〇〇ちゃん、すごいね」と認めてもらおうと、自分からもう一回やってみると言い、1回跳べたことをとても喜んでいて。また、そばでは気の合う二人の女児が近くで友だちが跳んでいる様子を伺っていたので誘うと、二人一緒だったことで安心して挑戦をすることができた。二人とも、上手くタイミングをとることはできないが、嬉しそうに長なわとびを楽しんでいた。

その後も数名の女児が誘い合って長なわとびをする姿を見て自分から参加したり、担任を誘いに来たりする子が徐々に増えていった。また、なわとびだけでなく、鉄棒では補助台を使って逆上がりに挑戦したり、うんていにも積極的に取り組む子が増え、1学期は、あまり体を動かして遊ぶことがなかった子の参加も見られた。

そこで、クラスの多くの子が運動遊びに興味を示していることを考慮し、中でも、一番取り組まれているなわとびを、みんなで取り組んだ。中には初めて長なわとびを行った子もいた。両足をそろえてのジャンプが苦手だが、へびジャンプを一生懸命に跳ぼうとしている姿に、自然にジャンプに合わせて「がんばれ、がんばれ」と友だちに応援してもらうことで、楽しんで跳ぶ様子が見られた。また、もう1回やりたいという声も多く聞かれた。この活動をきっかけに自由遊びの中でも多くの子が長なわとびに取り組むようになった。

3学期より5歳児はクラス全員で短なわとびを取り組む時間をもうけ、短なわとびに挑戦する姿がよく見られるようになる。その後3歳児も個人用の短なわとびを持ち、外遊びに出かける子が多くなり、友だちと前回し跳びに挑戦したり、5歳児と一緒に跳び方を見せる様子も見られた。前回し跳びができるようになると駆け足とび

や、後ろとびなど違う跳び方にもチャレンジしていた。
(考察とまとめ)

長なわとびへの興味のきっかけは、すでに遊んでいた年長、年中児の様子から刺激を受けたと思われる。跳べる楽しさを味わってもらいたいという教師の願いから、個々に合った跳び方などできることから援助をしていった。しかし、上手いできない子に対して、教師の励ましだけでなく、友だちからの応援があって、再び意欲を持つことができたと考えられる。

また、長なわとびで感じた跳べるようになる楽しさや、できなかったことが練習を重ね、できるようになった自信が、うんていや鉄棒など、少し難しいことにも挑戦することにつながっていった。この頃には友だちと誘い合って、運動遊びに向かう様子が見られ、クラスの友だちからの刺激や、一緒に楽しむことで自分なりの目標を持ち頑張る気持ちが持続したのではないかと考えられる。

クラスみんなで長なわとびに取り組んだことは、自由遊びの中では好きな遊びが固定して経験のなかった子に取り組むことで、長なわとびの楽しさを感じ、自由遊びの中でもやってみる子が見られた。また、上手に跳べる子に対しては拍手をしたり、一生懸命頑張っている友だちを思いやったり、認めたりする気持ちが育っていることが伺えた。

短なわとびは運動会後、初めて導入し、学年集会で扱い方や約束事を知らせていった。その直後は、なわとびを持ち出して電車にしたり、ごっこ遊びで使う様子も見られたが、教師から特に働きかけることがないと、跳んで楽しむ子はほとんど見られなかった。しかし、3学期に入り、短なわとびに挑戦する子が多く見られるようになったのは、年長児がクラス全員で短なわとびに取り組むことに刺激を受けたものと思われる。これは入園当初から異年齢と交流を持ち、互いに憧れの気持ちや年少児を思いやる気持ちが大きかったのではないかと考えられる。

なわとびを通じて、自分もやってみようとする意欲、跳べるように練習を継続していく力、友だちを思いやる心の育ちなど、さまざまなことを学び、運動能力の獲得につながっていったと考えられる。

(今後の課題)

この事例からは、興味を持つきっかけとして友だちからの刺激を大いに受けていることが分かった。特に園庭では、他学年の子どもたちと空間を共にしているため、異年齢の子どもたちから刺激を受けることも多い。教師は子どもたちの興味、関心を見逃さず、楽しさを感じら

れるような援助が必要である。子どもたちから出てくる励ましや思いやりを教師が仲立ちしながら伝えていき、友達とのかかわりも大切にしていきたい。

そして、今後は、興味を持ったことを継続させるための環境をより整え、教師が意図的に援助しながら、子どもたちが自分なりの目標を持つことや、意欲の育ちにつなげていくことが大切であると考えます。

4. まとめと今後の課題

今年度は、研究への取り組みの初年度として、「遊びの中の学び」が、どのように芽生え、育まれていくか、その実態を読み取ることを中心に取り組んできた。幼稚園の生活そのものである遊びは、その特徴から、「楽しく遊んでいるかどうか」に焦点が置かれ捉えがちである。その中で、子どもたちがいかに多くの学びをしているかは、遊びそのものを見守る教師側の捉え方によるところが大きい。

今年度、一年間の子どもの遊びを継続的に観察し、その中で、大きく5つの視点に焦点をあて「遊びからの学び」を捉える事ができた。①自然からの学び、②創造活動からの学び、③異年齢との遊びを通しての学び、④ごっこ遊びからの学び、⑤運動あそびからの学びである。

子どもは、実体験を通した遊びの中で様々なものを吸収していく。自然との関わりの中で発見した虫の生態・特徴。単純に虫を見つけることから始まった遊びが、捕まえる喜びを経て、生き物への探究心や自然への客観的視野へと結びついていく。そこには、友だちとの共通の体験が互いに関わり影響しあい、さらに、教師側の準備した環境が刺激となり遊びが発展していく姿が見られている。また、砂や水の感触とその特性を自らの手や目などを使って感じ取った遊びは、遊ぶ中で偶然発見したことが子どもの興味を広げ、様々な取り組みへと繋がっていく。知識ではなく、実体験の中で、感覚的に感じ、学んでいる子どもたちの姿として、捉えることができる。年齢の低い幼児にとって、自分の五感を使って物事を見に行くことは、大変重要である。特に、自然の中での遊

びにおいては、五感で物事を感じ、そこから喜びや発見を見出すことが、その後の成長の土台となるべきものであると考える。

創造活動としての学びでは、積み木を媒体とした遊びの中で、数の概念を始め、バランス感覚、友だちとのコミュニケーション能力の育ちとして捉える事ができた。形として出来上がったものを組み立てる。さらに想像力を広げ、友だちと様々な意見を出し合いそれぞれの考えを調整していく力。同じ目的を持った仲間としての関わりの中からこそ芽生えた学びと考える。

異年齢との遊び、また、ごっこ遊びでは、遊びの中で、憧れや仲間としての関わりから芽生えた多くの育ちを確認する事ができた。互いの存在から多くの刺激を受け、そこから遊びの発展に繋がること。それぞれの持つ知識や世界から、さらに未知の世界の発見に繋がることなど、その影響力は、大きい。そのことは、運動遊びにおいても言うことができる。年齢の低い子どもたちにとって、年長者が運動遊びへ取り組む姿は、憧れと意欲の抱きに繋がる。模倣からスタートし、自分なりの目標を持って挑戦継続することで、さらに自信となり、次への目標へと発展していく。その関わりこそが子どもたちの影響力であると言える。

今年度は、遊びの中の学びとして、様々な具体的遊びを捉え、その実態を継続的に観察し、そこからの学びについて検討してきた。様々な遊びの中で、環境として配慮すべき課題なども明らかになった。子どもの遊びを理解していく上で共通して言えることは、遊びの中の実体験こそが、大きな意味を持つこと、そこからの学びこそが、子どもの成長の中で土台となるべきものを生み出すことができるということである。今後は、継続して、子どもを取り巻く環境としての教師の役割を含め、環境作りを工夫検討すること。また、遊びに対する教師の捉え方を振り返り、遊びの中で、子どもたちが何を学んでいるのかを意識して見守る事を考えていきたい。さらに、今年度は、5つの遊びに分類したが、さらに遊びの幅を広げ、その育ちについても検討していきたい。

中学生の学力向上に関する研究

主体的な学びを促す基本的指導技術の向上

鈴木文悟・平位俊彦・大西裕人・片田益功・鬼頭和代・奥村彰敏

高山嬉加・神保えみ・八木橋詩織・山本暁太・澁谷美穂・白井健太郎・福田誠・篠原久美子

中野容子・村瀬慎一・青木裕美子・篠田宗明・池田正美・野口俊介・サルバジョン有紀

(中学校学力向上研究グループ)

1. 目的

①一昨年の「思考力を高める授業づくり」及び昨年の「主体的な学びの姿を求めて」をテーマとして進めた研究活動を土台として、生徒がより意欲的に授業に臨み、より高い学力を身につけるために、授業者自身が、どこをどう改善していく必要があるのかという課題を日々心にとどめながら授業研究を進める。

②教師一人ひとりが、全体の年間テーマに基づいて個人テーマを設定し、その個人テーマに沿った研究活動を進めることによって「導入～展開～まとめ」という授業の流れに関する指導技術を向上させる。

2. 方法

上記の目的を達成するために、以下の2点に重点を置き研究と実践を進めた。

(1) 個人テーマに基づく授業実践

今年度の研究テーマ「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」に基づいて、指導技術を向上させるために、授業の流れのどの部分に焦点をあてて1年間の授業研究を進めていくかが明確に分かるテーマを設定し、夏期研究合宿に向けて授業実践レポートを作成する。

(2) 公開授業

公開授業を実施し授業改善への取り組みを進めることとした。昨年度同様、公開授業に併せて研究会を実施するものと、授業者自身が研究テーマに沿った授業を設計し、指導案を準備して公開する提案型授業を実施するものとの2通りで実施する。

3. 実施

(1) 個人テーマ

池田 正美 (国語)

学習意欲を高める発問と意見の取り上げ方

大西 裕人 (国語)

生徒のメンタリティーを育てる〈指導観〉をどう統一するか

奥村 彰敏 (国語)

授業への参加意欲を高める「導入」のあり方について
篠原 久美子 (国語)

古典分野における既習事項をいかした導入時の工夫
八木橋 詩織 (社会)

疑問を持たせ知りたいたいと思わせる授業展開のあり方
山本 暁太 (社会)

授業のねらいとつながる「つかみ」の発問
神保 えみ (数学)

学習者の理解を深める解法解説の工夫
村瀬 慎一 (数学)

貪欲な学習姿勢を持たせる指導のしかたを確立する
青木 裕美子 (理科)

観察、実験の内容を明確かつ簡潔に示す手順の研究
中野 容子 (理科)

思考が深まる発問の工夫
高山 嬉加 (音楽)

合唱における生徒主体によるパート練習の方法
野口 俊介 (美術)

導入における内容の理解と意欲向上のための実技実演
サルバジョン 有紀 (英語)

69新出文法事項の定着を図る“まとめ”の活動
篠田 宗明 (英語)

学習内容の定着をうながす英語ウォーム・アップの研究
澁谷 美穂 (英語)

内容理解を促し、4技能を関連づけるための音読活動
福田 誠 (英語)

指導技術共有化の試み

(2) 研究会 (第149～152回)

6月1日(水)、9月8日(木)、11月2日(水)、1月18日(水)

(3) 公開授業

テーマ「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」

① 8月31日(水) 第3限

2年B組 英語

学習内容「現在完了形」

サブテーマ「内容理解を促し、4技能を関連づけるための音読活動」

授業者 澁谷 美穂 教諭

英語学習において Speaking と Reading の技能を高めるためには、繰り返し音読することが不可欠である。音読の効用としては、

1. 正しい発音、イントネーションや相手に伝わるような間の取り方、強勢のおき方
2. 文字情報から英語の語順に従って即座に意味を理解する力
3. 文法事項や構文など英語の構造

などを習得することができると考えられる。

そこで、授業内で音読活動に時間を割くことによって、学習者が発音やイントネーションに自信を持って読めるようになり、それが英語学習への意欲を高めるきっかけになると考えた。

さまざまな音読トレーニングを導入することで、学習者の音読活動への興味、関心が高まり、それがより効果的な学習につながるものと考え、授業の展開部において、4技能を関連づけて向上させることができるような効果的な音読活動を模索した。

② 10月7日(金) 第3限

2年A組 国語

学習内容「走れメロス」

サブテーマ「学習意欲を高める発問と意見の取り上げ方」

授業者 池田 正美 教諭

授業展開をスムーズにする大きな要素としての「発問」に着目し、発問のしかたや、それに対して発せられる学習者のさまざまな意見について、その取り上げ方を工夫することによって、教師主導による一方的な授業に陥るのではなく、あくまでも学習者が主体的に学ぶことを促す授業づくりを目指した。

とりわけ、授業中の生徒の一つひとつの発言をきっかけとしてどのように授業を展開させていくことができるかという点に絞りを絞って、それに対する発問をさまざまに工夫することを通じて、学習者がより主体的に学ぶ授業づくりのあり方を模索した。

③ 10月28日(金) 第5限

2年A組 理科

学習内容「化学変化と原子・分子」

サブテーマ「観察、実験の内容を明確かつ簡潔に示す手順の研究」

授業者 青木 裕美子 教諭

中学校理科においては、できるだけ多くの観察や実験をとおして自然に親しみ、関心や探究心を高めることが大切で、その際重要になるのは、その内容をよく理解した上で、目的意識を持って観察や実験をすることであると考えた。

学習者が観察や実験の内容を理解し、目的意識を持って取り組むためには、授業の導入において明確で分かりやすい説明を簡潔に行うことが必要であると考え、この「観察、実験の内容を明確かつ簡潔に示す手順」に着目した。

具体的な方法として以下の3点を考えた。

1. 学習者が、事前準備として実験プリントをまとめ、内容について理解を深めておく。
2. 授業時に、まとめた実験プリントと実物を見ながら、実験の内容をもう一度確認する。
3. 授業者が、本時の流れと時間を生徒に明確に示し、時間を区切って実験を行う。

授業の導入部での学習者への指示を見直すことが授業改善につながり、ひいてはそれが「主体的な学びを促す」ことにつながると考えた。

④ 11月2日(水) 第6限

1年C組 社会

学習内容「都道府県を調べる」

サブテーマ「疑問を持たせ知りたいたいと思わせる授業展開のあり方」

授業者 八木橋 詩織 教諭

生徒の知的好奇心を引き出し生徒が主体的に学ぼうとする授業を目指し、授業者の解説によって進行するだけの授業にはしないことを強く意識した。あくまで授業の主体は生徒であり、生徒が調べ考察し意見を交換、発表する機会の多い授業とするため、生徒が知りたい、調べたいと思うような授業形態として以下のように考えた。

1. 授業者から投げかけた発問について生徒が調べ考察し、それを生徒同士の意見交換によって深める。
2. 考察したことを生徒に発表させ、学びを共有化し、

そこから更なる発問を投げかける。

3. 生徒が調べている時や発表内容を板書する際は、授業者が適宜助言や補足を行う。
4. 生徒が調べ考察し意見交換を行うことを授業の軸とし、生徒から出てきた意見に基づき発問を重ねる

このような授業形態をとり入れるによって、生徒の主体的な学びを促すことを目指した。

⑤ 12月21日(水) 第6限

1年B組 英語

学習内容「未来形 (will)」

サブテーマ「学習内容の定着をうながす英語ウォーム・アップの研究」

授業者 篠田 宗明 教諭

基礎期(1・2年)における英語学習は、文の形と基本(現在・過去・未来を表す文)を確実に身につけることが大切だと考え、特にウォーム・アップの重要性に着目した。

授業の導入としてのウォーム・アップは、日本語から英語に切り替えるという雰囲気づくりの要素も持ち合わせており、導入時の音声面でのウォームアップを工夫した。

前時の学習内容の確認を目的とし、「わかった」「できた」という達成感の積み重ねが生徒の自信となって、学習に対する意欲的な態度が生まれるのではないかと考えた。

また、前期の実践を通じて明らかになった課題点について、「書く」ことを意識したウォーム・アップ活動の多用により改善を図ることを目指した。

⑥ 1月18日(水) 第6限

1年A組 国語

学習内容「一休ばなし」

サブテーマ「古典分野における導入の工夫」

授業者 篠原 久美子 教諭

特に「古典分野における導入」について重点を置いたテーマを設定し、中学1年生が初めて学ぶ古典学習を学習者にとって魅力的なものとなるようにしていきたいと考えた。

学習者が「自己効力感」を感じられるような学習活動の必要性に着目し、ある程度の水準の教材を与え、一つ

の山を乗り越えたという実感が持てるような活動として、繰り返し音読することの必要性を感じ、積極的に導入した。

音読を繰り返すことによって古文独特の語句や言い回しに慣れ、大意を把握することができるようになったり、それらを調べたり教えてもらったりすることで読めたという実感すなわち自己効力感につながることに期待した。

⑦ 2月29日(水) 第6限

1年B組 数学

学習内容「1次関数」

サブテーマ「学習者の理解を深め、意欲を高める授業展開の工夫」

授業者 神保 えみ 教諭

新しい学習指導要領で示されている「数学的な表現を用いて、自分なりに説明し伝え合う活動」の重要性に着目した。「表現」活動を、単に図やグラフなどで表現するといった狭義にとらえるのではなく、学習者自身が他者に対して、自ら体得した知識や理解したことがらを発信する活動も含まれるものと理解し、そうした活動を通して生徒の中に「考察」が生まれ、さらに理解が深まるのではないかと考えた。

生徒自身が解説役を担当することによって進めていく授業形態を採用し、そうした活動によって以下のような効果を期待した。

- ・自分の解法を解説することで新たな気づきを得たり、自分の考えを整理したりできる。
- ・自分の言葉で説明することで、用語の理解を実感しやすく、自信につながる。
- ・学習者同士がお互いの解説を聞くことで、理解が不十分だった部分を補うことができる。

これらの効果を確実なものとするために、少人数による相互発表という形態をとると同時に、「評価シート」を用いることで、1次関数についてより深く「考察」し、「理解」したことがらを形に残すことによって主体的な学びを促す授業を目指した。

(4) 第29回研究発表会

- ① 日時：2月29日(水)

午後4時10分～午後4時50分

- ② 研究発表

- 1) 研究授業について

「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上 ～学

習者の理解を深め、意欲を高める授業展開の工夫
～」

発表者 数学・神保 えみ 教諭

2) 今年度の研究活動について

「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」

発表者 福田 誠 教諭

(5) 夏期研究合宿

① 日程：8月4日(水)～8月6日(金)

② 訪問地 三重県菰野町

③ レポートテーマ

今年度の研究テーマ「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」に基づいて、指導技術を向上させるために、授業の流れのどの部分に焦点をあてて1年間の授業研究を進めていくかが明確に分かるテーマを設定し、夏期研究合宿に向けて授業実践レポートを作成し、提出していただいた。

④ 研究協議

「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」の統一テーマのもと、各自が設定した個人テーマに基づく授業実践レポートについて、どのような点に改善の工夫が考えられ、どのようにすればより良い実践となるのかについて協議したり、経験の浅い教員には経験豊富な教員からのアドバイスや提言などを行うことによって、お互いが後期の授業に向けたさまざまな示唆を得た。

5. 成果と課題

(1) 「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」について

統一テーマに基づく個々の研究テーマをそれぞれの教員が各自で設定し、1年を通じてさまざまに工夫を凝ら

した実践を積み重ねることができた。

課題としては、昨年に引き続き「名女2015プラン」で打ち出した「高い学力を育て、自立心を養う」という教育方針を授業者としてどのようにして育てていくのかという点が私たち教師にとって日々研究を重ねていかなければならない「かんじんかなめ」の部分であり、その意味で今年も、「学習者自身による主体的な学びの姿」を求めて実践を積み重ねる必要があることを自覚できたと言える。

授業はあくまでも授業者と学習者との協働であり、更に質の高い「学び」を目指すためには、授業者はもちろんのこと学習者にも引き続いて質的向上を求めていかなければならない。

今後も更なる授業改善を続け、生徒が「主体的に学ぶ」姿を求めることによって、私たちが目指す「高い学力を育て、自立心を養う」という教育方針の実現を図りたい。



公開授業（神保教諭）

教育講演会

「改革への歩み」

講師：見附豊和氏

見附豊和先生をお招きし、「改革への歩み」と題してご講演いただいた。先生はこれまでのご自身の京華女子^{けいか}中学・高等学校での豊富な教育経験や、学校存続の危機感すら覚えたご経験などをもとに、気さくな語り口で、学校改革について分かりやすくお話くださった。

京華女子中学・高等学校は京華中学・高等学校、京華商業高等学校との3校で学校法人京華学園を構成する。まず1897年（明治30年）東京市本郷区龍岡町に京華尋常中学校が設立。その12年後の1909年（明治42年）に京華高等女学校が設立され、今年創立102周年を迎える歴史豊かな学校である。「凡そ子女の賢愚は主として其母の訓育如何に由る。故に教育の完成を期するには必ず

先ず其母を賢にせざるべからず、其母を賢にするには必ず先ず女子教育の道を正さざるべからず。男子の教育も基礎を女子の教育に置かずんば、豈望ましき効果を取むるを得んや」と創立者磯江潤氏が設立趣旨に記したことばに設立の趣旨が端的に示されている。

学校規模は本校より小さいが、すぐれた女子の育成を標榜する校風といい、学園の歴史といい、本校と似た部分がたいへん多いと感じた。

中学校は一時募集停止を余儀なくされた時期を経て現在に至るが、募集を再開して後も、入学者数が9名まで落ち込むなど、存続の危機に立たされる中で教員が意識を変え、さまざまな改革に着手してこられた。

平成24年度から学校内で予備校講座を開設するなど、現在もさまざまな改革に取り組んでいる最中であることが、先生のお話しの端々から感じられる講演であった。

思考力を高める授業のあり方

鈴木文悟・水谷禎憲・田植稔哉・野中知里・糸陽子・石黒智・野田みどり
神谷弘子・與語里香・坂井健悟・織田寿子・佐久間三穂・世羅恵巳・青瀧雅人

(高等学校学力向上研究グループ)

1. 目的

これまで私たちは、高校生の学力向上を目指し、「思考力」を育むために「生徒が主体的に取り組む」ということをキーワードとして研究活動に取り組んできた。

「思考力」を育むための授業づくりは、いかにして生徒たち一人ひとりが自分の力で考えなければならない状況をつくるかということに大きく関係する。そしてその状況をつくり出すために、私たち教員は授業を多角的に捉え、一つの授業に中にたくさんの「しかけ」をつくるのが大切である。そして、様々な角度から生徒たちに迫り、生徒たちから自然に湧いてくる「考える」活動を通して、最終的に「思考力」を鍛えることにつなげていきたいと考えた。そこで、本年度は「思考力を高める授業のあり方」に立ち返り、テーマに掲げることとした。

また、授業を多角的に捉えながら研究活動を進めるためには、各教科の特性を考慮して取り組むことが不可欠となる。そのため、まずは科目を大きく①理系科目 ②文系科目 ③芸術・体育などの3つに分け、本年度は理系科目に特化した全教員参観型の研究授業に取り組んだ。一方、様々な研修や研究会等に積極的に参加することとともに、教育講演会を開催し、日々の授業を見つめ直す機会を設けた。今後も、本校教員と大学の先生方と連携し、高校生の学力向上につながる授業のあり方について模索していきたいと思う。

2. 方法

(1) 研修・研究会参加

様々な研修や研究会に参加した後、研究メンバーでその情報を共有することで授業力の向上を図る。

(2) 研究授業

全員参加型の研究授業を年間2回行うことを通して、生徒の思考力を高める授業のあり方について研究する。

(3) 講演・学習会

教育の分野で功績を挙げた研究者を招き、私たちの指導の中に生かせるよう検討・学習する。

3. 結果

(1) 研修・研究会参加

① 21世紀型教育をキーワードとした体験型カンファレンス

平成23年6月19日(日)

参加者：野中知里

主な内容：基調講演・ワークショップ

LEGO社主催の教育ワークショップであり、参考になる考え方が多くあった。研修会では、クリエイティブ力をつけるために、オープンエンド型授業の有用性に関する話題が多かった。思考力はクリエイティブ力をつける過程で鍛えられ、学力向上につながると考えられる。一方で、一斉授業でオープンエンド型の授業ばかりを展開することには限界がある。しかし、教員の姿勢や意識をかえながら授業スタイルを構築していくことができれば、それに近づけていけるのかもしれない。私たち教員が意識を新たにし、生徒たちとともに成長していく姿勢を持ち、努力をしていかななくてはならないといけなことを再認識した。

② 「英語教育セミナーin 愛知」

平成23年10月28日(金)

参加者：織田寿子

主な内容：訳読のない「英語で行うことを基本とする」
高校英語「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」の指導法

訳読をせずに、基本的に英語で授業を行うことに取り組んでいる北海道旭川北高校の松井徹朗氏による講演であった。語彙・文法などに関しては、日本語を含むプリントを事前に配布し、説明も日本語で行うとのことであるが、和訳は、授業の前にも後にも使用しないとのことである。全教員が一丸となって取り組んでいるそうである。ビデオでは、教師による英語での授業、生徒たちのペア・ワーク、作成した文章の発表などが紹介された。誤りを許しあえる、話しやすい雰囲気心がけているとのことで、生徒たちの反応は大変良かった。訳読を全くしないというのは、現状では突然すぎるが、他の活動な

ど参考にして取り入れていきたい。

③ 第121回全国大学国語教育学会高知大会（高知大学）
平成23年10月29日(土)、30日(日)

参加者：世羅恵巳

研究主題：国語授業でのメディア使用の有効性について

研究大会は年2回開催されており、国語教育について研究している大学研究者・大学院生だけでなく、現場に立つ小・中・高校教員も参加している。

ここ数年の共通テーマはメディアの活用であり、本大会もパネルディスカッション・公開講座などで、NIEや写真・映像使用の実践報告がなされていた。

自由研究発表も約80あまりが行なわれ、国語における「思考力」、授業での「積極性」をテーマにした発表も多く、それらが広く注目されていることがわかる。生徒に「考えさせる」ための授業実践や授業観察の報告もあり、教材・テーマ・形式など参考になった。

④ 京都市立堀川高等学校 第12回教育研究大会
平成23年11月18日(金)

参加者：糸陽子

主な内容：開会式・全体会・公開授業・分科会

堀川高等学校は、京都市高等学校教育改革のパイロット校であり、高等学校教育における生徒の学習活動のあり方について実践的な研究が推進されている。研究大会では学校からの情報発信のみならず、全国から集まった参加者との積極的な意見交換が行われた。

午前の全体会では「主体性の育成に向けた3年間の学習指導の確立」に向けての取り組みが紹介された。その後、1時間目と2時間目に研究授業を含む全クラス全教科の授業が公開された。午後は教科別に分科会が行われた。分科会のプログラムは前半・後半に分かれており、後半には荒瀬克己校長による分科会「学校改革」も同時開催された。

⑤ 科学的『読み』の授業研究会 冬の研究会
平成23年12月24日(土)・25日(日)

参加者：野田みどり

主な内容：新国語教科書の新教材を生かすための教材研究、指導計画、授業づくりの徹底研究

国語の授業で陥りやすいのは、教材の内容にこだわって、内容を教え込んでしまうことである。この研究会では、教えることが曖昧だとされる国語において教えるべ

き「読み方」を押さえ、自力で読む力をつけさせるための授業・指導のあり方を重視している。今回は小学4年生の説明的教材「ウナギのなぞを追って」（塚本勝巳）、中学2年生の小説教材「アイスプラネット」（椎名誠）の構成の読み方・内容の読み方を扱った。小学生、中学生向けの教材とはいえ、文章を読むための着眼点はかなり具体的に示され、大変面白かった。この方法を高校の教材にも応用し、どのような内容の文章でも生徒自身で読める力をつけていきたいと思う。

⑥ 第27回 愛知県高等学校体育研究会
平成24年1月25日(水)

参加者：青瀧 雅人

主な内容：「目指せ体力賞」ミュージックサーキットトレーニングの導入

今回、学習指導要領の改訂がなされ、体育においては体づくり運動が各学年で7～10時間を必修の時間数としており、現場の対応が迫られている。

豊橋工業高校では、「ミュージックサーキットトレーニング」を実施しており、授業内の準備運動で音楽に合わせてサーキットトレーニングを行っている。音楽を流すことで生徒の意欲が高まり、より効果的にトレーニングができるのではという考えである。また、トレーニングの内容も「体力テスト」に準じたものとし、「体力章を目指そう」を合言葉に体力テストに取り組みさせた結果、全体の平均からほぼ全ての種目が2～4%上昇するという効果がみられたという報告があった。

⑦ 授業で使える放射線実験

平成24年2月18日(土)

参加者：石黒智

主な内容：放射線に関する最新のトピック・放射線測定装置の作成実習

学校教材を扱う会社による教員向け講習会であったが、原発事故以来報道などでも良く取り上げられる放射線に関する講義と、授業にも応用できる簡単な観察実験の実習であった。現在多くの生徒が関心を持っているであろう放射線について、様々な疑問や意見を交わし合い、理科への興味を伸ばしていく手法について協議するなどした。また、実験を通して生徒が自分の手で取り扱うことで、現代科学に対する難しいという印象を取り除き、疑問を自ら解決していこうという気持ちを育てることに関しても考えさせられた。

(2) 研究授業

①11月18日(金) 第7限 2年4組 科目 生物I

授業者：坂井 健悟 教諭

理科の学習では、平成25年度より施行される高等学校学習指導要領において、これまで以上に目的意識をもって学習に取り組むことが求められている。そこで、生徒たちが学習した生物現象について興味関心を高め、自らの問題として捉えることで科学的な思考力を身に付けていくことができるのではないかと考えた。本研究授業では、生徒たちが目的意識をもって自ら積極的に思考することを目指し、次のような点に注意して授業を行った。

①生徒たちに身近な事例を用いる

遺伝を学習する際には、教科書などではエンドウやマウスなどの例で遺伝の法則を学習するが、今回は生徒たちにとってより興味を持ちやすいネコの毛色について遺伝のしくみを考えることで、関心を高めることができるようにした。

②グループで考えさせる

グループで考えさせることで自分の意見を出しやすくなり積極的に考えることができるようになり、メンバーで意見を出し合うことで自分の考えをより深めることが期待できる。さらに、他のグループの様子をうかがい他に負けないように競争心をもたせることで、問題解決への意欲を高めることができるようにする。

③カードを用いる

遺伝の学習を行っていくうえでは、遺伝子による表現型をきちんとイメージして考えていくことがとても大切となる。そこで、今回はネコのイラストのついたカードに遺伝子型を記入し、それを用いて3つの遺伝子の組み合わせを作らせることで、生徒たちがより明確なイメージを持って課題に取り組めるようにした。

④少し難解な課題に取り組ませる

これまでに学習した内容を活用して解決できるような少し難解な課題を与えることでチャレンジ精神を高めさせる。また、解決法を自分たちで発見させることで、問題解決への意欲を高めることができるようにした。

②3月9日(金) 第6限 1年5組 科目 数学I

授業者：佐久間 三穂 教諭

現行の数学の学習指導要領の数学の目標と数学Iの目標に共通していることは、数学の基本的な知識を見つけ、数学的な見方や考え方のよさを認識し、活用できるようにすることである。

今までの授業の様子を振り返ってみると、基本的な知識が不足していたり、定着が不十分な生徒が多く、知識を活用できる生徒は少ない現状である。知識を増やしたり、定着させたりすることは必要である。ただ、それだけでは身につけた知識をどのように活用すれば良いのかわからず、いくつかの既習事項を組み合わせて解く問題になると、混乱してしまうのである。また、多様な解法を用いるのに慣れていないために、解法がいくつかあるとどちらを使えばよいのか迷ったり、模範解答として示された解法以外の答えを間違いとしたりしてしまう傾向もある。

そこで本研究では、既習事項を組み合わせれば解け、なおかつ解法がいくつか存在する課題を考えさせることにより、公式通りから抜け出した思考を促していきたいと考えて授業づくりをおこなった。本時では、前時までの学習事項である三角形の面積を組み合わせて四角形の面積を求める課題を扱った。この課題を通して、新たに得た知識を活用するといくつかの方法が存在することがわかり、その中から一番合った解法を選択して解答することが出来ることを目標にした。しかし、様々な解法が存在する場合、方法によっては計算の途中過程が複雑化し、それによって誤った解答にたどり着いてしまうということも起こるため、解法は多様でありどれも正しいが、課題の形式に応じた解法があることも気づかせられるように気をつけた。このような授業を通して、解法の多様性と有用性など数学的な見方や考え方のよさを知り、知識を身につけたときに活用できる力を伸ばしていけることを目指した。

(3) 講演会

・日時 2月21日(火) 午後3:00~4:30

・演題テーマ「思考力を高める学習指導を目指して」

・講師 坂庭眞吾 先生(桐蔭学園中等教育学校)

はじめに桐蔭学園中等教育学校が結果を出している理由や、課題点などを色々な視点からお話いただいた。その中で、思考力を高めるためには、成果を上げた生徒の助言が教員からのものよりも力を発揮する場合があり、さらに大学受験という目標に向けて集団として前向きな効果を生み出すという分析をされていた。

また、多くの教員で生徒を手厚く支援することで中高一貫校の抱える課題にも挑戦し、学年全体の力を伸ばしていく取り組みを実践していることを知り、思考力を高めるヒントを得るだけでなく、教育の難しさをあらためて実感する機会となった。

「開かれた地域貢献事業」報告

開かれた地域貢献事業（平成23年度）

名古屋市瑞穂保健所・瑞穂児童館との交流事業

原田妙子・渋谷 寿

1. はじめに

総合科学研究所の「開かれた地域貢献事業」は、4年目を終えることができた。この事業は、平成20年度の地域の公共施設である名古屋市瑞穂児童館・瑞穂福祉会館の新館開館イベントとして「みんなで遊ぼう！ 子どもから高齢者まで」と題して始まり、地域の公共施設とのコラボレーション事業として展開してきた。

昨年度は、参加者や公共施設の関係者の方から、大学ならではの講座になり知的で個性が表現できる内容でよかったとの評価をいただいた。そこで、本年度は昨年同様、学内公募で本地域貢献事業への参画を先生方をお願いし、充実した企画が採択された。

昨年度の問題点などを検討し強化しながら、引き続き公共事業を展開したので、報告する。

2. 総合科学研究所運営委員会

第1回運営委員会議／5月6日（金）15：30～17：00（汐路学舎）今年度も名古屋市瑞穂保健所と名古屋市瑞穂児童館の両公共施設との交流事業を予定していることを確認し決定した。昨年度と同様の方法で、締め切りを4月22日とし講師の募集を行い、併せて10件の応募があった。開催時期・内容は随時検討していくこととした。

第2回総合科学研究所運営委員会議／7月1日（金）16：20～17：20（汐路学舎）参加者公募後の経緯と、今までの経過および内容の説明を行い、保健所及び児童館とで共済実施する講座の企画概要と、担当者が承認された。

なお、第3回運営委員会議／10月7日（金）・第4回運営委員会議／12月2日（金）・第5回運営委員会議／2月6日（月）・第6回運営委員会議／3月23日（金）にて、各交流事業の内容について経過説明および事後報告を行った。

3. 名古屋市瑞穂保健所との交流事業（平成23年度 認知症・うつ予防教室「若がえり教室キラキラコース」）

（1）目的

この企画は、平成18年度に試行された介護予防法に

おける認知症や老年期うつ等の予防・支援に関するため、要介護状態になることを予防し健康寿命を延ばす目的で保健所が行っているものである。昨年に引き続き、平成23年度後期の「若がえり教室」を総合科学研究所の「開かれた地域貢献事業」として共催した。また、学内公募という形で、本地域貢献事業への参画を先生方をお願いし、新たな領域が加わった本学ならではの充実した企画が採択された。

（2）経過

① 名古屋市瑞穂区保健所との協議／5月20日（金）13：00～13：40（於名古屋女子大学汐路学舎）

「若がえり教室」全体の概要・目的についての説明を受け、総合科学研究所との共催として、昨年同様6回の講座を企画し、運営していくことについて協議した。講座の内容は、応募があった3名の教員と、保健所が期待する内容を踏まえて他の教員にも参加依頼をするということで、講座内容を検討した。9月からのスタートに向けて、スケジュールの確認をした。

参加者 保健師3名（牧野氏・松田氏・鈴木氏）、本学（渋谷・原田・今峰）

② 名古屋市瑞穂区保健所と学内関係教員による事前協議／8月3日（水）14：00～15：00（於名古屋女子大学汐路学舎）

保健所の方と、応募していただいた先生と、教員に声かけをして、協力を仰ぎ、賛同していただいた先生を招いて会議を開いた。今までの経緯と今年度の事業についての説明がなされた。その後、保健所との共済事業「若返り教室」の開催主旨等の概略説明や実施直前についての具体的な打ち合わせを行った。昨年同様、実施会場を本学とし、実施時期を9月～平成23年1月（各月1回）と決めた。そして、詳細な日程・場所（教室等）および担当内容をまとめた。

参加者 保健師3名（牧野氏・松田氏・鈴木氏）、本学（渋谷・原田・石毛・市原・片山・今峰）

③ 講座の受付

チラシについては保健所の様式に従い、保健所が作成した。保健所が8月中旬に参加予定者等にDMや、手渡し等で周知を図っていただいた。



永遠の英語ポップス (11/16)



薬膳料理に挑戦 (12/22)



楽しくコンピューターを使ってみよう (1/27)



ヒノキを使った玩具づくり (2/15)

4. 名古屋市瑞穂児童館との交流事業

(1) 目的

児童館を拠点として、本学の教職員と学生が継続的に支援する形で、地域の子育て支援を行うことを目的とする。そして、昨年に引き続き今年度も、定期的な講座とイベント開催の2本立てで実施することとなった。また、保健所との交流事業と同様に、学内公募という形で、新たな領域を加えて企画した。

(2) 経過

① 名古屋市瑞穂児童館との協議

・第1回協議／5月20日(金) 13:50～14:30 (名古屋市瑞穂児童館)

児童館、大学双方からの昨年度の反省と課題について検討し、今年度の事業計画について審議した。昨年度と同様、12月のクリスマスイベントが決定し、クリスマスクッキー作り教室講座も併設することとした。また、講座に関しては9月以降から担当し、昨年度は1ヵ月の間に数回の講座や行事があったために煩雑になったことを考慮して、今年度は、月に1回の開催を原則とし、クリスマスイベント開催時には講座は行わないことを前提に調整を行った。今年度は学内で公募を行った結果、14名の教員から応募があり、他の教員にも参加を依頼することとし、講座を仮に決定した。

また、クリスマスイベントを12月10日(土)・11日(日)に決定し、イルミネーションの設置、チラシの作成、実施する時間帯などの見直し等、具体的内容についての協議を行った。

参加者 名古屋市児童館 (館長、長谷川氏・竹村氏)、本学 (渋谷・原田・今峰)

・第2回協議／9月29日(木) 15:00～16:00 (名古屋市瑞穂児童館)

12月10・11日のクリスマスイベント「クリスマスを皆でたのしもう！」について、昨年度の反省を踏まえて、開催時間やスケジュール、部屋割りなどの具体的な調整を行い、学生の参加人数について、広報について、アンケート用紙配布について等、最終調整を行う。またチラシの原稿について検討する。追加事項として、ホールイベントの入口に、企画内容や時間、場所を明記したポスターを掲示することになった。

参加者 名古屋市児童館 (館長、長谷川氏・竹村氏)、本学 (渋谷・原田・佐々木)

・第3回協議／3月14日(水) 15:00～16:00 (名古屋市瑞穂児童館)

本年度の全ての交流事業についての総括を行った。反

省点から、参加人数の少なかった講座の対象年齢の設定や開催日などを検討することとし、次年度へ繋げることになった。

参加者 名古屋市児童館（館長、長谷川氏・竹村氏）、本学（渋谷・原田・寺島）

② 学内教職員の会議

・第1回学内打ち合わせ会議／7月29日（金）14：30～15：30

本年度の「開かれた地域貢献事業」についてのこれまでの経緯が報告され、講座を引き受けてくださった先生から概要の説明があり、これを確認した。さらに、児童館からの要望、注意点などを伺った。

参加者 名古屋市児童館（高田氏・竹村氏）、本学（竹尾・渋谷・原田・片山・構（春光会）・武岡・平井・今峰）

・第2回学内打ち合わせ会議／10月6日（木）15：00～16：00

クリスマスイベントについて具体的な調整を行う。なお、詳細事項の書類を配布し、事前準備や荷物搬入・タイムスケジュール・参加学生数等の詳細な確認作業を進めた。

参加者 名古屋市児童館（竹村氏）、本学（渋谷・原田・石毛・宇野・佐々木）

③ 講座の受付

各種講座については、児童館を窓口として名古屋市瑞穂区まちづくり推進室のご協力を得て、事前に「広報名古屋」瑞穂区版へ掲載される。また、毎月の「瑞穂児童

館だより」と、児童館で作成したオリジナルチラシを、同時に配布している。さらに、クリスマスイベントのチラシは、昨年同様本学で作成し、配布してもらうことを確認した。

(3) 講座の内容

① 「自分だけの絵本を作ってみよう」／9月11日（日）10：00～11：30（児童館クラブ室）〈対象：小学生〉
文学部児童教育学科 竹尾利夫先生と学生8名
外国絵本の絵を題材として、自由にストーリーを考え、世界で1冊の自分だけの絵本を作った。

② 「パン？ パン?? パパン!!! バターも出来るよ♥♪」／10月1日（土）11：00～13：00（汐路学舎南7号館207）〈対象：小学校低学年～高校生〉
家政学部食物栄養学科 片山直美先生と学生11名
ホットケーキミックスを利用したパン作りと、バター作りを行った。お家でも簡単に作れるパンとして、みんなでいろいろな種類のパンを作った。

③ 「乳幼児の食育相談」／11月1日（火）10：00～15：00（児童館サークル室）〈対象：0歳～未就学児の保護者〉
「春光会」管理栄養士構実千代氏・衣川美智子氏・吉田嘉子氏と補助者宮川富美子氏
6ヶ月～4歳児を持つお母さんたちの日頃の食事の取り方、与え方、離乳食、卒乳、偏食等の悩み事について、栄養士として先輩として、アドバイスをを行った。

④ 「キッズパソコン広場「パソコンでアニメーションを作成しよう!」」／1月28日（土）10：00～14：30

名古屋女子大学交流事業

おこしものをつくろう!

名古屋女子大学の調理室で、伝統的ななまつりのお菓子「おこしもの」を作ります。大学生が補助につきまますので、料理初心者も大歓迎!

日時：2月18日（土）
12：30～16：00
（児童館で集合・解散）

対象：小学生～高校生
定員：30名
講師：名古屋女子大学
成田公子先生・松本貴志子先生
（学生が補助につきまます。）

申込：2月4日（土）10：00から受付。
10：30から電話でも受付OK!

瑞穂児童館
瑞穂区萩山町1-2-2
（電話：852-2229）

講座チラシ（おこしものづくり）

児童館は遊びの発信地

クリスマスを皆でたのしもう!

名古屋市瑞穂区児童館・名古屋女子大学総合科学部 研究所の共催により、昨年比引き続きクリスマスイベントを行います。オナメントクッキー作り（12月10日）のみ、いろいろなワークショップを楽しみましょう。

日時 平成23年12月10日 13:00～15:30
オナメントクッキー作りのみ開催

日時 名古屋女子大学汐路学舎調理室
11月24日（土）10:00～
各種クリスマス講座へ定員申し込みください。
（10:30以降は電話申し込み可）

日時 平成23年12月11日 10:00～15:00
各種別のワークショップを行います。

参加無料

オナメントクッキー作り
対象：小学生～高校生 定員 30名
名古屋女子大学総合科学部 研究所・名古屋女子大学総合科学部 研究所にて開催

オナメントクッキー作り
オナメントクッキー作り
オナメントクッキー作り

クリスマス講座
クリスマス講座
クリスマス講座

おねえさんといっしょにあそぼう!
おねえさんといっしょにあそぼう!
おねえさんといっしょにあそぼう!

カブナなどであそぼう!
カブナなどであそぼう!
カブナなどであそぼう!

クリスマス講座
クリスマス講座
クリスマス講座

クリスマスイベントチラシ

児童館は遊びの発信地

クリスマスを皆でたのしもう!

イベントプログラム

12月11日 10:00～英語でクリスマスソングを歌ってみませんか 小・中学生 ☆ 終日開催
10:50～「クリスマスソングを歌ってみよう」 3歳～7歳 ・カブナなどであそぼう!
「劇を見て楽しもう」
11:40～おねえさんといっしょにあそぼう! 0歳～6歳 ・ざんずうホール合
12:30～「クリスマスソングを歌ってみよう」 3歳～7歳 ・カオスの原理で髪を揺らす
「劇を見て楽しもう」 クリスマスの衣装をつくらう!
13:20～おねえさんといっしょにあそぼう! 0歳～6歳
14:10～英語でクリスマスソングを歌ってみませんか 小・中学生

クリスマスイルミネーション
生活学科生と新色デザイン専攻学生・専攻科生によるクリスマスイルミネーションを楽しんでください。
開催日時：11月18日～12月24日（土） 開催時間：16:00～17:30

名古屋瑞穂児童館・瑞穂福祉会館 1467-0011 瑞穂区萩山町1丁目22番地

電話：052-852-2229
FAX：052-852-1934

名古屋瑞穂児童館 瑞穂区萩山町1丁目22番地
電話：052-852-2229
名古屋女子大学総合科学部研究所 電話：052-852-1934

企業連携責任者
名古屋瑞穂児童館 長谷川 優子
名古屋女子大学総合科学部研究所 藤田 洋子 / 渋谷 博

（児童館ホール）〈対象：小学4～6年生〉

短期大学部生活学科 武岡さおり先生と学生14名

アニメーション作成ソフト「Flash」を使用して、簡単なアニメーションを作成した。学生が主体となって指導を行った。

⑤ 「子育てグループ教室—親子遊びと遊びのお話、保護者の交流（子育てについて話し合い）—」/1月31日（火）10：00～12：00〈対象：2～4歳の子供と保護者〉

短期大学部保育学科 平井孔仁子先生・幸順子先生と学生8名

幼児向けのおもちゃで遊ぶ子どもの姿を観ながら、学ぶことと、子育てについての話し合いを行った。

⑥ 「ひな祭りの伝統菓子おこしもの作り」/2月18日（土）13：00～15：30（汐路学舎西館102）〈対象：小学生〉

短期大学部生活学科 成田公子先生・松本貴志子先生・技術職員浅川知世氏1名と学生5名

愛知県の伝統的な雛祭りのお菓子「おこしもの」を学生と一緒に作った。米粉を練り木型で形作り、蒸して完成させた。愛知県の食文化を楽しく体験した。



パソコンでアニメーション作り（1/28）



子育てグループ教室（1/31）



絵本作り（9/11）



おこしもの作り（2/18）



パン作り（10/1）

（4）クリスマスイベント第3回「クリスマスを皆で楽しもう！」の内容

**① 「イルミネーション」/12月11日（日）～25日（日）
点灯期間16：00～17：50**

短期大学部生活学科 宮澤秀治先生・榎本雅穂先生・大澤香奈子先生・原田妙子先生と学生10名

児童館屋外のフェンス網、山崎川沿いの桜、屋内の中庭をイルミネーションで飾った。屋内の中庭が好評であった。

飾り付けは、12月9日（金）15：30～17：30に行った。

25日（日）午後に撤収した。



クリスマスイルミネーション

② 「オーナメントクッキーをつくろう！」 / 12月10日（土）13：00～15：30（本学汐路学舎調理室）〈対象：小中学生〉

短期大学部生活学科 成田公子先生・松本貴志子先生と学生9名

大学の調理室にて、大学の先生からクッキーづくりを教えてもらうということで大好評であった。

なお、先生と学生の作ったクッキーを、クリスマス用にかわいく袋詰めし300袋用意し、翌11日（日）の児童館のアンケート回収時に配布した。



オーナメントクッキー作り



配布クッキー

③ 「英語でクリスマスソングを歌ってみませんか」
12月11日（日）10：00～、14：10～（児童館サークル室）
〈対象：小中学生〉

短期大学部生活学科 石毛恵美枝先生と学生4名

「Santa Claus Is Coming to Town」の歌詞と和訳を紹介し、曲を練習した。参加者は、全員小学生であったが、それぞれ素晴らしい吸収力と記憶力を見せてくれた。



英語でクリスマスソング

④ 集会室イベント

12月11日（日）10：00～15：00

・参加した子供たちがより楽しめることを考え、入り口に会場図を設置した。



会場図

・「おねえさんといっしょにあそぼう」11：40～、13：20～ 〈対象：0～3歳〉

文学部児童教育学科鈴木方子先生と学生12名

・「クリスマスソングを楽しみましょう」「劇を見て楽しみましょう！」10：50～、12：30～ 〈対象：4～7歳〉

短期大学部保育学科平井孔仁子先生・森久見子先生・幸順子先生と学生15名



おねえさんとあそぼう



さんすうホール



劇をみて楽しみましょう

⑤ 各ブースのワークショップ

- ・「カプラなどであそぼう！」
瑞穂児童館職員・子育て支援グループさくらんぼ
- ・「カオスの原理で腕を振り回すクリスマスの玩具をつくろう！」〈対象：小学生・幼児は保護者同伴〉
文学部児童教育学科 渋谷寿先生と学生11名
- ・「さんすうホール」〈幼児～小学校高学年〉
文学部児童教育学科 宇野民幸先生と学生15名

⑥ アンケート調査

当日、参加してくれた子どもにアンケート調査を依頼し、小学生以上が44名、乳幼児保護者が39名回収できた。感想としては「楽しかった」「またやりたい」「プレゼントが嬉しかった」「お姉さんがいっしょに遊んでくれて楽しかった」など、よい印象を与えていたことがわかった。

反省点として、女子大学生が自分たちだけで集まらないようにする、携帯電話で子供たちと一緒に写真を撮らないなどが上げられ、今後の課題としたい。

アンケート用紙



クリスマスの玩具づくり

4. さいごに（来年度に向けて）

平成23年度の「開かれた地域貢献事業」は、上記のように無事終了した。すでに平成23年度中に次年度計画を作成していく中で、名古屋市瑞穂保健所と名古屋市瑞穂児童館の両施設から今年と同様な交流事業を進めたいと申し入れがあり、平成24年3月の第6回総合科学研究所運営委員会において、本年度の「開かれた地域貢献事業」も昨年度同様、名古屋市瑞穂保健所と名古屋市瑞穂児童館の両公共施設との交流事業を継続していくと

いう基本方針が承認された。

昨年度は、名古屋市瑞穂保健所との講座「若返り教室(キラキラコース)」では、アカデミックなプログラムでかつ個性を出せる内容になっていると評価され、リピーターも多く、男性参加者の満足度も高いと報告を受けた。また、どちらの地域貢献事業にもボランティアとして参加した学生たちには、非常にいい経験となり、今後何らかの形で社会にフィードバックできるのではないかと考

えられる。

少子高齢化の社会の中で、子育て支援、認知症や高齢期うつ等の予防支援のお手伝いが出来たことと、さらに地域との関わりによって、本学学生のコミュニケーション能力などの「生きる力」を養うことが出来たことは、本研究所の地域貢献事業として意義があったと思われる。今後も、残された課題を解決しながら、より一層発展させていきたいと考える。

講演会報告

平成23年度 総合科学研究所大学講演会

地震被害軽減に向けた取り組みと心構え

——最近の被害地震から学んだこと——

釜江克宏

京都大学原子炉実験所付属安全原子力システム研究センター教授

1. はじめに

2011年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする超巨大地震（2011年東北地方太平洋沖地震）が発生しました。最終的には地震の規模を示すマグニチュード（モーメントマグニチュード）は9.0で、気象庁による観測史上最大でした。この地震は太平洋プレートの沈み込み帯で発生したプレート境界地震で、その震源域は三陸沖から茨城県沖にかけての長さ400km、幅200kmに及びました。地震発生後の巨大な津波によって、太平洋沿岸の広い地域で甚大な被害（2012年1月3日の警察庁発表による死者15844人、行方不明者3451人）となりました。また、この地震では東京電力福島第一原子力発電所において、想定を大きく超える津波によって外部電源、非常用電源などの喪失により原子炉の冷却機能がすべて

失われ、最終的には炉心溶融、水素爆発を招き、放射性物質の漏洩・逸散によって甚大且つ最悪な原子力災害が引き起こされてしまいました。

戦後最大の被害を引き起こした1995年兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）以後、100年から150年間隔で発生する南海トラフ沿いの巨大地震の静穏期が過ぎ、西南日本は地震活動期に入ったとされる指摘もありますが、被害地震は日本列島全体で発生しており（図1）、これは今回のような超巨大地震の発生を予期させる地震活動であったのかも知れません。東日本の太平洋沖ではマグニチュード8クラスの地震が過去にも数多く発生しており、特に宮城県沖での地震の発生確率が高く、その対策が進められていたところでした。しかし、想定をはるかに超える規模の地震が発生し、甚大な被害となっ

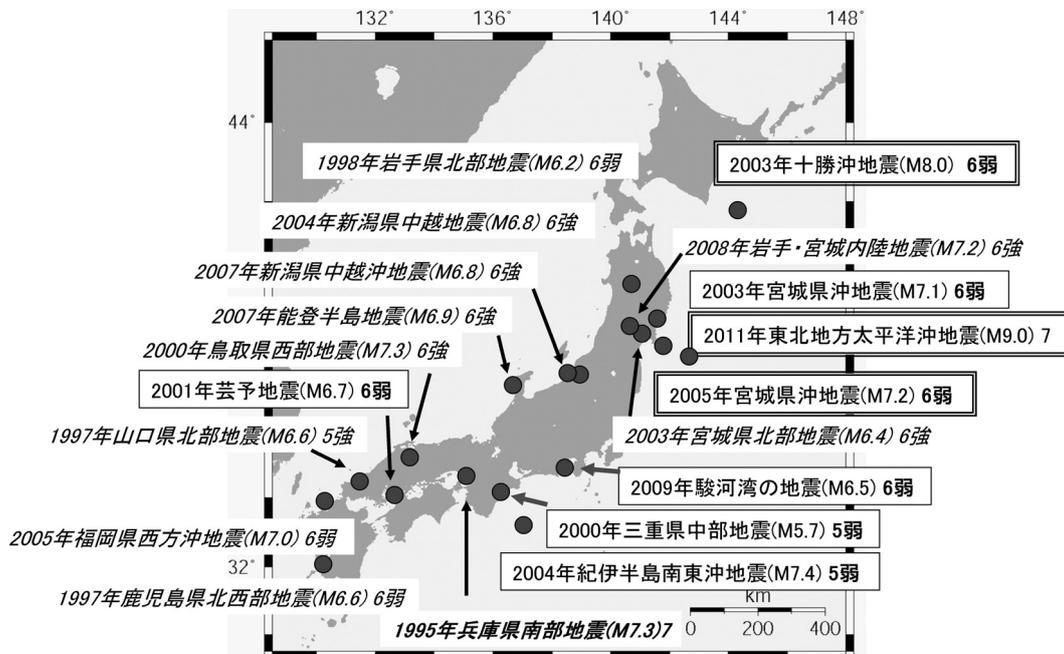


図1 1995年兵庫県南部地震とそれ以後の被害地震分布

図中口はスラブ内地震（プレート内地震）を、2重口はプレート間地震を、その他は内陸地殻内地震を示す。また、地震名の後はマグニチュード、観測された最大震度を示す。

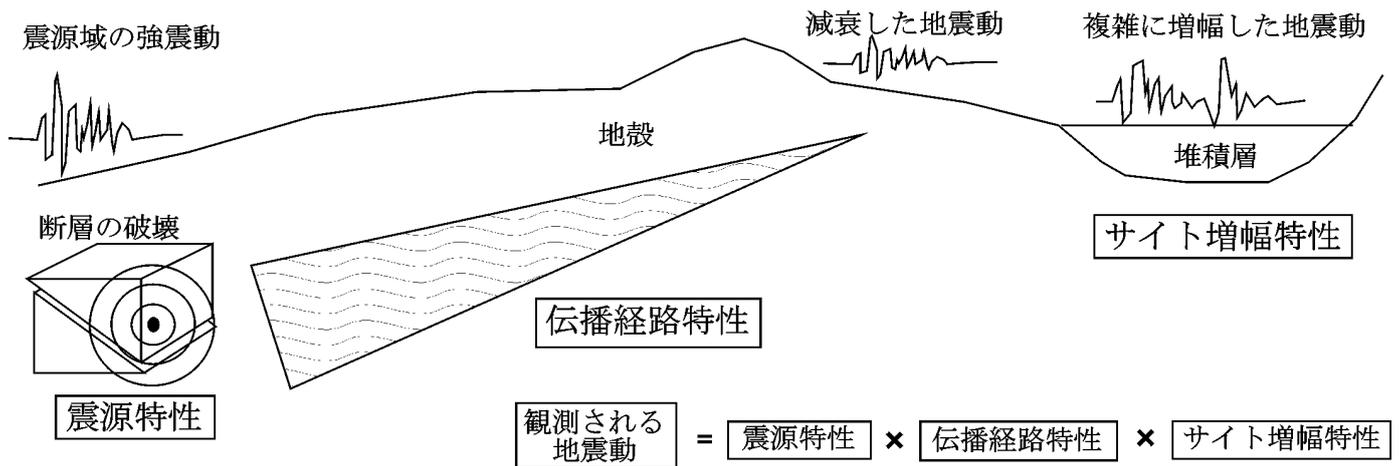


図2 地震動（揺れ）が生成されるメカニズム

いました。なお、図1ではそれぞれの地震を発生様式ごとに区別しています。この区別については2章で紹介いたします。

1923年9月1日に発生した関東地震（関東大震災）などの発生を予知した東京大学の今村明訓先生（1870-1948）著の「地震の征服」には、「国民が地震を理解したなら、地震の恐怖がなくなる。地震の恐怖がなければ、勇敢に戦うことができる。勇敢に戦えたら、必ず彼（地震）を征服することができる。」と述べられています。あらゆる自然現象についても、その正体を知らなければそれに対応することは不可能だと思います。地震災害軽減に向けては公助、共助、自助とそれぞれが果たすべき役割は違いますが、どの立場でも相手（地震）を知ることがより効果のある活動に繋がると思います。そう言う思いも込め、本稿では地震や地震動に関する基礎や最近の被害地震から学んだこと、今後の地震災害軽減にとって何が重要なのか、などについて簡単に紹介したいと思います。

2. 地震と地震動

図2は地震の時の地面の揺れ（地震動）がどのように生まれるかを簡単に示したものです。地震とはここで言う地下深く（内陸の地震では深さ10km~20kmぐらい）の岩盤での破壊現象を指します。揺れそのものを地震とよく言いますが、専門的には揺れは地震動と言います。強い揺れに遭遇した場合に、「大きな地震があった」と言う表現は厳密には間違っています。特に強い地震動を強震動と言います。①地震動（地震波）は岩盤中の断層面での破壊現象によって生じ、②岩盤の中を伝わり、③最終的に私たちが生活している地盤を揺らせま

す。従って、地震の時に地面がどう揺れるかはこれら3つの特性によって決まります。次に、被害を引き起こす可能性のある地震がどこで起こるかについて簡単にお話しします。日本では図3に模式的に示した3つの発生様式の地震が想定されます。1つ目は日本列島にたくさん存在する活断層と呼ばれる岩盤の傷がずれて起こる地震（内陸地殻内地震）で、阪神・淡路大震災を引き起こした1995年兵庫県南部地震、2004年の新潟県中越地震、2005年の福岡県西方沖地震、2007年能登半島地震、2007年新潟県中越沖地震、2008年岩手宮城内陸地震など（図1参照）がそれに該当します。活断層は繰り返して地震を引き起こすと言われており、その地震発生間隔は場所によって異なりますが、数千年~1万年程度と考えられています。人間の寿命から考えると発生間隔は非常に長いと言えます。2つ目は冒頭で触れた2011年東北地方太平洋沖地震や現在その発生が危惧されている東海・東南海・南海地震などのプレート境界地震と呼ばれる地震です。地球の表面は卵の殻のようにプレートと呼ばれる何枚かの岩盤できていて、少しずつ動いて

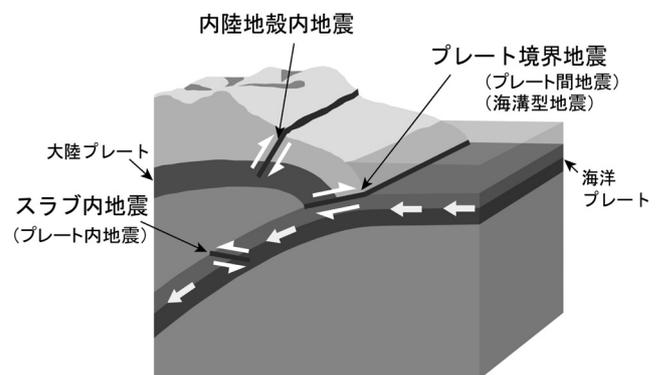


図3 日本列島で発生する地震の分類

います。日本列島はユーラシアプレートと呼ばれる岩盤の上にあります。南からはフィリピン海プレート、東からは太平洋プレートが1年で数センチメートル程度の早さで押し寄せてきています。この2つのプレートはユーラシアプレートより若干重いため、その下に沈み込んでいきます。沈み込んでいく場所が海溝と呼ばれています。太平洋プレートが沈み込む場所は日本海溝、フィリピン海プレートが沈み込む場所が南海トラフと呼ばれています。その海溝やトラフ沿いに巨大地震が繰り返し発生します。最後の3つ目のタイプは、沈み込むプレートの内部で起こる地震です。太平洋沿岸などの地震で、震源の深さが深い地震はこのタイプの地震が多いです。震源域が深いこともあって、被害を引き起こす地震はそんなに多くありません。冒頭の図1はこれら3つの地震発生様式に区分して示しています。

3. 2011年東北地方太平洋沖地震 (M9.0) の概要

前述したように、東北日本では太平洋プレートの潜り込む日本海溝沿いで M8 クラスの巨大地震が繰り返し発生しています。しかし、3月11日、現在の地震学では予見できなかった規模 (M9) の地震が発生し、未曾有の大震災となってしまいました。予見できなかった理由として、世界中で同様な規模の地震が起こった場所と比較し、沈み込むプレートが古く冷たい、中規模以下の地震活動が極めて高く、また100年程度の測地測量データしかないこともあって、この領域でのプレートの固着強度が小さく、せいぜい M7~M8 程度の地震しか起きないと判断されてしまったためとされています¹⁾。図4には今回の地震の震源、余震 (規模の大きな前震、余震も含む) の分布、誘発されたと思われる規模の大きな地震などが示されており、震源域の大きさが極めて広いこと、誘発地震が散発していることがわかります。特に、4月11日17時16分に福島県内で発生した M7.1 の地震は活断層による正断層タイプの地殻内地震であり、現在の東北地方の応力場 (圧縮応力場) からは想定しにくい地震です。超巨大な地震による地殻変動によって広域に応力場が変化したためと言われており、しばらくは未知のリスクにも備える必要がありそうです。

1995年兵庫県南部地震以降、全国的規模で強震観測網 (防災科学技術研究所 K-KET、KiK-net など) が整備され、今回の地震についても多数の観測記録が得られ、迅速なデータ公開が行われました。図5にはその一部の観測記録を北は青森から南は千葉まで時間軸を揃えて示しました。図から、地域ごとに特徴的な地震動であった

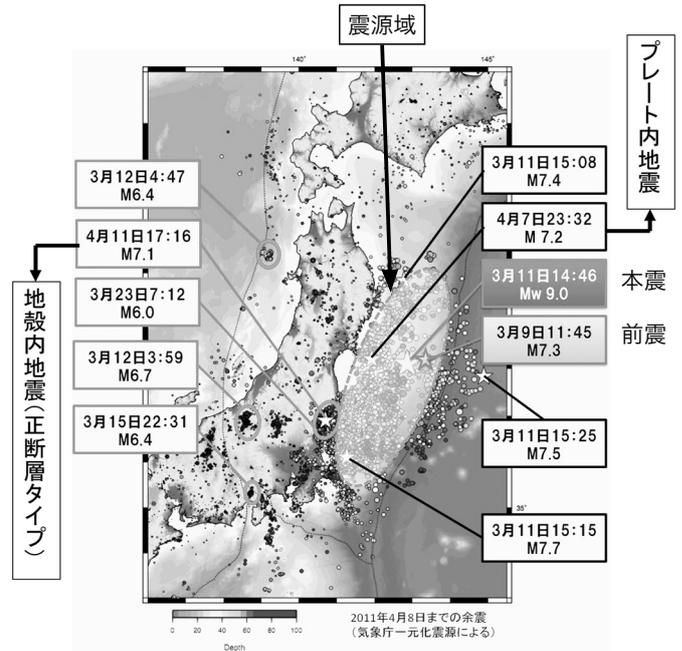


図4 2011年東北地方太平洋沖地震の震源、余震分布、主たる前震・余震の位置、誘発地震の位置

ことが見て取れます。まず、宮城県以北では顕著な2つの波群が見られ、茨城県や千葉県では1つの波群しか顕著なものは見られず、その中間に位置する福島県では非常に複雑な波群構成となっています。図にはそれぞれの波群の伝播を示す走時を示していますが、それぞれの交点に該当する場所にそれぞれの波群を生成した領域 (強震動生成域) が存在するものとし、震源モデル (5カ所の強震動生成域)²⁾が提案されています (図6)。ただし、津波の生成も含めた今回の超巨大地震の全体震源像としては、海溝側に大きなすべり領域の存在も指摘されており、今後の研究の進展が待たれます。今回の地震の震源域は宮城県沖、福島県沖、茨城県沖の3つの震源域を含んでおり、地震の前に文部科学省地震調査研究推進本部 (地震本部) が長期評価³⁾で示した3つの震源域が連動して破壊した連動型とも言われていますが、連動型地震とは何を指すのか、その曖昧さは否定できず、なぜこのような超巨大地震が起こったのか、災害科学としての地震学に求められている課題でもあります。

さて、地震の規模は想定できなかったとして、地震動はどうであったか、今後の地震災害軽減にとっては重要な課題だと思っています。前述したように、今回の地震では多数の観測記録が得られ、過去の地震から得た経験的な地震動特性 (代表的には距離減衰特性: 地震動の強さが距離とともに減衰していく特性) との比較検討がなされ、M9と言う規模は経験式の適用範囲外ではあるが、

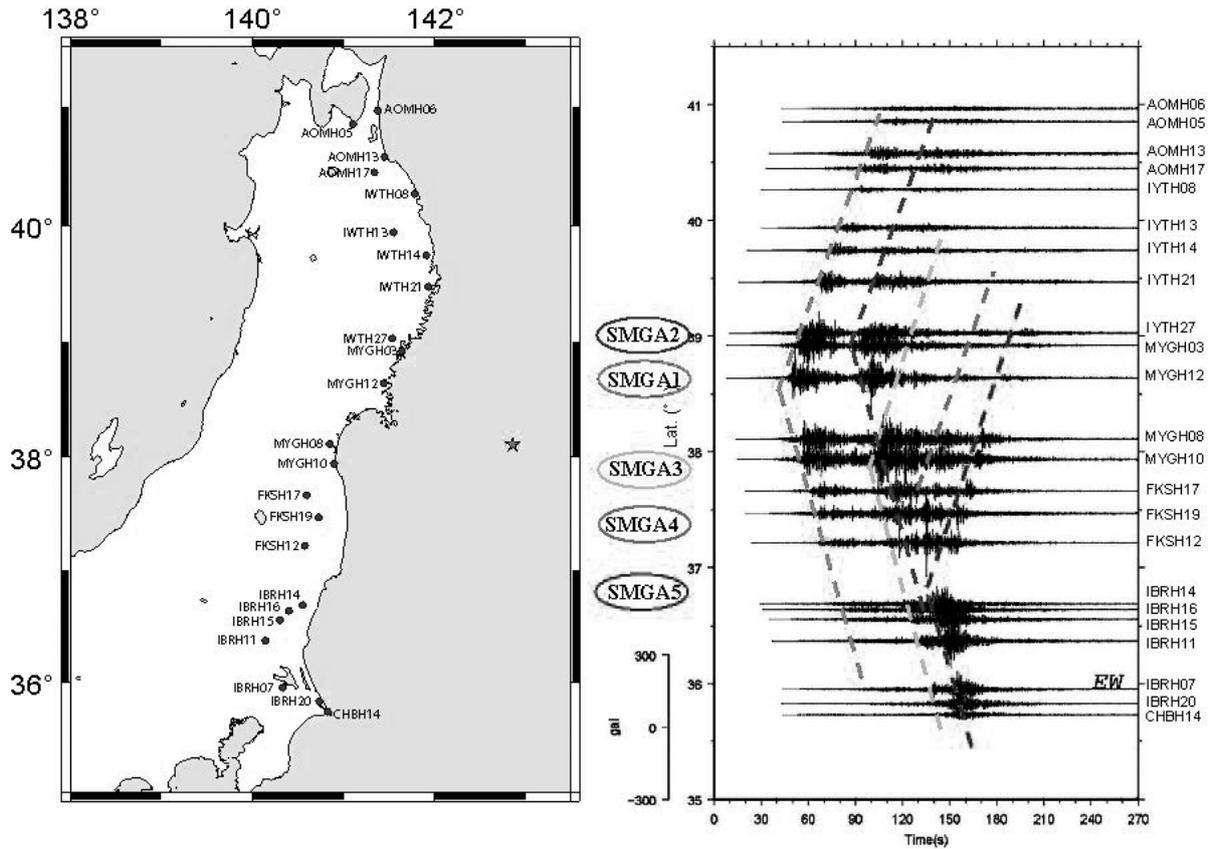


図5 2011年東北地方太平洋沖地震の観測波形（加速度）とその観測点配置（防災科学技術研究所 KiK-net による）
 図中の SMGA 1～SMGA5は図6に示す5カ所の強震動生成域に対応する。

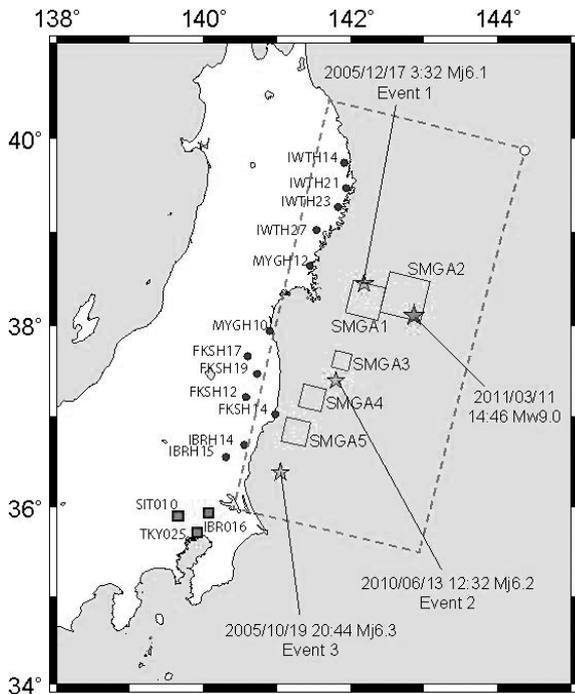


図6 2011年東北地方太平洋沖地震の震源モデル
 （主として強震動生成域を対象）

震源域の広がりや不均質な破壊過程などを考慮すれば、十分予測可能な範囲であることが示されています⁴⁾。また、次章で紹介する兵庫県南部地震以後飛躍的に進歩した将来の大地震時の強震動を予測する手法（強震動予測のためのレシピ⁵⁾、以下「レシピ」と言う。）による予測可能性についても研究が進められ、前述の震源のモデル化結果などはレシピの適用可能性を示唆しています。こうした成果は想定東海、東南海、南海地震への備えに生かされるべきです。

最後に、死者・行方不明者を含むほとんどの被災が津波によるものであり、過去に幾度となく津波に襲われ、尊い人命が失われてきた地域の経験が十分生かされなかったことは非常に残念です。大津波が発生する条件は震源域が海域にあることはもちろん、海底地形、地震の規模、震源域の形成過程やそのすべり量、海岸地形など複雑です。過去には大きな地震動を伴わない地震（津波地震）による甚大な津波災害も発生しています。今回の地震は、想定を超える規模が示すように、海溝側において非常に大きなすべりが生じるとともに、複数の震源域で

の破壊が北から南に伝播し、複雑な震源域が形成されたと考えられています。その間、海底の隆起によって津波が発生し、段波状に海岸に押し寄せ、複雑な海岸地形も波の増幅に寄与したものと推察できます。同様な大津波は、津波堆積物の調査結果（浸水域）などから、過去2500年間に4回あったと推定されており、869年に東北地方で起こった貞観地震（M8.3以上）もその1つとされています。これらの地震が繰り返し発生したとすると、平均発生間隔は600年程度となります⁶⁾。このような稀少頻度の巨大地震による大津波にどのように備えるかも大きな課題ですが、差し迫る南海トラフ沿いの（超）巨大地震への備えを急がなければなりません。

4. 地震リスク低減のための取り組みと課題

1995年兵庫県南部地震は、1923年関東地震以来の大災害（人的・物的）を引き起こし、阪神淡路大震災と呼ばれました。この地震を契機として、文部科学省では地震調査研究の推進を図るための地震本部の設置、その施策としての地震活動の長期評価、確率論的地震動予測、シナリオ地震に基づく地震動予測、それらの結果に基づく全国を概観する地震動予測地図の作成が行われ、中央防災会議でも南海トラフ沿いの海溝型巨大地震や首都直下地震などを対象とした地震動の予測や被害予測などが実施されています。地震のリスクを低減するための地震動の予測問題が、レシピの提案によって震源のモデル化から予測結果の検証までを含めた一連の枠組みができたことにより、結果のバラツキも減り、実用に供することが可能となったためです。しかし、手法が高度になればなるほど、必要とされるデータが多くなり、一般構造物の地震被害軽減対策に有効に活用されているとはいえないのが現実です。

次に、南海トラフ沿いで発生する東海・東南海・南海地震への備えについて考えてみたいと思います。日本海溝沿いで発生する巨大地震に比べ、歴史地震も含めたデータは数多くあります。中央防災会議では過去の地震歴から3つの地震が連動して発生する可能性も考慮し、M8.7程度の巨大地震を想定した地震動や津波の予測に基づく被害予測などから防災戦略が検討されています⁷⁾。このように、これまでの地震防災は過去に発生した地震の再来に備えると言う考えが主流でしたが、今回のような想定外の超巨大地震の発生による甚大な被害を反省し、未知の超巨大地震に立ち向かうと言う方針に転換するとともに、想定を常に見直す姿勢が強調されています。その結果、これまでの想定震源域を2倍にし、津

波源域も新たに設定したシナリオ（M9相当）が公開されました⁸⁾。今後はこのシナリオに基づく地震動や津波が予測され、新たな防災戦略が示される予定です。津波に対しては、防波堤や防潮堤などによるハード的対応によるリスク低減には限界があるとの観点から、効果的な避難などを併用することが重要であると指摘されています。迅速な避難行動を行うには日常的な津波に対する防災意識の向上が重要であり、また稀少頻度の超巨大地震時に備えるためには継続的且つ効果的な防災教育の枠組みが必要だと思えます。

地震はいつ、どこで、どんな規模で発生するか、その予知ができれば被害軽減にとって大きな情報となると思えます。そのための研究は地震学の歴史とともに歩んできてはいますが、現時点では実用的な予知は困難です。ただ、活断層の特定や地震活動の履歴、プレート境界の位置、形状やその活動履歴などから地震の発生場所の特定や地震発生確率に加え、活断層の長さやプレート境界での震源域や固着域などから地震の規模を想定することも行われています。残念ながら、現時点では事後の議論は数多くありますが、地震予知が科学的に成功した事例はないように筆者は感じています。最近、首都直下地震の発生確率が同じデータを使っても評価の方法によって専門家間で異なることが報道され、社会を混乱させたように、まだ難しい問題が山積しているようです。

地震予知が困難（不可能かも？）な中、地震被害軽減策として開発されたのが緊急地震速報です。このシステムは地震波のP波とS波の伝播速度の違いを利用し、影響が大きく伝播速度の遅いS波の到達前にある場所での震度（揺れの強さ）を予測し、警報を発するものです。震源が近いときには警報の前に地震波は到達してしまうなどの適用限界を理解した上で利用する限り、身を守る手段として、また地震への意識の向上など防災教育としても一定の効果が期待できると思えます。

地震はいつ発生するかわかりません。大学においても講義中などでは学生を守る義務を負っています。耐震補強など施設を地震から守る取り組みも重要ですが、大学の立地点にも目を向け、地震環境、揺れやすさなど地震に関する科学的情報から相手の正体を知り、防災対策を効果的なものにする努力が必要だと思えます。前述した緊急地震速報は防災意識を維持していくことにも役立つと思えます。講演会でも簡単にご紹介したように、愛知工大、工学院大学などでは高度な地震防災の取り組みが行われています。そうした防災先進校の事例を参考にすることも重要ですが、大事なことは大学の種々の環境に

あった無理のない継続できる取り組みを構築し、実行していくことだと思います。

5. おわりに

科学的に地震と向き合ってまだ100年余りですが、地震の歴史から考えるとある瞬間の出来事から沢山のことを学び、数多くの先人の知恵によって地震学、建築工学などの災害科学としての学問が進歩し、過去の被害から学ぶことによって地震に強い構造物やインフラなどが整備されてきました。その結果、地震に対するリスクは確実に減少していることは間違いありません。ただ、今回の地震を経験し、想定外の規模の地震であった、大津波であったと片付けられる問題ではなく、リスクを限りなくゼロに近づける努力が不十分であったためではないでしょうか。これまで地震被害を軽減する努力が地震の長期評価や地震動、津波の予測、被害予測など、災害科学の各分野で払われてきましたが、それぞれの分野がより連携し、存在する不確実性（不確かさ）を共有することによってリスクをゼロに近づける努力が求められているように思います。もちろん、想定外に立ち向かうためにはハード的な対策のみでなく、防災教育などを通じた防災意識の高揚によって、学生一人一人が「自分の身は自

分で守る」の原則が守れるよう自助能力を身につけることが非常に重要であると思います。

参考文献

- 1) 松澤暢：M9を想定するために何が欠けていたのか？ 今後どうすれば良いのか？、特別シンポジウム「地震学の今を問う—東北地方太平洋沖地震の発生を受けて—」、2011年日本地震学会秋季大会、2011.
- 2) 川辺秀憲、釜江克宏、上林宏敏：2011年東北地方太平洋沖地震の長周期地震動シミュレーション、日本建築学会第39回地盤震動シンポジウム、2011.
- 3) 地震調査委員会：宮城県沖地震の長期評価、2003.
- 4) 東京大学地震研究所：地震動の距離減衰特性（更新）、東北地方太平洋沖地震特集サイト、2011.
- 5) 入倉孝次郎、三宅弘恵、岩田知孝、釜江克宏、川辺秀憲、Luis Angel Dalguer：将来の大地震による強震動を予測するためのレシピ、京都大学防災研究所年報、46 B、pp. 105-120、2003.
- 6) 地震調査委員会：三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について、2011.
- 7) 中央防災会議：東南海・南海地震等に関する専門調査会、平成15年9月17日
- 8) 中央防災会議：南海トラフの巨大地震モデル検討会、平成23年12月27日

事業概要

(平成23年度)

I. 運 営

研 究 所

研究所所員 所長 竹尾 利夫 顧問 河村 瑞江 主任 渋谷 寿 講師 越原もゆる
職員 今峰可南子 佐々木由布 寺島まり子

運 営 委 員 会

委員会構成員 委員長 原田 妙子
委 員 石原 久代 市原 千博 竹内 若子 羽澄 直子

①第1回運営委員会

日 時：平成23年5月6日（金）15時30分～17時00分

出席者：委員長 原田妙子

委 員 石原久代・市原千博・竹内若子・羽澄直子

研究所 竹尾利夫・渋谷寿・今峰可南子

- 議 題：1. 平成23年度総合科学研究所運営委員長選出
2. 平成23年度事業計画
3. 平成23年度予算計画
4. 『総合科学研究』第5号進捗状況
5. 平成23年度「開かれた地域貢献事業」参加の公募について
6. その他

- 資 料：1. 平成23年度総合科学研究所事業計画
2. 平成22年度総合科学研究所予算執行一覧・平成23年度総合科学研究所予算一覧
3. 『総合科学研究』第5号配布先一覧表
4. 平成23年度開かれた地域貢献事業応募一覧・応募用紙

②第2回運営委員会

日 時：平成23年7月1日（金）16時20分～17時20分

出席者：委員長 原田妙子

委 員 石原久代・市原千博・羽澄直子

研究所 竹尾利夫・河村瑞江・渋谷寿・今峰可南子

- 議 題：1. 「総合科学研究所だより」13号について
2. 『総合科学研究』第5号の報告／第6号の発行について
3. 大学講演会について
4. 「開かれた地域貢献事業」について
5. その他

- 資 料：1. 「総合科学研究所だより」13号構成案・発行スケジュール
2. 「総合科学研究所だより」11号配布先一覧
3. 『総合科学研究』第5号配布先一覧
4. 『総合科学研究』第6号目次案・発行スケジュール
5. 前年度までの講演会概要一覧
6. 「開かれた地域貢献事業」打ち合わせ記録・概要一覧
7. 4-6月度に届いた資料等一覧

③第3回運営委員会

日 時：平成23年10月7日（金）10時10分～12時00分

出席者：委員長 原田妙子

委 員 石原久代・市原千博・竹内若子・羽澄直子

研究所 竹尾利夫・河村瑞江・渋谷寿・佐々木由布

- 議 題：1. 「総合科学研究所だより」13号報告
2. 『総合科学研究』第6号について
3. 平成24年度プロジェクト研究募集について
4. 平成24年度予算についての検討
5. 平成23年度「開かれた地域貢献事業」について
6. 私大等経常費補助金に係る調査
7. その他

- 資 料：1. 「総合科学研究所だより」13号配布部数一覧
2. 『総合科学研究』第6号目次案・発行スケジュール
3. 平成24年度プロジェクト研究募集要項・申請書類
4. 平成24年度予算提出スケジュール／予算執行一覧
5. 「開かれた地域貢献事業」打ち合わせ記録
6. 平成23年度予算資料
7. 7-9月度に届いた資料等一覧
8. 『総合科学研究』CiNii（NII 論文情報ナビゲータ）登録に関する資料

④第4回運営委員会

日 時：平成23年12月2日（金）13時30分～14時30分

出席者：委員長 原田妙子

委 員 石原久代・市原千博・竹内若子・羽澄直子

研究所 竹尾利夫・河村瑞江・渋谷寿・寺島まり子

- 議 題：1. 平成24年度プロジェクト研究採択
2. 平成24年度予算について
3. 『総合科学研究』第6号について
4. 平成24年度機関研究について
5. 「総合科学研究所だより」12号について
6. 平成23年度「開かれた地域貢献事業」について
7. その他

- 資 料：1. 平成24年度プロジェクト研究申請書類1件
2. 平成24年予算（案）／予算執行状況
3. 「総合科学研究所だより」14号構成案・発行スケジュール・配布部数一覧
4. 「開かれた地域貢献事業」児童館・保健所講座 実施記録
5. 10-11月度に届いた資料等一覧

⑤第5回運営委員会

日 時：平成24年2月6日（月）10時30分～11時30分

出席者：委員長 原田妙子

委 員 石原久代・市原千博・竹内若子

研究所 竹尾利夫・河村瑞江・渋谷寿・寺島まり子

- 議 題：1. 平成24年度プロジェクト研究採択
 2. 「総合科学研究所だより」14号について
 3. 『総合科学研究所』第6号について
 4. 中学校教育講演会、高等学校教育講演会
 5. 平成23年度「開かれた地域貢献事業」について
 6. 平成23年度予算執行状況
 7. その他
- 資 料：1. 平成24年度プロジェクト研究申請書類2件
 2. 「総合科学研究所だより」14号構成案・発行部数一覧
 3. 児童館クリスマスイベントアンケート結果一覧・児童館クリスマスイベント・児童館講座・保健所講座 実施記録
 4. 平成23年度予算執行一覧
 5. 12-1月度に届いた資料等一覧

⑥第6回運営委員会

日 時：平成24年3月23日（金）10時40分～11時40分

出席者：委員長 原田妙子

委 員 石原久代・市原千博・竹内若子・羽澄直子

研究所 竹尾利夫・渋谷寿・河村瑞江・寺島まり子

- 議 題：1. 平成24年度プロジェクト研究採択
 2. 平成23年度事業報告
 3. 平成23年度決算報告
 4. 平成23・24年度「開かれた地域貢献事業について」
 5. 「総合科学研究所だより」14号について
 6. 『総合科学研究所』第6号について
 7. その他

- 資 料：1. 平成24年度プロジェクト研究申請書類1件
 2. 平成23年度総合科学研究所事業報告
 3. 平成23年度総合科学研究所予算執行状況一覧表
 4. 平成23年度「開かれた地域貢献事業」瑞穂児童館・瑞穂保健所総括打ち合わせ関連資料
 5. 「総合科学研究所だより」14号構成・配布先・部数一覧表
 6. 『総合科学研究所』第6号外部送付先一覧表（予定）
 7. 2-3月度に届いた資料等一覧
 8. 平成24年度研究メンバー募集案内（予定）

II. 研究助成

1. 機関研究

(1) 幼児の才能開発に関する研究

研究テーマ 「遊びの中の学びⅠ」

研究要旨 別記 (p. 75)

幼児保育研究会グループ

〈幼稚園教員〉 伊藤 規子 井上 智賀 小菊永吏子 白木 律子 関戸紀久子 皆川奈津美
 森岡とき子 湯浅 智子 吉村智恵子 渡邊 和代

| | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 〈大学教員〉 | 荒井 康夫 | 荒川志津代 | 石原 久代 | 市原 千博 | 伊藤 充子 | 宇野 民幸 |
| | 川上 輝昭 | 越原もゆる | 駒田 格知 | 佐野 満昭 | 渋谷 寿 | 鈴木 方子 |
| | 竹内 若子 | 竹尾 利夫 | 遠山 佳治 | 仲森 隆子 | 羽澄 直子 | 原田 妙子 |
| | 平井孔仁子 | 間瀬 清美 | 幸 順子 | | | |

活動内容

1. 研究会

- 第24回 平成23年5月25日（水）「平成23年度の研究計画について」
参加者：幼稚園教諭10名・内田千春・渋谷寿・吉川直志・今峰可南子
- 第25回 平成23年10月18日（火）「遊びの中の学びⅠ」
参加者：幼稚園教諭10名・内田千春・渋谷寿・鈴木方子・佐々木由布
- 第26回 平成24年2月28日（火）「遊びの中の学びⅠ」
参加者：幼稚園教諭10名・氏原陽子・内田千春・渋谷寿・寺島まり子

2. 公開研究保育

- 平成23年10月18日（火）「遊びの中の学びⅠ」
平成24年2月28日（火）「遊びの中の学びⅠ」

(2) 中学生の学力向上に関する研究

研究テーマ 「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」
研究要旨 別記 (p. 83)

中学校学力向上研究グループ

| | | | | | | |
|---------|------------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 〈中学校教員〉 | 鈴木 文悟 (校長) | 平位 俊彦 (教頭) | | | | |
| | 大西 裕人 | 片田 益功 | 鬼頭 和代 | 奥村 彰敏 | 高山 嬉加 | 神保 えみ |
| | 八木橋詩織 | 山本 暁太 | 澁谷 美穂 | 白井健太郎 | 福田 誠 | 篠原久美子 |
| | 中野 容子 | 村瀬 慎一 | 青木裕美子 | 篠田 宗明 | 池田 正美 | 野口 俊介 |
| | サルバション有紀 | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 〈大学教員〉 | 荒井 康夫 | 石倉 瑞恵 | 石原 久代 | 市原 千博 | 伊藤 太郎 | 宇野 民幸 |
| | 氏原 陽子 | 川田 博美 | 木原 貴子 | 越原もゆる | 小林田鶴子 | 駒田 格知 |
| | 佐野 満昭 | 渋谷 寿 | 白井 靖敏 | 杉村 藍 | 竹内 若子 | 竹尾 利夫 |
| | 谷口富士夫 | 辻 和良 | 遠山 佳治 | 羽澄 直子 | 服部 幹雄 | 原田 妙子 |
| | 林 和利 | 平松 道夫 | 間瀬 清美 | 宮原 悟 | 村上 哲生 | 吉川 直志 |
| | 吉村智恵子 | | | | | |

活動内容

1. 研究授業・研究会・公開授業・研究発表会

第149回教育研究会

実施日：平成23年6月1日（火）「平成23年度教育活動について」
参加者：中学校教諭17名・河村瑞江・渋谷寿・白井靖敏・今峰可南子
資料：平成23年度の教育研究活動、平成23年度研究会メンバー表

第1回公開授業

実施日：平成23年8月31日（水）

参加者：中学校高等学校教諭17名・氏原陽子

公開授業 英語「Lesson 4（現在完了形）」～内容理解を促し、4技能を関連づけるための音読活動～

中学校2年B組 澁谷美穂 教諭

資料：第2学年英語科学習指導案

第150回教育研究会

実施日：平成23年9月8日（木）

参加者：中学校高等学校教諭17名・渋谷寿・今峰可南子・佐々木由布

資料：第2学年英語科学習指導案

第2回公開授業

実施日：平成23年10月28日（金）

参加者：中学校高等学校教諭16名

公開授業 理科「化学変化と原子・分子」～観察、実験の内容を明確かつ簡潔に示す手順の研究～

中学校2年A組 青木裕美子 教諭

資料：第2学年理科学習指導案

第151回教育研究会

実施日：平成23年11月2日（水）

参加者：中学校高等学校教諭13名・佐々木由布

①研究授業 社会「地域を調べる 第2章 都道府県を調べる」

～疑問を持たせ知りたいと思わせる授業展開のあり方～

中学校1年C組 八木橋詩織 教諭

②研究会

資料：第1学年社会科学習指導案

第3回公開授業

実施日：平成23年12月21日（水）

参加者：中学校高等学校教諭11名・寺島まり子

公開授業 英語「Lesson 11 いろいろな助動詞」

～学習内容の定着をうながす英語ウォーム・アップの研究～

中学校1年B組 篠田宗明 教諭

資料：第1学年英語科学習指導案

第152回教育研究会

実施日：平成24年1月28日（水）

参加者：中学校高等学校教諭17名・河村瑞江・渋谷寿・寺島まり子

①研究授業 国語「一休ばなし」～古典分野における導入の工夫～

中学校1年C組 篠原久美子 教諭

②研究会

資料：第1学年国語科学習指導案

第29回中学校研究授業および研究発表会

実施日：平成24年2月29日（水）

参加者：中学校高等学校教諭17名・渋谷寿・寺島まり子

①研究授業 数学「一次関数」～学習者の理解を深め、意欲を高める授業展開の工夫～
中学校1年B組 神保えみ 教諭

②研究発表会

- ・研究授業 数学「一次関数」～学習者の理解を深め、意欲を高める授業展開の工夫～
発表者：神保えみ 教諭
- ・平成23年度の研究について 発表者：福田誠 教諭

2. 夏期研究合宿

実施日：平成23年8月3日（水）～5日（金）

合宿地：三重県菰野町

参加者：中学校教諭18名

研究テーマ：「主体的な学びを促す基本的指導技術の向上」

(3) 高校生の学力向上に関する研究

研究テーマ 「思考力を高める授業のあり方」

研究要旨 別記 (p. 88)

高校生学力向上研究グループ

| | | | | | | | | | | |
|----------|------------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 〈高等学校教員〉 | 鈴木 文悟 (校長) | | | 水谷 禎憲 (教頭) | | | | | | |
| | 田植 稔哉 | 野中 知里 | | 石黒 智 | 糸 陽子 | 世羅 恵巳 | 坂井 健悟 | | | |
| | 野田みどり | 織田 寿子 | | 與語 里香 | 神谷 弘子 | 佐久間三穂 | 青瀧 雅人 | | | |
| 〈大学教員〉 | 荒井 康夫 | 石倉 瑞恵 | 石原 久代 | 市原 千尋 | 伊藤 太郎 | 宇野 民幸 | | | | |
| | 川田 博美 | 木原 貴子 | 越原もゆる | 小林田鶴子 | 駒田 格知 | 佐野 満昭 | | | | |
| | 渋谷 寿 | 白井 靖敏 | 杉村 藍 | 竹内 若子 | 竹尾 利夫 | 谷口富士夫 | | | | |
| | 辻 和良 | 遠山 佳治 | 羽澄 直子 | 服部 幹雄 | 原田 妙子 | 林 和利 | | | | |
| | 平松 道夫 | 間瀬 清美 | 宮原 悟 | 村上 哲生 | 吉川 直志 | 吉村智恵子 | | | | |

活動内容

1. 研究授業・研究会

研究テーマ 「思考力を高める授業のあり方」

第1回教育研究会

実施日：平成23年11月18日（金）

参加者：中学校高等学校教諭36名・寺島まり子

①研究授業 理科（生物I）「第3章 遺伝の法則 2節 遺伝子と染色体」
～目的意識を持ち自ら思考する力を養う～

高等学校A I類2年4組 坂井健悟 教諭

②研究会

資料：理科学習指導案

第2回教育研究会

実施日：平成24年3月9日（金）

参加者：中学校高等学校教諭37名・寺島まり子

①研究授業 数学科（数学Ⅰ）「第3章 図形と計量 3節 図形の計量」

～知識を活用する力を育てる～

高等学校BⅡ類1年5組 佐久間三穂 教諭

②研究会

資料：数学科学習指導案

2. 研究会参加

①21世紀型教育をキーワードとした体験型カンファレンス（於：甲南CUBE西宮）

日 程：平成23年6月19日（日）

派遣者：野中知里

主な内容：基調講演・ワークショップ

②英語教育セミナーin愛知（於：愛知工業大学名電高等学校）

日 程：平成23年10月28日（金）

派遣者：織田寿子

主な内容：講演会

③第121回 全国大学国語教育学会 高知大学（於：高知大学）

日 程：平成23年10月29日（土）・30日（日）

派遣者：世羅恵巳

主な内容：研究発表・パネルディスカッション・公開講座

④京都市立堀川高等学校 第12回 教育研究大会（於：京都市立堀川高等学校）

日 程：平成23年11月18日（金）

派遣者：糸陽子

主な内容：全体会・公開授業・分科会

⑤2011科学的『読み』の授業研究会（於：日本福祉大学名古屋キャンパス）

日 程：平成23年12月24日（土）・25日（日）

派遣者：野田みどり

主な内容：研究発表・講演会・討論

⑥第27回 愛知県高等学校体育研究大会（於：刈谷市産業振興センター）

日 程：平成24年1月25日（木）

派遣者：青瀧雅人

主な内容：研究発表・講演会

⑦授業で使える放射線実験（於：ケニス株式会社）

日 程：平成24年1月25日（木）

派遣者：石黒智

主な内容：研修会

(4) 創立者越原春子および女子教育に関する研究 (詳細 p. 53)

(5) 大学における効果的な授業法の研究 5 (詳細 p. 59)

2. プロジェクト研究 (詳細 p. 61)

研究課題 教員養成課程における実技教科指導内容の検証 (2)

— 幼児教育現場の卒業生からのフィードバックによる —

研究課題 実験を取り入れた参加型理科教育の推進に関する研究

III. 開かれた地域貢献事業

総合科学研究所では、平成18年度より「開かれた地域貢献事業」を企画し実施している。平成23年度は名古屋市瑞穂児童館・名古屋市瑞穂保健所とのそれぞれとの共催でイベントや講座を行うこととなった。

1. 名古屋市瑞穂児童館との共催事業 (詳細 p. 93)

2. 名古屋市瑞穂保健所との共催事業 (詳細 p. 91)

IV. 講演会

1. 平成23年度大学講演会

講師：釜江 克宏 氏 (京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム研究センター教授)

内容：「地震被害軽減に向けた取り組みと心構え—最近の被害地震から学んだこと—」

日時：平成23年9月16日 (金) 10時30分～12時00分

場所：越原記念館ホール

参加者：名古屋女子大学・短期大学部教職員 計62名

2. 平成23年度高等学校教育講演会

講師：坂庭 眞吾 氏 (桐蔭学園中等教育学校 進路部長)

内容：「思考力を高める学習指導を目指して」

日時：平成24年2月21日 (火) 15時00分～16時30分

場所：名古屋女子大学高等学校中学校 本館1階会議室

参加者：名古屋女子大学中学校・高等学校教諭・名古屋女子大学・短期大学教職員 計59名

3. 平成23年度中学校教育講演会

講師：見附 豊和 氏 (京華女子中学校・高等学校校長)

内容：「改革への歩み」

日時：平成24年3月21日 (水) 15時30分～16時40分

場所：名古屋女子大学高等学校中学校 本館1階会議室

参加者：名古屋女子大学中学校・高等学校教諭・名古屋女子大学・短期大学教職員 計62名

資 料

名古屋女子大学 総合科学研究所規程

平成13年4月1日制定

平成19年4月1日最終改正

第1条（趣旨）

名古屋女子大学学則第56条に基づき、名古屋女子大学総合科学研究所（以下、「研究所」という。）に関する規程を定める。

第2条（所在地）

研究所は、名古屋女子大学内に事務所を置く。

第3条（目的）

研究所は、名古屋女子大学の建学の精神に基づき、自然・家政及び文化・教育に関する理論並びに實際を研究すると共に、その専門分野の枠にとらわれず広く共同研究、調査を推進し、文化の創造と学術の進歩、併せて地域文化の進歩向上に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本学創立者及び女子教育に関する研究
- (2) 自然・家政及び文化・教育に関する研究並びに調査
- (3) 広く専門分野の枠を越えた総合的な共同研究
- (4) 研究成果、調査資料の普及発表及び研究報告書などの刊行
- (5) 研究会、報告会、講演会の開催
- (6) 研究資料の収集・整理及び保管
- (7) 国内、国外の研究機関との連絡並びに情報交換
- (8) その他、目的達成に必要な事業

第5条（所員）

1 研究所は、次の者をもって構成する。

- (1) 所長 (2) 主任 (3) 所員 (4) 事務職員 (5) 研究員

2 所長、主任及び専任の職員は理事長が任命し、その他の兼務者は所長が委嘱する。

3 第1項第3号に規定する所員は次の各号により構成する。

- (1) 名古屋女子大学、名古屋女子大学短期大学部及び付属幼稚園の専任教員
- (2) その他、第3条の目的に賛同する者で、研究所長が認めた者

第5条の2（顧問）

1 研究所は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は理事長が委嘱する。

第6条（任務）

1 所長は、研究所を代表し、庶務を掌理する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 顧問は、原則として運営委員会、機関研究会議等に参加することとし、所長に助言するなど研究所の運営に助力する。

3 主任は、所長の職務を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 事務職員は、所長の命を受け事務を担当する。

第7条（監事）

1 研究所に監事2名を置き、理事長が委嘱する。

2 監事は次の職務を行う。

- (1) 財産の状況並びに職員の業務執行の状況を監査する。
- (2) 財産の状況または業務について不整の事実を発見した場合は、これを学長または運営委員会に報告する。

第8条（運営委員会）

- 1 研究所の運営を円滑に行うため、研究所運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、所長の諮問に応じ研究所の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 委員会は次の委員をもって組織する。委員は、所長が名古屋女子大学及び名古屋女子大学短期大学部専任教員の中から5名を推薦し、学長が指名する。
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 6 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員会は委員の過半数の出席によって成立し、議事は過半数の賛成によって成立する。
- 8 所長は前項の規程にかかわらず、必要のある場合は構成員以外の者を出席させ発言させることができる。

第9条（研究員）

- 1 研究所に研究員を置くことができる。研究員は次の資格を有する者の中から選考のうえ所長がこれを許可する。
 - (1) 大学（短期大学部も含む）を卒業した者またはこれに準ずる資格のある者。
 - (2) その他所長が特に認めた者
- 2 研究員を希望する者は、次の各号の所定の書類等を提出するものとする。
 - (1) 本研究所所定の申込書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校卒業証明書
- 3 研究員として許可された者は、所定の登録料を納めなくてはならない。
- 4 登録料については別表に定める。

第10条（会計）

- 1 研究所の経費は、校費、助成金、寄付金その他をもってこれにあてる。
- 2 会計に関する事項は別に定める。

第11条（顧問料）

第5条の2に規定する顧問に、別に定める顧問料を支給する。

第12条（規程）

この規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. 心理教育相談室内規は、この規程施行の日から、これを廃止する。

別表

(総合科学研究所研究員の登録料)

| | 金 額 | 納付期限 |
|--------|---------|-------|
| 登録料 半期 | 60,000円 | 指定する日 |

編集後記

多くの関係各位のご協力をいただき、総合科学研究第6号を発行できました。機関研究やプロジェクト研究などの執筆をいただいた先生方や、研究活動を支援して下さいました方々に深く感謝いたします。本号には、幼児教育から大学教育まで、教育に関する多岐にわたる研究実践の成果などが報告されています。さらに、昨年の東北・関東地方の未曾有の大地震からの復興を目指すために、「地震被害軽減に向けた取り組みと心構え」と題して行いました講演会の報告や、4年目を無事終えることが出来ました名古屋市の瑞穂保健所と瑞穂児童館の2つの公共機関との、共済事業の報告などが掲載されております。これらのことは、地域の方々や本学教職員、学生、同窓会の方々との関わりがますます大きくなり、人と人との“絆”を深める活動へと発展していくものと願っております。

原田 妙子

編集委員

| | | | | |
|-----|-------|-------|-------|--|
| 委員長 | 原田 妙子 | | | |
| 委員 | 竹尾 利夫 | 河村 瑞江 | 渋谷 寿 | |
| | 原田 妙子 | 石原 久代 | 市原 千博 | |
| | 竹内 若子 | 羽澄 直子 | 寺島まり子 | |

平成23年度

名古屋女子大学総合科学研究所『総合科学研究』

第6号

平成24年5月31日発行

発行者 名古屋女子大学総合科学研究所

所長 竹尾 利夫

〒467-8610 名古屋市瑞穂区汐路町3-40